ISSN 2188-1480

広島平和研究

Hiroshima Peace Research Journal

2015年　3月
March　2015
第２号　Vol.2

広島市立大学広島平和研究所
Hiroshima Peace Institute
Hiroshima City University

広島平和研究　第2号　Hiroshima Peace Research Journal　Vol.2
広島市立大学広島平和研究所

広島平和研究

Hiroshima Peace Research Journal

第２号 Vol.2

広島平和研究

第２号
目　次

平和研究の窓

戦争と戦後の時代を生きて ……（葉佐井 博巳）… 5

特集論文　ビキニ水爆被災の諸相

特集に寄せて ……（高橋 博子）… 19

キャッスル作戦とマーシャル諸島の人びと ……（豊﨑 博光）… 21

ビキニ事件・原水禁署名運動から60年
―過去（1953～54年）、そして現在 ……（丸浜 江里子）… 47

Anthropogenic Fallout:
The *Bravo* Test and the Death and Life of the Global Ecosystem
……（Robert Jacobs）… 77

独立論文

Intra-state Conflicts:
Can the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) Play a Role?
……（Ramses Amer）… 97

金正恩体制下の北朝鮮―核と拉致問題を中心に ……（孫 賢鎮）… 123

憲法９条訴訟と平和的生存権 ……（河上 暁弘）… 149

活動報告

平和博物館から見る自治体の「平和」とヒバク情報 …（竹本 真希子）… 185

投稿規程 …… 192

Hiroshima Peace Research Journal

Volume 2
Table of Contents

A Window into Peace Studies

Memories of My Experience during the War and After ····· (Hiromi Hasai) ··· 5

Special Feature: Reconsidering the *Castle Bravo* Incident

Bravo Research: An Introduction for the Special Feature
····· (Hiroko Takahashi) ··· 19

Operation *Castle* and Its Effect on the Marshal Islands
····· (Hiromitsu Toyosaki) ··· 21

The *Bravo* Test and the Citizen Petitions for the Nuclear Test Ban:
Reflections after 60 Years ····· (Eriko Maruhama) ··· 47

Anthropogenic Fallout:
The *Bravo* Test and the Death and Life of the Global Ecosystem
····· (Robert Jacobs) ··· 77

Article

Intra-state Conflicts:
Can the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) Play a Role?
····· (Ramses Amer) ··· 97

North Korea under the Kim Jong-Un Regime:
Perspectives on Nuclear and Abduction Issues ····· (Son Hyun Jin) ··· 123

A Study of the Theory of Constitutional Suits on the Right
to Live in Peace in Post-War Japan ····· (Akihiro Kawakami) ··· 149

Activity Report

Peace Museum Studies on Relationships Regarding the Idea of "Peace"
and Presentation of the Information on Radiation Disasters among
Local Governments ····· (Makiko Takemoto) ··· 185

Submission Guidelines ····· 193

平和研究の窓

戦争と戦後の時代を生きて

葉佐井　博巳
広島大学名誉教授

はじめに

私は長年、自然科学の一つ「原子核物理」の研究をしてきました。政治･歴史･思想などの社会科学分野の専門的な研究はしていません。つまり「平和」を学問的に探究することはありませんでした。

終戦時、私は14歳でした。戦場での戦闘経験はありませんが、広島の原子爆弾の被害を体験し、戦争を知る一人として戦後を過ごしました。人は思いがけない体験を重ねながらそれぞれの終焉を迎えます。私の生涯はまだ終わったわけではありませんが、83年間の人生経験で得た平和への思いをつづりたいと思います。

私は第二次世界大戦（太平洋戦争）を聖戦と教えられ、戦争に勝つことを信じて少年時代を過ごしました。ところが８月15日、日本は戦争に負け、連合国に無条件降伏をしました。日本は必ず勝利すると教えられていた私は、「私だけでなく日本中が騙された」と子供心に思いました。終戦後、軍に関する組織が解散しました。やがて不戦の宣言を表記した新憲法が公布されました。新憲法は「戦争放棄によって平和を実現する」立場に立っています。「戦争は平和のため」とした教育は一転し、「不戦による平和へ」と対極に移行したのです。どちらも平和のためであれば、平和の定義に矛盾が生じないでしょうか。

最近、「特定秘密の保護に関する法律」の国会通過や「集団的自衛権行使容認の閣議決定」が報じられる度に、再び戦争ができる国になろうとしていると感じます。日本は戦後70年間、戦争に巻き込まれていません。それぞれの国にとって主張や利害関係が異なっても、人を殺傷する武力でなく、話し合いで解決する方法はないものか……。戦争の結果がもたらす悲惨さを知る者として、警鐘を鳴らしたいと思います。

思えば少年時代に受けた戦争の記憶とその前後の衝撃が、その後の私の人生に大きな影響を与えました。それを学生時代、社会人時代、その後に分けてみました。それぞれの時代に周囲で起きた事例を挙げて、どのように関わったかを列挙し、最後に未来への想いを書き綴ってみました。多様な平和問題の探索に役立つことがあれば幸甚です。

１．学生時代（1937～56年）

私は1931年、満州事変の年に生まれました。人生において一番多感な小学校から大学を卒業する1956年までの間に戦争と敗戦を経験しました。戦争から平和な時代への急変に戸惑いながら、自分の取るべき道を模索する混乱期となりました。

⑴　小学生時代（1937～44年）

私が小学校入学の年に支那事変（日中戦争）が勃発しました。当時は全てを理解できる年齢でありませんでしたが、子供心に当時の中国の首都南京の攻略に成功したことを祝って提灯行列をしたことを記憶しています。しかし、南京での虐殺行為は報じられませんでした。日中戦争以降、広島は宇品港から戦地に向かう軍人などの最後の宿泊地となりました。輸送船を待つ数日間が軍人にとって日本での家庭生活を味わう最後の機会となり、一般家庭に数人ずつ宿泊しました。今の民宿のようなものでしょうか。彼らは戦地から写真を送ってきました。鉄兜に銃弾の貫通跡が見られる写真は戦友の死を意味します。中国人の両手を後ろ手に縛る側で、日本刀を構えている日本軍人の写真もありました。そのような写真を見ても、当時の私は「悪い奴は死んで当然」と思ったようです。人は本来このような残酷な性格を持っているのかもしれません。それとも教育によるものでしょうか。戦争のため死ねと命令する権力者がいた一方で、素直に従った国民が今では不思議です。

1941年に日本は第二次世界大戦に参戦しました。「12月８日未明、日本軍は真珠湾の奇襲攻撃に成功し大勝利を挙げた」と報道され、当然、小学校（当時、国民学校）４年生の私は大喜びをしました。南方でも戦果を挙げ、日本は勝利していると信じていました。学校では戦争を賛美する修身教育が行われます。高学年になって戦争に向けた歴史教育が始まります。

歴史の授業は歴代天皇の名前を暗誦することから始まりました。「日本の国は神武天皇以来、天皇自ら日本を統治してきたが、中世から天皇の威信が低下し、武家政治が始まり、戦乱の世の中になった。やがて明治になり、天皇主権の国体が復活した」と教えられ、日本は神の国で「苦難の時は神風が吹く」と信じていました。

⑵　中学・高校時代（1944～50年）

戦争の最中にあり、戦争を賛美する教育になりました。日清戦争で台湾を領有し、日露戦争後は朝鮮半島を併合しました。日本が戦争に勝利するのは当然であり、やがて世界を制覇すると教えられました。領土拡張を植民地政策とは教えられませんでした。まさに戦争に勝つことが正義でした。しかも戦争は約10年に一

度の割合で起き、そのおかげで景気も持続すると教えられました。

満州事変が当時の陸軍の自作自演の陰謀――関東軍による南満州鉄道線路の爆破、いわゆる柳条湖事件――であったことも教わりませんでした。逆に満州事変を契機に満州国を建設し、日本人は広い地を得てアジアに貢献していると教えられました。国際連盟から非難され、脱退したことなども教わりませんでした。学校では三国同盟を結んだドイツ、ゲルマン民族の優秀さを教えられ、ドイツに学べと言われてきました。英語は敵国語として使用を禁じられました。歴史観は時の権力者によって変えられます。

(a)　原爆投下まで

富国強兵をスローガンに国家総動員法が発令され、戦争が最優先される時代になりました。統制が厳しくなり、物資も軍隊が優先し、国民は「我慢」を強要されました。

1942年６月のミッドウェー海戦で海軍の主力が壊滅し、やがてガダルカナル島をはじめ各部隊が孤立し玉砕が続きます。しかし戦争をやめる気配はありませんでした。国民は敗戦の気配を感じていたようですが、相変わらず大本営は真実を国民に伝えませんでした。少しでも戦争の批判をすれば逮捕される時代でした。学校にも年配の将校が監視のためか、配属されていました。軍による統制は終戦まで続きました。

隣組から赤紙召集で戦地に行く人を、千人針の縫い込まれた日の丸の旗を渡し、送りだします。千人針には「武運長久」（戦いで長く生き残る）の願いが込められているのですが、家族は「死んで国に奉公しろ、万歳」と叫びます。心のうちはどれほど辛かったでしょう。出征した軍人が白い小さな箱になって帰ってきたのを校庭で迎えました。その時にはさすがに万歳もなく、哀悼歌で静かに迎えました。それを見て、私はどうしても国のために役立つ軍人になり、靖国神社にまつってもらおうと決心しました。

1945年になると戦況が悪化し、３年から６年までの小学生は４月から田舎へ疎開しました。昨年死亡した３歳下の私の妹もその一人でした。遺品の中から大事にしまっていた母親との通信記録を見つけました。「どうして、私だけ一人が集団疎開で離れなければならないの、家族と一緒に住みたい」との妹の訴えに、母は「お兄さんはやがて戦争に行きます。今はその準備をしているのです。下の妹はまだ４歳で一人では生活できません。貴女はやがて帰れます。それまで我慢して下さい」こんなやり取りが1945年４月から原爆投下までに何通かありました。当時、私の父は他県に単身赴任中で、私は母と下の妹の３人で暮らしていました。戦争が長引けば、私は軍人として出征していたでしょう。

(b)　原爆に遭遇して

1945年８月６日午前８時15分、広島に世界で初めての原子爆弾が人類の頭上に

投下されました。戦争も末期状態で青年はほとんど戦地に召集され、市内には年寄り、女性、子供が残っていました。私は原爆が投下される１週間前から学徒動員として郊外の工場に行くことになりました。８月６日の朝８時には、爆心から15㎞離れた軍需工場に集合していました。そのため、直接被爆を逃れ生き残ることができたのです。

あの日、私は工場の空き地で異様な光と爆風を感じましたが、何が起きたか見当がつきませんでした。しばらくすると広島市内から被爆者がぞろぞろと歩いてきました。誰に聞いても自分の家に直撃弾が落ちたと答えます。でも敵機の姿はありません。不思議に思っていたところ、午後になると負傷者がトラックで運ばれてきました。負傷者はひどい火傷をしていました。顔や手足は皮膚が溶けてお化けのような姿になっていました。その様子を見て初めて広島に異常事態が発生したことを知りました。この時の様子はまさに地獄絵そのものだと思いました。

翌日、市内の自宅に帰る許可をもらいましたが、すでに広島市は死んだ街と化していました。市内の建物は破壊され、おびただしい死体が道路に並べたように転がっています。みんな重傷を負いながら必死に逃げようとし、力尽きたのでしょう。焼け跡には家族を探しに来た人たちが、１体ずつ死体を確認している姿がありました。この惨状を見て、平素から教えられている戦場とはこのような所かと思いました。やがて自分もこうして死んで行くのだろうと、ぼんやり想像しました。しかしまだ戦争中です。「死を恐れず何とか生き残り、この仇を取らなければ」と心を奮い立たせました。

家も学校も焼失し３日間、近所の焼け残った家を借りて負傷者の救護をしました。そこへ、幼馴染の友人が大やけどをして帰ってきました。彼は死ぬ間際に「海行かば水清く屍、山行かば草生す屍、大君の辺にこそ死なめ、かえり見はせじ」と消え入りそうな声で歌いだしました。この歌は死者を迎える哀悼歌です。そして「天皇陛下万歳」と言って死んでいきました。意識があったのかは分かりませんが、学校で教えられた死に方です。これこそ男の死に方だが、私にできるかと不安になりました。当時は子供にも潔い死が求められていました。彼は15歳で、12歳の弟は行方不明、５歳の妹も爆死しました。彼の両親は子供を全員亡くました。一方、私の家族は幸運にも生き延びたので、妙な後ろめたさを感じました。

(c)　敗戦の衝撃――何も信じられない

学校も再開されず、教科書も家財道具と共に全て焼かれ、学校からの連絡を待つ毎日でした。８月15日、昼に重大な発表があると聞きましたが、いつもの大本営発表だろうと気にしませんでした。正午になるとラジオ放送が始まりました。はっきりとは聴き取れませんでしたが、天皇の玉音でした。どうやら戦争に負けたようです。日本の戦況が不利なことは気付いていましたので、一瞬「そうか負けたか」と思いました。今後、日本はどうなるのだろうと、ふと脳裏に浮かびま

した。当時、敵の捕虜になった時には自決せよと教えられました。その結果、多くの軍人や民間人が戦地で玉砕しました。降伏して捕虜になることは許されない選択でした。それにもかかわらず、天皇みずから降伏を宣言したのです。まさに晴天の霹靂です。降伏した以上、天皇は責任を取って自決するのだろうか、国を守れなかった我々も責任を取らねばならないのか、我々は今後どうして生きていけばよいのだろうかと、疑問と不安にかられた日々を過ごしました。

後に、「終戦の詔勅」を読んでみると、「天皇は日本国の平穏無事を願ってきた、米英に宣戦した時、日本の自立と東アジアの安定を目指していた。しかし、４年間の戦争で我々に勝利の可能性がなく、世界の大勢も我が国に有利をもたらしていない。さらに彼らは残虐な兵器（原爆）を使用してきたので無条件降伏を選ぶことにした。そのために苦しいだろうが復興に尽くせ、むやみに逆らうな」という趣旨でした。「心を痛める」との言葉はありましたが、間違っていたとの表現はどこにもないことに気が付きました。

日本では８月15日を終戦記念日としています。他の国から見ればどうでしょう。戦勝記念日や解放記念日かもしれません。日本は近代史上、敗戦の経験がありません。戦勝国は日本人に何を要求してくるかと、それも不安でした。

とにかく敵は上陸してくる、どうやら無条件降伏らしい、何を要求されるか見当がつきません。我々に「アジアに植民地政策を強いた鬼畜米英を追放しアジアに平和な共栄圏を造るために立派に戦って死ぬのだ」と教えた教師は、今後何を教えてくれるのかと、強い疑問を持ちました。

我々は校舎が再建され、授業が再開されるまでに空白な時間がありましたが、被害を受けていない他の学校では終戦をどう教えられているのか、とても気になりました。街角ではジープで走る占領軍兵士の姿を見かけるようになりましたが、想像していたより害を与えていないように見えました。

やがて11月に校舎が再建され、一同が集まりました。戦争を美化した教師は、復興のどさくさで何も言いません。教室で学友の顔が揃うと昔を思い出し、生き残った嬉しさを噛みしめながら学生生活を再開しました。ほとんどの生徒は教育の変化に関心がないようで、戦争に対する反省等もほとんど聞きませんでした。戦争中の言論統制を無意識に感じて、GHQ（連合国軍総司令部）の意向を配慮していたのか、相変わらず時の指導者に従順に生活していました。それが無難な処世術だったようです。鬼と呼んでいた米英の国が、民主主義の手本になりました。夢を見ているようでした。そういえば敗戦の翌年には新憲法が発布されています。日本は、その平和憲法を70年間守ってきました。今や日本の中だけでなく世界に定着しています。

東京裁判は戦勝国の裁判ですが、敗戦国だから仕方ないと私は受け止めました。しかし日本国民による指導者への戦争責任追及はどうなったのでしょう。できな

かったのでしょうか。

私は少年時代を「教えられた」と表現しました。まだ判断力のない子供への教育効果は絶大です。当時の教師は、この戦争は正しいと教えました。本心だったのでしょうか、それとも言論統制のために言えなかったのでしょうか。多分後者でしょう。とすれば、何でも言える時代は大切にしないといけません、もう一度、言論統制されたら、再び子供を騙すことになります。子供の頃、大人に騙され、私は懐疑心の強い人間になりました。そのような社会になってはいけません。

1947年４月に学制改革が発表されました。アメリカの指導の下に制定され、6.3.3制が導入されました。我々旧制中学校入学生はそのまま新制の高校生へとつながります。

1949年４月から広島県内の県立・市立高校が統合され再編成が行われました。小学区制で男女共学が始まりました。出身学校により学力も違い、授業はなかなか進みませんでした。こうして中学高校時代は生きることとスポーツに専念することで終わりました。

考えてみると一番の思春期に目標を失い、いつの間にか民主主義を教えられ、学制改革に翻弄されました。教育方針に迷う先生は、学内で暴力が起きても止める力もありません。学生自ら処理するしかありませんでした。こうして私は小学校、中学、高校と卒業旅行すらしていない少年時代を送りました。

⑶　新制大学時代（1950～56年）

新制大学が地方にも設立され、いきなり大学受験ができる時代となりました。広島にも新制総合大学が一年前に発足したので受験しました。焼け跡の復興を見ながら、今からは技術の時代だと感じ、工学部の電気工学に受験し運よく入学できました。大学での１年目は、昔の高等学校を模して設置された教養学部で、全員が基礎知識を学びます、その時、初めて憲法と哲学の授業を受けました。建物は残っていて、旧制高校の生徒はここで学び、自由を謳歌したのだろうと想像しながら、自分も学生時代にその雰囲気を味わいました。なんとなく遊び放題の教養部生活でした。何とか学部進学でき、工学部に行くことになりました。工学部は千田町の高専跡地にあり、原爆の影響で傾いた校舎は棒で補強してありました。

当時、工学部にはまだ大学院は設置されていませんでした。就職のために受けた健康診断で肺結核と判断され、手術を勧められました。私は長い間、肺結核を知らずに放置したまま生活していたのです。急遽休学し、５月に入院しましたが、その年の11月に左肺全摘手術を受けることになりました。

1956年春、２年遅れて卒業しました。この学生生活６年間に朝鮮戦争、サンフランシスコ平和条約、日米安全保障条約、第五福竜丸事件（ビキニ水爆実験）、警察予備隊の創設、日本の原子力政策、国連加盟と色々ありましたが、ノン・ポ

リ学生だったようです。記憶に残るのは、大学に入学した年に始まった朝鮮戦争でした。岩国によいアルバイト先があると聞きました。戦場から送られてくるアメリカ兵の死体を、つなぎ合わせ、包帯で巻く作業でした。もちろん行く気にはなりませんでした。不幸な朝鮮戦争の時に軍需景気になりました。繰り返される戦争の犠牲と引き換えに、誰かが利益を得ています。

私は教育者が時の権力に負けたことに、強い反感を持ちました。以来、どんな意見も一度は反対の立場で考える習慣が付きました。ある意味での戒めのようなものかもしれません。

2．教員生活と研究活動（1956～2003年）

私は1995年までの39年間、国立大学で、2005年までの10年間を私立大学で研究と教育の仕事についていました。

工学部を卒業しましたが、病気のため会社には就職できず大学に残りました。ちょうど私が配属された教室に原子核研究に関わる教授が就任し、この道の研究生活が始まりました。このような研究には巨大な装置が必要ですが、地方大学には大きな予算もつかず、全国共同実験を利用することになりました。原子核分野では、いち早く共同研修所が設立されました。最初は東大農場に設置された田無の原子核研修所、ここでは戦後最初の日本製サイクロトロンが建設されました。その後は大阪大学附置の核物理センター、さらにつくばに高エネルギー研究所と規模が大きくなり、国際的研究が行われるようになりました。私はそれぞれの研究に参加でき、やがてロスアラモスの自然科学研究所の共同研究に参加しました。ロスアラモスが広島原爆を製造した場所であったことがきっかけになり、「広島・長崎原爆放射線調査」が始まりました。

⑴　共同利用での研究生活（1956～80年）

共同研究の良いところは、理論学者と実験学者が一緒に議論ができることや、他の大学との交流ができることです。各大学の持つ知識や技術を持ち寄り、それぞれが分担して、一つの目的を完成させます。

研究はさておき、この間に印象に残る社会問題を振り返って考えてみます。

⑷　ベトナム戦争（1960～75年）

冷戦時代の煽りを受けたベトナム戦争は、いつの間にか長引く戦争となり、除草剤被害が報告されると、ベトナム戦争反対運動が日本にも起きました。やがてアメリカ国民から反対運動が起きアメリカが撤退し、戦争は終結しました。しかし多くの問題を残したままです。

⑸　部分的核実験停止条約（1963年）

核実験の灰が世界中に広がり地球を汚していることが問題となり、核実験が一時停止され喜びましたが、やがて地下実験として復活します、保有国は相変わらず核兵器を捨てません。

(c)　中国文化大革命（1966～67年）

中国の研究者が「農作業ができない研究者まで農業をしろと言う」と漏らしていました。どんな革命かほとんど知りませんでした。中国から帰国した女性が「中国では小さな子供が毛語録を暗誦している」と得々と話している場に居合わせ、驚いて「物事の判断ができない幼児は暗誦しているだけで理解していない」「戦時中に使用した日本の教育勅語も立派なことが書いてあるが、使い方一つで戦争にもつながる」と言ったのを覚えています。とっさに「そのままを信じるな」の本音が出てしまいました。

(d)　学園紛争（1968～69年）

東大に発した学園紛争の煽りが広島にも波及してきました。彼らの主な主張は当時公害による、環境汚染の追及でした。産学協同に反対した学生は「大学の研究者も結果に責任がある」と迫ります。原爆開発を推進したアインシュタイン博士を始め、多くの科学者が被害の大きさから核兵器反対声明を出したのを連想します。

さすがに若者は時代に敏感であると感銘を受けました。しかし今では産学協同に反対していた研究者たちも政府の方針で産業界の資金援助を受け、再び産学官の癒着状態が生まれています。

また、ある学生との対話で、年配の教授が「最近の学生は先生を尊敬していない」と叱責すると、「尊敬に値しない先生を何故尊敬しなければいけないのか」と詰め寄ったことを、印象深く覚えています。確かにその通りです。常に尊敬される人間になりたいと思いました。しかし、彼らが「兵器を作るから工学部の工場を解放しろ」と言ったのには呆れました。誰と戦うつもりだったのでしょう。

(e)　スリーマイル島原発事故（1979年）

原子炉事故が大々的に報道されました。燃料が溶け、周囲に放射能汚染が拡がり、アメリカは新しい原子炉の建設はしないと決議しました。しかし現在は再び計画しています。

(2)　ロスアラモスでの出会い（1980～83年）

純粋な核物理研究を行うため、カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）附置のロスアラモス科学研究所で共同実験を始めました。この実験は３年続きましたが、各国の研究者が分担し、各々都合のよい時間に参加します。メンバーは日本から大学院生を含め数名、アメリカからはイランからの留学生も含まれていました。フランス、エジプト、イタリア、ノルウエーなど実に多彩なメンバーで

した。仲間同士では戦争の話や原爆の話は一切しませんでしたが、外に出るとロスアラモスは原爆開発の地として誇りを持っています。ロスアラモスだけでなくどこへ行ってもアメリカ人の多くは原爆使用を肯定します。ちょうどその頃、アメリカが中性子爆弾の計画中に、広島原爆の中性子が今まで採用されていた「暫定線量（T65D）」の想定より一桁少なかったという報告が出され、見直しが始まっていました。実際の線量が少ないとすれば、中性子の危険性は10倍あるということになります。問題があるとすれば、広島に生まれ、原爆を体験した一人として、原子爆弾の線量を検証してみる価値があると考えるようになりました。私が所属していた研究室でこの問題に取り組むことにしました。これが私の原子爆弾とのつながりになりました。

⑶　線量見直しの20年（1980～2004年）

広島の小さな研究室で始めた線量再評価は、以前、日本中の施設で共同研究をしていた仲間の研究者も協力してくれました。やがてアメリカのエネルギー省が共同研究を申し込んできました。アメリカのエネルギー省は原子力関係の公式機関と関わっています。我々の目的は核兵器開発ではなく核兵器の危険性を証明することです。矛盾を生じましたが、我々だけでは原子爆弾の科学的情報が得られません。そこで核兵器の開発に協力しないことを条件に共同研究をすることにしました。私たちは真実を追求することだけに専念し、どんな運動にも加担しませんでした。

⑷　チェルノブイリ原発事故（1986年）

線量評価をしている時、チェルノブイリ原子炉が爆発しました。広島にも１週間後にヨウ素131が飛来しました。その時広島には放射線を精密測定する測定器がないのに気が付きました。原爆を体験した都市ですが、県内に原子炉がないため、県も市も測定器を用意していませんでした。当分の間、政府からの要請に我々がデータを提供し、県や市に早急に測定器を持つように要請しました。原子炉問題は対岸の火事と考えられていました。

⑸　湾岸戦争、ソビエト連邦解体（1991年）

イラクがクエートに侵攻後、アメリカ軍を主体とした多国籍軍が介入しました。アメリカの提案にソ連が拒否権を行使しませんでしたが、その背景にはソ連の国内情勢があったようです。東西冷戦時代の終わりです。ソ連は解体しました。共産党はどうなったのか気になりましたが、情報統制のため真実は分かりません。

⑹　インド・パキスタン核実験（1998年）

「広島の原爆検証」を日米で行っている最中、両国の核実験を知りました。山が崩れるのを、両国の国民が見て大喜びをしています。実験跡地は残留放射線で汚染されています。近づくのは危険ですが、国民には知らせていないのでしょう。

これが時の支配者の手法でしょう。いつの時代も都合の悪いことは国民に隠しています。

(d)　東海村事故（1999年）

不思議な事態が起きました、長時間にわたり核分裂（臨界）が持続したことに驚愕しました。奇跡ともいえる偶然です。原子炉内部の状態が生じました。想定外とのことで済まされる事故ではありません。致死量の放射線量を浴びた大内久さんは、80日間生かされて35歳の命を閉じました。

(e)　アメリカ同時テロ（2001年）

東京に出張中、仲間と遅い夜食を取っていると、店長がテレビを指さしました。映画のワンシーンのように飛行機がビルに突っ込んでいました。同時テロでした。ビルが崩壊して多くの犠牲者を出しました。ふと、今後ハイジャックが起きたらアメリカはどう対処するだろうと考えました。撃ち落とすかもしれないと思いました。「多くの人の命を助けるためには多少の犠牲者が出ても仕方ない」という考えは、原爆投下を正当化する考えと類似しています。テロの発生をなくすように国際社会が協力することを優先させるべきではないでしょうか。

(f)　イラク戦争（2003年）

同時テロを受け、アメリカはイラクへの攻撃を始めました。同時テロが引き金になりましたが、「イラクは化学兵器や核兵器を持っている」という別の理由から攻撃を開始しました。当時、国連は「核兵器保有の確証はない」と言っていました。「アメリカが正義を掲げ世界警察であることは世界の利益になる」と、彼らは自負しています。戦争には勝者も敗者ありません。残るのは被害と犠牲です。

3．大学を引退して（2005年）

長年の懸案であった広島・長崎の放射線量再評価の仕事も「広島および長崎における原子爆弾放射線被曝線量の再評価（DS02）」の発刊（2006年）で一段落し、イラク戦争の最中に大学を退職しました。今まで仕事三昧の生活をしてきたので、何をすればよいのか見当がつきません。現役時代から原爆資料収集などでお世話になった、平和記念資料館に足が向かうようになりました。被爆証言をしたいと申し入れると、「順番を待て」と言われました。何故だろうと疑問を感じ、30人近くの証言者の話を聴いてみました。なるほど私は入市被爆者です。被爆証言も直接被爆者のような迫力はありません。しかし、本当の被爆の犠牲者はあの時に亡くなった人です。生き残れた人のほとんどは幸運だったか、爆心地から離れた場所にいた人たちです。３年目に証言者になることを許されましたが、この頃になると当時成人で直接被爆をした人はほとんどいませんでした。当時、小学生（国民学校）だった方や私のように原爆投下後に入市した被爆者が証言を始めました。

その我々すらいなくなった後、ヒロシマはどのように語り続けられるのだろうと、不安を持つようになりました。このままでは時間と共に記憶も風化していきます。戦争も原爆も知らない世代に、この悲惨な事実を託すしかないと思いました。広島の実相を後世に伝えるため、広島市に伝承者を養成するように進言してきました。やっと願いがかない、2012年から広島市は伝承者を募集し、養成しています。広島平和記念資料館には色々な委員会を通じて関わってきましたが、今は伝承者の養成を見守っています。

最後に、私が大学を退職して以降の、日本をとりまく社会状況と私の関わりを点描しておきたいと思います。

⑴　国民保護計画（2004～07年）

2004年、小泉純一郎内閣で国民保護法が閣議決定されました。同法の制定にあたり、広島・長崎市には核攻撃を受けた時の対応について検討するように要請がありました。当時の秋葉忠利市長から対応策を依頼されました。「核兵器反対を叫んでいる広島市が防御を考えることは核兵器攻撃を肯定することになり矛盾を感じる」と断りましたが、「広島の人は核兵器のことを承知しているが、一般的には知られていない、広島から実態を発信したい」と強く言われました。「市は一切口を挟まないこと」を条件に引き受けました。委員には逸材のメンバーが揃い、協力してくれた市の職員も有能でした。「核兵器攻撃からは守れない、守るには核兵器廃絶を実現するしかない」との結論を得て、2007年に報告書を提出しました。この時はっきりと「核兵器は非人道的兵器である」と宣言しました。

⑵　リーマン・ブラザーズ経営破綻（2009年）

日本経済にも波及したようですが、私は経済には無関心でした。

⑶　東日本大震災、福島の原発事故（2011年）

３月11日、東日本に大地震が起き、大津波が発生しました。町が崩壊する様子を見ながら、広島原爆の被害が重なりました。広島は爆風で建物が崩壊し、その後、火災が発生しました。東日本では地震で建物が崩壊し、その後、津波が襲いました。さらに福島の原子炉事故が重なり、一度に原子炉の安全神話が崩れました。想定外の事故が起きてしまいました。原子炉の安全対策も結果的には失敗でした。経済より人命の安全を優先するべきです。しかし原因と対策を十分検証しないまま、再び稼働しようとしています。

おわりに

全ての公的仕事を退いて自分を見つめると、私は被爆と敗戦から少なからず影響を受けていると実感します。少年時代は「戦争に勝ち平和を作る」、すなわち積極的平和を信じていました。戦後、日本は「戦争をしない国」と宣言しました。あれから70年、日本はいかなる場合でも、紛争や戦闘に加担せず、国際社会の一員として過ごしてきました。国内外に誇れることです。今後もそれを堅持するべきではないでしょうか。

安保条約があるとはいえ、いつまでアメリカの核の傘に依存し抑止力にするのでしょうか。もはや、核兵器は地球を滅ぼす兵器であることは世界中の人が知っています。核兵器保有国の傘の下に身を置きながら、他国の核兵器使用を看過するならば、日本も加害者になります。核兵器の被爆国として許されることではありません。

私は安保闘争、学園紛争、ベトナムの反戦運動をする学生の、率直で柔軟な考えと行動力を見て、戦前にはなかった民主主義というものを実感しました。民主主義には義務や責任が生じますが、平和を守る要になります。大局的な平和を守り続けるためには世界中の正確な情報が必要です。インターネットやメディアがその重大な役目を果たすでしょう。我々にも真偽を見極める眼が必要になります。

振り返ってみると、原爆に遭遇し、こんなひどい世界があるのかと驚きながら、「戦争だから仕方ない」と諦め、特別な意識もしないで生活してきましたが、いつの間にか原爆に関わる研究と活動で、生涯を終わろうとしています。心の中に原爆投下を当然とする戦争を否定し続けていたのでしょう。

人生の終焉に近づき、地球の行く末をいろいろ想像します。世界中のどこにでも自由に住むことができ、世界のどの国にでも旅券なしで自由に往来できるグローバルな世界ができればいいと夢見ています。お互いに少し素直に信じあえないでしょうか、そうなればどの国も住み易い国家を目指し、争いも起きないでしょう。それに反し、エゴや物欲がエスカレートし、武力で解決しようとし戦争や紛争が起きれば、やがて武器はどんどん強大化し、大切な地球が甚大な被害を受けるでしょう。人類が滅亡する方向に向かっているようで心配です。また、文明が栄え便利な社会ができる反面、危険と背中合わせで、時間に追われる生活を強いられる社会になりました。科学の進歩を、時には立ち止まって見つめ直してはどうでしょうか。

私たちは過去から未来をつなぐ最中で、傲慢になっていないでしょうか。未来に責任を持たなければいけません。我々の時代だけの要求を満足するだけでなく、未来に役立つ資産を残さねばなりません。私一人が何を言っても無駄でしょう。しかし、同じような想いを持っている多くの仲間がいることを信じたいです。

私も、そろそろ少年時代に植えつけられた「不信感」も捨て、未来を信じ、静かに世間を見守りながら、仲間たちと未来を語り合いながら人生の残りを生きたいと願っています。

特集論文

ビキニ水爆被災の諸相
――特集に寄せて

高橋　博子
広島市立大学広島平和研究所

2014年は、1954年３月１日のビキニ環礁で米核実験によってマーシャル諸島の住民、マグロ漁船員、米兵が被ばくしてから60周年にあたる。この実験はキャッスル作戦という核実験シリーズの第１回目、ブラボー・ショットと呼称された水爆実験であった。当時、ビキニ環礁周辺を航海中であったマグロ漁船、第五福竜丸は「死の灰」を浴び、静岡県焼津港に帰港後、３月16日に『読売新聞』によってその被ばくが報じられた。「第五福竜丸事件」として、日本をはじめとして世界に核実験による「死の灰」、すなわち放射性降下物の影響が知られることになる。しかしながら、アメリカ政府と日本政府との間では1955年１月４日の日米交換公文によって、法的責任を伴わない見舞金として200万ドルが支払われ、少なくとも政府間では決着済みの問題にされた。

本特集では、こうした政治決着に隠れて埋もれていった被ばくの実態を、さまざまな角度から最新の研究・史料を踏まえて検証する。さらに原水爆反対運動を押さえ込もうとする流れに抗い、「死の灰（放射性降下物）」の危険性を訴え、被災する側に寄り添った日本、およびアメリカにおける運動についても紹介する。本特集への寄稿者は、それぞれビキニ水爆被災研究の最前線で活躍しており、ビキニ水爆被災から60周年に企画した広島平和研究所主催の連続市民講座「ビキニ水爆被災再考―被災60年を迎えて」（2014年２月14日～３月14日開催）の講演者でもある。

豊﨑博光「キャッスル作戦とマーシャル諸島の人びと」は、筆者による現地調査によって得られた証言を、マーシャル諸島や米エネルギー省から入手した一次資料を駆使して検証している。マーシャル諸島の人びとは核実験の一環としては被ばく状況が詳細に調査される一方で、汚染された環境に帰環を余儀なくされ、被ばく状況を軽視された扱いを受けてきた。筆者は、長年にわたってマーシャル諸島の人びとの被ばく状況をジャーナリストとして報道してきた。クリントン政権時に人体実験諮問委員会が発足したのを機にして、1990年代に公開された公文書は、まさしく筆者が報じてきたようなマーシャル諸島の人びとの被ばく実態を裏付けるものであった。さらに国連人権理事会特別報告者が、マーシャル諸島住民や東京電力福島第一原発事故による被害者の人権が著しく侵害されているとし

た、最近の指摘をも踏まえて論じている。

丸浜江里子「ビキニ事件・原水禁運動から60年―過去（1953～54年）、そして現在」は、どのように杉並から原水禁運動が起こっていったのか、当時の時代背景や国際環境を含めて丁寧に描かれており、ビキニ水爆被災をきっかけに、大きく盛り上がった原水禁運動の世界史的意義について、先行研究や証言も踏まえて分析している。また、東日本大震災の際の東京電力福島第一原発事故後の状況と、ビキニ水爆被災以降の日本の状況との共通性についても考察を加えている。さらに、反原水禁の声をあげれば、「反米活動」として抑制される中、杉並区の住民による署名活動をはじめとした原水禁運動が、どのように広い層からの支持を集めていったのかについても論じている。

Robert Jacobs, “Anthropogenic Fallout: The *Bravo* Test and the Death and Life of the Global Ecosystem” は、米実験当局者がプロジェクト・サンシャインという世界中に広がる放射性降下物について調査し、そうした研究は放射性降下物を利用した軍事防衛・攻撃のために用いられていったことを解明している。プロジェクト・サンシャインの調査では、世界中からあらゆる手段で人骨を集め、カルシウムと間違って骨に蓄積されやすいストロンチウム90を分析していた。しかし、同じ研究手法を用いた反核運動家の側の研究によって、大気中核実験が行われた1950年代終わりから1960年代始めに生まれた子どもの乳歯が、その10年前と比べてストロンチウム90含有量が14倍も違うことが突き止められ、このことが核実験の危険性を訴える論拠になっていった。本稿は、放射性降下物の影響を危惧した科学者・市民の運動が広がり、市民の側の環境運動として定着していったことを論じている。

いずれの論考も、核を開発し、使用しようとする側ではなく、実際に被害にあう側の視点に立った研究である。本特集が、広島・長崎への原爆投下から70年にあたって、ビキニ水爆被災の世界史的意味を考え、被災した側の被ばくの実態を正面から受け止めるという、原点に戻って核廃絶を考えるための一助になれば幸いである。

［付記］ビキニ水爆被災研究で、近年進展が著しいテーマの一つに、被災船と船員の被害をめぐる問題がある。第五福竜丸乗組員以外にも、被災した漁船や貨物船は多く、その数は延べ1000隻にも上っていた。山下正寿『核の海の証言―ビキニ事件は終わらない』（新日本出版社、2012年）、伊東英朗『放射線を浴びたX年後』（講談社、2014年）、「水爆実験60年目の真実～ヒロシマが迫る“埋もれた被ばく”～」（NHK スペシャル、2014年８月６日放送）などで描かれているように、これら多くの被災船の被ばく状況は、高校生や市民、科学者、ジャーナリストによって、ようやく明らかになりつつある状況である。

特集論文

キャッスル作戦とマーシャル諸島の人びと

豊﨑　博光
フォトジャーナリスト（フリー）

はじめに

太平洋中西部、ミクロネシアの東端に位置するマーシャル諸島（現、マーシャル諸島共和国）は約180万平方キロメートルの海域に散在する29の環礁と５つの単島からなる。島々はどれも平均海抜が３メートルほどと低平なため海面上昇による水没の危機にさらされている。

マーシャル諸島はまた、アメリカが1946年から1958年まで、ビキニ環礁とエニウェトク環礁で行った67回の核実験の放射能汚染にもさらされている。

67回の核実験の総爆発威力は約108メガトン、広島型原爆（約15キロトン）に換算すると約7200発分に相当した。このうち、島々と人びとに大きな被害を及ぼしたのが、1954年３月１日から５月14日まで行われたキャッスル作戦と名付けられた６回の水爆実験である。合計爆発威力はマーシャル諸島で行われたすべての核実験の総爆発威力の約45パーセントにあたる約48メガトン（広島型原爆で約3200発分相当）で、放出された放射能は放射性降下物となってマーシャル諸島全域の島と海に降り落ちた。キャッスル作戦の放射性降下物はまた、日本を含む太平洋全域から実験を行ったアメリカ自身、そしてヨーロッパ、アフリカなど地球全体に降り落ち、“地球被ばく”を引き起こした。

キャッスル作戦のうち1954年３月１日にビキニ環礁で行われた最初の水爆ブラボー実験（15メガトン。広島型原爆の約1000倍の威力）は主にマーシャル諸島の北東部に散在するロンゲラップ、ウトリック、アイルック、リキエップ島などの人びとに被害を与えた。ロンゲラップ島とウトリック島の人びとの被害については、これまで多くの研究者やジャーナリストなどによって報告されてきた。筆者もその一人であるが、1994年以降、アメリカでキャッスル作戦とブラボー実験被ばくに関する大量の機密文書が公開され、2012年９月には国連人権理事会特別報告者の被害調査報告書がマーシャル諸島住民への核実験被害は人権の侵害にあたると指摘したことから改めてキャッスル作戦・ブラボー実験によるマーシャル諸島の人びとと暮らしなどへの影響について報告する。

１．キャッスル作戦とその目的、隠された実相

爆撃機で運搬可能な、実用的な水爆兵器実験のためのキャッスル作戦をビキニ環礁で行うことが決定されたのは1952年９月、水爆はまだ完成していなかった。約２カ月後の1952年11月１日、アメリカはビキニ環礁の西約300キロメートルにあるエニウェトク環礁で最初の水爆マイクの実験に成功した。爆発威力は10.4メガトン。水爆マイクは極低温冷却装置付きで重さ約65トン、３階建ての建物に相当する巨大な装置だったが、水爆という超強力兵器が科学的に可能であることを立証した。約９カ月後の1953年８月12日、ソ連（当時）がカザフ共和国（現、カザフスタン共和国）のセミパラチンスク実験場で、最初の水爆 RDS－6s（爆発威力400キロトン）の実験を行った。RDS－6s は核融合反応が十分に起きなかった水爆だったが、アメリカは重爆撃機に搭載でき、量産可能な兵器と判断しキャッスル作戦の実施を急いだ。

キャッスル作戦では、ロスアラモス研究所とローレンス・リバモア研究所が設計、製造した水爆兵器の実験を６～７回行うとした。また、水爆兵器の実験と同時に爆発規模の測定や放射性降下物の拡散と測定、放射性降下物による生物医学研究など19の科学プログラムも行うとした。

科学プログラム２、は放射性降下物の拡散と測定の研究である。1949年から1952年まで行われたガブリエル計画（戦争中に核兵器が使われた場合に生みだされる放射性塵の中で人体にもっとも影響を与えるストロンチウム90による危険性の評価研究）[1]と、1953年からのサンシャイン計画（放射性降下物の対流圏での流動パターンと拡散状況、死者の組織細胞と骨に沈着し濃縮するストロンチウム90の測定研究）[2]を引継ぎ、サンシャイン計画を補完するものであった。これらの計画のためガブリエル計画では世界の約100カ所（半分はアメリカ国内）に降り落ちる放射性降下物を収集する粘着フィルム装置とガンマ線測定器が設置されたが、水爆マイクの実験時には114カ所に、キャッスル作戦時には122カ所に設置された[3]。

科学プログラム４、は生物医学研究で、のちに放射性降下物で被ばくしたマーシャル諸島の人びとを使った人体実験ではないかとされた研究である。プログラム４が、キャッスル作戦概要に最初に現れたのは1953年２月で、「主にネズミを使う中性子線被ばく線量測定」（Mainly neutron dosimetry with mice）と記された[4]。1953年11月に決定したキャッスル作戦科学プログラム概要では、「プロジェクト4.1－高爆発威力兵器の放射性降下物によるベータ線及びガンマ線で著しく被ばくした人間の反応研究」（Study Response of Human Beings Exposed to Significant Beta and Gamma Radiation due to High Yield Weapons）と記された[5]。キャッスル作戦１回目の水爆ブラボー実験の放射性降下物でロンゲラップ島とウトリック島の

人びとが被ばくをした後の1954年10月のプロジェクト4.1研究の最終報告書のタイトルは「放射性降下物で偶発的に著しく被ばくした人間の反応研究」（Study of Response of Human Beings Accidentally Exposed to Significant Fallout Radiation）と記された[6]。

キャッスル作戦に伴う生物医学研究は、1953年２月の最初の研究計画から約９カ月間に研究対象がネズミから人間に変わったが、この間に、なぜ、どのような過程を経て変わったのかは明らかではない。また、最終報告書では、ネズミ、中性子線被ばく線量測定、ベータ線及びガンマ線被ばく、の言葉が消え、なぜ、偶発的（accidentally）という言葉が挿入されたのかも明らかではない。

最終報告書によるプロジェクト4.1研究の目的は、①放射性降下物で被ばくした人間の放射線傷害の重症度の評価、②被ばく者すべてに対する介護の提供、③人間への放射線傷害の科学的研究としている。プロジェクト4.1研究の中心だったユージン・クロンカイト海軍放射線防護研究所医師（当時）は人間が死にいたる最少の被ばく放射線量を示す「最少致死吸収放射線量」の推定値が主要目的のひとつだったとしている[7]。プロジェクト4.1研究報告書には補遺（補足報告）があり、筆者が入手したものによると、④放射性降下物で被ばくした人間の体内の放射線汚染の危険性と急性及び長期的影響、⑤体内放射線汚染に対する医療計画[8]、⑥放射性降下物で汚染された動植物、土壌、水（天水と井戸水）などの汚染の持続期間の測定[9]、なども目的としている。

アメリカが、キャッスル作戦・ブラボー実験によるマーシャル諸島の人びとの被ばくとプロジェクト4.1研究の成果から学んだことについては以下のようである。1957年６月にアメリカ議会の原子力エネルギーに関する上下両院合同委員会放射線小委員会が開催した「放射性降下物の性質と人間への影響」に関する公聴会[10]で、ルウィス・ストローズ米原子力委員会委員長は、1954年の太平洋での核実験の放射性降下物の拡散パターンから学んだこととして、「１階の室内よりは地下室などで過ごすことで、固形食料や液状の食料は汚染されている可能性が高いので食用を避けることで、また、放射性降下物に汚染された場合は衣服を脱ぎ、全身とくに皮膚と頭髪を良く洗うことで放射性降下物の被害から免れることができる」と証言した。1959年６月に同委員会が開催した「核戦争の生物学と環境への影響」に関する公聴会[11]では、ブルックヘブン国立研究所医学研究センター微生物学局のビクター・ボンド医師が「マーシャル諸島住民の事故が示していることは、放射性降下物をあびた場合は広範なベータ線照射による皮膚の損傷からは免れられないということである。現在、われわれが考えなければならいなことは、敵の意図的な攻撃あるいは核兵器爆発事故によってアメリカの人口集中地域に放射性降下物が拡散した場合、マーシャル諸島の人びとに起きた事象と同程度のことが起きるということを理解することである」とする声明を発表した。

キャッスル作戦・ブラボー実験でロンゲラップとウトリック島住民が放射性降下物によって被ばくしたことが明らかになった３月12日、ストローズ原子力委員会委員長が、「……所定の原爆実験期間中、28人のアメリカ人職員と236人の地元住民が予防的措置として隣接する環礁からクワジェレン島に運ばれた。それぞれは、予期せぬ若干の放射能をあびた。火傷はない。全員元気と伝えられる」（要約）[12]と発表して被害を過小評価し、事実を隠した。ついで３月31日に開いた記者会見でも、「28人のアメリカ人気象観測員に火傷はない。236人の地元住民も元気で、幸せそうに思えた」とマーシャル諸島の被ばく住民の実態を隠し続けた。その後、記者の水爆の爆発でどのくらいの地域が破壊されるのかという質問に、「水爆は一つの都市の機能を麻痺させ、一つの都市を破壊することができる」と答えた。翌４月１日付の『ニューヨーク・タイムズ』紙は第１面で、ニューヨーク市マンハッタン島で水爆が爆発した場合の影響範囲を５段階に分けて描いた地図と共に「水爆はいかなる都市も消滅できる、合衆国は疎開計画を再研究」という大見出しを付けた[13]。この記事を読んだテキサス州立大の歴史学者ロバート・デイバイン教授は「ストローズ委員長は、かれ独特の逆手をとる方法、つまり核の亡霊を持ち出すことで、放射性降下物に関するアメリカ国民の関心をそらせた。ニューヨーク、ワシントン、シカゴなどとその首都圏が消滅する可能性があるということに直面している時、誰が日本人漁船員（第五福竜丸の乗組員）やマーシャル諸島住民の運命を心配するだろうか」[14]と書いた。

２．キャッスル作戦とロンゲラップ、ウトリック島住民の被ばく被害

キャッスル作戦の６回の水爆実験については**表１**に表した。また、６回の水爆実験によるマーシャル諸島全域の島々へ降り落ちた放射性降下物による蓄積放射線量（**表２**）はロンゲリック、クワジェレン、マジュロとウジェラン環礁の島に設置した固定型ガンマ線測定器と、核実験のたびに２つの飛行パターンで行った各島上空での放射線測定によって明らかにされた[15]。キャッスル作戦では、当時マーシャル諸島に住んでいた約12,000人が被ばくしたとされている。

以下、1954年３月１日の水爆ブラボー実験で被ばくしたロンゲラップ、ウトリック島住民が2014年までにうけた被ばく被害の60年間を振り返る。

キャッスル作戦１回目の水爆ブラボー実験は、ビキニ環礁北西部のナム島とボコネジン島の間の珊瑚礁上の人工島の上で1954年３月１日午前６時45分に行われた。マーシャル諸島では日の出の少し前であった。ビキニ環礁の東約180キロメートルのロンゲラップ島では村長のジョン・アンジャインと小中学校の教師ビリエット・エドモンが浜辺の炊事小屋の前でコーヒーを飲もうとしていた時、突然、西の空に太陽のような火球が昇ったのを目撃した。家で寝ていたボアス・チェー

表1　キャッスル作戦核実験（1954年３月１日～５月14日）

実験名	ブラボー（Bravo）	ロメオ（Romeo）	クーン（Koon）	ユニオン（Union）	ヤンキー（Yankee）	ネクター（Nectar）
実験日時（現地時間）	３月１日 午前６時45分	３月27日 午前６時30分	４月７日 午前６時20分	４月26日 午前６時10分	５月５日 午前６時10分	５月14日 午前６時20分
実験地点	ビキニ環礁北西部、ナム島の南西約900メートルの人工島。地上2.1メートル。実験地点に直径２キロ、深さ60メートルのクレーター	ブラボー実験で珊瑚礁にできたクレーターに浮かべた艀。海面から2.1メートル	ビキニ環礁南西部、エニマン島。地上4.1メートル	ビキニ環礁中西部、ルコジ島近くにうかべた艀。海面から2.1メートル	ビキニ環礁中西部、ルコジ島近くに浮かべた艀。海面から2.1メートル	エニウェトク環礁北西部、水爆マイク実験でできたクレーターにうかべた艀。海面から2.1メートル
予想威力	４～８メガトン	1.5～15メガトン	0.33～４メガトン	１～18メガトン	7.5～15メガトン	１～５メガトン
実際の爆発威力	15メガトン	11メガトン	110キロトン（完全な熱核反応にいたらず、100キロトンは核分裂反応、残り10キロトンは核融合反応）	6.9メガトン	13.5メガトン	1.69メガトン
キノコ雲の高さと主な拡散方向	高度３万4200メートルに達し、雲の大部分は東に流れる	高度３万3000メートルに達し、6000メートル付近の雲は北西に流れる	高度１万6500メートルに達し、1500メートル付近の雲は西に流れる	高度２万8200メートルに達し、中間部は北東に、上部は北及び西に流れる	高度３万3000メートルに達し、中間部は北東、上部は北と西に流れる	高度２万1600メートルに達し、上部は北に流れる
放射性降下物を含む雲の拡散	爆発４時間後に東160キロの第五福竜丸、５時間後に東180キロのロンゲラップ島、同７時間後に東230キロのロンゲリック環礁、12時間後に東470キロのウトリック島に降灰。３月10日、米本土中西部に、22日に硫黄島から日本の南方海上に	４月２日～９日、フロリダ半島を含む米南部から中部イリノイ州に。14日～15日、米中部からカナダとの国境付近に。４月５日、沖縄を含む南方海上に、４月11日～13日には九州、４月21日ころには中国地方と関西地方に及ぶ	測定データなし	５月３日～４日に米南西部地域に。５月３日～４日にフィリピンから日本の南方海上に。	５月10日～12日に米南西部からカナダ北西部に。５月14日～16日に北海道から九州までの全域と沖縄及び南方海上に。５月16日、俊鶻丸出港。同じ日、京都、広島、徳島などの雨から高い放射線を検出	西はフィリピン諸島、東は太平洋中西部まで
放射能量（実験から７月１日までを積算）	3.74～4.79メガキュリー	3.71～3.57メガキュリー		0.70～1.13メガキュリー	3.01～5.78メガキュリー	0.20～0.47メガキュリー

（注）LIST R. J. “World-Wide Fallout from Operation Castle,” 17 May 1955 によれば、６回の核実験の総計フォールアウト量は22.73メガキュリーとしている（１キュリー＝370億ベクレル）。

（出典）

Thomas B. Cochran, et al., *Nuclear Weapons Databook, Volume II ; U.S. Nuclear Warhead Production* (Cambridge, Mass. : Ballinger Pub. co., 1984).

“Reassessment of Acute Radiation Doses Associated with Bravo Fallout.” S. Cohen and Associate, 1997.

Alfred J. Breslin, Melvin E. Cassidy, “Radioactive Debris from Operation Castle Islands on the Mid-Pacific.” January 18, 1955.

LIST, R. J. “World-Wide Fallout from Operation Castle.” May 17, 1955.

野口邦和　「ビキニ水爆実験　キャッスル作戦の放射性降下物」第14回ビキニ被災の全容解明をめざす全国研究交流集会、2011年２月28日

表2　キャッスル作戦によるマーシャル諸島全島の蓄積放射線量

環礁(島)名	蓄積放射線量（ミリレントゲン）	人口（1958年）	水爆ブラボー実験地点からの距離(㎞)	
ラエ	125ミリレントゲン	165人	278キロメートル	
ウジャエ	114	167人	248	
ウォットウ	784	71人	200	
アイリングナエ	67,000		144	18人(1954年３月時。１人が妊娠)
ロンゲラップ	202,000	264人(1957年6月に帰郷)	200	64人(1954年３月時。３人が妊娠)
ロンゲリック	206,000		248	1954年３月時、アメリカ人気象観測員28人。固定型ガンマ線測定器設置
タオンギ	370		480	
ビカール	67,000		544	
ウトリック	24,000	198人(1954年６月に帰郷)	504	157人(1954年３月時。９人が妊娠)
タカ	17,000		496	
アイルック	6,140	419人	504	401人(1954年３月時)
メジット島	測定データなし	346人	592	
ジェモ	1,978		512	
リキエップ	2,196	636人	496	
ナム	216	482人	536	
リブ島		44人	405	
アイリンラプラプ	255	1,231人	624	
ナモリック	252	523人	752	
エボン	353	819人	880	
キリ島	291	267人(ビキニから移住した人びと)	800	
ヤルート	401	1,098人	800	
ミリ	441	412人	960	
ノックス				
アルノ	594	1,037人	896	
アウル	341	241人	760	
マロエラップ	549	454人	752	
エリクブ	647		616	
ウォッチェ	2,543	361人	608	
クワジェレン	1,235	1,284人(主にイバイ島に居住)	440	固定型ガンマ線測定装置設置
マジュロ	351	3,415人	856	固定型ガンマ線測定装置設置
ウジェラン	455	172人(エニウェトクから移住した人びと)	472	固定型ガンマ線測定装置設置

（注）1958年の総人口は14,163人。
（出典）Republic of The Marshall Islands Statistical Abstract 1990-1991; DTRA/DFRI, “CASTLE BRAVO: Fifty Years of Legend and Lore” January 2013.

ランは眼の中が光って飛び起きた。保健師のジャブエ・ジョルジュは大きな音を聞いて外に出た時、強い風（爆風？）で地面に押し倒された。西の空に昇った太陽はビキニから北東に500キロメートル以上離れたアイルックやリキエップ、ウォットウ、メジット島などと約790キロメートル離れたマーシャル諸島の中心マジュロ島の人びとにも目撃された。

昼少し前、ロンゲラップ島に白いパウダー状のもの（放射性降下物）が降り落ち始め、子どもたちは誰がたくさん集められるかを競った。ヤシの葉でゴザを編んでいたメナドリック・ケペンリはアメリカが小麦粉を撒いたと思い、腕に降り落ちたものを集め、舐めた。「苦く、小麦粉ではなかった」と言った。昼過ぎ、リモヨ・ネプタリ（旧姓）は妹のロコなど６人の小さな子どもを連れて島の南部地域にヤシの実採りにでかけた。リモヨは、白いパウダーの上を歩くと足先が熱くなり、振り返ると歩いてきた道が見えなくなっていた、と言った。白いパウダーは日没前まで降り続き、島全体に約４センチ積もった[16]。保健師のジャブエは白いパウダー状のものについて、かつて日本を訪れた時に見た雪を思い出して“雪のような”と言った[17]。その夜、人びとは吐き気や頭痛、下痢や嘔吐、体の痒みと目の痛みなどの症状にみまわれた。放射性降下物の放射線をあびたことによる急性被ばく症状だった。飲料水源の天水（雨水）は黄色く濁っていた。その水を使ってエレン・ボアスは食事を作ったが、みな食欲がなく、食べない子どもたちを見た夫のボアスは「子どもたちが死ぬのではないか」と思ったと言った。翌３月２日も人びとの吐き気や頭痛、下痢などの症状は続いた。午後４時ころ、アメリカ軍の水上飛行機が飛来し、オレンジ色のオーバーオールの服を着た男が箱（放射線測定器）のような機械を持ってやってきた。箱は、地面の近くと天水溜めの近くで奇妙な大きな音をたてたが、男はすぐに立ち去った。

３月３日午前、アメリカ軍の水上飛行機と船がやってきてロンゲラップ島にいた64人（３人が妊娠）が避難させられた。人びとは何も持ち出すことができなかった。ブラボー実験から約51時間後だった。その後、船はロンゲラップ島の南西約70キロメートルのアイリングナエ環礁シフォ島に向かい、二週間前からヤシの実や魚などの食料をとりにでかけていたロンゲラップ島住民18人（１人が妊娠）も避難させた。実験から約58時間後だった。船に収容されたロンゲラップ島の人びとは全員、甲板で、体に付いた放射性降下物を洗い流すためにホースで水を浴びせられた。

３月４日、ロンゲラップ島住民82人はアメリカ海軍基地クワジェレン島のキャンプ施設に収容された。次の日（３月５日）、ウトリック島住民157人（９人が妊娠）がクワジェレン島にやってきた。ビキニの東約470キロのウトリック島では３月１日夕方、島全体が霧のようなもの（放射性降下物）に覆われたため避難させられたのだった。実験から約76時間後だった。しかし、ウトリック島とほとん

ど同じ距離にあり、放射性降下物が降ったアイルック島（401人）やリキエップ島などの住民は避難させられなかった。

３月８日、アメリカ海軍放射線防護研究所の医師ユージン・クロンカイトを中心とする25人の医師や科学者などからなる医学チームがアメリカ本国からやってきた。プロジェクト4.1研究が開始されたのである。医学チームは、ロンゲラップ島で被ばくした64人とアイリングナエの18人、ウトリック島の157人の被ばく住民を３つのグループに分け、一人一人に番号を付けて顔写真を撮った。ロンゲラップ島の82人は脱毛と、放射性降下物による火傷とそれによる皮膚の損傷や痛み、発熱などにみまわれたが薬も与えられず治療もされなかった。代わりに、毎日、体に付いた放射性降下物を洗い落とすために海で水浴びをすることを強いられた。「みんな火傷をしていたので、海で水浴びをすると火傷の傷がしみて痛かった」と村長のジョン・アンジャインは言った。

ロンゲラップ島の人びとは８つのグループに分けられ、放射性降下物が降り始めた時から避難させられるまでの行動と食事について詳細に聞かれた。アメリカは３月５日からロンゲラップ島をたびたび訪れて島の空中放射線量を測り、土壌、天水と井戸水、ヤシやパンノキの実や干し魚などの食料、食器や寝具や衣類、鶏やブタなどの家畜を収集し、それぞれの放射能量を測っていた。家も、出入り口や窓の造作、人びとはどのように寝ているかなどを調べた[18]。人びとの行動と食べた食品、土壌や天水などと、クワジェレン島に避難後に採取した尿の中の放射能量から体外と体内にあびた被ばく放射線量を算出したのだった。この結果、ロンゲラップ島にいた64人の被ばく放射線量は約1750ミリシーベルト（年間換算。以下同じ）、アイリングナエ島の18人は約700ミリシーベルト、ウトリック島住民は約140ミリシーベルトと見積もられた（マーシャル諸島政府の委託をうけて、アメリカの機密解除文書などを調査、分析したドイツの科学研究所が2000年に発表した報告書は、ロンゲラップ島の64人は平均で半数致死被ばく放射線量3000ミリシーベルトに近い約2200ミリシーベルト、アイリングナエの18人は約2000ミリシーベルトの放射線をあび、甲状腺は数万ミリシーベルトの放射線をあびたとした[19]）。

水爆ブラボー実験から約３カ月後、キャッスル作戦が終了してから約１カ月後の1954年６月、ウトリック島住民は被ばく放射線量が少なく、有意な後遺的影響は起きないとして故郷の島に帰された。同じころ、ロンゲラップ島住民はマーシャル諸島の中心マジュロ環礁のエジット島に移された。

ウトリック島住民の帰郷についてアメリカは、「……住むには安全だが、世界でもっとも汚染された場所のひとつであるこの島に彼らが住むことは、一平方マイル当たりどのくらいの量の、またどの種類の放射性元素を摂取するかを多くの人の尿を通してさかのぼることができるなど良好な環境データを得ることができ

る、汚染された環境に人間が住んだ場合の人間の（放射性元素の）摂取量のデータも得られるのである。この種のデータはない。これらの人びとは西洋人がするような、すなわち文明化された人びとがするような生活はしていないことは事実であるが、ネズミよりはわれわれに近い」[20]とした。

キャッスル－ブラボー実験から約１年後の1955年４月、ロンゲラップ島村長ジョン・アンジャインや教師のビリエット・エドモンなどロンゲラップ島の被ばく者４人とウトリック島の被ばく者２人の男ばかり６人がシカゴにあるアルゴンヌ米国立研究所に招かれ、“鉄の箱”とよばれる中に入れられた。ホールボディカウンターによる初めての体内放射能検査だった（同じころ、同研究所では「第１回国際原子力科学技術学校」が開かれ、日本を含む19カ国から参加した“国際原子力留学生”が原子炉の仕組みや運転方法などを学んでいた）。

ロンゲラップ島住民が故郷の島に帰ったのは1957年６月、かつて島に降り落ちた白いパウダーは取り除かれていなかった。帰島したのは、水爆ブラボー実験時は胎児だった４人を含む86人と、実験時はマーシャル諸島の他の島にでかけていたロンゲラップ島住民164人で、前者には青色の「特別検診グループ、ロンゲラップ被ばく者」、後者には赤色の「ロンゲラップ非被ばく者」と記された顔写真付きのカードが持たされた。

ロンゲラップ島の人びとの帰郷についてアメリカは、「……研究と産業分野における放射性物質の広範な使用は、人びとをイオン化された放射線でさまざまな形で被ばくさせる可能性を増大させている。それゆえ、人間に対する放射線の影響についての知識がおおいに必要とされている。……ロンゲラップ島の放射能汚染が人間の居住に安全だとしても、その放射能レベルは世界で人間が住むいかなる地域よりも高い。その島にこれらの住民が住むことは、人間に関するもっとも価値ある環境放射能データを提供するであろう。……被ばく、非被ばくロンゲラップ島住民は相関関係にあり、きわめて均一な人口を保持している。……日本人（原爆被爆者？）とは相当違って、被ばくガンマ線量がはっきりと証明されている。……これらの事実からみれば、マーシャル諸島住民の継続的医療調査は年間ベースで行うことが期待できる」[21]とした。帰郷したロンゲラップ島の被ばく、非被ばく住民は、以後、アメリカ医師団の定期検診をうけることになった。

帰郷した故郷ロンゲラップ島は変わっていたという。避難前の家や家財はまったく消え、新しく建てられた家は、トタン屋根とベニヤ板で作った高床式というマーシャル諸島では見慣れないものだった。ヤシの木は通常１本の幹だが、幹が２つや３つに分かれているものがみられた。ヤシやパンの実の調理に使うマクモク（カタクリ）は消えていた。魚は昔と同じようにとれたが、食べると下痢をおこし、口の中が火傷をしたように熱くなった。やがて、女性たちが流産や早産、死産を繰り返した。ついで、子どもたちの一部に成長発達の遅れがみられた。

1963年のアメリカ医師団の定期検診で被ばくした3人の女の子から甲状腺異常がみつけられた[22]。以後、甲状腺異常は多くの人びとにみられるようになり、異常がみつかった者はアメリカで切除手術をうけさせられた（ウトリック島の被ばく住民に甲状腺異常がみつけられたのは1966年の検診時だった）。甲状腺異常が恒常的にみられるようになったころ、ロンゲラップ島の被ばく者にガンで亡くなる者がみられ始めた。

1982年10月、アメリカは、マーシャル語と英語で併記した『1978年調査のマーシャル諸島北部地域の環礁における放射線の意味』[23]と題する冊子をマーシャル諸島の人びとに配布した。マーシャル諸島北部に散在する環礁のすべての島の放射能量を、微量、少量、多量、大量の４段階に分け、わかり易いように色の濃淡で表記した。ビキニ島とロンゲラップ島の放射能量は多量と表されていた。ビキニ島では、核実験が終了した10年後の1968年にアメリカが「安全宣言」を発表し、除染作業と復興作業が終了した1972年に移住先のキリ島（ビキニ島の南約770キロメートルの単島で、1948年に移住した）から一部の住民が帰郷したが、残留する放射能に蝕まれたため1978年８月、全員が退去させられた。しかし、同じ放射能量にもかかわらずロンゲラップ島に住む人びとには放射能の危険性についての忠告も退去の勧告もなかった。ロンゲラップ島では、甲状腺異常とガンによる死者が非被ばく住民の間にもみられていた。被ばく二世や三世の子どもたちには生まれつき内臓や手足に欠陥を持って生まれてくる者が多くみられていた。

長い話し合いの後、人びとは「子どもたちの将来のために」と故郷の島を去ることを決断した。1985年５月、ロンゲラップ島の人びと全員は南に約190キロメートル離れたクワジェレン環礁北西端にあるメジャト島に移住した。メジャト島は故郷ロンゲラップ島の10分の１にも満たない。生まれつき足に欠陥がある男の子がいる被ばく者のニクティモス・ジャッカンネは「小さい島だが、放射能がないから安心だ」と言った。メジャト島は借地のためヤシやパンノキの実、魚などを自由にとることはできないため食料の大半は約140キロメートル離れたクワジェレン環礁イーバイ島で買い、運ばなければならなかった。やがて、小さな島で暮らすことによる不自由さ、食料の不足、病院での治療の必要性などからイーバイ島や中心のマジュロ島などに移る者がみられ始めた。その一方、故郷ロンゲラップへの望郷の思いにかられ、帰郷を望む者が増えていった。

故郷ロンゲラップ島への帰郷計画は1992年にロンゲラップ環礁地方政府とアメリカ政府との間で再定住基金の設立に合意したことで始まった。1994年、アメリカの科学管理チームやローレンス・リバモア研究所などはロンゲラップ環礁の放射能調査の結果を発表し、居住はロンゲラップ島に限定し環礁北部の島々は高い放射能汚染のために立ち入らない、食料はロンゲラップ島だけでとれるものと外部から購入するものを半分ずつ食べるなどの条件を付けた[24]。

1996年、アメリカ議会が再定住基金4500万ドルの拠出を決めると、翌1997年から除染と港や空港、道路の整備や住宅の建設などが始まった。除染は、居住地域とその周辺の表土を約25センチ削り取り、珊瑚の砕いたものを敷くというもので、これによって、被ばく放射線量をアメリカの基準である年間0.15ミリシーベルト以下にするとした。除染範囲はロンゲラップ島全体のわずか６パーセントでしかなく、大部分は手付かずのまま残された。また、食料のヤシの実が地中の放射性セシウムを吸収することを妨げるためにカリウムが根元に撒かれた。再定住基金を拠出したアメリカ議会議員の一人は、ロンゲラップ島での居住は完全に安全であると言った。

2014年３月時点で除染とインフラ整備は終わり、49戸のコンクリート製で平屋建ての住居が建てられ、帰郷した人びとのためにホールボディカウンターも備えられている。除染やインフラ整備作業を行ったロンゲラップ島の若者を含む約30人が暮らしているが、本格的な帰郷は始まっていない。「安全」を信じ1957年に故郷ロンゲラップに帰った後、両親をガンなどで失ったリモヨ・アボン（旧姓ネプタリ）は「アメリカがいう安全は信用できない」と言った。

３．キャッスル作戦など核実験によるマーシャル諸島住民への被害の実相

国連人権理事会特別報告者（United Nation Human Right Council Special Rapporteur）が2012年３月27日から30日までマーシャル諸島現地で、同４月24日から27日まではアメリカで調査し、2012年９月に公表したアメリカの核実験によるマーシャル諸島への被害についての報告書[25]は、以下のような主要な項目をあげてマーシャル諸島の人びとの人権が侵害されたとした。

①マーシャル諸島での核実験計画は、マーシャル諸島が国連信託統治領とされ、施政権国アメリカが信託統治協定によって地域住民の土地や資源、健康を守ることが義務付けられていたにもかかわらず行われた。
②人びとに核実験の放射線被害による急性及び長期の健康被害を及ぼし、また暮らしと土地に対する不可逆的な環境悪化を引き起こした。
③人びとは、放射性ヨウ素の摂取による甲状腺の疾病、ガンや子どもたちの成長発達の遅れなど以前に経験したことのない病気にみまわれ健康に対する権利が侵害された。とくに女性の健康の権利への侵害はいまなお続いているにもかかわらず、その影響は過小評価されている。
④核爆発を見たこと、健康への影響、土地の放射能汚染などによる精神的ストレスも健康権利への侵害となっている。
⑤核実験の放射性降下物によって地元の安全な水と食料供給の道が絶たれたこ

とで本来の自足循環型の暮らしが成り立たなくなっている。また、マーシャル諸島では男性と女性、子どもの間での食習慣の違いがあり、そのことが被ばく放射線量の違いとなった。

⑥女性、とくにロンゲラップ島の女性は流産と早産、死産の経験と、さまざまな身体的欠陥を持つ子どもを出産したことで、子どもを産むことや母親になることへの恐れなどによって精神的ストレスを持つことになった。異常出産と、甲状腺異常がみつけられて切除手術をうけた後、他のマーシャル諸島の人びとによる対応によって精神的ストレスを生じさせられている。

⑦ロンゲラップ島の女性はまた、放射性降下物をあびて避難させられた時と、クワジェレン島に避難させられた後の除染と放射線検査で屈辱的な経験をさせられた。

⑧核実験のための強制移住及び核実験の放射能汚染で故郷の島を追われることによって、その土地で育んだ文化や伝統、本来の生活方式を失い、故郷以外の島で流民となって暮らす人びとを増やした。そのような人びとの存在はマーシャル諸島の社会に大きな影響を与えた。

以下、国連人権理事会特別報告者が公表したアメリカの核実験によるマーシャル諸島の人びとに対する人権侵害の事項に沿って、また報告書では取り上げられなかった被ばく被害の実相と人びと及び暮らしへの影響について報告する。

⑴ 被ばく被害は国連信託統治協定違反

マーシャル諸島を含むミクロネシアの島々は第二次世界大戦・太平洋戦争後、アメリカを唯一の施政権国とする信託統治領とされた。国連憲章第76条に規定された信託統治制度の基本目的は、ａ）国際の平和及び安全を増進すること、ｂ）信託統治地域住民の政治的、経済的、社会的及び教育的発達を促進すること……住民が自治または独立に向かって漸進的に発展することを促進すること、ｃ）人種、言語または宗教に関する差別のない、すべての者のための人権と基本的自由とを尊重することを奨励し、かつ世界の人民の相互依存の認識を助長すること、などとした。これに従って1947年７月に発効した信託統治協定第６条は「自治または独立のいずれか適切な方向に向けて……信託統治領住民の発展を促し、この目的のために、農業、漁業及び産業の発展を促進して土地及び資源の喪失から住民を守り、住民の健康を守る」ことを施政権国アメリカに義務付けた。

しかしアメリカは、国連憲章第82条は「信託統治地域の一部または全部を含む一または二以上の戦略地区を指定することができる」と規定している、そして信託統治協定の第５条は「施政権国は、信託統治地域が国際の平和及び安全の維持に関して、憲章に従ってその役割を果たすことを保障しなければならない」、同

第13条は「施政権国が随時に閉鎖地区を設けることができる」と規定しているとした[26]。これに基づいてアメリカは信託統治協定が発効した時、マーシャル諸島のエニウェトク環礁を閉鎖地区に指定し、「太平洋実験場」(Pacific Proving Ground)を設けた（ビキニ環礁はキャッスル作戦が計画された時に「太平洋実験場」に組み込まれた)。

マーシャル諸島でのアメリカの核実験は、信託統治協定の発効前、1946年２月にビキニ島住民に「人類にとって有益であり、世界の戦争を終わらせるため」に新型爆弾の実験を行うと告げて、人びとを約270キロメートル東のロンゲリック環礁の無人島に移動させて始められた。太平洋核実験場とされたエニウェトク環礁では、1947年12月に人びとを故郷の南西約230キロメートルのウジェラン環礁の無人島に移動させ、翌1948年から核実験が始められた。故郷から移動させられたビキニ島とエニウェトク島住民は無人島で飢えにさいなまれた。

飢えに苦しむビキニ島住民は1948年３月、米海軍基地のクワジェレン島に移動させられ滑走路脇に設けられた布製のテントに仮住まいした。仮住まいを始めてから約１カ月後の４月30日、クワジェレン島に降った雨から高レベルの放射能汚染がみつけられた。その日の朝、約700キロメートル北西のエニウェトク環礁で行われた核実験の放射性降下物によるものだったが、ビキニ島住民には伝えられなかった[27]。ウジェラン環礁の島に移動させられていたエニウェトク島住民も、アメリカ初の水爆マイク実験から２週間後の1952年11月15日にエニウェトク環礁で行われた原爆実験（爆発威力500キロトン）の放射性降下物をあび、のちに脱毛や火傷などにみまわれた[28]。アメリカは、最初の核実験からわずか６年の間に、国連信託統治協定に違反していた。

キャッスル作戦前、アメリカは水爆実験の放射性降下物が広範囲に及ぶ可能性があるとして実験場のビキニ環礁と西隣のエニウェトク環礁を囲む東西約620キロメートル、南北約280キロメートルを危険区域と設定し海軍水路部を通して世界に通告した。危険区域の東端はロンゲラップ島の人びとが頻繁にヤシの実や魚などの食料をとりにでかけるアイリングナエ環礁の西側だったが、ロンゲラップ島の人びとには核実験が行われること、危険区域が設定されていることなどは知らせなかった。ロンゲラップ島住民は1946年にアメリカがビキニ環礁で「クロスローズ作戦」と名付けた最初の核実験を行う前、ビキニ環礁から半径約555キロメートルを危険区域と設定したことから約250キロメートル南東のラエ環礁の島に移動させられたのだった[29]。

キャッスル作戦１回目の水爆ブラボー実験の放射性降下物でロンゲラップとウトリック島の人びとが被ばくしたことが明らかになった後、マーシャル諸島の人びとは国連信託統治理事会に「われわれの故郷の島々における致死的兵器の爆発に関する申し立て」とする請願書を提出した[30]。1954年４月20日付の請願書には

地方裁判所判事カブア・カブア、教育相ドワイト・ハイネ、教師のアマタ・カブア（のちのマーシャル諸島共和国初代大統領）、企業家ロバート・リーマスなどからなるマーシャル諸島議会暫定委員会のメンバー11人と100人のマーシャル諸島住民の署名が付けられた。

請願書は次のように書いている。「……人類が知る爆発物の数千倍の破壊力を持つ爆発物の実験がもたらす危険が高まっており、すでにマーシャル諸島の2つの環礁、ロンゲラップとウトリックの住民が、血球数の減少から火傷、吐き気、脱毛にいたる致死的かつ完全な治癒が誰にも約束できない被害をうけていることに鑑み、われわれマーシャル諸島住民は良心の命ずるところにより、マーシャル諸島住民がその一部である信託統治領地域の人びとの生命、自由、全般的福祉を保護すると約束した国連に緊急の嘆願を行わなければならないと考えている。

マーシャル諸島住民は、別の判断ミスが起こった際にこれらの破壊的兵器がもたらす危険に不安を覚えているだけでなく、自分たちの土地から押し出されている人の数が増えていることに大きな懸念を抱いている。

マーシャル諸島の人びとにとって土地はたくさんの意味がある。土地は、作物を植え、家を建てることができる以上のものである。あるいは、死者を埋葬する場所以上の意味を持つ。それは、住民の生命そのものである。土地を取り上げれば人びとの魂は死んでしまう。……われわれマーシャル諸島議会暫定委員会のメンバーは、われわれの生命、自由、幸福と土地に対する脅威が高まっていることから、国連がわれわれの差し迫った訴えに基づいて行動することを願って、ここに請願書を提出し、以下要請する。

①地域内における破壊的兵器の実験すべてをいますぐ停止する。

②前述の兵器が世界の万人の将来における福祉に絶対的に必要であると判断され、（実験が）停止できない場合、われわれは以下の提案をする。ａ）このような兵器を爆発させる前に可能な限りすべての予防手段をとること、爆発が起きる前にすべての人間及び彼らの大切な財産を安全な場所に移動すること。ｂ）この地域に暮らす人びとに安全上の措置を教えること。ロンゲラップ島の人びとは放射性降下物が降り落ちた後の水を飲んではいけないことを知っていれば、大きな危険を回避することができた。ｃ）故郷の島から移動を余儀なくさせられる場合、人びとの財産を十分に補償する基金を設けること。この対象には、土地、家屋及び移動の際に搬送ができないすべての財産が含まれる。というのは、ビキニ島とエニウェトク島住民に対して行われた不十分な措置が繰り返されないようにするためである。ｄ）予防可能な危険を察知し、回避するために、マーシャル諸島の医師及び保健師を教育するコースを設ける」（一部を要約）。

この請願書に対してアメリカ政府（アメリカ国連大使ヘンリー・ロッジ２世の

声明）は、「1954年３月１日の実験中の風向きの変更がもたらした予期していなかった放射性降下物により影響をうけた地域の人びとすべてに対して可能な限りすべてのことを行っていることを保証する。このような兵器を爆発させる前に可能な限りすべての予防措置を今後もとり続ける」[31]と答えた。

マーシャル諸島の人びとは、アメリカが1956年５月からビキニとエニウェトク環礁で「レッドウィング作戦」と称する核実験を始める前の同年３月９日にもマーシャル諸島を訪れた国連の視察団に対して請願書を提出した。請願書の内容は1954年のものと同じで、致死的兵器の実験の即時停止と爆発実験前に人びとと人びとの財産を安全な場所に移動させることなどの措置をとることを「断固として要請する」とした。「レッドウィング作戦」で新たに被害をうけ、故郷の島から移動させられる人びとが増えることを恐れてのことだが、アメリカは「（敵の）武力攻撃・侵略の脅威がある限り、安全保障のために実験の継続は必要である」、「核実験は世界のすべての人びとの福祉のために必要である」と答えた。

⑵　女性たちの被ばく被害と苦難

ロンゲラップ島の人びとは水爆ブラボー実験の約51時間後（アイリングナエ環礁の島の18人は約58時間後）にアメリカ軍に避難させられたが、避難の時になぜ避難が必要なのかについて十分な説明はうけなかった。

ロンゲラップ島の人びとは船に収容されたのち、甲板上で、ホースで水を浴びせられた。体に付いた放射性降下物を洗い流すためだが、その説明もなかった。水浴び後、男性と子どもたちは船の乗組員から与えられた下着に着替えたが、女性は着替えを拒んだ。男物の下着やズボンをつけることはマーシャル諸島の習慣に反するからで、マーシャル諸島の習慣が無視されたことに泣いたという。船の甲板で、ホースで水を浴びせられた経験を持つ女性たちはいまでも「私たちは、家畜か動物のように扱われたのです」と言っている。

ロンゲラップ島の女性たちはクワジェレン島に収容された後もマーシャル諸島の習慣が無視されたことに怒った。体に付いた放射性降下物を洗い流すために毎日、一日に３回、海で水浴びを強いられ、水浴び後は裸で全身の放射線検査をうけた。リジョン・エクニランは、「水浴びのために海に行くと、みんな裸になるように言われました。水浴び後、アメリカ人が頭髪や陰毛の部分の放射線を測りました。測る時に手で隠すことはできませんでした。機械が反応すると石鹸をわたされ、アメリカ人の前で洗いなおすことを命じられ、その後にもう一度測りました。女性たちは怒り、抗議した結果、測定の時はビリエットとジャヌワリが立ち会うことになったのです。親戚の男の前で裸になることはマーシャル諸島の習慣に反することでしたが、どうしようもありませんでした。女性としての尊厳を奪われたのです」と語った。

のちに分かったことだが、女性たちは、ヤシの実を煮詰めて作ったピンネップとよばれる油を髪の毛と体に塗っていたため降り落ちて体に付いた放射性降下物が落ちにくかったことが明らかになった。また、男たちの前で裸になること、男物の下着やシャツに着替えることはマーシャル諸島の習慣に反するとして放射性降下物で汚染された衣服を着続けたことによって放射線被ばくが長期に及んだことも明らかとなった。

さらに、ロンゲラップ島の女性たちは、水爆ブラボー実験後から避難されるまでの間と、1957年に帰郷後も、日常の行動や食事などの違いから男性以上に過剰な放射線被ばくをしたことも明らかとなった。女性たちは、食事のためにヤシやパンノキの実などを集め、ヤシの殻を使って調理用の火をおこし、その後、焼く、煮る、揚げるなどの方法で調理する。ヤシやパンノキの実などが放射能に汚染されていれば、火をおこした時に煙や灰から、調理中も被ばくし続けることになる。また、魚を食べる時、男性や子どもとは違って放射能が沈着しやすい骨を食べることが多く、男性以上に被ばくをすることになる。さらに，放射能に汚染された衣服を洗濯することで、また地面に長時間座ってヤシやタコノキの葉で籠やゴザなどの編み物をすることで地表から放射線をあびて被ばくすることになる。それらが、流産や死産、甲状腺異常の原因になったとされた。

ロンゲラップ島で被ばくした女性たちが体験した流産や早産と死産の経験、甲状腺異常などの被ばく被害は女性たちに肉体的、精神的に大きな負担を負わせることになった。流産や早産と死産は、マジュロ環礁エジット島に移動させられた時からみられ、1957年６月に故郷のロンゲラップ島に帰ってからも続いた。ブドウのような子ども、クラゲのような子ども、頭も骨もない子どもを産んだという体験を体験者本人は決して口外しないが、マーシャル諸島の他の島の人びとに知られ、「ロンゲラップ島の女性と結婚するとブドウのような子どもを産む」と噂された。このような体験と、同様の体験を親類の人から聞くことで、ロンゲラップ島の女性の間では、子どもを産むこと、母親になることへの不安を抱える者がみられた。

1963年のアメリカ医師団の定期検診で３人の女の子に甲状腺異常がみつけられて以後、ロンゲラップ島の人びとの間で甲状腺異常が恒常的にみられるようになり、異常がみつけられた者はアメリカで甲状腺の切除手術をうけた。手術をうけた人びとのうち声帯を傷つけられて声が十分に出なくなった者がみられた。声帯を傷つけられた女性は教会で賛美歌を歌う時に高い声が出せない。「ロンゲラップの女性の歌声は小さい」と他の島の女性たちに揶揄されることでロンゲラップ島の女性はさらに心を傷つけられた。

⑶　甲状腺異常、ガンなどによる暮らしへの影響

マーシャル諸島の人びとの死因は、下痢や消化管の疾患、悪性腫瘍、早産、インフルエンザと肺炎、心臓病、糖尿病、乳児期の栄養不足、髄膜炎と事故とされている（1976年時点）。病気や死亡の原因は、住んでいる島に元々ヤシやパンノキの実などの木が少ない、台風や高潮の被害と外部からの食糧購入ができないことなどによる食料不足と偏った食料事情、便所の不備による衛生環境の悪さとされている。事故死とは、カヌーで航海中の転落や魚とりの時の溺死である。

ロンゲラップ島の人びとが、核実験の放射性降下物をあびたことによる吐き気や頭痛、下痢や嘔吐、脱毛や火傷などの症状にみまわれたことはマーシャル諸島では初めての体験である。甲状腺異常やガンによる死は以前にはみられなかった。その原因について心当たりのある者は少なく、甲状腺異常やガンになった人びとは他のマーシャル諸島の人びとから偏見の目でみられた。

マーシャル諸島の人びとは、放射能（放射性降下物）をポイズンとよぶ。人びとが持つポイズンの実感は、ある時期のある種の魚を食べると腹痛や下痢、嘔吐などを引き起こすことと理解している。しかし、放射能（放射性降下物）は見えず、臭いも味もしないため、放射能（放射性降下物）をポイズンといっても実感はない。1982年10月にアメリカが、マーシャル語と英語で併記した『1978年調査のマーシャル諸島北部地域の環礁における放射線の意味』とする冊子を配布し、その中で、核実験で生みだされた放射性降下物が地上に降り落ちて地中からヤシやパンノキの実に、ヤシの実を食べるヤシガニに吸収される放射能汚染の連鎖の過程と、ヤシの実やヤシガニなどの中に危険な放射性セシウムやコバルト、ストロンチウム、プルトニウムなどが入っていることなどを絵で説明したが、人びとに理解されたかどうかは不明である。

1986年、アメリカと締結した「自由連合協定」（15年間にアメリカが経済的援助を行うことと引き換えに外交、防衛の権利はアメリカが、マーシャル諸島は内政の権利を持つという協定）の発効と共に、核実験場とされたビキニ島とエニウェトク島住民、水爆ブラボー実験で被ばくしたロンゲラップ島とウトリック島の人びとに合計１億5000万ドルの補償金を払う協約が発効した。翌1987年から４島の住民への補償金の支払いが始まると、他のマーシャル諸島の人びとは被ばくでお金がもらえるとねたんだ。補償協約ではまた、アメリカとマーシャル諸島政府の間で、核実験の被害をうけたマーシャル諸島の住民個人への補償を支払う「核賠償裁定員会」（Nuclear Claims Tribunal）の設立と補償金支払いの原資として4750万ドルが支給された。NCT が、被ばく被害による賠償金が受け取れる36の疾病を設定すると、人びとは少し放射能被害の実態を知ることになった。

⑷ モルモット扱いと放射線人体実験

マーシャル諸島の人びとの間では、キャッスル作戦・ブラボー実験の放射性降下物でロンゲラップ島とウトリック島の人びとが被害をうけたことは“計画された事故”で、被害をうけた人びとは“モルモット”扱いをされているのではないか、という強い思いがある。

被ばく後、ブルックヘブン米国立研究所の医師団によって行われた定期検診についてロンゲラップ島とウトリック島の人びとは、「診察はしてくれるが、治療はしてくれない。体の調子が悪いというと、『大丈夫だ、どこも悪いところはない』というが、甲状腺などの病気になる者や見たこともない病気で亡くなる者がでている」と言った。

この疑問を最初に公にしたのは、マーシャル諸島選出のミクロネシア下院議会議員のアダジ・バロスで、1972年１月に開かれたミクロネシア議会で次のように言った。「……決定的な証拠はないが、アメリカは1954年の水爆実験の放射性降下物でロンゲラップ島とウトリック島の人びとが被ばくすることを予め知っており、意図していたと確信する。すなわち、ロンゲラップ島とウトリック島の人びとは、敵国との戦争時の放射線で被ばくするアメリカ市民を治療するための医学的能力を開発するためのモルモットに使われたのだ。これは、平和時にそぐわない犯罪である。……アメリカは、これらの人びとが放射性降下物で被ばくしたのは風向きが変わったことによる偶発的な事故であるとしているが、ビキニから300マイル（約480キロメートル）以内にあるロンゲラップとウトリック島は放射性降下物が降り落ちる範囲であることを知っていた。これは計画された事故であると言わざるを得ない。……また、アメリカの医学チームによるロンゲラップとウトリック島住民がうけている診察にもおおいに疑問がある。医療チームの目的は、あらゆる病気と異常をおこしている両島の住民の健康を取り戻すことよりも医学的データを収集しているのである」。バロス議員の指摘に呼応するようにロンゲラップ島の人びとは1972年３月と1975年４月にアメリカ医師団の定期検診を拒否した。しかし、放射線被ばくによる疾病を診察する医師はマーシャル諸島にいないため、最終的にはアメリカ医師団の診察に頼らざるをえなかった。

また、バロス議員の提案で設立された水爆ブラボー実験による被ばく調査のためのミクロネシア議会特別合同調査委員会は1973年２月に『ロンゲラップとウトリックに関する議会報告書』を公表し、1954年３月１日の実験環境の設定から人びとが被ばくした後の措置、その後の状況などに関するアメリカ原子力委員会の不可解な行動を指摘した。

バロス議員とミクロネシア議会報告による疑問の一部は、1994年、キャッスル作戦・ブラボー実験被害から40年目にビル・クリントン米大統領が、マーシャル諸島で行った核実験に関するエネルギー省（DOE）、国防総省（DOD）などの機

密文書の機密扱いを解除し、公表したことで証明された（約６万5000ページに及ぶ機密解除文書を入手したマーシャル諸島政府は1997年から分析を始めた）。機密解除された文書から、水爆ブラボー実験の約６時間前からビキニ環礁上空の風向きが東に向かって吹いていたことが明らかにされた。1994年２月にアメリカ議会下院天然資源小委員会主催のマーシャル諸島の核実験被害に関する公聴会に出席したビキニ島住民の顧問弁護士ジョナサン・ワイズガルは、「……（水爆）爆発実験を延期しなかったのか、イエスだ。風下のマーシャル諸島住民に事前の防護策はとらなかったのか、イエスだ。風下のアメリカ人核実験参加者に事前の防護策はとらなかったのか、これはノーだ。1954年２月28日の真夜中の気象情報が、風向きは好ましくないという情報がもたらされるとビキニ環礁の南東海上に展開していた艦船に、放射性降下物の通る道から遠ざけるためにさらに南に移動するよう命じた。すなわち、アメリカ人は危険から逃れさせ、その一方でマーシャル諸島住民には何の防護策もとらなかったという事実は、放射線人体実験に合致する」と発言した[32]。

プロジェクト4.1研究も公表された機密解除文書で明らかにされた。しかし、1995年10月に公表された『放射線人体実験―大統領諮問委員会最終報告』[33]では、風向きが変わったことを知りながらロンゲラップ島の人びとなどを事前に避難させなかったこと、被ばくしたロンゲラップ島住民などを使ったプロジェクト4.1研究も人体実験にはあたらないとした。また、ウトリック島住民をすぐに故郷の島に戻したこと、被ばくロンゲラップ島住民と非被ばくロンゲラップ島住民を放射能が残るロンゲラップ島に帰郷させ、２つのグループを比較しながら「価値ある環境放射能でデータを得る」ことも人体実験にはあたらないとした。

近年、アメリカは、マーシャル諸島の子どもが産める年齢の女性３人に放射性クロム51とトリチウム水の注射を行っていたこと、放射線被ばくと新陳代謝への影響調査や糖尿病の兆候との関連性を立証するなどの理由で放射性ヨウ素や放射性鉄、炭素14などを使った広範な実験を行っていたことも明らかになっている[34]。しかし、これらのためにマーシャル諸島の人びと使ったことも放射線人体実験とは認めていない。

⑸　強制移住、故郷の喪失によるマーシャル諸島の人びとと暮らしへの影響

マーシャル諸島の人びとは、環礁とよばれる環状に広がって連なる珊瑚礁上の島に住み、島でとれるヤシやパンノキ、パンダナス（タコノキ）の実、ラグーンとよばれる環礁の内海でとれる魚介などを食べて暮らしている。水は井戸水と天水（雨水）で、井戸水は洗濯や水浴びに、天水は飲用と調理に使われる。コメや小麦粉、コーヒーや砂糖などと衣服、布と糸、釣り具や漁網などの日用品はコプラ（ヤシの実の果肉の干したもの）やヤシの葉などで編んだ籠やゴザなどの手工

芸品を業者に売ったお金で購入する。人びとは、一般的には環礁の中でもっとも大きな島に住み、環礁内の他の島々は食料をとるところとしている。環礁全体はイロージとよばれる伝統的なリーダーが所有し管理しているが、居住する島の土地使用権は個人の権利として認められている。

核実験場となったビキニ環礁は楕円形に広がる珊瑚礁上の36島からなり、人びとは環礁の東側にあるビキニ島に暮らしていた。ビキニ島の人びとは核実験場とされたため1946年２月に約270キロメートル離れたロンゲリック環礁の無人島に、２年後の1948年３月にはクワジェレン島海軍基地に移されて約３カ月の仮住まいののち、1948年11月に故郷ビキニの南約770キロメートルのキリ島に移動させられた。キリ島はマーシャル諸島では珍しい環礁のない単一の島で、日本統治時代（1914年～1944年）にコプラを作る農園が作られたためヤシの実の木は豊富にあった。しかし、一年中強い風が吹きつけて荒波が打ち寄せるため魚をとることもできず、食料や日用品などを運んでくる巡航船が近づくことができないことがたびたびあって人びとは飢えにさいなまれた。もうひとつの実験場となったエニウェトク環礁はほぼ円形に広がる珊瑚礁上の44島からなる。エニウェトク環礁の人びとは1947年12月、故郷の南西約230キロメートルのウジェラン環礁の無人島に移されたが、ウジェラン環礁の島は台風の被害をうけたために放置された島で、ヤシやパンノキの実などの食料が少なく人びとは飢えにさいなまれた。エニウェトク環礁は、南部のエニウェトク島を中心とするコミュニティと北部のエンジェビ島を中心とするコミュニティの２つが共存するマーシャル諸島では珍しい島で、南と北の両方のコミュニティにそれぞれ伝統的リーダーが存在し、独自の伝統と習慣で暮らしていた。２つのコミュニティからなるエニウェトク島住民はウジェラン環礁の島に移された時、一つの島に同居させられることになり、人びとの間で混乱が生じたという。

ロンゲラップ環礁は61島からなり、人びとは環礁南東部に位置するもっとも大きいロンゲラップ島に暮らしていた。残り60島のうち､37の島がヤシやパンノキ、タコノキの実、魚やエビなどの魚介、ヤシガニ、ウミガメ、海鳥とその卵などをとる島である。ロンゲラップ島の人びとはまた、東に約80キロメートル離れたロンゲリック環礁（1943年に旧日本軍によって９人の住民がロンゲラップ島に移されてから無人島になるが、1946年３月に核実験場とされたビキニ島住民の移住先となる。マーシャル諸島の習慣では、他の島を他の人間が使う場合は、その島のイロージに許可をとらなければならないが、ビキニ島住民の移住は断りもなく行われた）と､南西に約70キロメートル離れたアイリングナエ環礁の所有権がある。ロンゲラップ島の人びとは、ロンゲラップ環礁の61島とロンゲリック環礁、アイリングナエ環礁の島々と海でとれる恵みに依存して暮らしてきた。

ロンゲラップ島の人びとだけでなくマーシャル諸島のすべての島の人びとが土

地権を持つ島に住み、環礁全体が生みだす恵みに依存する自足循環型の暮らしを続けてきたのである。

水爆ブラボー実験の放射性降下物で被ばくし、故郷のロンゲラップ島から避難させられ、３年後の1957年６月に帰郷した時、人びとの間でいくつかの問題が持ち上がった。環礁北部の島々は核実験の放射性降下物によってひどく汚染されているという理由で立ち入りが禁止されたため環礁全体の島々を使った暮らしができなくなった。人びとは、故郷に帰ったことにはならない、と反発した。アメリカは、余剰農産物で作った低開発国向けの援助食糧の配給を始めたが、援助食糧の配給が途絶えると、人びとは環礁北部の島々にでかけて昔通りにヤシやパンノキの実、魚、エビ、ヤシガニ、海鳥やウミガメなどをとって食べたのだった。

島々の役割は居住や食料をとるだけではない。ロンゲラップ島住民の一人ティマ・メリリンは故郷のロンゲラップ島から故郷の島の10分の１の広さもないワジェレン環礁メジャト島に移動後、「これ（奥さんのミューゼさんを指さして）とケンカをするだろう、顔も見たくないと思っても、メジャトは小さく狭い島だからどこに行っても見かける。しゃくにさわるよ。ロンゲラップにいた時は、ケンカをして顔を見たくないと思ったらエニアエトック島（ロンゲラップ島の北約10キロメートルにあり、10家族ほどの人びとが住むことができる家がある）にでかけて何日か過ごせば忘れることができた」と言った。人びとが1985年５月下旬に故郷のロンゲラップ島からクワジェレン環礁メジャト島に移動した直後でまだ寝る場所も十分に出来上がっていない時、数人の若者たちが魚とりにでかけた。しばらく後に戻ってきたが小魚を少しとってきただけで、女性たちから「ダメだね」とからかわれた。若者たちは、「この島の海は、どこに魚がいるのかがわからない。潮の流れも速そうで、気を付けないと外洋に流される恐れがあって危険だ」と言った。故郷ロンゲラップ島では、いつ、どこに行けば、どんな魚が獲れるかを知っていた。また、ヤシの葉を一本のロープのように繋げて伸ばし、浜辺の近くに群れる魚を囲んで網を使わずにとるムオとよばれる伝統的な囲い込み漁を行っていたが、メジャト島ではムオ漁をする機会がなく、いまやその漁法は消えつつある。

食料を得るだけでなく心のケアにも使われてきたロンゲラップ環礁やビキニ、エニウェトク環礁の島々が核実験の放射能で汚染されたのである。

23回の核実験が行われ、1969年に除染作業が行われたビキニ環礁の島々について「国際原子力機関」（IAEA）は1998年、確実で、特別な放射能除染を行わない限り再定住は勧められないとした。44回の核実験が行われたエニウェトク環礁では、1977年から1979年までの２年間、核実験が集中的に行われた環礁北部の島々の放射能汚染土などの除去作業を行い、環礁北東部のルニット島の原爆実験跡にコンクリートと混ぜ合わせて棄て封じた。除染作業の始まりと同時に旧住民は移

住先のウジェラン環礁の島から故郷エニウェトク環礁に戻ったが、アメリカは除染を行った島々にはなお放射能が残っているために立ち入らないようにと伝え、居住は環礁南部の３つの島に限定している。

核実験場とされたビキニ、エニウェトク島の人びとと、水爆ブラボー実験の放射能で汚染されたロンゲラップ、ウトリック島の人びとは1980年代にアメリカ政府に対して損害賠償請求訴訟をおこした。損害賠償請求訴訟は、1986年に自由連合協定が発効して核実験の補償協約によって補償金が支払われることが決まったことで取り消されたが、代わりにマーシャル諸島の人びと個人の被害補償を行うNCT（核賠償裁定委員会）が核実験で被害をうけた島々の損害賠償請求を査定、裁定し、支払うことになった。NCT は、2000年から2007年にかけて以下の４つの島々の損害額を次のように裁定した。

○エニウェトク島住民：将来使用する土地を失ったことに対する損害額として約4800万ドル、使用可能な島の土壌回復と再緑化のための除染費として約1600万ドル、核実験期間中の他の島での移住生活による苦難に対する賠償額として約3420万ドル、の合計約9820万ドル。2000年５月裁定。
○ビキニ島住民：将来使用する土地を失ったことに対する損害額として約２億7800万ドル、居住可能な島の再定住及び食料生産のための土壌や環境の改良費用として約２億5200万ドル、核実験の間の移住生活の苦難に対する賠償額として約3900万ドル、の合計約５億6490万ドル。2001年３月裁定。
○ウトリック島住民：核実験によって使用できるウトリック環礁と隣接のタカ環礁の土地を失ったことに対する損害額として約２億5700万ドル、ウトリック島の土壌回復費として500万ドル、核実験の放射能汚染による居住環境への損害額として約4500万ドル、合計約３億760万ドル。2006年12月裁定。
○ロンゲラップ島住民：核実験の放射能によるロンゲラップ、ロンゲリック、アイリングナエ環礁の土地が使用できないことへの損害額として約７億8500万ドル、ロンゲラップとロンゲリック環礁の島々の土地の除染と改善費として約２億1200万ドル、核実験の放射能をあびたことによる精神的被害の賠償費として約3480万ドル、の合計10億3180万ドル。2007年４月裁定。

一般的に、放射能汚染や危険な化学物質などに汚染された土地に対する損害賠償は被害をうけた土地の広さ、１平方キロメートルあたりの売買や賃貸価格で評価される。しかし、マーシャル諸島では土地を売買することがなく、土地を金銭的に評価することはない。島々の土地は土地権を持つ者が使用できるが、土地権の所有権を第三者に売ることはできない。水爆ブラボー実験でロンゲラップやウトリック島の人びとが被害をうけた後、1954年４月に国連信託統治理事会に提出

した請願書に、「土地は、住民の生命そのものである。土地を取り上げれば人びとの魂は死んでしまう」と書いているように、マーシャル諸島の人びとにとって土地、島がいかに重要であるかが理解できるであろう。元マーシャル諸島議会議員のチェトン・アンジャインは、「土地の所有権は、将来の世代を含めた家族全体に授けられたものです。人びとがマーシャル諸島の社会を構成している伝統的な島々から離れることは、そのような社会組織から引き裂かれることを意味します」と言った。マーシャル諸島の人びとにとって土地が文化的アイデンティティであり、伝統的に所有する土地・地域とその資源に対する権利があること、他の者が占領し使用し取得できないことは2007年９月に発効した「先住民族の権利に関する国連宣言」に明示されている。

NCT は上記の４環礁の損害賠償額を裁定後、支払いを始めたが、アメリカへの追加請求が断られ、原資もなくなったことから2006年に支払いを停止した。４環礁住民への損害賠償額の未払い分は約10億ドルにのぼっている。

ロンゲラップ島の人びとは裁定された損害賠償金をうけとることができないままアメリカ議会からの再定住基金でロンゲラップ島の一部だけの除染を行い、新たな家を建てて帰郷､再定住を始めた。しかし､帰郷する者は少ない。ロンゲラップ島選出の元マーシャル諸島議会議員アバッカ・アンジャインは「ロンゲラップ島だけで暮らすことは本当に故郷の島に帰ったことにはならない」と言い、被ばく者で2012年８月に亡くなる前に日本のテレビ局のインタビューに応じたリジョン・エクニランは「（帰郷は）放射能汚染に汚染された島に戻るか、他人の島に住みつづけるかの選択です」と答えた。

核実験の放射能に故郷の島を汚染されたため土地権を持つ故郷の島を追われたビキニ、エニウェトク、ロンゲラップ島の人びとは、クワジェレン環礁のイーバイ島や中心都市のマジュロ島さらにはハワイやアメリカ本土で暮らしている。

土地権を持たない異郷の地で暮らさざるを得ないビキニ、エニウェトクとロンゲラップ島などの人びとは故郷の島で過ごしていた時とは違って収入の道は少なく、イーバイ島やマジュロ島で寄り添い助け合うために集中して暮らすことになる。国連人権理事会特別報告者が“難民状態”と指摘したのはこのような理由からだが、故郷を追われた故郷に帰れない人びとがイーバイ島やマジュロ島の一部に集中することはマーシャル諸島政府にとっては大きな問題となっている。

異郷の地で暮らす人びとは、故郷の島とのつながりを保つために故郷の島の貝殻や流れ着いた漁網のガラス製ビン玉などの記念品を住まいに飾る。ビキニ環礁は2010年に世界遺産に登録されたにもかかわらず放射能汚染が強く立ち入りが不可能なため貝殻やビン玉などの故郷の記念品も手に入れることはできない。エニウェトク環礁は環礁北部で大規模な除染作業が行われたが、高レベルの放射能が残っているためにそれらの島々からの記念品を手に入れることはできない。

ロンゲラップ島の人びとだけが、除染が終わった故郷の島の記念品を異郷の地の住まいに飾り、故郷の島とのつながりを維持できている。最近、ロンゲラップ島の人びとは故郷のロンゲラップ島から持ち出したタコノキを移住先のクワジェレン環礁メジャト島に植え、タコノキの実でジェンクンとよぶタコノキ羊羹を作り、分け合い、他の人びとに売ることで収入を得ているという。故郷のものを異郷の地で再生し、故郷とのつながりを創り出して“ロンゲラップ・アイデンティティ”を確認しているという[35]。ロンゲラップ島の人びとの動きはキャッスル作戦・ブラボー実験が生みだした負の遺産を乗り越える新たな試みといえる。

おわりに

キャッスル作戦・ブラボー実験によって日本のマグロ漁船「第五福竜丸」乗組員の被ばくと太平洋のマグロの放射能汚染が明らかになったことをきっかけに日本と世界で原水爆実験禁止署名運動が広がり始めた1955年７月、イギリスの哲学者バートランド・ラッセルとアメリカの核物理学者アルバート・アインシュタインは「ラッセル・アインシュタイン宣言」を発表した。宣言は、水爆の戦争はロンドンやニューヨーク、モスクワなどの大都市を抹殺するだけでなく人類に終末をもたらす、瞬間的に死ぬのは少数だが大多数はじりじりと肉体崩壊の苦しみをなめるであろう、と水爆の爆発による見える被害と見えない被害を伝え、水爆など核兵器の廃絶を訴えた。

キャッスル作戦・ブラボー実験の実験場となったビキニとエニウェトク環礁、放射性降下物をあびたロンゲラップやウトリック島などとマーシャル諸島の人びとは、甲状腺異常や出産異常、ガンによる死亡など宣言に書かれた水爆による肉体崩壊の苦しみをうけ続けている。そればかりか、宣言には書かれなかった放射能汚染による土地の喪失とそれに伴う文化や伝統、コミュニティの崩壊などによってマーシャル諸島の人びとは生存の基盤を破壊されるという見えない破壊を体験し続けている。マーシャル諸島の人びとの苦しみに対してキャッスル作戦・ブラボー実験被災から50年目の2004年３月１日にマジュロ島で開かれた記念式典に参加した駐マーシャル諸島アメリカ大使グレタ・モーリスは、「マーシャル諸島の方々は、平和的に達成された冷戦の終結そして世界の多くの地域での自由と民主主義の確立に貢献されました」と挨拶した。これに対してマーシャル諸島の人びとは、「冷戦の終結に誰も貢献なんかしていない。冷戦下でモルモットとされたのだ」と反発した。アメリカの核実験で被害をうけ続けているマーシャル諸島の人びとの苦しみを国連人権理事会特別報告者は人権の侵害と指摘した。

これまで、アメリカによる広島、長崎への原爆投下による被害が無差別、残虐であることから核兵器の使用は非人道的であるとされてきたが、原爆被害者に対

する人権の侵害を指摘した者はいなかった。

国連人権理事会特別報告者はまた、2011年３月11日に起きた東京電力福島第一原発事故で放出された放射能で被ばく被害をうけた地元の福島県民などの調査を行い、被害者の人権が著しく侵害されていると指摘した。

核兵器爆発、原子力発電所の事故による放射能被害は非人道的、人権侵害であると共に人間を含めた生き物すべての生きる権利をも破壊することを改めて認識しなければならない。

注

＊ロンゲラップ島住民の証言や記録は筆者自身の取材で得たもののほか、Barbara Johnston and Holly Barker, “Hardships and Consequential Damages from Radioactive Contamination, Denied Use, Exile and Human Subject Experimentation Experienced by the People of Rongelap, Rongerik, and Ailingnae Atolls.” から引用した。

1　AEC Division of Biology and Medicine, “Report on Operation Gabriel.” July 1954._Accession Number:NV0720894, Department of Energy OpenNet Database（以下、DOE OpenNet Databese と略記）。

2　AEC, Air Force Project RAND, “Worldwide Effects of Atomic Weapons- Project Sunshine.” 6 Aug. 1953._Accession Number: NV0407582, DOE OpenNet Database.

3　Weather Bureau, “World-Wide Fallout from Operation Castle.” May 17, 1955._Accession Number NV0039820, DOE OpenNet Database.

4　William E. Ogle, “Tentative Experimental Outline Operation Castle.” February 4, 1953._Accession Number: NV0410405, DOE OpenNet Database.

5　Commander, Task Group 7, “Outline of Scientific Programs-Operation Castle.” November 10, 1953._Accession Number: NV0400415, DOE OpenNet Database.

6　NMRI/NRDL, “Operation Castle-Final Report Project 4.1 Study of Response of Human Beings Accidentally Fallout Radiation.” October 1954._Accessioon Number: NV0706725, DOE OpenNet Database.

7　『朝日新聞』1998年１月16日付。

8　NRDL/NMRI, “Project 4.1-Addendum Report: Nature and Extent of Internal Radioac-tive Contamination of Human Beings, Plants, and Animals Exposed to Fallout.” March 1955._Accession Number: NV0513264, DOE OpenNet Database.

9　NMRI, “Operation Castle Project 4.1 Addendum: Exposure of Marshall Islanders and Military Personnel to Fallout.” March 1957._Accession Number NV0410283, DOE OpenNet Database.

10　Hearings before the Special Subcommittee on Radiation of the Joint Committee on Atomic Energy Congress of the United States, Eighty-Fifth Congress First Session on the Nature of Radioactive Fallout and Its Effects on Man, June 1957.

11　Hearings before the Special Subcommittee on Radiation of the Joint Committee on Atomic Energy Congress of the United States, Eighty-Sixth Congress First Session on Biological and Environmental Effects of Nuclear War, June 1959.

12　*New York Times,* March 12, 1954.

13　*New York Times,* April 1, 1954.

14　Robert A. Divine, *Blowing on the Wind: The Nuclear Test Ban Debate 1954-1960*. (New York:

Oxford University Press, 1978).

15 AEC New York Operation Office, Health and Safety Laboratory, “Radioactive Debris from Operation Castle Islands of Mid-Pacific.” January 1955.

16 “A report on Rongelap and Utirik to the Congress of Micronesia: Medical Aspects on the Incident of March 1. 1954 by the Special Joint Committee Concerning Rongelap and Utirik Atoll.” February 1973._Accession Number NV0410328, DOE OpenNet Database.

17 DTRA/DTRI, “Castle Bravo: Fifty Years of Legend and Lore-A Guide to Off-Site Radiation Exposures.” January 2013.

18 前出９。

19 Hans Behlings, John Mauro and Kathleen Behling, “Reassessment of Acute Radiation Doses Associated with Bravo Fallout.” May 2000.

20 Brookhaven National Laboratory, “March 1957 Medical Survey on Rongelap and Utirik People Three Years after Exposure to Radioactive Fallout. (Attach: Medical Survey of Rongelap People, March 1958, 4 Years After Exposure to Fallout) ” March 1958._Accession Number NV0401024, DOE OpenNet Database.

21 Ibid.

22 Brookhaven National Laboratory, “Medical Survey of the People of Rongelap and Utirik Islands Nine and Ten Years after Exposure to Fallout Radiation. March 1963 and March 1964.” 1965.

23 US Department of Energy, “The Meaning of Radiation for Those Atolls in the Northern Part of the Marshall Islands That Were Surveyed in 1978.” November 1982.

24 Scientific Management Team, “Rongelap Resettlement Project-Summary Report of First phase.” April 1994. / Lawrence Livermore National Laboratory, Health & Ecological Assessment Division, “An Updated Dose Assessment for Rongelap Island.” July 1994.

25 “Report of the Special Rapporteur on the Implications for Human Right of the environmentally sound management and disposal of hazardous substance and waste by Calin Georgescu, Addendum.” September 3, 2012.

26 甲山員司「ミクロネシアにおける信託統治の本質―戦略的意図による支配」『法學志林』第72巻第２号、1978年３月。

27 Testimony of Bill Graham, Public Advocate (retired), Marshall Islands Nuclear Tribunal, Before the House Committee on Foreign Affairs Subcommittee on Asia, the Pacific, and the Global Environment. May 20, 2010.

28 前出17。

29 前田哲男『棄民の群島―ミクロネシア被爆民の記録』時事通信社、1979年。

30 Petition from the Marshallese People Concerning the Pacific Islands: Complaint re-garding the explosion of lethal weapons within our home islands. 20 April, 1954.

31 *New York Times,* May 15, 1954.

32 Statement of Jonathan M. Weisgall Legal Counsel to the People of Bikini before the House Natural Resources Committee, February 24, 1994.

33 “Final Report of the Advisory Committee on Human Radiation Experiments.” October 1995.

34 Barbara R. Johnston and Holly M. Barker. *Consequential Damages of Nuclear War: The Rongelap Report.* (Walnut Creek, CA: Left Coast Press. 2008).

35 中原聖乃「離れてつながる放射能汚染コミュニティ―放射能汚染に対処する親族」渋谷努編『民際力の可能性』（中京大学社会科学研究所叢書32）、中京大学社会科学研究所、2013年。

特集論文

ビキニ事件・原水禁署名運動から60年
――過去（1953～54年）、そして現在（いま）

丸浜　江里子
都留文科大学

はじめに

「広島・長崎・ビキニ・福島、日本は核にたたられている」

今年80歳の友人が、3.11から20日後の2011年３月31日に語った言葉である。ビキニ事件当時、津田塾大生だった友人は翌年の第一回原水禁世界大会で外国代表の通訳をつとめ、以来、核問題や原水禁運動に関心を持ち続けてきた。

70年前、米国に原爆を落とされ、60年前、「死の灰」を浴び、国民的大運動がおこったこの国が米国の原子力システム・核政策を受け入れ、54基の原発を設置した世界第３位の原発大国となった。「核」はこの国を貫く太い筋となり、2011年３月11日、福島第一原発事故に至った。

> 南相馬市下渋佐の実家は津波で流されてしまい、築140年の古民家を借りていた私は、家が傾き住めなくなりました。総勢20人と母の実家で身の振り方を相談しました。『原発が爆発したらしい』という情報にチェルノブイリ事故を思い出し、『とにかく逃げよう』と３月13日に自動車に分乗し北に向かいました。飯舘公民館にたどり着き、その晩は車の中で寝ました。SPEEDI の情報は隠されていたため、飯舘の線量が高かったことは後で知りました。

東京の中学校をやめ、故郷の南相馬で有機農業を始めて８年、やっと軌道に乗ったところで東日本大震災・福島第一原発事故の被害を受けた友人の言葉である。2011年11月に友人の実家のあった南相馬市渋佐を訪ねると、川に鮭が遡上する海べりの美しい村は砂漠のような荒野となっていた。拾い集められた10数基の墓石が強い海風に曝される光景に映画『風の谷のナウシカ』を連想した。地震の巣日本の海べりに原発を設置した愚策の結果を目の当たりにして言葉を失った。

友人は「農業を志し南相馬に来たが農業もできない。生活もままならない。生きている意味がない」と思い詰めたが、南相馬の小学校の学習支援員となり、「子どもに元気をもらっている」と語り、学校の様子を次のように伝えてくれた。

【2013年８月】子どもと過ごしていて気になるのは放射線量のこと。2013年３月までの一年間は登下校はマスクをして、親が車で送り迎え。外に出る時間は一日２時間と決められていた。理科の“春を探そう”という授業ではマスクをし長袖ジャージーを着て、「草花にさわってはいけない。昆虫は捕ってはいけない。土の上に座ってはいけない」などいけないだらけ。豊かな自然に恵まれながら子どもたちは自然に触れられない。子どもの数は3.11前の53パーセントです。
【2014年４月】放射線量が年間積算20ミリシーベルトに達するおそれがあるといわれる飯舘村の山を越えて南相馬に吹く北西風の中で、子どもたちは外でマスクもしないで体育の授業を受けています。今年（2013年度６年生）の卒業文集に原発事故のことを書いた子が一人もいないのは、放射能について話せない雰囲気が学校や地域にある反映ではないかと思います。
【2014年９月】栄養士が「給食は水道水で調理され、福島県産の野菜を使った自治体には県が補助金を出す。食材の放射線量検査は2016年からしないらしい」と教えてくれました。甲状腺検査で彼女のお子さんは異常が見つかったそうです。「安心」が強調されますが、モニタリングポストの数字は実際より低めに表示されるので信用できません[1]。子どもの身体、私たちの身体は実験台なんでしょうか。私たちは棄民です。

強い言葉を言うことがなかった穏やかな友人から、静かな「叫び」「悲鳴」が届く。子どもへの放射能対策が事故後２年目と３年目で歴然と違っていることに驚かされる。わずか２年で「大丈夫」になったと言えるのか。正しい情報に基づいているのか。国や県の帰還奨励圧力は子ども・住民の健康を犠牲にしていないだろうか。帰還させ、再稼働を進め、原発事故をなかったことにしようというのか。

１．3.11から４年

筆者は2000年に中学校の社会科教員を退職し、その年におこった杉並の教科書問題をめぐる住民運動に参加し、住民運動や杉並区に関心を持ち、その後、大学院に進学した。たまたま始まった安井郁元杉並区立公民館長・原水爆禁止日本協議会初代理事長が残した資料の整理に参加する中で、杉並の住民運動の原点とも言える杉並の原水禁署名運動に興味を持ち研究テーマに選んだ。有名な割に実態は明らかにされておらず、「どんな運動だったのか」、「なぜ、杉並で全区的な署名運動がおこったのか」という問いを柱に研究をはじめ、『原水禁署名運動の誕生―東京・杉並における住民パワーと水脈』（2011年５月、凱風社）を著した。

あとがきを書いている時に3.11東日本大震災に遭遇。これまで経験したことのない揺れと津波、さらに原発事故の勃発というまさかの事態に動転しながら、ビキニ事件を想起し、以下のあとがきを書いた[2]。

> 1955年１月４日に取り交わしたビキニ水爆実験に関する日米交換公文…その一週間後の１月11日、米国は濃縮ウランの貸与を申し出、日本は受け入れた。その後、同年５月13日に開かれた「原子力平和利用大講演会」を皮切りに大キャンペーンが始まった……。敏感だった放射能への感性は、莫大な費用をかけ、念入りに仕組まれた「原子力の安全性」を訴えるキャンペーンにだまされ鈍ったのか、地震の巣のような日本に54基もの米国仕様の原子力発電所が造られた。……〔3.11は〕『原子力の安全性』が幻想であり、毒はやはり毒でしかないことを、甚大な被害とともに私たちに伝えた（中略）。
> 〔3.11の〕原因は対米従属を国是として、米国の核戦略に従い、核の傘に入り、原子力を導入し、沖縄に米軍基地を押しつけてきた政治を戦後60年以上も続けてきたことにある。その路線を民衆が転換することしかこの危機を乗り切る道はない。それを先送りすることはもう出来ない。そのために私たちはどうしたらよいのか、何から取り組めばよいかを真剣に考えなくてはならない。

戦後日本のシステムを根本から見直し、変える必要を教えた3.11、それから約４年が経つ。事故後、「原子力の安全性神話」、原子力ムラの癒着と利権の構造が露わになり、街から消えていたデモや集会が復活し、脱原発の声が高まった。菅直人政権（民主党）は浜岡原発の停止を命じ、2012年５月５日には全原発が停止した。原発事故への民衆の不安や怒りの反映と2009年の政権交代の成果でもあった。だが、次の野田佳彦首相（民主党）は福島原発事故の「収束宣言」を発表し、任期を残し不利な時期に総選挙を行い、自民党・公明党連立政権の成立を招いた。2012年12月に成立した安倍晋三政権は原発再稼働、原発輸出へ本格的に動きだし、その上「保証します。原発はコントロールされています」と「虚言」を言い、2020年のオリンピック開催国となった。

しかし、福島の現実は収束とはほど遠く、原子炉冷却水・地下水に含まれる放射線量はどんどん上がり、放射性物質の流失が続く。ビキニ水爆実験による海産物の放射能汚染をあれだけ心配したこの国が今や加害国となっている。国会事故調査委員会報告はお蔵入りで事故原因の究明がされないまま、加害企業の東京電力に莫大な税金を投じ事故対策をまかせている。しかし、その効果や見通しは不明である。被災住民への補償は不十分で、今も12万人以上の福島県民が避難生活を送っているにも関わらず、生活保護基準の引き上げ、消費税の増税など被災者を鞭打つ政策が続く。

また、武器輸出の解禁、秘密保護法、集団的自衛権の容認と日本国憲法を逸脱する政治、さらに日本の米軍基地の74パーセントが集中する沖縄県の名護市辺野古に米軍の新基地建設が企てられている。米国への過剰な配慮と軍備拡大政策が福島への無配慮・無策と同時に進み、原発事故などなかったかのようだ。沖縄と福島に過大な負担を強いて東京オリンピックを開くのか。広島・長崎・ビキニの加害国は米国、だが3. 11は日本が進めた核政策の被害である。いまだ解決策も見えず、補償も進まないまま、再稼働に向かうのか。疑問は膨らむばかりである。

2014年はビキニ事件から60年である。60年前に遡ってみると、不思議なことに現在との共通点があることに気がつく。例をあげてみたい。

1953～54年の出来事	2013～14年の出来事
① MSA 協定に伴う秘密保護法公布	：特定秘密保護法
②防衛庁・自衛隊発足・再軍備	：集団的自衛権の容認
③教育二法	：安倍流教育改革（道徳の教科化他）
④憲法調査会の発足	：自民党改憲案と改憲の動き
⑤米大統領の沖縄無期限保持宣言	：沖縄県辺野古新基地建設を強行する動き

1953～54年は吉田茂政権の最後の２年間で、米国では20年ぶりに誕生した共和党政権の最初の２年間である。1953年はアイゼンハワー大統領の「アトムズ フォー　ピース」演説が行われ、1954年に連続核実験キャッスル作戦が行われ、ビキニ事件が引き起こされた。日本ではビキニ事件をきっかけに原水爆禁止署名運動がおこった。翌1955年には原水禁世界大会が開かれ、戦後の平和運動の礎が築かれるが、一方で、「原子力の平和利用」の動きが現実化していった。

本稿は現在と同じく、「核」に直面していた1953～54年に注目し、米戦略と日本の政治、さらに杉並区の原水禁署名運動を中心に当時の民衆運動を振り返る。冒頭に記した広島・長崎・ビキニ・福島を貫く「核」の太い筋を米国の戦略含めて探り、空前の署名運動であった原水禁署名運動を振り返る中で、3. 11後の民衆運動を考える手がかりを得たいと考える。本稿をまとめるにあたり参考にした主な資料は、①米側資料を読み解き、進められている諸研究をはじめとする先行研究、②杉並の原水禁署名運動関係資料などの民衆運動関係資料、③『朝日新聞』縮刷版他の新聞資料である。

２．アイゼンハワー政権の誕生と核戦略

⑴　1946年原子力法と米原子力委員会[3]

B29 から広島と長崎の市民の頭上に落とされた原爆、それにより失われた数

十万の命、今も被害が続く現実。B29の開発・製造には30億ドル、原爆の開発には20億ドル、計約50億ドルが投じられ、その額は当時の日本の国家総予算に相当する[4]。第１次と第２次の両世界大戦を通じて武器庫となった米国は兵器の開発・生産を通して航空機産業、エレクトロニクス産業、原子力産業を発達させた。特に少量のウランから莫大なエネルギーを生み出す原子力は、兵器としてもエネルギー源としても注目され、誰が開発のヘゲモニーを握るのかをめぐり、軍・政治家・科学者・産業界・金融界の思惑が乱れ飛んだ。

1945年10月３日、ハリー・トルーマン米大統領は原子力に関する立法化を求める教書を議会に送った。進歩的な民主党上院議員ジェイムズ・O・マクマホンが中心となり、軍の介入を排し、科学者と文民によるシビリアンコントロールの理念を込めた原子力法をまとめた。成立したのは1946年８月である（「1946年原子力法」と表記、マクマホン法ともいう）。同法は平和利用の研究と平行し、軍事的兵器開発の継続は認めていた。５人からなる原子力委員会（略称AEC）と両院が代表者を送る米上下両院合同原子力委員会が、任命された科学者の補佐を受けて原子力開発の監視を行うこととなった。

AECの委員長はトルーマン大統領の信任厚いテネシー渓谷開発公社（TVA）総裁デイビット・リリエンソール、委員は予備役海軍大将でウオール街のクーン・ローブ商会の投資銀行家ルイス・ストローズ（ストラウスとも表記される）、ジャーナリストのW・ウェイマック、マンハッタン計画に参加した物理学者R・パッカー、実業家S・パイクだった。

リリエンソールはニューディーラーで、原子力開発は民間でなく公的機関がすることが国家及び世界の安全保障にとって絶対に必要だと考え、開発方法に関する決定は、危険と対案に関する十分な知識を前提に、国民によって民主主義的にされるべきであると主張した[5]。しかし、企業家・金融家は民間会社に原子力技術の利用を拡大すべきだとして、さまざまな機会にリリエンソールを攻撃した。1950年にリリエンソールがトルーマンの水爆開発に抗議して辞任すると、企業家・金融家の代弁者であるストローズがAECで発言力を強めた。

⑵　アイゼンハワー政権とその戦略

1953年１月、第２次世界大戦で欧州連合軍総司令官を務めたドワイト・アイゼンハワーが大統領に就任し、政権は民主党から共和党にかわった。この時期、インドシナ戦争では米国が支援する仏軍が劣勢となり、３年目を迎えた朝鮮戦争では、最新鋭の武器で攻撃する米軍（国連軍）に北朝鮮軍・中国人民義勇軍が地下にトンネルを掘って立てこもり、中国軍の航空機攻撃が始まると米軍は制空権を維持できず、戦線は膠着した。米兵の死傷者は10万人を超え、軍事費も増大し、厭戦気分が広がり[6]、死傷者の減少と軍事費の削減が求められていた。

アイゼンハワーは国務長官にロックフェラー財閥の顧問弁護士・ジョン・フォスター・ダレスを、中央情報局長官にはダレスの弟のアレン・ダレスを任命、外交の表と裏をダレス兄弟が担うことになった。社会主義勢力を“巻き返し押し戻す”（巻き返し政策）ことを柱に、①米国がどんな要求にでも堪えられる十分な軍事的立場と道義力、経済力を保持する、②自由諸国との強力な同盟の輪を発展させる、という政策目標が立てられた[7]。

選挙中、アイゼンハワーは「〔朝鮮〕戦争を終結させるための案を持っており、就任すれば直ちに実行に移す」と公言した。その案とは「交渉によって速やかに停戦に至らなければ、中国の都市に原爆を投下すると脅す」というものだった[8]。実際に就任後わずか２カ月ほどの３月17日から６月４日までネバダ州で11回に及ぶ連続核実験（アップショット･ノットホール作戦）を実行し[9]、３月31日には「原子兵器の使用を取り巻くタブーはぜひ、どうにかして抹殺しなければならない」と国家安全保障会議特別会議で強調し、付属文書にも記した[10]。背景にはイギリスなどが核兵器使用に嫌悪感を持ち、朝鮮戦争で核を使用する合意ができなかった不満があったというが、核への傾斜は前政権以上だった。

トルーマン前政権で国務省顧問をつとめ、サンフランシスコ講和会議や日米安保条約（1951年調印）、さらに米比相互防衛条約（1951年調印）、アンザス条約（1951年調印）をまとめたダレスは、アイゼンハワー政権でも米韓相互防衛条約（1953年調印）、米華相互防衛条約（1954年）、東南アジア条約機構（1954年）、中東条約機構（1955年）を結んだ。同盟国に軍備増強を求め、米国製武器を売り込み、影響力を強める政策は米軍需産業・金融家の望みにかなうものだった。

しかし、朝鮮戦争は勝利でなく、７月27日に休戦協定の締結で「終結」した。８月12日にはソ連が米国に先んじ、航空機で運べ、実戦に使用できる水爆（威力400キロトン）の実験に成功した[11]。インドシナでは仏軍の劣勢が明らかとなり、国連でのソ連の外交も効果をあげてきた。1953年秋は、それまで圧倒的だった米国の覇権が揺らぎはじめた時期であった。

９月、米原子力委員長に金融家ルイス・ストローズが就任した。ストローズは1958年までの在任中にビキニ水爆実験など大規模核実験を次々と行った[12]。10月30日、ダレスが国家安全保障会議（NSC162）にニュールック戦略を提案した。それは核兵器を米軍事戦略の中心に据え、戦場の勝利と核の恫喝による軍事外交を展開する大量報復戦略で、世界各地に大規模な戦略爆撃機部隊と戦術核兵器を配備するもので、その結果、核爆弾数は1952年の841発から1960年迄に１万8638発に増え、８年間で20倍以上となった。米国は戦略空軍を中心に豊富な核戦力の維持に努め、通常兵力は同盟諸国の協力を得るという方針だった[13]。大核軍拡は軍需（原子力・航空機）産業や金融家に莫大な利益をもたらした。

⑶　米国の対日心理戦略

アイゼンハワーは大統領選挙中、「心理作戦を米国の国家安全保障戦略の中心的眼目に据えて冷戦政策を推進する」とも公言していた[14]。心理戦略を立案したのはアイゼンハワーの僚友で、選挙参謀兼スピーチ・ライターであったC・D・ジャクソンだった。戦前、『タイム』の副社長をつとめたジャクソンは第二次世界大戦中、戦時情報局に入り、アイゼンハワーが率いるヨーロッパ戦線で心理戦を担当し、北アフリカ戦線やノルマンディ作戦で数十億枚といわれるビラ配布などに関わった。1951年にはヨーロッパ向けに反共産主義プロパガンダを流す「ラジオ自由ヨーロッパ」社長に就任した。アイゼンハワー政権では新設された心理戦争担当の大統領特別補佐官として心理戦争を主導した。

心理戦略は国内外で展開されたが、重要な対象国は日本だった。1953年１月30日、米心理戦委員会は本文28頁、補遺も入れると50頁にのぼる詳細な「対日心理戦略綱領」をまとめた。その趣旨は占領終結後、「日本の知識階級に影響を与え、迅速なる再軍備に好意的な人々を支援し、日本とその他の極東の自由主義国との相互理解を促進する心理戦を速やかに実施することによって中立主義者、共産主義者、反アメリカ感情と闘う」ことだった。「日本のメディアを操作して、再軍備に賛成するものを支援し、共産主義者や反米感情を持つ人々に反感を持つよう世論を導く」ため、「あらゆる方法、手段、チャンネルを通じて日本のメディアに働きかけ、合衆国サーヴィス（USIS）のニュース素材をそれらに流すこと」を打ち出していた[15]。対日心理戦にあたった部局は合衆国文化情報局（USIA）、ダレスの弟のアレン・ダレスが長官を務める中央情報局（CIA）、合衆国情報サービス（USIS）、極東軍司令部（CINCFE）の諜報部だった。

1953年にNHKと日本テレビが開局し、テレビ放送が始まった。テレビの導入に詳しい有馬哲夫早稲田大学教授は次のように述べている[16]。

> 日本のテレビ放送は、始まるとまもなくアメリカのテレビ番組にゴールデンアワーを占領されるようになった。これがアメリカの心理戦略の一環だったことは、テレビ導入の経過からも否定しようがない。その計画立案にあたったのも心理戦委員会（およびそのメンバーの国務省、国防総省、中央情報局）だった。（有馬、2009年、224頁）
>
> 日本テレビは、日本放送協会とともに、USIA的アメリカ紹介番組よりも、アメリカの三大放送網（NBC、CBS、ABC）が本国で放送して実績を残した娯楽番組を多く放送するようになっていった。…これらの番組は破格〔の低価格〕だった。（有馬、2013年、210頁）
>
> 当時の日本のテレビは海外と国内ともこれ〔映像ソース〕が決定的に不足していた。したがって、日本テレビだけでなく日本放送協会〔NHK〕も海外ニュー

スの映像ソースをかなり USIS に頼らざるを得なかった。（有馬同上、211頁）

1951年生まれの筆者も『パパ大好き』『名犬ラッシー』『奥様は魔女』『怪傑ゾロ』『パパはなんでも知っている』『ローンレンジャー』などの番組を覚えている。ゴールデンアワーに米国製ドラマが数多く上映されていたように思う。国際問題研究家の新原昭治は長崎放送の記者の頃のラジオでの経験を次のように述べている[17]。

私は長崎県下での民間放送局時代に、東京 USIS の活動に触れたことがあります。それはビキニ水爆実験から間もない時期のことですが、USIA の東京支局（USIS）からたびたび、放送用の特別のレコード状の録音資材が放送局に送り届けられてくることに気づきました。添付の手紙には、「これらの番組を貴放送局で放送して欲しいが、制作者がアメリカ政府機関の USIA であることは触れないでもらいたい」と書かれていました。対談番組、音楽番組、あるいはインタビュー番組があり、ドラマまである。全て USIA の東京支局がつくったものです。…極力、正体を明かさないやり方で、アメリカ政府が意図とする戦略に基づく世論づくりを日本国内でやっていたのです。

大がかりな対日心理戦略が行われた理由は、再び、対米戦争をおこさない親米国家・親米的心情の育成と言えるが、米政府の冷戦政策と関わるもう一つの理由があった。

1951年初頭、トルーマン大統領の特使としてサンフランシスコ講和条約の細目の検討のために来日したダレスは、「我々は日本に、我々が望むだけの軍隊を望む場所に望む期間だけ駐留させる権利を獲得できるであろうか？これが根本的問題である」[18]と述べた。

講和会議を準備をする主催国の特使としては異常な発言だが、発言の背景には朝鮮半島での国連軍の苦戦があった。マッカーサーによる仁川上陸作戦の成功に勢いを得て、中朝国境まで迫った国連軍は中国義勇軍と衝突し、38度線以南に押し戻され、1951年１月に再びソウルを失った。

その時期に来日したダレスは朝鮮戦争での巻き返しを課題として、沖縄・小笠原･奄美を切り離し、日本を自由主義陣営に組み入れ、本土にも米軍基地を置き、前進基地とすることを望み、講和条約の準備を進めた。

1951年９月８日、サンフランシスコ講和条約は調印されたが、最大の被害国であった中華人民共和国、さらに南北朝鮮を招聘せず、インドは出席せず、ソ連は調印を拒否した。同日夕、日米安全保障条約がサンフランシスコの米軍基地内で吉田茂首相一人によって調印された。講和条約でありながら、米国主導の冷戦政策という性格を持つサンフランシスコ講和条約は対立の火種を内在させていた[19]。

1953年に国務長官となったダレスは、日本にMSA協定・再軍備を要求した。独立後も米軍基地が残ることや再軍備の要求は、日本国憲法の理念と異なる上に、軍国主義のくびきから解き放たれた民衆の望み[20]とも異なっていた。親米国家・親米的心情の育成という占領期の対日心理戦略の上に、日本国憲法や日本の民衆の要求と大きく矛盾する、米政府の対日要求（冷戦政策・覇権主義・米軍需産業の要求）を日本の政策に反映させ、国民に受容させるための心理戦略が始まった。1953年に池田・ロバートソン会談で日本の教育が論議され、愛国心教育の実施を日本はアメリカに約束するが、メディア、教育、海外留学、世論調査などさまざまな機関・機会を使い、対日心理戦略が立案されたことだろう。アイゼンハワー共和党政権が誕生し、テレビ放送が始まり、沖縄に日本向けVOA放送局が設置された1953年から、新たな対日心理戦略が本格的に開始されていった[21]。

3.「アトムズ　フォー　ピース」演説とキャッスル作戦

⑴　バミューダ会談とアイゼンハワーの国連演説

1953年12月４日、大西洋上の英領バミューダ島にアイゼンハワー米大統領、チャーチル英首相、ラニエル仏首相、イズメンNATO事務総長、ダレス米国務長官、イーデン英外相、ビドー仏外相、ストローズ米原子力委員長、英原子力機関のチャーウェルらが集まり12月７日（国連総会の前日）まで会談（バミューダ会談）した。『朝日新聞』12月５日付夕刊はトップニュースとしてほぼ一面をさき、AP通信、ロイター通信、自社の特派員記事を載せていた。

『朝日新聞』12月６日付朝刊には、「米大統領は原子力情報の交換にフランスを加え、原子力情報を西欧連合諸国に広く分かつことを望んでいるものと信じられており、したがって原子力に関する情報を他国に伝えることを禁止している1946年原子力法の修正案が米議会に勧告されることになるものと期待」とある。

なぜ、国連総会の直前にバミューダ会談を開き、1946年原子力法を論議するのか。1953年後半に米国の覇権が揺らいだことを前述したが、翌54年には米下院議員選、上院議員の３分の１の改選が控えていた。重要な時期に開かれた会談の狙いは、①国連総会に向けての三国の緊密な関係の誇示と意思統一、②核情報（物資）の提供を条件に英仏首脳の核使用へのためらいを取り除く、③1946年原子力法の改正を進めるためのアピール、④アイゼンハワー政権の人気回復などが考えられる。バミューダ会談に集まった各国メディアをそのまま国連へ移動させる狙いもあったろう。

アイゼンハワーは12月８日に国連の演壇に立った。アイゼンハワー自ら「演説の数分前まで練り上げざるを得なかった」と回想しているが、草稿は４月頃からC. D. ジャクソンが書き、ストローズを中心に11回に及ぶ修正が加えられたとい

う[22]。演説の内容は次の５項目である（分類は筆者）。

①バミューダ会談の成果の強調。
②米国の軍事力、とりわけ核の威力の強調。
③米英仏の協調と四大国（米英仏ソ）外相会議の取り組み。
④核軍備競争に対する「受入可能な解決策」を模索するため、「主要関係諸国」と個別会合を開くこと。
⑤国際的な原子力機関を提案し、各国の備蓄からの核物質の供出、世界的査察や管理体制、原子力の平和利用の工夫と電力の提供などの提案。

「平和」という単語が繰り返し使われているが中身は抽象的で、具体策はソ連が提案している四大国（米英仏ソ）外相会議くらいである。さらに具体的なのは②の「水素爆弾は数百万トン相当の爆発力に達している」「米国の報復能力は侵略者の国土が荒廃する程大きなものである」など自国の軍事力の誇示である。核削減の具体策は触れていない。「核の平和利用」については次のように述べている。

この原子力機関のより重要な責務は、そうした核分裂物質が人類の平和の希求に資する利用目的で使われる方法を工夫することになるだろう。例えば核エネルギーを農業や医療や、その他の平和的活動のニーズのために応用することを目的として、専門家たちを動員することになる。また、世界の電力が不足している地域で、有り余る電力を提供することもその特別な任務となる。そうした体制によって、核物質を供出する各国は、人類への脅威ではなく、そのニーズに貢献することに、国力の一部を捧げることになる。米国は他の『主要関係国』とともに、核エネルギーのこうした平和利用を促進する計画策定に着手することは、何よりも喜ばしい限りであり、また誇らしく思うものである。

核の平和利用への言及は全体の５分の一に満たないが、「アトムズ　フォー　ピース」演説と言うのは奇妙だが、このネーミングは新聞社が事後の報道で付けたものである。ネーミングと大量報道の効果もあり、演説は米ソ核競争の不安を感じていたヨーロッパの人々に高く評価され、イギリスの哲学者バートランド・ラッセルも「原子力と世界平和」を1955年元旦の『朝日新聞』に寄稿した[23]。1955年７月にラッセル・アインシュタイン宣言[24]を発表するラッセルもその中で、「原子力の使い方を発見したことは、人類が成し遂げた最も重要な発見のひとつで…その平和利用の面をなおざりにするのはたいへんな間違いである」「ほぼ確実なことは、原子力が各方面のエネルギー源として石炭、石油にとってかわり、こうして人間の労働を一層生産的なものにするだろう」と述べている。

米政権に近く、後にIAEA（国際原子力機関）米代表となったヘンリー・スマイスはこの演説を「完璧なまでに不正直な演説」だと周囲のものに洩らしたという[25]。この演説は守勢を攻勢に転じるための巻き返し、国際的核管理の主導権の獲得、平和利用の装いで西側同盟国に余剰核物資を供給し、ビジネスとして利益を得るなどの狙いが込められていた。また、国内的には1946年原子力法の改定と選挙の勝利を目指すなどの狙いが込められていたと言えよう。

心理学を駆使した練りに練った演説と演出、メディアの大動員などの結果、「下り坂であったアイク〔アイゼンハワー〕の人気が国連総会での原子力演説を契機として回復してきた」と1954年１月３日付『朝日新聞』コラムは伝えていた。

⑵　1954年初頭のアイゼンハワー政権

２年目を迎えたアイゼンハワー政権はどんな政策をとったのか。1954年初頭の政策を当時の新聞などから抜き出してみたい。

１月７日：アイゼンハワーが沖縄の無期限保持を表明した。
１月８日：AEC、「今春、太平洋実験場であらゆる種類の兵器実験」を発表
１月12日：ダレスが外交問題協議会でニュールック戦略（大量報復戦略）「国際的共産主義の脅威に対抗し、報復する軍事力を増強する」と演説。
１月21日：世界最初の米原子力潜水艦ノーチラス号が進水。
２月17日：アイゼンハワーが議会に1946年原子力法の改定を提案。
３月１日～５月13日：マーシャル諸島でキャッスル作戦実施。
４月７日：ダグラス・マッカーサー２世がダレスへの機密メッセージ「ペンタゴンの事前検討チームが３個の戦術原子兵器を使えばディエンビエンフーを取り囲むベトミンを壊滅することができるとの結論に達した」を起案[26]。

核関連が多く、核のオンパレードのようである。この当時のAECの投下設備資本はほぼ50億ドルに達していた。U・Sスチール会社の設備資本は約40億ドルなので、それに比べてAECの事業の規模の巨大なことがわかる。拡張計画がほぼ完了する1956年には、設備投下資本は80億ドル、ないし90億ドル〔１ドル360円で計算して３兆2400億円〕に達するというたいへんな予算規模に達していた（『朝日新聞』1954年１月４日付）。

アイゼンハワーは、「時代遅れ」となったとして、1946年原子力法の改定を２月17日に提案した。改定内容を『朝日新聞』1954年２月18日付より要約したい。

原子炉に対し個人投資の道が開かれれば、これらの個人企業はそうした目的の

ため大いに努力するものと思われ、ここに政府と私的産業による合同発展計画を目的とした提案を行う。この改定は原子炉および関連施設の個人的生産・所有・操業の許可の他、民間企業に機密技術情報に対するより大きなアクセス権を認め、特許権を自由化する等、民間企業による原子力開発に道を開く。GEやウェスティングハウスのような会社が他国に原子力技術を販売することに政府の承認を与えるものである。

途方もないエネルギーと途方もない危険性を有する原子力を資本の論理に委ねる危険性を説いた初代 AEC 委員長リリエンソール、彼の意見が振り返られることはなかったのか[27]、民間産業の原子力開発に道を開く原子力法の改定は議会を通り、1954年８月30日にアイゼンハワーが署名し成立した。米国初の商業用原発（シッピングポート発電所）が完成したのはその３年後の1957年だった。

原子力法の改定と平行し、莫大な予算を背景にマーシャル諸島で連続６回の核実験（キャッスル作戦）の準備が進められた。最大の実験は初日の1954年３月１日に行われた「ブラボーショット」であった。予想を超えた威力15メガトン（＝広島原爆の1000倍）の水爆はサンゴの島を吹き飛ばし、舞い上がったサンゴ粉は強い放射能を帯び、マーシャル島民や近辺で操業・航行していた多数の船の乗員に深刻な放射能被害をもたらした（ビキニ事件）[28]。

国防総省と AEC はその後、同年５月まで５回の実験を繰り返し、最終日に「これまで行われた一連の実験によって、熱核兵器の進歩に多大の進展を見るに至った。それらは米国の国家的利益に根本的寄与をなしたばかりでなく、自由世界の安全保持のために著しい貢献を与えた」と共同声明を発表した（『朝日新聞』1954年５月15日付夕刊）。既に深刻な被曝が明らかになっていたが、マーシャル島民や日本漁民の被曝には一切触れていない。「米国と自由世界の安全保持」の名の下に平和的生存権を奪われた多くの人々、その被害は今も続いている。核開発は棄民政策と一体であることをビキニ事件は雄弁に告げている[29]。

４．日本の政治と民衆運動

⑴　1953年の政治動向と民衆

次に当時の日本の政治について見ておきたい。次頁の年表でわかるとおり、1953年は米国関連の出来事が多い。前年のサンフランシスコ講和条約・日米安全保障条約の発効に伴う国内法や体制の変更・整備が行われたためであり、共和党政権の対日圧力の強さとも言えよう。新原昭治は1953年に結ばれた重要な密約を2011年に明らかにし、それに関してアリソン米駐日大使が国務省に送った電報も明らかにした。

年表　1953～1954年の主な動き

日本	世界
【1953年の主な動き】	
2月：NHK テレビ放送開始。吉田のバカヤロー発言から内閣不信任案可決→総選挙	1月：アイゼンハワー米大統領に就任 米心理作戦委員会が「対日心理戦略綱領」を作成
3月：中国からの第一次帰国船舞鶴到着	2月：ダレス米長官・巻き返し政策演説
4月：最高裁判決＝公務員のスト権否認は違憲ではない 沖縄で米民政府が土地を軍用地に強制収用	3月：スターリン死去
5月：第5次吉田内閣成立	5月：アイゼンハワーがインドシナでの仏支援強化声明。USIA 創設
6月：閣議で内灘演習場の無期限使用決定に村民座り込み MSA 協定にかんする日米交換文書発表 軍事基地反対国民大会。米軍修理工場日本鋼管スト	6月：米・ローゼンバーグ夫妻を処刑
7月：スト規制法反対闘争に300万人参加。ＭＳＡ交渉	7月：朝鮮戦争休戦
8月：恩給法改正（軍人恩給復活）。スト規制法公布 日本 TV がテレビ放送開始（街頭テレビ）	8月：ソ連水爆実験。沖縄に VOA 設置 イラン・モサデク政権崩壊（CIA 工作）
9月：独禁法改定（合理化・不況カルテル容認） 日米行政協定改定調印（刑事裁判権など）	9月：ソ連フルシチョフ第一書記選出
10月：池田・ロバートソン会談 (防衛力増強など)	10月：米韓相互安全保障条約調印 米 NSC でニュールック戦略提案
11月：ニクソン米副大統領来日「憲法9条は米の誤り」	
12月：ロバートソン米国務次官補来日し、吉田と会談 奄美群島返還日米協定調印	12月：米英仏首脳らのバミューダ会談　アイゼンハワーの国連演説（8日）
【1954年の主な動き】	
1月：保守三党防衛折衝（自衛隊・防衛庁設置合意）、護憲連合発足	1月：アイゼンハワーが沖縄の無期限保持表明。ニュールック戦略演説 米英仏ソ・ジュネーブ会議開催決定 米原子力潜水艦ノーチラス号進水
2月：政府が改正警察法案、教育二法案を国会に上程、造船疑獄で議員逮捕始まる	
3月：ビキニ水爆実験。原子炉建造補助費国会通過 MSA 協定調印･5月発効､自由党憲法調査会発足 自由党副総理緒方竹虎・保守合同構想発表	3月：米キャッスル作戦実施（3月1日、27日、4月7日、26日、5月5日、14日）＝ビキニ事件
4月：犬養法相・造船疑獄で指揮権発動 （佐藤栄作逮捕の許諾請求を阻む）	4月：ジュネーブ会議始まる
5月：水爆禁止署名運動杉並協議会発足	5月：ベトナム軍ディエンビエンフー勝利
6月：会期延長めぐり国会に警官を導入 （政府が自治体警察廃止のため警察法改定を図る） 防衛庁設置法・自衛隊法・警察法改正公布 MSA 協定にともなう秘密保護法公布	6月：周・ネルー平和5原則の共同声明 ソ連原子力発電開始
7月：防衛庁・自衛隊発足。岸・石橋ら新党結成準備会	7月：ジュネーブ会議終了・休戦協定
8月：原水爆禁止署名運動全国協議会発足	8月：ジュネーブで第一回原子力平和利用国際会議。米・原子力法改定
9月：ダレス国務長官来日。久保山愛吉･放射能症で死去 吉田首相欧米7カ国歴訪（11月17日帰国）	9月：SEATO 結成
10月：日経連・経済同友会が保守合同を決議 日中･日ソ国交回復国民会議結成（理事長風見章）	10月：西独主権回復・NATO 加盟 スエズ撤退（エジプト･英協定調印）
11月：日本民主党結成（党首・鳩山一郎） 自由党吉田の後任に緒方を決定	11月：アルジェリアで独立戦争
12月：吉田内閣総辞職・鳩山内閣成立。原水禁署名2千万筆となる。最初の海外原子力調査団出発	12月：米台相互防衛条約締結

（出典）『近代日本総合年表』第2版（岩波書店、1984年）、『朝日新聞』縮刷版などによる

53年の日米行政協定（地位協定の前身）改定では、「公務外」の米兵犯罪は日本側が裁判権を持つとされた。だがそれは表向きで密約があった。行政協定改定の際に開催された日米合同委員会の秘密会で日本政府代表が「日本にとり著しく重要と考えられる事例以外」、日本は裁判権を行使しないと米側に約束した。地位協定になった今もそれを実行している。

（『信濃毎日新聞』2011年11月26日付）

アリソン米駐日大使の国務省宛の電報には次のように書かれていた[30]。「裁判権取り決めに調印した後、私は岡崎外相、犬養法相と差しで話した。そして犬養法相のために先に岡崎外相に強調しておいたわれわれの期待、つまり日本が〔米兵に対して〕裁判権を行使するのが極めて少数の事例になるようにとの考えを繰りかえしておいた。犬養は理解したようで当を得たラインに沿って影響力をふるってくれるものと確信している」。

日本の閣僚が駐日大使に手玉にとられているようだ。その裏に何があるのだろう。1953年の100年前、ペリー来航の折、江戸幕府が外交力で相手の譲歩を引き出し、明治政府が治外法権の撤廃に努力したというが、ペリー来航から100年後に結ばれた密約付きの日米行政協定は、60年後の今も米軍犯罪を見逃し、日本人の基本的人権と平和的生存権を侵害している[31]。

軍人恩給の復活、独占禁止法改定もこの年に行われた。年末には「憲法９条は米の誤り」と米副大統領リチャード・ニクソンが発言したが、初期の民主化政策が後退し、サンフランシスコ体制の国内整備が進み、他国の軍事基地の設置と再軍備という日本国憲法の実質的改憲（解釈改憲）が進行していった。

その時代を人々はどのように生きたのであろうか。当時の雰囲気を中野好夫（評論家）が次のように記している[32]。

平和というだけで、あれは赤だ、ソ連の手先だというような奇怪な極言が、腹黒い底意をもって流されている。……もしわたしたちが赤だ、手先だという巧妙なイヤガラセにケンセイされて、そのまま平和への発言と行動をやめてしまったならば、それこそ平和を敵とする人たちにとっては、まさに思う壺というところでしょう。赤だ、手先だといわれるのいやさに、心ならずも人々が平和の陣営から遠ざかっていくこと、まさにそこが狙いなのです。

1950年代初頭、GHQ と日本政府は平和運動や労働運動を弾圧し、レッドパージを行い、メディアを使い平和運動を「アカの運動」と決めつけはじめ、民衆は「平和」という言葉を口にしにくくなった。その頃の杉並を振り返ってみたい。

1952年に吉田内閣が破壊活動防止法（破防法）を上程したことに対し、「治安

維持法の復活は許さない」と全国的に反対の声が高まった。特に杉並では、かつて治安維持法で捕らえられ若くして命を失った小林多喜二、戸坂潤、三木清は杉並住民であったこともあり超党派で反対運動が広がった。そのつながりは破防法成立後も続き、原水禁署名運動へとつながるひとつの水脈となった[33]。次に、３人の子を育てる島原スミの文章を紹介したい。

> 昭和28年の８月半ば頃だったと思います。息子にすゝめられ一緒に、当時やかましく論議されていたMSA問題を中心とした先生の講演会に行きました。朝鮮戦争を境として日本の政治動向が大きく変化しつつある不安をおぼろげ乍ら感じていた私は論理的な先生の講演にすっかり感激してしまいました[34]。

先生とは国際法学者安井郁（かおる）である。安井と島原は1953年11月に社会科学書を読む主婦の読書会「杉の子会」を起ち上げ、その参加者は100人にも膨らんだ。区立公民館長も務めていた安井は、区内の女性団体に「立場は違っても女性として一緒にできることは一緒にやったらどうか」とアドバイスをした。賛同した女性たちは1954年１月に杉並婦人団体協議会（婦団協）を結成した。婦団協は、約３カ月後に始まる原水禁署名運動で最も活躍する団体となった。参政権を獲得した女性たちは、戦争への不安を感じ、学び行動する意欲を高めていた。日本国憲法の理念は地域に少しずつ根付いてきていた[35]。

⑵　平和運動をどう進めるか―1953年度平和委員会の方針

平和擁護日本委員会（日本平和委員会）が平和活動家に向けて発行した謄写版刷りの「平和運動をどう進めるか―1953年度平和委員会の方針」（以下「平和委員会の方針」と略記）[36]が、当時、平和委員会事務局にいた林茂夫氏の資料から見つかった。以下、その概要を紹介しよう。

> 【平和運動とその欠陥について】
> 最近ロコツな戦争準備の強化やアイク〔アイゼンハワー〕の「まきかえし」政策以来、平和の運動は各地にいろいろの形でさらに発展し、各団体でも平和問題を大きく取り上げるようになった。だが、これらの運動はまだ国民全体の運動になっていないし、組織的統一的な運動にまで発展していない。日本の平和運動はまだまだ戦争勢力にうちかつ程に高まっていない。

別のページには、朝鮮戦争停止・徴兵制反対署名が350万筆に達したこと、内灘の基地反対運動の発展が書かれていたが、「国民全体の運動になっていない」という悩みを率直に記している。日本平和委員会は運動をめぐる問題を次のよう

に認識し、打開策を探ろうとしていた。

【組織の弱体と平和戦線統一の努力の不十分】
あらゆる団体の平和活動を支持し、協力することが必要。……共同行動にたち上がることは、平和運動を拡大し戦線統一の基ソとなる。
【運動の巾が狭い】
イ、平和のために皆で共同行動できる道を見出すことが主な任ムである。
ロ、中立主義に対する機械的な反発はよくない。……多くの点で平和運動は中立主義者と共同できるし、中立主義者の平和運動への参加をカン迎する。
【国際連帯性を強める運動がまだまだ弱い】
国民の日常要求に関連させて、国民運動に盛り上げ、国際的決議を国内で実践することにひどく立ちおくれている。

意見の統一を求め､対立を深めるのではなく､「中立主義者との共同行動」や「日常要求に関連させて国民運動に盛り上げる」などいわゆるセクト主義を排した柔軟な方針である。次に「組織の拡大強化と平和戦線の統一について」を引用したい。

【平和運動の巾をひろげよう】
……自由に相談し、話し合うことが出来るような機会を無数に作り、政党・宗教・思想や職業・地位に関わりなく……人々の意見をよく聞き入れる。
【一致点をみいだし、共同して運動をすゝめよう】
自由に意見を出し合って、すこしでも一致点があれば、その一致した点で運動をすゝめ、なるべくいろいろの意見の人や団体が共同して運動をすすめることが出来るようにしましょう。決して……一定の意見をおしつけたりしないで、それぞれ独自の活動や意見を尊重することを厳重に守らないと、平和戦線の統一は不可能です。いろいろの意見を持つ団体や個人が共同で運動をすゝめることは、統一戦線をすゝめる鍵です（後略)。

「正しさ」を押しつけるのではなく自由に意見を出し合い、「すこしでも一致点があればそこから運動を進め」、平和戦線の統一を広げるという統一戦線の思想があり、筆者は「水爆禁止」の一点で幅広く結びあった杉並の原水禁署名運動との共通点を感じている[37]。革新政党が分裂し、運動方針も混乱していた1950年初頭の苦しい時期に、平和委員会が打ち出した柔軟な方針は平和運動への参加のハードルを下げ、翌年におこる原水禁署名運動の広がりへとつながっていったのではないだろうか。

⑶　ビキニ事件と杉並の原水禁署名運動

1954年元旦、『読売新聞』は「ついに太陽をとらえた」の連載を開始し、『朝日新聞』は前述したバートランド・ラッセルの「原子力と世界平和」を掲載した。「原子力の平和利用」を讃える二つの記事は世論に影響を与えたことだろう。国会では３月２日に改進党の中曽根康弘らが補正予算に原子炉予算を組み込むよう提案し、２億3500万円が計上された。日本での「アトムズ　フォー　ピース」戦略は米政府・米原子力産業にとって理想的とも言える滑り出しであった。

そこに“待った”をかけたのはマグロ延縄漁船第五福竜丸の帰港だった。「水爆ブラボー」実験地点から160キロメートル、米軍が設定した危険区域から35キロメートル外側で操業していた第五福竜丸は「死の灰」（放射性降下物）を浴び、３月14日に焼津港に帰港した。16日、『読売新聞』は乗組員も知らないうちに「漁夫23名が原子病、死の灰、焼けただれた顔」というショッキングな見出しでビキニ事件の第一報を報じた。同日朝、築地市場に到着したマグロから放射能が検出されると、漁民の被曝問題は一挙に食料問題となり、「原爆マグロ」などの言葉も登場し、魚屋、寿司屋は客足が遠のき大打撃を受けた。

新聞・ラジオ・週刊誌などメディアは占領期、GHQ に規制された原爆報道を取り返すかのように、広島・長崎に続く三度（みたび）の被爆として積極的に報じた。実験を続ける米国への怒り、さらに「実験を中止するよう要求するつもりはない。自由諸国の安全にとり必要。実験の成功を確保するため協力する」（４月10日付『朝日新聞』）という岡崎勝男外相の言葉が火に油を注いだ。生活を脅かされている漁業関係者が動き、科学者は第五福竜丸が持ち帰ったサンゴ粉を分析し、水爆実験であることをつきとめた。食糧汚染への怒り、戦争への忌避感、占領国への潜在的な不満、核実験・放射能への恐れ、第五福竜丸乗組員への同情…などが合わさり国中の関心を集め、全国各地で自然発生的に決議・声明・署名活動がおこった。やや遅れて始まった、杉並の原水爆禁止署名運動を時系列で見ていきたい[38]。

⑷　1954年３月後半

２年前の破防法反対運動でつながった知識人・労働者・女性、さらに魚商など約40人が、「ビキニ水爆問題を話し合おう」と杉並区阿佐谷の天祖神社に集まった。この時、「バラバラの運動はいずれ弾圧される」として、区議会決議をあげ社会的正統性を得てから運動を進めることを決めた。７割が保守系議員という杉並区議会で決議を採択させるために、陳情書には「平和」の文字を避け、保守系議員の紹介とする等、細やかな配慮がなされた。他方、安井郁公民館長も署名運動を憲法擁護国民連合に働きかけるなど独自に動き始めていた。

⑸　1954年４月半ば

１月21日に結成された杉並婦人団体協議会（婦団協）の講演会が４月16日に開かれた。講演終了後、魚商で杉並民主商工会婦人部の菅原トミ子が「第五福竜丸

の事で魚が売れなくなり困っています。署名に協力して下さい」と訴えた。婦団協メンバーは署名に協力するだけでなく、婦団協としてビキニ問題に取り組むことを決定し、杉並婦人文化連盟（愛国婦人会の後身組織）代表で自由党区議の村上綾子は決議への協力を約束した。翌17日、区議会は満場一致で「水爆の実験行為禁止に関する建議案」を採択した。

(c)　1954年５月９日

区議会決議の採択を受け、天祖神社に集まった革新的な人々、婦団協の女性たち、安井郁公民館長は連絡を取り合い、署名運動を起ち上げる準備を始めた。

５月９日の起ち上げ集会の冒頭、安井は「バラバラではなく全国的に統一した運動をする必要がある」「特定の党や特定の国家を対象とせず、原子力に人類が対決する純粋な運動に発展させなければならない」と統一的で超党派の全国署名運動をまず杉並から始めようと提案した。水爆禁止署名運動杉並協議会（杉並協議会）が結成され、「水爆禁止のために全国民が署名しましょう／世界各国の政府と国民に訴えましょう／人類の生命と幸福をまもりましょう」という杉並アピールを決定した[39]。この日の速記録は参加者が自由に意見を述べあい、和やかで明るい雰囲気で運動が立ち上がったことを伝えている。

杉並協議会は「水爆反対の一点で再軍備賛成の人とも一緒に超党派で運動を進めよう」という方針をたて、革新的な人々には、「水爆禁止一本槍です。憲法擁護とか再軍備反対はだめです」と要求した。「水爆反対の一点で超党派で進める」方針はお題目ではなかった。当時の杉並区長はリベラルで区民の信頼が厚い高木敏雄で、筆頭署名に応じた他、区立公民館が署名運動の拠点となることも黙認した。区議会議長（自由党）、教育委員長、民生委員ら保守的な人々が主体的に取り組み、医師会・校長会・教員組合・PTA 等、区内83団体が参加する“我が区の運動”として、区民39万人中、26万筆（翌年までに27万筆）の署名を集めた。

(d)　1954年５月～６月

杉並協議会は署名運動についてマスコミや自治体、労働組合その他に積極的に伝えた。新聞・総合雑誌・週刊誌・平和運動機関誌に報じられるにつれ、各地から寄せられた問い合わせに対して署名用紙を送ったり、訪ねてきた自治体職員や平和活動家の相談にのるなど協力を惜しまなかった。杉並協議会第４回実行委員会（6/20）は全国の市長・市議会議長・労働組合・マスコミ等約600箇所に案内状と資料を送り、各地の参加者やマスコミに公開していった。

(4)　杉並から全国へ

６月になると署名運動は全国に広がり、署名数を集計しようという声が各地からあがってきた。そこで水爆禁止署名運動杉並協議会が仲立ちとなり、憲法擁護国民連合（護憲連合）、日本平和委員会の三者で話し合い、原水爆禁止署名運動

全国協議会（全国協議会）を８月８日に立ち上げた。大内兵衛、湯川秀樹、羽仁もと子ら著名人12人を代表世話人に、全国各地から参加してきた全国世話人、地域の名前を冠した協議会が全国各地につくられ、全国運動の陣容が整っていった。スローガンは杉並アピールの「水爆」を「原水爆」に変えた以外は同文とし、事務局は杉並公民館館長室に間借り、署名の集計は杉並婦団協メンバーが担当するなど“杉並頼み”の発足だった。発足時490万筆だった署名数は12月13日に2000万筆に達した。

この署名運動について、平和擁護日本委員会常任委員会発行「平和運動発展のために」（1954年７月、林茂夫資料）[40]で次のように触れている。

> 原水爆の禁止を求める未曾有の大運動がおきている。この運動を一層大胆に一層大規模な構想で推し進めていくことが必要である。（中略）署名運動は原水爆禁止一本として、他のスローガンと抱き合わせぬことが必要である。
> 原子力の平和利用が発展すれば、巨大な生産力が解放される。人類は今とは段違いの豊かな生活ができるようになる。ソ連ではすでに原子力の発電所が作業を開始した。原子力の平和的利用が完全にできるためにはその兵器使用を禁止し、資源の独占を解除することが必要である。これらのことを宣伝普及すること。

日本平和委員会は「原水爆禁止一本」という方針は杉並に学んでいる。しかし、安井郁が「原子力の平和的利用について述べないのは、それを言うと原水爆使用、製造に利用されるかもしれないから」[41]と慎重だったのに対し、同委員会は「原子力の平和利用」を高く評価していた点は異なっていた。

署名を集める杉並の主婦たちの姿がマスコミに取り上げられ、署名運動が広がるにつれ、平和運動のイメージは変わってきた。原水禁署名運動は「日本の政治のファッションを変えた」[42]と言われるようになった。

杉並の署名運動の特色として、①主婦の「魚が食べられない。どうしたらよいのか」の思いを原点に、女性たちが主体的に活動した、②「バラバラではなく統一した全国運動」という方針をたて、超党派の運動（統一戦線）を目指し、緻密な戦略を立て運動を進めた、③学習会を重視し、一軒一軒説得して集める署名を基本とした、④マスコミを巧みに利用し全国に発信したこと、等があげられる。敗戦後９年、人々の思いの底流に「戦争はこりごり」という思いがあり、さまざまな条件が組み合わさって成功した運動であった。弾圧の経験から生み出された「バラバラでなく全国的に統一した運動」を目指し、「生命と幸福をまもりましょう」（杉並アピールの一つであり、署名運動のスローガン）という理念を生み出した。3.11福島第１原発事故を経て、再び、注目されてよい言葉ではないだろうか。

５．米国の動揺と巻き返し作戦

⑴　米国の動揺

米国家安全保障会議（NSC）の作戦調整委員会は、1954年４月24日に「好ましくない日本人の活動リスト」を作成し、「核兵器への誤った考えを根絶するため、冊子や映画で宣伝する」「患者の症状は放射能ではなくサンゴの粉じんが原因ということにする」など20項目に及ぶ対日工作を列挙した[43]。しかし、そのような「作戦」でおさまるはずはなかった。広島・長崎に続く三度（みたび）の被爆への怒り、核実験を続ける米国とそれに迎合する日本政府への怒りと不信感が幅広く広がっていた。５月20日付『朝日新聞』夕刊に以下の世論調査が掲載されていた。

Ｑ１「日本人はこれから先も原子爆弾や水素爆弾の被害を受ける心配があると思うか」→「心配がある」＝70％。
Ｑ２「岡崎外相の『自由諸国の安全を守るため、アメリカの水爆実験に進んで協力する』発言に対して」→賛成＝11％、反対＝55％。

巧妙・狡猾に対日心理戦略を進めてきた米国は、まさか日本でこれほど反対が広がるとは思わず、その広がりに動揺した。駐日米大使ジョン・アリソンは５月20日に国務省に「フクリュウマル」と題する長文の電文を打電[44]し、対応の必要を訴えた。それを読んだアイゼンハワー大統領はディエンビエンフー陥落からほどない時期でもあり、日本をドミノ理論の中の「最後の砦」と位置づけ、重要性を訴えるようになった[45]。その影響が以下の国務省文書にも見られる。

> 1954年６月23日に日米安全保障条約の下では合衆国は日本に核弾頭を持った兵器を配備する権利があるにもかかわらず、この時期に日本で核兵器を配備するのは政治的に賢明ではないと国務省が判断を下した。
> （1955年２月８日付「核兵器の使用に関して」）[46]。

当時、世界の米軍基地に核配備を進めていた米国だが、日本本土には1954年末に非核コンポーネントを配備するにとどめていた。しかし、沖縄には核兵器配備を強行[47]、サンフランシスコ講和条約で切り離した沖縄を米国は思うがまま利用していた。米国国務省と情報局文書を解析した有馬哲夫は「国務省の原子力に関する文書を集めた『大統領原子力問題特別補佐官ファイル』の54年分はその95％が第五福竜丸事件に関するもの」であると述べている[48]。米国にとってビキニ事件は今後の核戦略、対日戦略に関わる実に頭の痛い事件だった。

⑵　米国の巻き返し作戦―「秘密メモ」とビキニ事件の政治決着

以下の文書は1954年10月19日付の米国務省の秘密メモ「ビキニ事件と核問題」である（『信濃毎日新聞』2011年７月24日付より）。

①日本の政府と科学者は、敏感な世論が許す範囲で、核問題での日米協力を望んでおり、米国も協力を望んでいる。
②原子力・核エネルギーが根本から破壊的だとする日本人の根強い観念を取り除くことは重要だ。原子力の平和利用を進展させる２国間、多国間の取り組みに日本を早期に参画させるよう努めるべきだ。

「米国から大幅な援助・日本の科学研究費に」という記事が『朝日新聞』1954年10月21日付夕刊にあるが、米国は1954年秋から本格的な巻き返し作戦を開始したと思われる。上記①②がどのように進められたか検証したい。

⑷　秘密メモ①に関して

1954年11月12日、米原子力委員会は機密解除された原子力発電関連文献を日本政府に提供した。また、11月15日から19日に米原子力委員会のメリル・アイゼンバットら米科学者７人と、東京大学教授檜山義夫、同・木村健二郎、気象研究所三宅泰雄ら15人の科学者が日本で「放射性物質の影響と利用に関する日米会議」（以下、日米会議）を開いた。学術会議の装いだったが、米国側の意図は別にあった[49]。

日米会議後、マグロの安全基準は100カウントから500カウントに緩和された。魚市場でなされていたマグロの放射能検査は12月末で「不要」とされ、市場に検査なしで出されることになった。基準の数値を引きあげて安全基準を緩め、検査そのものを甘くするしかけは米原子力委員会の意向に沿い補償金を安くするためであり、日本人の健康は犠牲にされた。その後も核実験は延々続けられたが検査が行われることはなく、どれだけ魚が汚染されていたのか、一切不明となった。

⑸　秘密メモ②とビキニ事件の決着

久保山愛吉死去（1954年９月23日）の３日後、青函連絡船洞爺丸が遭難し1698人が亡くなる大事故がおきた。そのためもあり、『朝日新聞』紙上からビキニ事件関係の報道は減少し、その反面「米国の原子力平和利用・食料保存にもすぐれた役割」（10月５日）、「原子力で自然を改造」（10月11日）、「原子力12歳の誕生日・平和利用数々の実績」（12月２日）等の記事が目につくようになった。翌1955年１月４日、『朝日新聞』は「躍進する原子力平和利用」を掲載、その日はビキニ事件「決着」の日であった。

この間の推移を概観してみよう。1954年11月15日から19日に「放射性物質の影響と利用に関する日米会議」が開かれ、マグロの全頭検査が不要とされた。12月

７日に吉田内閣が総辞職、12月10日に鳩山一郎内閣が誕生した。12月31日にマグロの放射能検査が打ち切られ、翌1955年１月４日に日米交換公文が取り交わされた。政権交替の慌ただしさの中で考える間もない早期「決着」だった。

日米交換公文の内容は、米国が日本に見舞金200万ドル（７億2000万円）を支払い、それを最終的解決として日本は全ての請求権を放棄し、今後一切の補償要求・責任追及をせず、太平洋での米国の核実験の制約もしないというものだった。見舞金の配分は日本政府に任され、第五福竜丸乗組員は一人平均200万円（久保山愛吉は550万円を既出）が払われた。だが、退院後の生活補償はなく、被爆者手帳は今も交付されていない。第五福竜丸以外の漁民への支払いはなかった[50]。被害者を分断し、切り捨てる分断と棄民の決着と言えないだろうか。

ビキニ事件という日本を揺るがした大事件が1955年の正月４日に、論議する間もなく日米政府による「政治決着」で済まされた。日本鰹鮪協同組合連合会と日本鰹鮪漁業者協会は連名で抗議の声明を出した。そこには「日本外交の失態」と書かれている[51]。まさに戦後日本外交の一大汚点である。１月11日、アリソン大使は日本政府に濃縮ウラン貸与を申し入れた。植民地的な政治決着を受け入れて米国と核の同盟に踏み込んだ日本、核をめぐる従属的な構造はここに始まった。

原子力推進を鮮明にしていた『読売新聞』（正力松太郎社主）は1955年元旦朝刊一面に大きく「米の原子力平和使節　本社でホプキンス氏招待　日本の民間原子力工業化を推進」という見出しの社告を掲載した。ホプキンスは原子力潜水艦ノーチラス号を建造したゼネラル・ダイナミクス社の会長兼社長であった。大物の来日は日本が米国の重要なターゲットであったことを示す。5月に「原子力平和利用」大講演会、11月から「原子力平和利用博覧会」が始まり、2年間、全国を巡回した。その費用は全て米国大使館持ちだった[52]。正力は国会議員、さらに原子力委員長となり、原子力導入を強力に推進し[53]、米国政府の「原子力の平和利用を進展させる２国間、多国間の取り組みに日本を早期に参画させる」（秘密メモ②）戦略の実行者となった。

1955年11月18日付トップシークレット「フーバー国務次官発・ロバートソン国防副長官宛書簡」がある。フーバーは次のように述べている[54]。

> 貴下は、日本人が米国の原子力平和利用計画の可能性を賞賛すればする程、現に存在する心理的障害を小さなものにすることや、軍用原子計画〔核兵器計画〕の実態をより高く評価することを促すのに有効であると示唆されている。

それに対してフーバーは「いくつかの措置をとっている」と原子力関係図書の譲渡、日米原子力協定の調印、原子力博覧会の成功等の例をあげている。

1954年秋から始まった、米政府・原子力委員会・軍需産業による、原水禁署名

運動のうねりへの巻き返しは、ビキニ事件の「決着」を契機に、日本政府・財界を巻き込み本格化していった。キーワードは「原子力の平和利用」で、そこには米側の核兵器の日本配備、日本側の核兵器開発の思惑も含まれていたことだろう。

６．原水爆禁止運動への発展とビキニ事件

署名運動は年が明けても勢いは止まらなかった。12月中旬に2000万筆、１月中旬には2200万筆に達した。「国民感情の奔流」というべき高まりだった。1955年１月１日付で、原水爆禁止署名運動全国協議会『ビキニ水爆実験の影響と日本における原水爆禁止運動（世界への報告）』[55]がまとめられた。運動の真っ最中に書かれた国内外に向けた詳細な報告である。報告書は運動の特徴について次の３点を挙げていた。第１に、あらゆる党派と立場の人々を原水爆禁止の一点で結びつけた国民的統一運動であること、第２に、如何なる中央団体の指令によったものでなく、各地各団体で自発的に運動がまきおこされたこと、第３に、大衆的な運動と無関係だった医師や宗教家、実業家、科学者、芸術家等々が参加した幅広い国民運動となったこと、である。

さらに「思想や立場を異にする人々、とくに保守陣営の人々と革新陣営の人々とが行動をともにすることによって、率直に語りあう場を持ち、相互理解を深めた」こと、および「原水爆の恐るべき被害を三度まで体験した日本人は、全世界に向かって原水爆の禁止を要求する権利と義務をもっている」とも書かれていた。その自覚と責任を感じながら運動を進めていた人も少なからずいたのだろう。

報告が発行されてから２週間後の1955年１月15日から16日に「原水禁署名運動全国協議会第１回全国会議」が東京で開かれた。この時、「８月に広島で原水爆禁止世界大会を開催しよう」という広島代表の提案が正式に採択された。広島で参加者を泊める宿や通訳の見通しもない中での「世界大会」は無謀とも言える提案だったが、広島代表の切実な思い、空前の署名を集めた自信、新しい目標を求める気持ちが合わさり、満場一致で採択された。

1955年８月６日～８日、広島で原水爆禁止世界大会が14カ国52人の海外代表を含む約5000人を集めて開催された。広島では被爆者を含む市民たちが自宅に代表団を泊め、夜まで語り合った。通訳は東京近辺の大学生に呼びかけ、聞き取りとスピーチの「特訓」が行われた。冒頭の友人はその通訳団の一人である[56]。

署名は3200万筆に達したと発表された。被爆者が自らの肉体をさらして語る10年間の苦しみ、聞くも涙、語るも涙の「涙の大会」となった。被爆の実相と被爆者の窮状がこの大会を機に全国に伝わり、原水爆禁止と被爆者救済は日本の平和運動の柱となった[57]。原水爆禁止署名運動全国協議会で活躍した畑敏雄[58]は1954～55年の運動を振り返り、次のように記している（原文のまま）[59]。

> 1954年ビキニ被災を契機としてホーハイとしてわき起こった国民的署名運動から、1955年、第一回世界大会およびそれに続く原水爆禁止運動の高揚と発展は、60年安保闘争とならんで、日本の平和運動のなかで最も特筆大書すべき事件であった、と私は考える。この２年間の運動をわれわれはもっと真剣に総括し、もっと真剣にその教訓を学ぶべきではないか。（中略）くりかえして強調したい。あの歴史的な1954年―55年の大国民運動は日本平和運動の一転機であり、平和活動家が学ぶべき無限の宝庫である。

畑は2009年12月に97歳で死去した。晩年、筆者の取材に青年のように目を輝かせ、生き生きと原水禁運動を語った畑の姿が今も目に浮ぶ。

10年間、隠され、行政の施策が及ばなかった被爆者の窮状、想像を超える外部被爆の実相を前にビキニ事件は陰に隠れたのか、隠されたのか。第五福竜丸乗組員だけに渡された「見舞金」は乗組員と他の漁民を分断し、乗組員は沈黙し、他の被災漁民は生活のために被曝を隠して海に出た。被曝を語ることは魚価を下げ、船主から乗船を断られることでもあった。その後の原水禁運動の分裂も影を落とし、ビキニ事件が取り上げられることは少なくなり、その一方で原子力発電所の建設が進んだ。「ビキニ事件は消えていった」。第五福竜丸元乗組員大石又七の言葉である[60]。

ビキニ事件を再び表舞台に引き出したのは福島第１原発事故だった。放射性降下物の拡散、放射能による海洋汚染、内部被爆等、深刻な被害はビキニ事件と重なっているからだ。広島、長崎、ビキニ、福島、「核」の太い筋がつながった。

おわりに

2014年９月20日、「ビキニ被ばく文書開示、延べ556隻検査記録あった」という大きな見出しでビキニ事件が一面に登場した（『東京新聞』2014年９月20日付）。これまで「ない」と言い続けてきた厚生労働省が、ビキニ事件当時、周辺海域で操業していた漁船の放射能検査に関する文書を開示し、その中には漁船員の身体調査記録が含まれ、被曝の事実が書かれていた。検査記録は本人に知らせず、米国に渡していたこともわかった。被爆者を検査しても治療せず、データを米国に送り続ける ABCC[61]と同じ構造であり、それが60年間隠されてきた。核の秘密主義と棄民政策、さらに対米従属という深い闇がここにもあった。福島第一原発事故後もそれを続けるのか。60年目に明らかになった文書は被曝した漁民たちの「これ以上、棄民を増やすな」という叫びであろう。1953～54年を振り返ってきてわかったことを記してみたい。

A アイゼンハワー政権は、1953年の後半に「ニュールック（大量報復）戦略」と「アトムズ　フォー　ピース」という看板を掲げた。その二つは、装いは違っても同根の大規模核戦略であった。1954年に原子力法が改定され、民間に核開発の道が開かれると、情報は秘匿され、核開発は軍事（核関連）産業・金融界に巨大な利益を保障するビジネスとなった。アイゼンハワー共和党政権はそれらの勢力（軍産複合体・金融界）の利益を代表した政権であった。その一方で核実験の被害者には検査と情報収集はするが治療・補償をしない棄民政策がとられた。ビキニ事件は、一方に情報と巨大な利益が集中する核開発は、他方に大きな犠牲を強い差別を生み出す棄民政策と表裏一体であることを教えている。

B 朝鮮戦争中に、サンフランシスコ講和条約・日米安全保障条約を結んだ日本は独立後も基地が残り、沖縄・奄美・小笠原が切り離されることになった。再軍備も要求され、1954年には保安隊が自衛隊となった。同年、アイゼンハワーは「沖縄の無期限保有」を一方的に宣言した。民衆の声が届かないまま日本国憲法の実質的な改憲（解釈改憲）が進み、日米地位協定等、独立後も対米従属が続く異常な日米関係が固定化していった。

C 占領期から米国は対日心理戦略を進め、独立後も続いていたが、心理戦略に熱心なアイゼンハワーが政権についた1953年からはテレビも利用した大規模な心理作戦が展開された。1955年から全国で行われた「原子力平和利用」キャンペーンは、原水爆禁止運動をおさえるための心理作戦でもあった。

今につながる日米関係の基礎がこの時期につくられたと言えよう。現在、安倍政権は、①3.11後も原発の再稼働を主張する、②集団的自衛権を閣議で容認し、軍事予算を増やし、沖縄の辺野古で米軍の新基地建設を推進する、③NHKはじめメディアへの圧力や教育への介入を強める、政策を進めている。前述したA、B、Cと重なっていないだろうか。60年前と現在の政治の共通点を指摘したが、吉田茂政権と言うより、米共和党政権が要求する政策に似ていると言えようか。

米国の「知日派」ジョセフ・ナイ（ハーバード大学特別功労教授）やリチャード・アーミテージ（米共和党員、元米国務副長官）[63]らが安倍に強い影響力を持つことはよく指摘されるが、米共和党系の政治家の影響力が強まっている。安倍は「世界一、企業が活躍しやすい国」を目指すと語るが、米金融界・産業界の意も受けた原発や軍事力重視の政治は格差・棄民を生むことは明らかであり、これ以上、棄民を生まないために政治の転換は急務である。

2014年秋に行われた沖縄県知事選挙で、辺野古新基地建設容認の現職（仲井真候補）を新基地建設反対で保守・革新をこえた「オール沖縄」の新人（翁長雄志候補）が10万票の大差で破り、12月に行われた衆議院議員選挙でも「オール沖縄」

を掲げる新基地建設反対候補が全区で当選した。米軍政と返還後も変わらない70年の苦しみを経て沖縄は「オール沖縄」という運動を創り上げている。

沖縄のニュースを聞きながら、「原水爆禁止」の一点で保守・革新を越えて結びあった原水禁署名運動を想起した。平和的生存権を守るために、「生命と幸福をまもりましょう」、「バラバラではいずれ弾圧される」と超党派の運動を広げ、原水禁世界大会を実現した歴史を思い、民衆運動の知恵を感じた。

今年はアジア・太平洋戦争が終わって70年。日本国憲法をないがしろにする政治＝「核」と棄民の政治に、日本の民衆が立ち向かう時が来ている。各地が「オール沖縄」の運動に学べるかが問われているのではないだろうか。

［付記］本稿は、丸浜江里子「ビキニ事件60年、今ふりかえる1953〜54年」（『年報日本現代史』第19号、2014年）をベースとしつつ、その後に得た知見を踏まえて改稿したものである。予め諒とされたい。

注

1　沢田昭二他『福島への帰還を進める日本政府の４つの誤り』旬報社、2014年、30頁に、「〔政府による〕モニタリング操作：線量の５割引」として、「政府は、原発事故周辺の空間線量が実際より低めにカウントされるように、モニタリングポストの測定機器の変更と周囲からの放射線ブロックを行い……このため、『公表空間線量』は実測値の半分となっている」と記述されている。
2　丸浜江里子『原水禁署名運動の誕生―東京・杉並の住民運動と水脈』凱風社、2011年、395頁。
3　本項目は、R・ルドルフ、S・リドレー『アメリカ原子力産業の展開―電力をめぐる百年の構想と90年代の展望』お茶の水書房、1991年を参照し、記述した。
4　吉田義久『アメリカ日本の核武装』編集工房朔、2007年、158頁。
5　ルドルフ、リドレー、前掲書、156-157頁。
6　吉田、前掲書、215頁。
7　外岡秀俊、本田優、三浦俊章『日米同盟半世紀』朝日新聞社、2001年、121頁。
8　モートン・ハルペリン『アメリカ新核戦略―ポスト冷戦時代の核理論』筑摩書房、1989年。
9　豊﨑博光『マーシャル諸島核の世紀』上、日本図書センター、2005年、121頁。
10　新原昭治『「核兵器使用計画」を読み解く』新日本出版社、2002年、99頁。
11　豊﨑、前掲書131頁。
12　ルイス・ストローズについては佐々木英基『核の難民―ビキニ水爆実験「除染」後の現実』（NHK 出版、2013年）が詳しい。
13　佐々木卓也『アイゼンハワー政権の封じ込め政策』有斐閣、2008年、15頁。
14　有馬哲夫『昭和史を動かしたアメリカ情報機関』平凡社新書、2009年、187頁。
15　有馬哲夫『原発・正力・CIA』新潮選書、2008年、64頁。
16　テレビについては、有馬、2009年、および有馬哲夫『こうしてテレビは始まった』（ミネルヴァ書房、2013年）参照。
17　新原昭治講演録「『原子力平和利用』の軌跡とアイゼンハワーの素顔」非核の政府を求

める会の2012年3月24日の講演パンフレット、54頁。
18　ジョン・ダワー、ガバン・マコーマック『転換期の日本へ―「パックス・アメリカーナ」か「パックス・アジア」か』NHK 新書、2014年、117頁。
19　サンフランシスコ条約について、豊下楢彦『安保条約の成立』（岩波新書、1996年）、同『昭和天皇・マッカーサー会見』（岩波現代文庫、2008年）、楠綾子『占領から独立へ』（吉川弘文館、2013年）などを参照。
20　憲法をはじめて読んだ時の喜びを井上ひさし、大江健三郎など、多くの人が語るが、筆者も中学生に「祖父母は日本国憲法をどう受けとめたか」を聞く課題を出した折、「戦争放棄が嬉しかった」という回答が多く、驚いたことがある。
21　G・デービス、J・ロバーツ『軍隊なき占領―ウオール街が戦後を演出した』（新潮社、1996年）は占領政策について、「平和条約の批准により国としての名目上の主権を取り戻す日本は、独立国とはいうものの、実際には占領下体制をとり続ける運命にあった。日本は表面上は憲法、自由選挙党が整った『民主主義』のショーケースとなるはずだった。しかし、この『民主主義』は米軍の保護下に、またおそらく１ダース以上もの軍部および民間の諜報機関の監視下にあり、外交、国際経済のみならず、文化、教育、労働、立法、防衛のあらゆる重要な側面において、米国側の徹底した指導の下に運営されることになっていた」と述べる。
22　新原昭治、前掲講演録、41頁。アイゼンハワーの国連演説は米大使館 HP 参照。
23　『朝日新聞』1954年１月１日付。豊﨑、前掲書、141頁に転載されている。
24　英国の哲学者ラッセルが中心となり、1955年７月９日にロンドンにて湯川秀樹ら世界的に著名な科学者ら11人の連名で核兵器廃絶・科学技術の平和利用を訴えた宣言文。この宣言を受け1957年よりパグウォッシュ会議が始まった。
25　新原昭治『日米「密約」外交と人民のたたかい』新日本出版社、2011年、125頁。
26　同前、30頁。
27　リリエンソールは次の言葉を記している。「近年、私は次のようなことを自問することがしばしばある。『われわれアメリカ人には複雑で未完成で、基本的に不完全な原子力システムを、技術レベルがわれわれよりはるかに低い国に推奨し、売りつける“道徳上の”権利があるのだろうか』と。『われわれにはそのような権利がない』と私は確信すると（新原講演録より重引。原文はリリエンソール『岐路に立つ原子力－平和利用と安全性を目指して』日本生産性本部、1981年）。
28　豊﨑、前掲書、171-172頁。
29　佐々木、前掲書参照。
30　新原昭治「裁判権放棄密約が出来るまでの日米交渉経過－東京・米大使館秘密文書を中心とする米政府解禁文書に見る（新原昭治訳）2008年10月12日」（未公刊）より、お許しをいただき引用。ご教示に感謝いたします。
31　前泊博盛『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』（創元社、2013年）、吉田敏浩『密約：日米地位協定と米兵犯罪』（毎日新聞社、2010年）などを参照。
32　日本文化人会議が発行した『平和』1954年１月号の「あとがき」より。
33　丸浜、前掲書、138頁。
34　杉の子会機関誌『杉の子』10号（丸浜、前掲書、182頁に引用）。
35　婦団協は現在、「杉並女性団体連絡会」として活動を継続している。1950年代前半の杉並でのさまざまな活動については丸浜、前掲書の第４章と第５章を参照されたい。
36　1950年代に日本平和委員会事務局員で、その後、軍事問題研究で活躍した林茂夫資料より。
37　常に「統一戦線」を語ったドイツ文学者新島繁、および戦中、フランスで過ごし、帰

国後、『抵抗（レジスタンス）』（創芸社、1950年）を著し、日本平和委員会に関わった評論家淡徳三郎は、杉並区内でも活躍した。政党が分裂し混乱する中で「平和委員会の方針」が示した統一戦線やレジスタンスの思想は各地の平和活動家に影響を与え、原水禁署名運動の広がりにつながったのではないだろうか。

38　詳しくは、丸浜、前掲書第８章を参照。

39　「生命と幸福を守りましょう」には、安全な食料や環境への願いも含み、消費者運動・環境運動につながる運動で、杉並婦団協メンバーはその後、黄変米反対運動、蚊とハエ撲滅運動、大気汚染問題、ゴミ問題でも活躍した。

40　注36に同じ。

41　杉並区立公民館を存続させる会編『歴史の大河は流れ続ける（4）』1984年、７頁（杉並区立中央図書館参考資料室所蔵）。

42　長岡弘芳『原爆民衆史』未来社、1977年、19頁。

43　中日新聞社会部編『日米同盟と原発』東京新聞、2013年、82頁。

44　電文の内容は池田慎太郎『日米同盟の政治史』国際書院、2004年、85頁、参照。

45　同前、91頁。

46　太田昌克『日米「核密約」の全貌』筑摩選書、2011年、48–49頁。

47　新原、2011年、111頁に、沖縄に19種の核兵器が持込まれたと記されている。

48　有馬哲夫『原爆と原発―「日・米・英」核武装の暗闘』新潮社、2012年、24頁。

49　高橋博子『封印されたヒロシマ・ナガサキ』凱風社、2008年、174頁。

50　第五福竜丸平和協会編『ビキニ水爆被災資料集』東京大学出版会、1976年、455頁。

51　この「決着」に対し、日本鰹鮪協同組合連合会と日本鰹鮪漁業者協会は連名で「将来の原水爆実験の禁止、及び危険防止につき具体的取り決めがなかったこと」「日本外交の失態－事件の責任の所在を明確にしなかった。損害について当然要求すべき権利を主張せず、その結果は要求額の３分の一にも達しない」との抗議の声明を出した（焼津市『第五福竜丸事件』1976年、139頁）、丸浜、前掲書、249頁から再引。

52　井川充雄「原子力平和利用博覧会と新聞社」（『戦後日本のメディア・イベント：1945–1960年』世界思想社、2002年）参照。

53　NHK・ETV 特集取材班『原発メルトダウンへの道』新潮社、2013年、第2章。

54　新原、前掲書2011年、128頁。

55　小林徹編『原水爆禁止運動資料集』緑蔭書房、1955年版、11–18頁。

56　原水爆禁止署名運動全国協議会で活躍した畑敏雄や世界大会通訳団をはじめ、初期原水禁運動で活躍した人々の聞き取りの記録に、初期原水爆禁止聞き取りプロジェクト編『初期原水爆禁止聞き取りプロジェクト記録集成』（ピープルズ・プラン研究所、2012年）がある。

57　日本原水爆被害者団体協議会日本被団協史編纂委員会編『ふたたび被爆者をつくるな（本巻）―日本被団協50年史』（あけび書房、2009年）参照。

58　畑敏雄（1913～2009）は大阪生まれ、東京工業大学名誉教授で元群馬大学学長。東京工業大学助教授の時に全国協議会で安井郁を補佐するなど活躍した。

59　畑敏雄「ビキニ大署名運動の教訓」日本平和委員会編『平和運動20年記念論文集』大月書店、1969年、453頁。

60　2014年９月に杉並で行われた杉並光友会主催講演会での大石又七の言葉。

61　ABCC は原爆傷害調査委員会（Atomic Bomb Casualty Commission, ABCC）を指す。米国科学アカデミー（NAS）が1946年に原爆被爆者の調査研究機関として設立した。当初、運営資金はアメリカ原子力委員会（AEC）が提供したが、その後、米国立癌研究所、他からも資金提供があった。調査が目的の機関であるため、被爆者の治療には一切あたる

ことはなく、調査研究結果が、放射線影響の尺度基本データとして利用されることとなった。1975年、ABCC と厚生省国立予防衛生研究所（予研）を再編し、日米共同出資運営方式の財団法人放射線影響研究所（RERF）に改組された。

62　永田浩三『NHK と政治権力 - 番組改変事件当事者の証言』（岩波書店、2014年）参照。

63　アーミテージは「日本国憲法第9条は日米同盟の障害」などの発言で知られ、たびたび「アーミテージ・レポート」として日本への「提言」を行う。日本の政治に影響力を持つ「知日派」（ジャパンハンドラー、またはジャパンハンズとも言われる）の一人である。ダワー、マコーマック、前掲書、149頁も参照のこと。

特集論文

Anthropogenic Fallout: The *Bravo* Test and the Death and Life of the Global Ecosystem

Robert Jacobs
Hiroshima Peace Institute, Hiroshima City University

Introduction

On March 1st 1954 the United States tested its first deliverable hydrogen bomb at Bikini Atoll in the Marshall Islands. The weapon yielded force twice as large as its designers had planned or anticipated. The radioactive fallout cloud that resulted from the weapon would kill a fisherman located 100km away, cause illness in hundreds and perhaps thousands of people, and lead to entire atolls being contaminated with high levels of radiation displacing residents who were never to return to their homes. Slowly it would become evident that, while this weapon had been tested in the Marshall Islands, its detonation was a global event. As radiation from the test spread around the Pacific Ocean, contaminating fish that would be caught thousands of miles away, human conceptions of warfare and of nature also began to mutate and change.

U.S. strategic nuclear planners quickly recognized the scale of the radiological fallout as a powerful tool of war, separate from the power of blast and heat that were fundamental to nuclear war fighting strategies. Over time both the United States and the former Soviet Union would integrate the capacity of this weapon to poison vast swaths of the Earth with lethal levels of radiation into their plans for attacking and "defeating" each other in a global thermonuclear war. While it had been understood that the use of radiation as a weapon had unique psychological capacities to terrorize, when deployed on a thermonuclear scale there might be no humans left alive to terrorize. Coming to understand that nuclear weapons had tactically achieved the ability to kill most of the population in the world was to prove terrorizing by itself without one bomb being dropped.

Conversely, observations on the movement of radiation through the environment after nuclear weapon tests would forge a new understanding of the interconnected nature of the Earth's ecosystem. This understanding would reorient human beings to the planet on which they live, sparking the emergence of a global environmental movement that remains a potent social and political force across national borders today.[1] Even as the

traditional politics of nation states remains ongoing, many people have a visceral grasp of the interdependence of human societies separated by conflicting ideologies and national interests.

In the United States, whereas during both WW I and WW II, there had been debate about the value of entering into a war that was happening "over there," Americans came to understand that in WW III, there would be no "over there," there would only be "here." Whether scarred by blast and fire from a nuclear war, no place would be spared the inescapable lethality of the resulting radiation. Global thermonuclear war was just that, a war against the globe-against the Earth itself.

Figure 1. Mushroom cloud of the *Bravo* test photographed 62 seconds after detonation from 50 nautical miles North at 10,000 feet

Source: Kunkle and Ristvet (2013), 54

1. The *Bravo* Test and the Transformation of Conceptions of Radiological Fallout

After the nuclear attacks on Hiroshima and Nagasaki, the United States maintained that

while the weapons had produced radiation this was inconsequential—those close enough to be affected by radiation would have already been killed by the blast or heat of the explosion. The world outside of the two attacked cities became aware that this was not true with the reporting of Wilfred Burchett in September of 1945 who wrote that countless survivors of the blast and heat were dying of "atomic plague," or more directly—the effects of radiation, which would come to be called "atomic bomb disease" in Hiroshima and Nagasaki.[2] The United States soon acknowledged some impact of radiation on the survivors and in 1947 set up the Atomic Bomb Casualty Commission (ABCC) to study the long-term health effects of radiation exposure on the population of hibakusha (*hibakusha* is the Japanese term for atomic bomb survivors) in Hiroshima and Nagasaki, however the U.S. continued to downplay the threat of radiation from nuclear weapons. Even as the Soviet Union acquired nuclear weapons in 1949 and the U.S. began to feel vulnerable to a possible Soviet attack, American discourse around such a threat

Figure 2. "Fallout pattern from Castle Bravo detonation superimposed on the Eastern United States,"

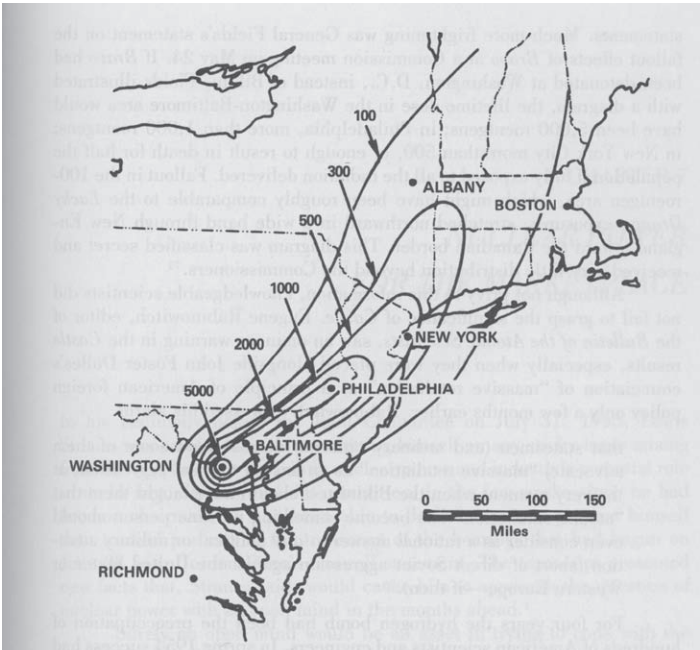

Figure 2. Fallout pattern from March 1, 1954. *Castle Bravo* detonation superimposed on the eastern United States.

Source: AEC meeting 24 May 1954, reprinted in, Hewlitt and Holl (1989), 181

emphasized the blast and heat aspects of Soviet weapons and downplayed the significance of radiation. This was done to forestall public anxiety, and possible opposition, to its own nuclear weapon testing inside the continental United States at the Nevada Test Site, which began in 1951 in response to the Soviet acquisition of nuclear weapons.

These efforts at containing public awareness of the dangers of radiation from nuclear weapons were generally successful until the manufacture and testing of thermonuclear weapons in the early 1950s. The first thermonuclear test conducted by the United States, the *Mike* test of the *Ivy* series at Eniwetok Atoll in the Marshall Islands in 1952, did not raise public concern as the U.S. was able to keep the thermonuclear nature of the *Mike* test secret. However, after the *Bravo* test in the *Castle* series in 1954, the scale of the radiological disaster that the test wrought proved to be both a humanitarian and a public relations disaster for the United States. *The Bravo* weapon yielded a cloud of lethal levels of radioactive fallout that, had the weapon been detonated in Washington DC, would have left downwind Philadelphia and New York City uninhabitable.[3]

The *Bravo* test was conducted on March 1, 1954 at Bikini Atoll in the Marshall Islands. The United States had used the Marshall Islands as a nuclear weapon testing site since it was granted status as the protectorate of the Marshall Islands by the United Nations after World War Two. It referred to its test site in the northwest corner of the Marshalls as its "Pacific Proving Ground." As it developed its nuclear weaponry from fission weapons in the 1940s to thermonuclear fusion weapons in the 1950s, the Atomic Energy Commission (AEC) of the United States had an unstated policy of not testing thermonuclear weapons at its Nevada Test Site, since it was well aware of the radiological hazard it was publicly downplaying. The U.S. has never tested thermonuclear weapons inside the United States.

The resulting fallout cloud spread downwind from Bikini Atoll and contaminated thousands of square miles. Within this area were located dozens of atolls and islands, and countless fishing vessels.[4] One vessel in particular, the *Daigo Fukuryu Maru* (known in English as the *Lucky Dragon*) is of historical importance because the radiological contamination of its crew ended the United States' ability to control awareness of the dangers of radioactive fallout.[5] The *Daigo Fukuryu Maru* was at anchor over 100km away from the detonation point of the *Bravo* device on Bikini Atoll. Approximately three hours after the detonation, ash began to fall and deposited in a thick layer on the boat and its personnel. Unbeknown to the crew this was highly radioactive fallout ash from the *Bravo* test. Many experienced burns on their skin and all experienced radiation poisoning. When the boat came to port two weeks later, all crewmembers were hospitalized and treated for radiation poisoning. Until the boat came to port, the U.S. had still been able to

contain awareness of the devastating scale and lethality of the fallout from the *Bravo* test. However the crew of this boat arrived home to a port outside of U.S. control and the Japanese press quickly reported their condition, a report that was soon taken up by the international press.[6] With these stories the United States had lost control over the narrative of radioactive fallout.

As I have written elsewhere, it was this incident that put the word "fallout" into common use in the world media and culture.[7] Prior to the *Bravo* incident, fallout, when written about in the Western press, was referred to as "residual radiation," a term taken from military and scientific discourse. This was to distinguish the fallout from "prompt radiation," and was almost always followed by the disclaimer that only "prompt radiation" was a concern in a nuclear attack. "Residual radiation" was said to be easy to remove with a broom, or with soap and water in publications printed for both American military personnel and the American public. The ash that fell on the crew of the *Daigo Fukuryu Maru* was *residual radiation*: it was fallout. While all of the crew suffered from radiation poisoning, radioman Aikichi Kuboyama died a little more than six months later from his exposure to radiation. With the attention of the world press on the crew, it became clear to all that you could be 100km away from the detonation of a thermonuclear weapon and yet be killed by the fallout. There was no way for the AEC to spin this fact—they had lost control of the narrative. Public interest in, and awareness of radioactive fallout would only grow more intense throughout the 1950s.[8]

2. Poisoning the World: Nuclear War Fighting Doctrine and Radiation

U.S. nuclear weapon designers and the American military had been aware of radioactive fallout from the beginning of nuclear weapon design and testing. Radiological monitoring crews were dispersed in the area around the *Trinity* test, the first nuclear weapon detonation, in New Mexico on July 16, 1945. These crews had detected radiation downwind from the explosion but had determined the levels were not significant enough for them to take any responsive action.[9] Scientific and technical personnel engaged in bomb assessment work in Hiroshima and Nagasaki had also been aware of the presence of residual radiation from the nuclear attacks on those two towns.

Immediately after the end of the war, the United States began to make arrangements to continue testing nuclear weapons to better understand and develop their capacity as a weapon of war. The first postwar tests were conducted in the Marshall Islands, at the time still under occupation by the U.S. government.[10] The U.S. evacuated the residents of Bikini Atoll in 1946 and conducted two nuclear weapon tests there, called *Operation*

Crossroads. The second of the *Crossroads* test, the *Baker* test, was the first detonation of a nuclear weapon underwater.[11] The aim was to determine the effectiveness of nuclear weapons to destroy naval ships in an enemy's harbor. While nuclear weapons detonated in the atmosphere tended to disperse the residual radiation downwind from the cloud of the explosion, the underwater test concentrated the residual radiation in the water immediately around the site of detonation. This resulted in unexpectedly high levels of radiation in the lagoon of Bikini Atoll. Many of the naval vessels used to conduct the test and to hold the 40,000 military personnel onsite for the tests, began to become highly radioactive since they used lagoon water to wash the boats. As the level of radiation continued to rise, troops had to be evacuated from the ships, scuttling a planned third *Crossroad* test.[12]

The insidious nature of the radiological hazard was deeply impressive to analysts of the test series. In the final report on the test series written in 1947, military planners commented on the unique psychological capacity of the radiological effects of nuclear weapons to degrade the society of the targeted nation:

> 3. Test Baker gave evidence that the detonation of a bomb in a body of water contiguous to a city would vastly enhance its radiation effects by the creation of a base surge whose mist, contaminated with fission products, and dispersed by wind over great areas, would have not only an immediately lethal effect, but would establish a long term hazard through the contamination of structures by the deposition of radiological particles.
>
> 4. We can form no adequate mental picture of the multiple disasters which would befall a modern city, blasted by one or more atomic bombs and enveloped with radioactive mists. Of the survivors in contaminated areas, some would be doomed to die of radiation sickness in hours, some in days, and others in years. But, these areas, irregular in size and shape, as wind and topography might form them, would have no visible boundaries. No survivor could be certain he was not among the doomed and so, added to every terror of the moment, thousands would be stricken with a fear of death and the uncertainty of the time of its arrival.[13]

Though they would publicly downplay the lethality and utility of radiation as a weapon, this top secret assessment demonstrates that American military planners were keenly aware at a very early point of the unique physical, and especially the psychological, capacities of the fallout resultant from nuclear detonations.[14]

As the Cold War developed the United States came to rely primarily on its nuclear weaponry as a counterforce to perceived Soviet superiority in conventional arms and troop numbers.[15] The Soviet Union's detonation of its first nuclear weapon in Kazakhstan in late 1949 had a galvanizing effect on American nuclear productivity and strategic

tactical planning.[16] The most consequential of these effects was to prompt the Truman administration to support the development and production of thermonuclear weapons. Fundamental to this drive was a dramatic increase in the production of plutonium. Asserting that, "I am of the opinion that we will never obtain international control. Since we can't obtain international control, we must be the strongest at atomic weapons,"[17] in 1949, and then again in 1950, American President Harry Truman made decisions to increase plutonium production through the construction of new nuclear power plants at the Hanford Reservation, resulting in a total of nine nuclear power plants located at Hanford by 1963 and doubling American plutonium production.[18] Over time, the resulting increase in the American plutonium output fueled a massive increase in the numbers of American nuclear weaponry. The sheer quantity of weapons in the U.S. arsenal facilitated an ever-increasing number of targets in the Soviet Union being selected as worthy of nuclear attack.

American nuclear weapon targeting had three different foci, BRAVO, DELTA and ROMEO targeting. BRAVO targets aimed a neutralizing the nuclear capacity of the Soviet Union, DELTA targets aimed at destroying the infrastructure of Soviet society and its ability to support a military effort, and ROMEO targeting aimed at repelling a Soviet military incursion into Western Europe. DELTA targets were by design targets that would degrade the enemy's capacity to engage in manufacturing industrial output, and all forms of social and industrial support for military activity.[19] Of the three targeting protocols DELTA targeting made the most use of the effects of fire and radiation. While ROMEO protocols also made use of fire and radiation as fundamental aspects of targeting strategy, there was a limitation to this usefulness because of the presence of friendly troops on the same battlefields and the need to hold ROMEO targeted territories in the course of warfare. There was no downside to the damage caused by fire and long-term damage resultant from radiological contamination to many DELTA targets.

The United States never specifically utilized radioactive fallout as a targeting mechanism because it is difficult to be precise about the use and spread of radioactive fallout. In targeting strategy radioactive fallout was considered a "bonus effect" as were the fires that would be created by the detonation's heat.[20] However, it was certainly well known to nuclear strategists that the bonus effect of radiation would accomplish a tremendous amount of lethality.

When designing DELTA targeting, the capacity of radioactive fallout to sicken or kill significant portions of the population in downwind areas was a fundamental aspect of how targeting was imagined and intended. During nuclear weapon tests conducted in 1948 the United States experimented with detonating weapons closer to the ground then

the detonations of the Hiroshima and Nagasaki weapons, finding a dramatic increase in the levels of lethal radioactive fallout.[21] We can see how such an understanding led to targeteers envisioning an essential role for radioactive fallout even before the capacities of thermonuclear weapons were integrated into targeting strategies in a report written after a briefing of senior U.S. military personnel by Strategic Air Command (SAC) planners in March 1954, even as the *Bravo* event in the Marshall Islands was unfolding. Captain William B. Moore, Executive Assistant to the Director of the Atomic Energy Division of the U.S. Navy, wrote to his superiors of the SAC briefing that in the "optimum plan" of the Strategic Air Command for attacking the Soviet Union, "It was estimated that SAC could lay down an attack under these conditions of 600-750 bombs by approaching Russia from many directions so as to hit their early warning screen simultaneously. It would require about two hours from this moment until bombs had been dropped using a bomb-as-you-go system in which both BRAVO and DELTA targets would be hit as they reached them." Moore concluded, "The final impression was that virtually all of Russia would be nothing but a smoking, radiating ruin at the end of two hours."[22]

When General Curtis LeMay took the position as the Commander of the newly formed Strategic Air Command in 1948, his initial goal was to build a force capable of delivering 80% of the U.S. nuclear stockpile simultaneously in an attack on the Soviet Union within two hours.[23] By the end of the 1950s, as the U.S. nuclear stockpile increased and the planes constituting SAC's attack force were upgraded and also increased, the SAC plans had intensified with a focus on redundant targeting aimed at producing a 97% assurance of target destruction at the first 200 DGZs (designated ground zeros), and 93% for the next 400 DGZs. Its planning assumed that to achieve a comparable level of destruction as that achieved with the 13-16kt nuclear weapon in Hiroshima, it would assign a 300-500kt weapon. Admiral Harry Felt, in charge of the U.S. Navy's Pacific Command at the time, commented that if SAC's operational plan was implemented as designed he might have to be "more concerned about residual radiation damage resulting from our own weapons than from those of the enemy."[24]

There was awareness and pushback within the military to the targeting and nuclear war fighting strategies being promoted by SAC. Much of this pushback was centered in inter-service rivalries expressed by the Navy and Army, resentful of the large budget and strategic dominance of the Strategic Air Command. By the late 1950s increasing Soviet nuclear capabilities made it clear that nuclear bombers situated on the ground were easy targets for a Soviet first strike attack. The Army and Navy were at the very beginning of the push that would see American nuclear forces spread between the three services rather than being solely in the possession of the Air Force. In 1957 the Army Chief of Staff and

Navy Chief of Operations, "had their staffs prepare a joint analysis of high yield weapon requirements, focusing on the radiation and fallout that would result from implementing the SAC war plan."[25] Their findings were presented to President Eisenhower through a report titled Project BUDAPEST. The report asserted that, "far more weapons were being assigned to targets than were needed to achieve the damage required by the JSCP (Joint Strategic Capabilities Plan), and that the resulting radiation and fallout would be dangerously and unnecessarily high."[26]

Such critiques did not result in significant reductions in weapons included in strategic war planning or nuclear targeting selection. Just days after newly elected President John Kennedy took office in early 1961 a SAC bomber blew up in mid-air over North Carolina while carrying two Mark 39 thermonuclear weapons each with a yield of approximately 4 MT (megatons). In the accident one weapon fell from the plane and crashed to the Earth, with five of its six safety mechanism's failing.[27] Defense Secretary Robert McNamara was amazed at how close the U.S. came to a thermonuclear detonation on its own territory and citizens, and undertook a review of weapons protocols and war fighting plans. McNamara was shocked by many of the things that he found. He learned of the numerous accidents involving nuclear weapons ("broken arrows") and the lack of centralized control of the arsenal in the office of the President. McNamara visited SAC headquarters in Omaha, Nebraska to receive a briefing from SAC Commander Thomas Powers on the newly created SIOP (Single Integrated Operational Plan) that coordinated nuclear attacks by the different service branches into one coherent attack plan.[28] McNamara was shown the designed impacts of the successive waves of nuclear attack planned against the Soviet Union. The first wave focused on the BRAVO targets of Soviet strategic assets, while the second wave was focused on DELTA targets and aimed at Soviet urban centers. When shown the estimated fallout anticipated from the two attack waves McNamara was "visibly shocked" to see that virtually the entire Soviet landmass would be covered with lethal levels of radioactive fallout with Russian casualties estimated at 350 million people.[29]

A glimpse into the military strategy that would result in a planet blanketed with radioactive fallout entered into public discourse in the United States in 1956 when the testimony of General James Garwin, the Army's chief of research and development before a closed session of the Air Force Subcommittee of the Senate Committee on Armed Services in July of that year was made public. General Garwin commented to Committee members that should the Soviet Union attack the United States with nuclear weapons, "American retaliation against Russia would spread death from radiation across Asia to Japan and the Philippines. Or if the winds blew the other way, an attack on eastern Russia

could eventually kill hundreds of millions of Europeans including…possibly half the population of the British Isles."[30]

Figure 3. Map showing anticipated fallout pattern from a limited Soviet attack on the US, targeting each nuclear weapon launching facility with one 1MT weapon

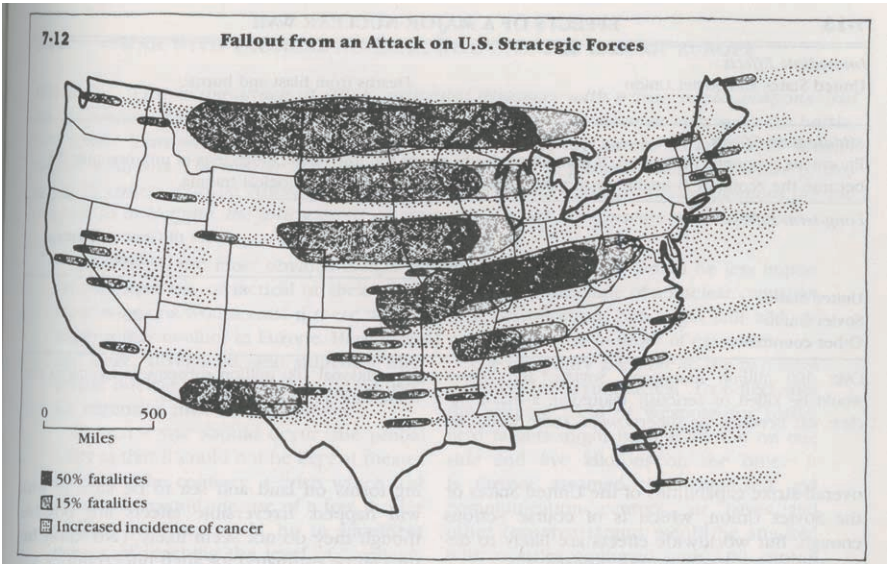

Source: Morrison and Walker (1983), 153

The tactical planning for the deaths of hundreds of millions of people in the target nation and untold tens of millions more downwind was achieved in less than two decades after the advent of nuclear weapons and only a couple of years after the achievement of thermonuclear weapons. In the subsequent two decades delivery systems would be further enhanced and nuclear weapons would be placed on the tips of intercontinental ballistic missiles—giving them the ability to strike targets on the other side of the world in less than an hour; and then MIRV'd (multiple independently targeted re-entry vehicles)—giving each missile the potential to carry up to fourteen of these weapons to separate targets.[31] In 1945, after the nuclear attacks on Hiroshima and Nagasaki, many people in the world began to worry that nuclear weapons could destroy all life on Earth. By the end of the 1950s this abstract fear was being translated into an essential component of actual nuclear war planning.

3. Ecosystem Awareness and the Earth as Mortal

I have written elsewhere on how the nuclear attacks on Hiroshima and Nagasaki helped human beings conceptualize the nature of the earth in a fundamentally new manner.[32] Visions of World War III, a repetition of World War II and World War I fought with nuclear weapons, gave rise to the notion of the entire earth as the target and the victim of those weapons and the casualty of that war. For the first time in the history of the world it was possible to imagine that all people on all sides of any conflict would be casualties, and that there would be no winners left to avail themselves of the treasures of victory.

The idea of the earth as victim implies a new conception of the earth—as something that can be killed—and therefore as something that is alive. As people around the world became more aware of the dangers of radiological contamination, and the extent to which this contamination was already present from the massive nuclear testing programs undertaken by all nuclear weapons states, an awareness of the damage to the ecosystem from the spread of radiation *separate from the possibility of nuclear war* began to emerge. This understanding began as cognitive fallout from the Bravo test.

When the *Daigo Fukuryu Maru* pulled into port in Yaizu the public learned that radioactive fallout could sicken and kill people located over 100km from a detonation, making clear the far ranging and lethal aspects of fallout from a single nuclear weapon. Slowly, additional impacts from *Bravo's* radiation came into view. By the time that it was clear that the hospitalized crew was suffering from radiation sickness their catch of tuna had already made it to market. Public safety monitors endeavored to find the, presumably radioactive, tuna and while monitoring the tuna supply at fresh fish markets, such as Tsukiji Market in Tokyo, found that a significant amount of fish were testing positive for radiation. All across Japan tuna was dumped into pits and buried. Around the Pacific Rim radioactive fish were found in numerous markets. In July 1954 a Japanese research team was sent to Bikini Atoll since the Marshall Islands was the source of a large percentage of tuna consumed in Japan, and found the tuna there "seriously affected." Reports continued to describe radioactive tuna far from the North Pacific location of the Marshall Islands. In an October 1954 catch that came to port in Yokohama, all caught approximately 1,000 miles to the northeast of the Marshall Islands, one in ten tuna was found to be highly radioactive; while in November two tons of tuna caught off the coast of Australia were found to be highly radioactive when brought to market in Tokyo, one of five ports where Geiger counters were still in place to measure the catches.[33] The fact that contaminated fish were found all around the Pacific Rim, and that people had been made sick or were killed by fallout such as on the *Daigo Fukuryu Maru,* made it clear that once these

radionuclides had entered the ecosystem they were not fixed at the site of contamination, but instead moved around through medium such as air and water.

Figure 4. Japanese government map of locations of radioactive fish catches

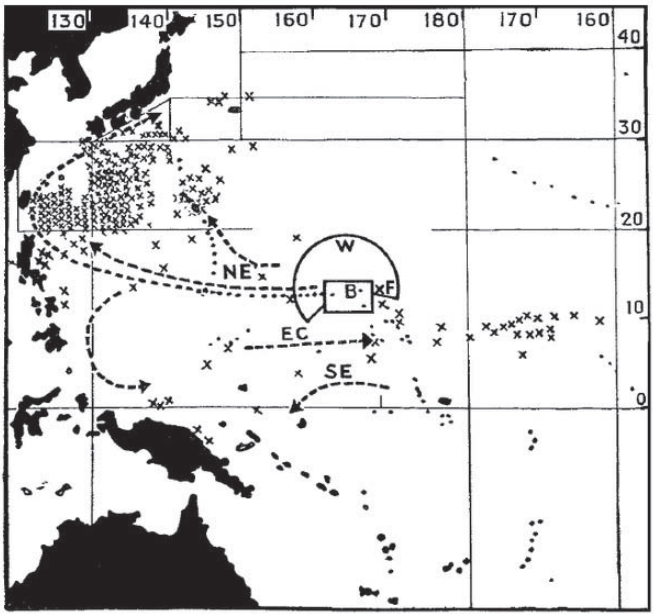

Source: drawing by Y. Nishiwaki reprinted in, Sevitt (1955), 199-201

Concurrent with the news of the illness of the crew of the *Daigo Fukuryu Maru* and of the contamination of hundreds of Marshallese, news began to emerge from inside the United States itself about downwind radioactive fallout from nuclear weapon testing in Nevada. One morning in 1954, a radiochemistry class at Rensselaer Polytechnic Institute in Troy, New York noticed that their Geiger counters were all registering unusually high levels. The teacher and students found that when they took the Geiger counters outside the levels spiked dramatically higher. AEC scientists determined that a fallout cloud from a nuclear weapon test in Nevada deposited the radiation they were reading two days earlier.[34] In 1955 Dr. Ray Lanier, head of the University of Colorado Medical Center's Radiology Department, and Dr. Theodore Puck, head of the Center's Biophysics Department, released a public statement to the Associated Press (AP) describing how the radiation levels in Colorado spiked only hours after a nuclear test in Nevada. "The trouble with airborne radioactive dust is that we breathe it into the lungs where it may lodge in

direct contact with living tissues," Puck told a reporter from the AP.[35]

Against the discourse put forward by the U.S. government—that there was no cause for concern because of increasing levels of radioactivity around the country from nuclear weapon testing—scientists and activists began to push back with data collected from outside of AEC laboratories. The most important of these studies was the famed "Baby Tooth Study" conducted by the founders of the Committee for Nuclear Information (CNI), founded by pathologist Walter Bauer of the Washington University School of Medicine in St. Louis, physiologist and activist Barry Commoner, and Dr. Alfred Schwartz, a local St. Louis pediatrician. This study collected baby teeth sent voluntarily to CNI and analyzed them at Washington University for strontium-90 content. The Baby Teeth Study found that the levels of strontium-90 in the teeth of children being born in the late fifties and early sixties contained on average 14 times more strontium-90 than those of children born ten years earlier. Antinuclear activists seized on this data as global fears were rising about the dangers of radioactive fallout from nuclear weapon tests, which were being conducted at the rate of dozens per year throughout most of the fifties and early sixties.[36]

The RAND Corporation had conducted a similar, but secret, study under contract to the United States Atomic Energy Commission published under the name of *Project Sunshine,* analyzing teeth, bones and the ashes of cremated bodies collected unknowingly from human subjects or cadavers all around the world.[37] When the program began in the mid-fifties top secret documents reveal AEC commissioner Willard Libby proclaiming that, "If anybody knows how to do a good job of body snatching, they will really be serving his country."[38] The bones and teeth of 22,000 were gathered without their permission to check the extent of the reach of fallout into the Southern Hemisphere.[39]

In September 1961, in the midst of the Berlin Crisis, the Soviet Union abandoned the nuclear testing moratorium it had agreed to with the U.S. and U.K. that had halted nuclear tests by the two countries since November 1958. The testing of nuclear weapons began again with a feverish intensity with the U.S. itself testing more than 96 weapons in 1962.[40] Deeply troubled by the renewal of nuclear weapon testing, and especially its intensity, the antinuclear group, The Committee for a Sane Nuclear Policy, or SANE (founded in 1957 and currently known as Peace Action) utilized the data contained in the Baby Teeth Study in a series of devastating advertisements. What made these ads so powerful was that, since it was clear that radiological fallout was being spread across the globe, there was no place on Earth where one could avoid it, and especially, where one could protect one's children from the threat.[41] SANE published an ad featuring a photo and statement from Dr. Benjamin Spock, a beloved public figure and author of a bestselling book on raising children.[42] Spock had unquestioned authority in the U.S. on

issues of children's health, and his participation in the advertisement led to it being reprinted in over 700 other publications after its initial placement in the *New York Times.* SANE also published ads that showed a milk bottle emblazoned with the symbol for poison (reflecting the primary path of radioactive iodine-131 into the body via dairy products), and also an ad that directly reflected the work of the St. Louis Baby Tooth Study, which proclaimed, "Your Children's Teeth Contain Strontium-90."[43]

Figure 5. SANE advertisement about iodine-131 in milk (July 1962)

Source: Katz (1986), 78

At roughly the same time, Rachel Carson published her landmark book *Silent Spring*. Carson argued that the widespread and indiscriminate use of pesticides, such as DDT, was killing birds and that human civilization ran the risk of being responsible for the extinction of all birds. Carson suggested that this would create *silent springs* in the seasons of the future. Carson's work further reinforced the emerging public sense that the new technological threats to human society were having a global impact.[44]

Ecological study, awareness and activism would grow throughout the 1960s and 1970s. The idea of the Earth as a single ecosystem would coalesce in the 1980s around a concept articulated by the British scientist James Lovelock. Lovelock's book, *Gaia: A New Look at Life on Earth* would provide a scientific frame for the emerging popular sense of the Earth as a living being.[45] Lovelock worked for NASA during the mid-sixties and was part of a team that worked on establishing a definition for "life" so that there would be an existing framework for assessing any possible life form discovered on the Moon, on Mars, or in later space exploration. In the process of designing criteria for such a determination, Lovelock turned his criteria back upon the Earth and concluded that in essential ways, the Earth functioned as single, self-regulating organism. At the suggestion of his friend and neighbor the Nobel Prize winning novelist William Golding, Lovelock named this organism *Gaia*. This simple framing mechanism established a means of describing and understanding the newly emergent notion of the Earth as having a single ecosystem that is affected holistically by the entry of toxic chemicals and radionuclides. The images of the Whole Earth as seen from space, perhaps the most resonant visual icon of the late Cold War, now took on a name from Greek mythology.[46]

Conclusion

The atmospheric nuclear testing of hydrogen bombs demonstrated, as nothing had before, the interconnected nature of the ecosystem of our Earth. Radioactive fallout was raised high into the atmosphere by the mushroom clouds of thermonuclear weapons and the fallout from these tests was often deposited far from the test site—on the other side of the world. Nuclear testing in the Pacific led to contaminated fish all around the Pacific Rim. By the end of the 1950s it was clear to anyone who paid attention that there was no place that would be unaffected if the United States and the Soviet Union were to engage in a total, global thermonuclear war. The battlefield would be the Earth itself, and the people of every nation, whether they were at war or not, would be its casualties. This understanding did generate some positive outcomes. A great deal of the environmental movement as it emerged in the 1960s and 1970s built itself upon the worldview

constructed through the awareness of the global nature of the threat of radioactive fallout in the 1950s. Current discourse around the topic of climate change is framed entirely on this construct. *Bravo* was where this awareness emerged into human consciousness.[47]

NOTES

1 Toshihiro Higuchi, "Atmospheric Nuclear Weapon Testing and the Debate on Risk Knowledge in Cold War America," in, J. R. McNeill and Corinna R. Unger, eds., *Environmental Histories of the Cold War* (Cambridge: Cambridge University Press, 2010), 301-322.

2 Wilfred Burchett, "The Atomic Plague: I Write this as a Warning to the World," *Daily Express* (September. 5, 1945), 1. American journalist Amy Goodman has long advocated stripping the *New York Times* and its reporter William Laurence of their 1946 Pulitzer Prize for reporting about the bombings of Hiroshima and Nagasaki since Laurence was at the time on the Pentagon payroll and should be viewed as a military spokesperson rather than as a journalist, see Amy Goodman, "Hiroshima Cover-up: Stripping the War Department's Timesman of his Pulitzer," *Democracy Now!* (August 5, 2005): http://www.democracynow.org/2005/8/5/hiroshima_cover_up_stripping_the_war (accessed on October 17, 2015). See also, Beverly Ann Deepe Keever, *News Zero: The New York Times and the Bomb* (Monroe, ME: Common Courage Press, 2004).

3 Richard G. Hewitt and Jack M. Holl, *Atoms for Peace and War, 1953-1961* (Berkeley: University of California Press, 1989), 182.

4 Samuel Glasstone, ed., *The Effects of Nuclear Weapons* (Washington DC: US Government Printing Office, 1962), 460-64; "'Missing' Documents Reveal 1954 U.S. H-bomb Test Affected 556 More Ships," *Mainichi Shimbun* (September 20, 2014): http://mainichi.jp/english/english/newsselect/news/20140920p2a00m0na013000c.html (accessed on October 28, 2014).

5 Ralph Lapp, *The Voyage of the Lucky Dragon* (New York: Harper and Brothers, 1957).

6 Lapp, *The Voyage of the Lucky Dragon;* Oishi Matashichi, *The Day the Sun Rose in the West: Bikini, The Lucky Dragon, and I* (Honolulu: University of Hawaii Press, 2011).

7 Robert Jacobs, *The Dragon's Tail: Americans Face the Atomic Age* (Amherst, MA: University of Massachusetts Press, 2010), 30.

8 Jacob Hamblin, "'A Dispassionate and Objective Effort:' Negotiating the First Study on the Biological Effects of Atomic Radiation," *Journal of the History of Biology* 40 (2007), 147-177.

9 A. Constandina Titus, *Bombs in the Backyard: Atomic Testing and American Politics* (Reno: University of Nevada Press, 1986), 17-18.

10 Holly M. Barker, *Bravo for the Marshallese: Regaining Control in a Post-Nuclear, Post-Colonial World* (Belmont, CA: Wadsworth, 2004), 17-19.

11 Jonathan M. Weisgall, *Operation Crossroads: The Atomic Tests at Bikini Atoll* (Annapolis: Naval Institute Press, 1994).

12 David Bradley, *No Place to Hide* (Boston: Little, Brown and Company, 1948).

13 "The Evaluation of the Atomic Bomb as a Military Weapon," June 30, 1947. *JCS 1691/3*, 57-89.

14 Jacobs, *The Dragons Tail,* 84-98.

15 Gregg Herken, *Counsels of War* (New York: Alfred A. Knopf, 1984), 103.

16 David Holloway, *Stalin and the Bomb: The Soviet Union and Atomic Energy, 1939-1956* (New Haven: Yale University Press, 1994), 213-223.

17 Department of State, *FRUS, 1949 Vol. I, National Security Affairs, Foreign Economic Policy* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1976), 481-482.

18 Michele Stenehjem Gerber, *On the Home Front: The Cold War Legacy of the Hanford Nuclear Site* (Lincoln, NE: University of Nebraska Press, 1992), 31-53.

19 David Rosenberg, "The Origins of Overkill: Nuclear Weapons and American Strategy, 1945-1960," *International Security* 7:4 (Spring 1983), 16-17.

20 Lynn Eden has written a devastating critique of leaving out assessments of the fires created from nuclear detonations and war planning in, Lynn Eden, *Whole World on Fire: Organizations, Knowledge, and Nuclear Weapons Devastation* (New Delhi: Manas Publications, 2004).

21 Herken, *Counsels of War,* 62.

22 Quoted in David Rosenberg, "A Smoking, Radiating Ruin at the End of Two Hours: Documents on American War Plans for Nuclear War with the Soviet Union, 1954-55," *International Security* 6:3 (Winter 1981/82), 25.

23 Rosenberg, "The Origins of Overkill," 19.

24 Ibid., 7.

25 Ibid., 51.

26 Ibid., 51.

27 Eric Schlosser, *Command and Control: Nuclear Weapons, the Damascus Accident and the Illusion of Safety* (New York: Penguin Press, 2013), 245-7.

28 Peter Pringle and William Arkin, *SIOP: The Secret U.S. Plan for Nuclear War* (New York: W.W. Norton & Company, 1983); Lawrence Freedman, *The Evolution of Nuclear Strategy* (New York: St. Martin's Press, 1981), 245.

29 *Counsels of War,* 138. See also, Fred Kaplan, *The Wizards of Armageddon* (Stanford: Stanford University Press, 1983), 270-2.

30 *Atoms for Peace and War,* 345.

31 Herbert York, *Race to Oblivion: A Participant's View of the Arms Race* (New York: Simon and Schuster, 1970), 75-105, 173-187.

32 Jacobs, *The Dragon's Tail,* 1-11; Robert Jacobs, "Whole Earth or No Earth: The Origins of the Whole Earth Icon in the Ashes of Hiroshima and Nagasaki," *The Asia-Pacific Journal* Volume 9, Issue 13, Number 5 (March 28, 2011): http://www.japanfocus.org/-Robert-Jacobs/3505 (accessed on October 28, 2014)

33 William Souder, On a *Farther Shore: The Life and Legacy of Rachel Carson, Author of Silent Spring* (New York: Crown, 2012), 233-34; "Radioactive Fish May Move Over Wide Area of Pacific," *Sydney Morning Herald* (25 November 1954), 2.

34 The event happened in 1953 but was not publicly reported until 1954. See, Herbert Clark, "The Occurrence of Unusually High-Level Radioactive Rainout in the Area of Troy, N.Y.," *Science* (May 7, 1954), 619-22.

35 Richard L. Miller, *Under the Cloud: The Decades of Nuclear Testing* (The Woodlands, TX: Two-Sixty Press, 1991), 197; see also, Harvey Wasserman and Norman Solomon, *Killing Our Own: The Disaster of America's Experience with Atomic Radiation* (New York: Dell, 1982), 92-3.

36 "United States Nuclear Tests, July 1945 through September 1992," *Federation of American Scientists:* http://fas.org/nuke/guide/usa/nuclear/nv209nar.pdf (accessed on October 28, 2014).

37 Available online at, *Project Sunshine: Worldwide Effects of Atomic Testing* (Santa Monica: RAND, 1956): http://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/reports/2008/R251.pdf (accessed on October 28, 2014).

38 Sue Rabbitt Roff, "Project Sunshine and the Slippery Slope: The Ethics of Tissue Sampling for Strontium-90," *Medicine, Conflict and Survival* 18:3 (2001), 299-310.

39 See, “Australian Strontium-90 Testing Program 1957-1978,” *Australian Radiation Protection and Nuclear Safety Report:* Reprinted at, http://www.nuclearfiles.org/menu/key-issues/nuclear-weapons/issues/testing/PDFs/sr90pubrep[1].pdf (accessed on October 28, 2014).

40 1962 was the peak year in which the United States tested a total of 92 nuclear weapons, with another two tested collaboratively by the United States and the United Kingdom. See, “United States Nuclear Tests, July 1945 through September 1992,” *Federation of American Scientists.*

41 Paul Boyer, *Fallout: A Historian Reflects on America’s Half-Century Encounter with Nuclear Weapons* (Columbus: Ohio State University Press, 1998), 82-4; Lawrence S. Wittner, *Rebels Against War: The American Peace Movement 1941-1960* (New York: Columbia University Press, 1969), 241-56.

42 Benjamin Spock, *Dr. Spock’s Common Sense Book on Baby and Child Care* (New York: Duell, Sloan and Pearce, 1946).

43 Milton S. Katz, *Ban the Bomb: A History of SANE, the Committee for a Sane Nuclear Policy* (New York: Praeger, 1986), 65-83.

44 Rachel Carson, *Silent Spring* (New York: Houghton Mifflin, 1962). See also, Eliza Griswold, “The Wild Life of *Silent Spring,” New York Times* (September 23, 2012), MM36.

45 James Lovelock, *Gaia: A New Look at Life on Earth* (Oxford: Oxford University Press, 1979. See also, Michael Ruse, *The Gaia Hypothesis: Science on a Pagan Planet* (Chicago: University of Chicago Press, 2013).

46 Jacobs, “Whole Earth or No Earth.” See also, Andrew G. Kirk, *Counterculture Green: The Whole Earth Catalog and American Environmentalism* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2007).

47 Elizabeth M. DeLoughrey, “The Myth of Isolates: Ecosystem Ecologies in the Nuclear Pacific,” *Cultural Geographies* 20:2 (2007), 167-184; Laura A. Bruno, “The Bequest of the Nuclear Battlefield: Science, Nature, and the Atom During the First Decade of the Cold War,” *Historical Studies in the Physical and Biological Sciences* 33:2 (2003), 237-259.

REFERENCES

Barker, Holly M. *Bravo for the Marshallese: Regaining Control in a Post-Nuclear, Post-Colonial World.* Belmont, CA: Wadsworth, 2004.

Boyer, Paul. *Fallout: A Historian Reflects on America’s Half-Century Encounter with Nuclear Weapons.* Columbus: Ohio State University Press, 1998.

Bradley, David. *No Place to Hide.* Boston: Little, Brown and Company, 1948.

Bruno, Laura A. “The Bequest of the Nuclear Battlefield: Science, Nature, and the Atom During the First Decade of the Cold War,” *Historical Studies in the Physical and Biological Sciences* 33:2 (2003): 237-259.

Burchett, Wilfred. “The Atomic Plague: I Write this as a Warning to the World,” *Daily Express* (September. 5, 1945): 1.

Carson, Rachel. *Silent Spring.* New York: Houghton Mifflin, 1962.

Clark, Herbert. "The Occurrence of Unusually High-Level Radioactive Rainout in the Area of Troy, N.Y.," *Science* (May 7, 1954): 619-22.

DeLoughrey, Elizabeth M. “The Myth of Isolates: Ecosystem Ecologies in the Nuclear Pacific,” *Cultural Geographies* 20:2 (2007): 167-184;

Eden, Lynn. *Whole World on Fire: Organizations, Knowledge, and Nuclear Weapons Devastation.* New Delhi: Manas Publications, 2004.

Freedman, Lawrence. *The Evolution of Nuclear Strategy.* New York: St. Martin's Press, 1981.

Gerber, Michele Stenehjem. *On the Home Front: The Cold War Legacy of the Hanford Nuclear Site.* Lincoln, NE: University of Nebraska Press, 1992.

Glasstone, Samuel, ed., *The Effects of Nuclear Weapons*. Washington DC: U.S. Government Printing Office, 1962.

Goodman, Amy. "Hiroshima Cover-up: Stripping the War Department's Timesman of his Pulitzer," *Democracy Now!* (August 5, 2005): http://www.democracynow.org/2005/8/5/hiroshima_cover_up_stripping_the_war

Griswold, Eliza. "The Wild Life of Silent Spring," *New York Times* (September 23, 2012): MM36.

Hamblin, Jacob Darwin. "'A Dispassionate and Objective Effort:' Negotiating the First Study on the Biological Effects of Atomic Radiation," *Journal of the History of Biology* 40 (2007): 147-177.

Herken, Gregg. *Counsels of War.* New York: Alfred A. Knopf, 1984.

Hewitt, Richard G. & Holl, Jack M. *Atoms for Peace and War, 1953-1961.* Berkeley: University of California Press, 1989.

Higuchi, Toshihiro. "Atmospheric Nuclear Weapon Testing and the Debate on Risk Knowledge in Cold War America," in, J. R. McNeill and Corinna R. Unger, eds., *Environmental Histories of the Cold War.* Cambridge: Cambridge University Press, 2010, 301-322.

Holloway, David. *Stalin and the Bomb: The Soviet Union and Atomic Energy, 1939-1956.* New Haven: Yale University Press, 1994.

Jacobs, Robert. *The Dragon's Tail: Americans Face the Atomic Age.* Amherst, MA: University of Massachusetts Press, 2010.

Jacobs, Robert. "Whole Earth or No Earth: The Origins of the Whole Earth Icon in the Ashes of Hiroshima and Nagasaki," *The Asia-Pacific Journal* Volume 9, Issue 13, Number 5 (March 28, 2011): http://www.japanfocus.org/-Robert-Jacobs/3505

Kaplan, Fred. *The Wizards of Armageddon.* Stanford: Stanford University Press, 1983.

Katz, Milton S. *Ban the Bomb: A History of SANE, the Committee for a Sane Nuclear Policy.* New York: Praeger, 1986.

Kirk, Andrew G. *Counterculture Green: The Whole Earth Catalog and American Environmentalism.* Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2007.

Keever, Beverly Ann Deepe. *News Zero: The New York Times and the Bomb.* Monroe, ME: Common Courage Press, 2004.

Kunkle, Thomas and Byron Ristvet, *Castle Bravo: Fifty Years of Legend and Lore: A Guide to Offsite Radiation Exposures.* DTRIAC SR-12-001. Kirtland, NM: Defense Threat Reduction Agency, 2013.

Lapp, Ralph. *The Voyage of the Lucky Dragon.* New York: Harper and Brothers, 1957.

Lovelock, James. *Gaia: A New Look at Life on Earth.* Oxford: Oxford University Press, 1979.

Matashichi, Oishi. *The Day the Sun Rose in the West: Bikini, the Lucky Dragon, and I.* Honolulu: University of Hawaii Press, 2011.

Miller, Richard L. *Under the Cloud: The Decades of Nuclear Testing.* The Woodlands, TX: Two-Sixty Press, 1991.

"'Missing' Documents Reveal 1954 U.S. H-bomb Test Affected 556 More Ships," *Mainichi Shimbun* (September 20, 2014): http://mainichi.jp/english/english/newsselect/news/20140920p2a00m0na013000c.html

Morrison, Philip and Paul Walker. "A Primer of Nuclear Warfare." In, Jack Dennis, ed. *The*

Nuclear Almanac: Confronting the Atom in War and Peace. Reading, MA: Addison-Wesley Publishing Company, 1983, 129-157.

Pringle, Peter and William Arkin. *SIOP: The Secret U.S. Plan for Nuclear War.* New York: W.W. Norton & Company, 1983.

"Radioactive Fish May Move Over Wide Area of Pacific," *Sydney Morning Herald* (November 25, 1954): 2.

RAND. *Project Sunshine: Worldwide Effects of Atomic Testing.* Santa Monica: RAND, 1956.

Roff, Sue Rabbitt. "Project Sunshine and the Slippery Slope: The Ethics of Tissue Sampling for Strontium-90," *Medicine, Conflict and Survival* 18:3 (2001): 299-310.

Rosenberg, David. "A Smoking, Radiating Ruin at the End of Two Hours: Documents on American War Plans for Nuclear War with the Soviet Union, 1954-55," *International Security* 6:3 (Winter 1981/82): 3-13.

Rosenberg, David. "The Origins of Overkill: Nuclear Weapons and American Strategy, 1945-1960," *International Security* 7:4 (Spring 1983): 3-71.

Ruse, Michael. *The Gaia Hypothesis: Science on a Pagan Planet.* Chicago: University of Chicago Press, 2013.

Schlosser, Eric. *Command and Control: Nuclear Weapons, the Damascus Accident and the Illusion of Safety.* New York: Penguin Press, 2013.

Sevitt, S. "The Bombs," *The Lancet* 269 (July 23, 1955): 199-201.

Souder, William. *On a Farther Shore: The Life and Legacy of Rachel Carson, Author of Silent Spring.* New York: Crown, 2012.

Spock, Benjamin. *Dr. Spock's Common Sense Book of Baby and Child Care.* New York: Duell, Sloan and Pearce, 1946.

Titus, A. Constandina. *Bombs in the Backyard: Atomic Testing and American Politics.* Reno: University of Nevada Press, 1986.

U.S. Government, Department of State, *FRUS,* 1949 *Vol. I, National Security Affairs, Foreign Economic Policy.* Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1976.

Wasserman, Harvey and Norman Solomon, *Killing Our Own: The Disaster of America's Experience with Atomic Radiation.* New York: Dell, 1982.

Weisgall, Jonathan M. *Operation Crossroads: The Atomic Tests at Bikini Atoll.* Annapolis: Naval Institute Press, 1994.

Wittner, Lawrence S. *Rebels Against War: The American Peace Movement 1941-1960.* New York: Columbia University Press, 1969.

York, Herbert. *Race to Oblivion: A Participant's View of the Arms Race.* New York: Simon and Schuster, 1970.

独立論文

Intra-state Conflicts: Can the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) Play a Role?

Ramses Amer
Institute for Security and Development Policy (ISDP), Sweden

Introduction

This study examines whether the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) can play a role in the context of intra-state conflicts in the Southeast Asian region. It first outlines the ASEAN framework for regional collaboration with a focus on the conflict management dimension and on the principles guiding inter-state behaviour. Then an analysis of the possible role that ASEAN can assume to act in the intra-state context within the limits set for its actions by its member states, is carried out. Also discussed is how strictly the principles adopted and professed by ASEAN and its member states have been applied in practice. The study is concluded by a summary of the main findings and a broader discussion.

The structure of the article is as follows. First, conflict management mechanisms and the non-interference principle within ASEAN's framework are identified and outlined through an overview of key ASEAN documents. Second, implementation of conflict management and non-interference is examined and their possible relevance for intra-state disputes and conflicts is discussed. Third, in the final section the main findings are summarised and some conclusions are drawn.

1. Mechanisms for Conflict Management and Principles Relating to Non-interference Within the ASEAN Framework[1]

(1) Establishing Documents

The mechanisms for conflict management[2] and the principles relating to non-interference are drawn from eight key ASEAN documents: "The ASEAN Declaration (Bangkok Declaration)", the "Declaration of ASEAN Concord" (ASEAN Concord I), the "Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia" (TAC), the "Rules of Procedure of the High Council of the Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia" (Rules of Procedure), the "Declaration of ASEAN Concord II (Bali Concord II)" (ASEAN Concord II), the

"ASEAN Security Community Plan of Action" (ASCPA), "The Charter of the Association of Southeast Asian Nations" (ASEAN Charter), and the "ASEAN Political-Security Community Blueprint" (APSC Blueprint). These key documents are examined in chronological order based on the dates of adoption by ASEAN.

(2) The ASEAN Declaration

The ASEAN Declaration, adopted on 8 August 1967, spells out the overall goals and aims of ASEAN and sets the stage for a process aimed at defining how the Association should function and the mechanisms by which the goals and aims of the Association should be achieved. The references to conflict management in the Declaration are general in character as can be seen from the expressed desire to: "establish a firm foundation for common action to promote regional cooperation in South-East Asia in the spirit of equality and partnership and thereby contribute towards peace, progress and prosperity in the region;"[3]

Also in the section relating to the aims and purposes of the Association the paragraph dealing specifically with the promotion of "regional peace" is general rather than specific in its wording.[4]

The importance of non-interference is explicit as outlined in the Preamble of the Declaration:

> "**CONSIDERING** that the countries of SouthEast Asia share a primary responsibility for strengthening the economic and social stability of the region and ensuring their peaceful and progressive national development, and that they are determined to ensure their stability and security from external interference in any form or manifestation in order to preserve their national identities in accordance with the ideals and aspirations of their peoples;"[5]

The importance of the Charter of the United Nations in the context of promoting regional peace and the commitment of the member states of ASEAN to the Charter is also explicit as displayed in the following: "To promote regional peace and stability through abiding respect for justice and the rule of law in relationship among countries of the region and adherence to the principles of the United Nations Charter;"[6]

(3) The ASEAN Concord I

The evolution during the so-called "formative years,"[7] i.e. 1967 to 1976, led to the signing of the ASEAN Concord I on 24 February 1976, in connection with the First Summit Meeting of ASEAN held in Bali.

The ASEAN Concord I relates to the member states of ASEAN. It contains both general principles relating to the overall goals of the Association and principles relating to

the specific goal of managing disputes and expanding co-operation among the member-states. One of the stated overall objectives is the ambition to establish a "Zone of Peace, Freedom and Neutrality" (ZOPFAN) in Southeast Asia.[8] Emphasis is also put on respect for the principles of "self-determination, sovereign equality and non-interference in the internal affairs of nations."[9]

(4) The TAC

The TAC was also adopted on 24 February 1976 in Bali. The TAC provides specific guidelines in the field of conflict management particularly in relation to the peaceful settlement of disputes. According to Article 18 of the TAC it "shall be open for accession by other States in Southeast Asia," i.e. in addition to the five founding members of ASEAN – Indonesia, Malaysia, the Philippines, Singapore, and Thailand.[10] In Chapter I, dealing with "Purpose and Principles," Article 2 outlines the fundamental principles that should guide the relations between the signatories to the Treaty. The principles are:

> "a. Mutual respect for the independence, sovereignty, equality, territorial integrity and national identity of all nations;
>
> b. The right of every State to lead its national existence free from external interference, subversion of coercion;
>
> c. Non-interference in the internal affairs of one another;
>
> d. Settlement of differences or disputes by peaceful means;
>
> e. Renunciation of the threat or use of force;
>
> f. Effective co-operation among themselves."[11]

The principles include three main factors for managing inter-state relations – non-interference in the internal affairs of other countries, peaceful settlement of disputes, and overall co-operation.

In Chapter III, dealing with "Co-operation," the areas in which mutual co-operation can be established and expanded are outlined and the linkages between co-operation, peaceful relations and non-interference are displayed. The later is most evidently shown in Article 12, which states that, the signatories:

> "in their efforts to achieve regional prosperity and security, shall endeavour to cooperate in all fields for the promotion of regional resilience, based on the principles of self-confidence, self-reliance, mutual respect, co-operation and solidarity which will constitute the foundation for a strong and viable community of nations in Southeast Asia."[12]

In Chapter IV – devoted to "Pacific Settlement of Disputes" – the first Article (13) outlines how the signatories should behave in situations in which there is a risk that disputes may arise or have arisen. The Article stipulates that the signatories:

> "shall have the determination and good faith to prevent disputes from arising. In case disputes on matters directly affecting them shall refrain from the threat or use of force and shall at all times settle such disputes among themselves through friendly negotiations."[13]

Article 14 is devoted to the creation and envisaged role of a High Council. The Council shall be made up of a representative at the ministerial-level from each of the signatories. The role of the Council should be to take "cognizance" of existing disputes or situation, which could potentially threaten regional "peace and harmony."[14] The High Council is envisaged as "a continuing body," i.e. this indicates that it should have been established in 1976.

Article 15 deals with the mediating role of the Council. Such a role can be assumed by it in the event that no solution to a dispute is reached through "direct" negotiation between the parties to the dispute. The Council can assume the role as mediator by recommending to the parties to a dispute appropriate means of settlement; i.e. good offices, mediation, inquiry, or conciliation. It can also "constitute itself into a committee" of mediation, inquiry or conciliation.[15]

Article 16 displays some limitations to the mediating functions of the Council by stating that the provisions of Articles 14 and 15 shall apply to a dispute only if the parties to the dispute agree to their "application." Article 16 also states that signatories who are not parties to such a dispute can offer assistance to settle it and the parties to the dispute should be "well disposed towards such offers."[16]

(5) The Rules of Procedure

On 23 July 2001 in connection with the 34th ASEAN Ministerial Meeting (AMM) held in Hanoi, the member-states of ASEAN adopted the "Rules of Procedure of the High Council of the Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia." The rules of procedure consist of ten "Parts" encompassing 25 "Rules."[17] In the following the most relevant provisions will be outlined with a focus on the dispute settlement procedure.

In Part I – "Purpose," Rule 1, it is stated that in the "event of" a dispute between any provision of the rules of procedure and a provision of the TAC the latter should prevail.[18] In Part III – "Composition," Rule 3, Paragraph a, it is stated that the High Council shall comprise one representative at ministerial level from each of the "High Contracting Parties" that are Southeast Asian countries, i.e. at the time of adoption the ten member-states of ASEAN. According to Rule 5 there shall be a Chairperson of the High Council. The Chairperson shall be the representative of the member-state that holds the Chair of the Standing Committee of ASEAN. Or "such other" representative of a member-state of ASEAN "as may be decided by the High Council in accordance with these rules."[19]

In Part IV – "Initiation of Dispute Settlement Procedure", Rule 6, Paragraph 1, it is stipulated that the High Council "may take cognisance over a dispute or a situation provided for in Articles 14 to 16 of the Treaty," i.e. the TAC. In Paragraph 2 it is stated that the "dispute settlement procedure" of the Council "shall be invoked only by a High Contracting Party which is directly involved in the dispute in question." According to Rule 7, Paragraph 1, a High Contracting Party seeking to invoke the dispute settlement procedures must do so by written communication through diplomatic channels to the Chairperson of the Council and to the other High Contracting Parties. Rule 8 stipulates that once such written communication has reached the Chairperson, the latter shall seek written confirmation from all other parties to the dispute that they "agree on the application of the High Council's procedure as provided for in Article 16 of the Treaty."[20] Of crucial importance in this context is Rule 9 in which it is stipulated that: "Unless written confirmation has been received from all parties to the disputes in accordance with Rule 8, the High Council may not proceed further on the matter."[21] If the precondition set forward in Rule 9 is met then the High Council can proceed with the implementation of the dispute settlement procedure. If this is successful and the Council is to make a decision then Part VII – "Decision-making", Rule 19, stipulates that the Council has to take all its decisions by consensus at "duly" convened meetings.[22]

(6) The ASEAN Concord II

The ASEAN Concord II, adopted on 7 October 2003 in connection with the 9th ASEAN Summit held in Bali, displays the continuity in the development of collaboration within ASEAN. In its preamble it is confirmed that the fundamental values and principles are still very much in evidence as displayed by the fact that the member-states are: "Reaffirming the fundamental importance of adhering to the principle of non-interference and consensus in ASEAN Cooperation."[23]

The pre-eminence of the TAC is also in evidence as displayed by the fact that the member states are: "Reiterating that the Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia (TAC) is an effective code of conduct for relations among governments and peoples."[24] This is further emphasised in the part of the ASEAN Concord II in which the ASEAN member states issued ten declarations. Declaration 4 stresses the commitment of the ASEAN member states to "resolve to settle long-standing disputes through peaceful means."[25] Declaration 5 states that TAC is "the key code of conduct governing relations between states and a diplomatic instrument for the promotion of peace and stability in the region;"[26]

The ASEAN Concord II also includes a part in which the member states adopt a

framework to achieve a "dynamic, cohesive, resilient and integrated ASEAN community." To achieve this overarching goal the Association will strive to create an "ASEAN Security Community" (ASC), an "ASEAN Economic Community" (AEC), and, an "ASEAN Socio-Cultural Community" (ASSC).[27]

In the field of conflict management the ASC is the most relevant to examine. Broadly speaking all twelve points of the ASC are of relevance. However, in the context of this study the key points will be highlighted. Point 3 relates to the fact that ASEAN shall continue to promote regional solidarity and cooperation and in this context it is stated that: "Member countries shall exercise their rights to lead their national existence free from outside interference in the internal affairs."[28] Point 4 also relates to this dimension but is more general. It states that:

> "The ASEAN Security Community shall abide by the UN Charter and other principles of international law and uphold ASEAN's principles of non-interference, consensus based decision-making, national and regional resilience, respect for national sovereignty, the renunciation of the threat or use of force, and peaceful settlement of differences and disputes."[29]

Thus, both Points confirm the continued relevance and importance of the principle of non-interference in the ASEAN framework for regional collaboration as well as to ASEAN's continued commitment to the prohibition of the threat or use of force.

In terms of conflict management it can be noted that Point 7 is devoted exclusively to the High Council and it is stated that:

> "The High Council of the TAC shall be the important component in ASEAN Security Community since it reflects ASEAN's commitment to resolve all differences, disputes and conflicts peacefully."[30]

(7) The ASCPA[31]

The process aimed at establishing the ASC was reinforced at the 10th ASEAN Summit held in Vientiane in late November 2004 when ASEAN adopted the ASCPA. The ASCPA outlines that the ASC should be based on "shared norms and rules of good conduct in inter-state relations; effective conflict prevention and resolution mechanisms; and post-conflict peace building activities." The ASCPA also stresses that the ASC process shall be "progressive" and guided by:

> "well-established principles of non-interference, consensus based decision-making, national and regional resilience, respect for the national sovereignty, the renunciation of the threat or the use of force, and peaceful settlement of differences and disputes which has served as the foundation of ASEAN cooperation."[32]

Thus, the ASCPA clearly displays a high degree of continuity and adherence to established principles for inter-state collaboration in ASEAN. It also states that ASEAN shall not only strengthen existing "initiatives" but also launch new ones and set "appropriate implementation frameworks."

The ASCPA includes seven sections; "I. Political Development," "II. Shaping and Sharing of Norms," "III. Conflict Prevention," "IV. Conflict Resolution," "V. Post-conflict Peace Building," "VI. Implementing Mechanisms," and "VII. Areas of Activities."

In the section on shaping norms it is stated that the aim is to achieve a standard of "common adherence to norms of good conduct among the members of the ASEAN Community." In any norm setting activity the following principles must be adhered to:

> "1. Non-alignment,
>
> 2. Fostering of peace-oriented attitudes of ASEAN Member Countries;
>
> 3. Conflict resolution through non-violent means;
>
> 4. Renunciation of nuclear weapons and other weapons of mass destruction and avoidance of arms race in Southeast Asia; and
>
> 5. Renunciation of the threat or the use of force."[33]

The ASCPA explicitly emphasises such core principles as the renunciation of the threat or the use of force, peaceful settlement of disputes, and the principle of non-interference.

(8) The ASEAN Charter[34]

The ASEAN Charter – adopted on 20 November 2007 in Singapore – reaffirms a number of fundamental principles governing inter-state relations among its member-states. In paragraph 7 of the Preamble the following is stated: "Respecting the fundamental importance of amity and cooperation, and the principles of sovereignty, equality, territorial integrity, non-interference, consensus and unity in diversity."[35]

The importance of peace is evident as stated in paragraph 6 of the Preamble and also explicitly outlined in Article 1 – "Purposes" – of Chapter I – "Purposes and Principles" – which states that the first purpose of ASEAN is: "To maintain and enhance peace, security and stability and further strengthened peace-oriented values in the region."[36]

In Article 2 – "Principles" – non-interference, peace, and dispute settlement are highlighted as displayed by the following principles that ASEAN member-states should "act in accordance with":

> "(a) respect for the independence, sovereignty, equality, territorial integrity and national identity of all ASEAN Member States;
>
> (b) shared commitment and collective responsibility in enhancing regional peace, security and prosperity;

> (c) renunciation of aggression and the threat or use of force or other actions in any manner inconsistent with international law;
>
> (d) reliance on peaceful settlement of dispute;
>
> (e) non-interference in the internal affairs of ASEAN member-states;
>
> (f) respect for the right of every Member State to lead its national existence free from external interference, subversion and coercion;
>
> (…)
>
> (k) abstention from participation in any policy or activity, including the use of its territory, pursued by any ASEAN Member State or non-ASEAN State or any non-State actor, which threatens the sovereignty, territorial integrity or political and economic stability of ASEAN Member States."[37]

The non-interference dimension is extensive and explicit in these principles. The strict adherence to the provisions of the Charter of the United Nations relating to the prohibition of the "threat or use of force" in inter-state relations is also notable.

In the context of settlement of disputes Chapter VIII is of direct relevance as it deals with "Settlement of Disputes" relating to "specific ASEAN instruments" and with other kind of disputes. It encompasses seven articles – 22 to 28. The "General Principles" in Article 22 stresses that the ASEAN member states "shall endeavour to resolve peacefully all disputes in a timely manner."[38] The role of ASEAN is to "maintain and establish dispute settlement mechanisms in all fields of ASEAN Cooperation."[39] Article 24 – "Dispute Settlement Mechanisms in Specific Instruments" – paragraph 2 states that:

> "Disputes which do not concern the interpretation or application of any ASEAN instrument shall be resolved peacefully in accordance with the Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia and its rules of procedure."[40]

In Article 24 the issue of "unresolved disputes" is addressed and it is stated that if a dispute is not "resolved" after the application of the "preceding provisions of this Chapter" then it "shall be referred to the ASEAN Summit, for its decision."[41]

In relation to the ASC it is stated in Preamble paragraph 11 of the ASEAN Charter that the Association is: "Committed to intensifying community building through enhanced regional cooperation and integration, in particular by establishing the ASEAN Community comprising the ASEAN Security Community,…"[42]

Notably the ASEAN Charter does not refer to the ASC, but to the "ASEAN Political-Security Community Council" in Paragraph 1, Article 9 "ASEAN Community Councils," Chapter IV "Organs."[43]

(9) The APSC Blueprint

In the Chairman's Statement issued at the 13th ASEAN Summit in Singapore in December 2007 one section is devoted to the "ASEAN Political-Security Community" (APSC). It is stated that within the process of establishing the "ASEAN Community" by 2015 Ministers and officials were "tasked to draft a Blueprint" for the APSC to be adopted at the 14th ASEAN Summit.[44]

At the 14th ASEAN Summit held in Cha-am on 28 February to 1 March 2009 the APSC Blueprint was adopted and it was made explicit that the APSC is one of the three pillars of the ASEAN Community.[45]

In accordance with APSC Blueprint the relationship between the ASC and the APSC is as follows: "The APSC Blueprint builds on the ASEAN Security Community Plan of Action". It also states that: "The ASEAN Security Community Plan of Action is a principled document, laying out the activities needed to realise the objectives of the" APSC.[46]

In Paragraph 8 it is explicitly stated that the APSC Blueprint "upholds existing ASEAN political instruments" such as ZOPFAN, the TAC, and the "Treaty of the Southeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone" (SEANWFZ)[47].[48]

In Paragraph 10 it is stated that the APSC "envisages" the following three key characteristics:

> "a) A rules-based Community of shared values and norms;
>
> b) A Cohesive, Peaceful, Stable, and Resilient Region with shared responsibility for comprehensive security; and
>
> c) A Dynamic and Outward-looking Region in an increasingly integrated and interdependent world."[49]

In the section "A.2. Shaping and Sharing Norms," Paragraph 16 it is outlined that ASEAN promotes "regional norms of good conduct and solidarity" in accordance with the ASEAN Charter. ASEAN also upholds the TAC and the SEANWFZ as well as the "Declaration on the Conduct of the parties in the South China Sea" (DOC)[50] relating to the South China Sea.[51]

Section "A.2.2" relates to the strengthening of cooperation under the TAC. Section "A.2.3" is devoted to ensuring the full implementation of the DOC and it states that ASEAN will: "Work towards the adoption of a regional Code of Conduct in the South China Sea (COC)." Section "A.2.4" is devoted to measures to ensure the implementation of the SEANWFZ.[52]

Section "B.2" is devoted to "Conflict resolution and pacific settlement of disputes." In Paragraph 21 it is stated that the TAC "gives provision for pacific settlement of

disputes at all time through friendly negotiations and for refraining from the threat or use of force to settle disputes."[53] In Paragraph 22 it is noted that ASEAN may also establish "appropriate" dispute settlement mechanism under the ASEAN Charter.[54] The latter is further developed in section "B.2.1" which is devoted to how to build on existing modes of pacific settlement of disputes and also possibly how to create additional mechanisms if needed. The following actions are listed:

> "i. Study and analyse existing dispute settlement modes and/or additional mechanisms with a view to enhancing regional mechanisms for the pacific settlement of disputes;
> ii. Develop ASEAN modalities for good offices, conciliation and mediation; and
> iii. Establish appropriate dispute settlement mechanisms, including arbitration as provided for by the ASEAN Charter."[55]

Although the non-interference principle is not specifically mentioned by name in the APSC Blueprint the essence of the principle is affirmed as displayed by the title of Section "B.1.4":

> "Strengthen efforts in maintaining respect for territorial integrity, sovereignty and unity of ASEAN Member States as stipulated in the Declaration on Principles of International Law Concerning Friendly Relations and Cooperation among States in Accordance with the Charter of the United Nations"[56]

The emphasis on "respect for territorial integrity, sovereignty and unity" clearly displays the continued importance of key aspects of the principle of non-interference within the ASEAN framework.

The APSC Blueprint puts more emphasis on various aspects of peaceful settlements of disputes and promoting collaboration and friendly relations than on non-interference per se. However, principles such as respect for territorial integrity and sovereignty are explicitly stated in the APSC Blueprint.

2. Conflict Management in ASEAN[57]

In the context of this study it is important to examine the conflict management dimension in practice and how it relates to the ASEAN member states. The examination deals with developments in an expanded ASEAN, i.e. developments since the mid-1990s – Vietnam joined in 1995, Laos and Myanmar joined in 1997, while Cambodia joined in 1999.[58]

If the achievement in conflict management among the ASEAN member states is examined from the perspective of prevention of militarised disputes the track record of ASEAN is impressive since no dispute has led to a militarised inter-state dispute between the original member states since 1967. In fact earlier research suggests a high degree of

success in managing disputes between the original member states of ASEAN.[59]

The expansion of ASEAN membership in the 1990s brought additional disputes into the Association.[60] Among the disputes involving the new member states, some have been settled while others remain unsettled. For example the level of tension relating to the unsettled border disputes varies considerably. This can be exemplified by the high level of tension between Myanmar and Thailand in the late 1990s caused by military actions along the border involving troops from Myanmar and/or groups allied to the central authorities operating against opposition groups based in the border area or in camps in Thailand.[61] Another more recent example is between Cambodia and Thailand from 2008 to 2011 when differences in and relating to areas in the vicinity of the Preah Vihear temple led to both periods of deep political tension and to sporadic clashes between Thai and Cambodian troops along the border.[62]

In terms of conflict management strategy the member states of ASEAN have displayed a preference for bilateral talks and dialogue on the disputes with other members of the Association.[63] However, in the 1990s Indonesia and Malaysia agreed to refer the sovereignty disputes over Pulau Sipadan and Pulau Ligitan to the International Court of Justice (ICJ) and Malaysia and Singapore did likewise with regard to the sovereignty dispute over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh.[64] This displays a willingness among some ASEAN members to seek international arbitration when bilateral efforts are in sufficient to bring about a solution to the disputes.

A key dimension is whether or not bilateral conflict settlement among the ASEAN member states is a sign of weakness of the regional ASEAN framework for conflict settlement or is it an integrated part of it? It can be argued that if the goals of ASEAN are promoted through bilateral conflict settlement that is in line with the regional framework, then it is not a sign of a weakness of the framework.[65] An example has been the progress in settling Vietnam's border disputes since the early 1990s. This has been done primarily through bilateral approaches, but in line with the ASEAN principles and mechanisms for conflict settlement.[66] This line of argumentation draws on the logic that bilateral approaches are not in contradiction with the regional approach as long as they adhere to the same basic principles that the regional approach is based upon.

Bilateral efforts to manage and settle disputes can be facilitated and/or supported by the mechanisms for conflict management created by ASEAN and by enhancing the effectiveness of these mechanisms. This relates to ASEAN's role as facilitator rather than as an active third-party mediator in the disputes. However, it does not preclude that the role of ASEAN itself can be enhanced as long as it is within the limits set by the ASEAN framework for conflict management. There is also a need for a political consensus among

the parties to the disputes that ASEAN should play such a role.

What role can the ASEAN framework for conflict management play in the context of the disputes among the member states of the Association? The core dimension is how to enhance the framework's relevance in meeting the challenges of existing and potential future disputes. The first step would be to establish the High Council. This has proven to be a difficult task as it took 25 years after the adoption of the TAC before ASEAN managed to adopt the Rules of Procedure of the High Council in July 2001. This was an important step toward the possible establishment of the High Council. The importance of the High Council has been reaffirmed in the ASEAN Concord II of 2003 and in the ASCPA of 2004. The ASCPA calls on the ASEAN member states to "endeavour to use existing regional dispute mechanisms and processes"[67] and in its "Annex" the member states are urged to "use the High Council of the TAC as a preferred option."[68]

The long period needed in order to reach an agreement on the Rules of Procedure indicates that the informal and formal political co-operation among the ASEAN members could be enhanced in order to remove the lingering feelings of suspicion about the intentions of other members of the Association. Another factor that has to be taken into consideration is that a High Council created on the basis of the provisions of the TAC could have considerable power through decisions it could make relating to disputes. Making the High Council a decision making body would increase the degree of institutionalisation within ASEAN and this would be a step away from the more informal approach preferred within the Association. Also of relevance are concerns about the possible multilateralisation of bilateral disputes. This would not be an attractive scenario for member states that are involved in disputes with other members of ASEAN. Or for states that would fear that the opposing party to a dispute has a higher degree of diplomatic influence or leverage within the Association.

Reverting back to the adoption of the Rules of Procedure it can be said that the agreement on such rules indicate that the ASEAN member states are committed to the establishment of the Council and to strengthen the regional conflict management mechanisms.[69] Furthermore, by agreeing on the Rules of Procedure the member states display an enhanced level of trust towards each other or at least a diminishing level of mistrust.

It can be argued that through the adoption of these Rules of Procedure ASEAN has brought about conditions conducive for the establishment and activation of the High Council: a Council to which the member states could turn for assistance in resolving border disputes if negotiations between the parties to the disputes fail. Such a High Council, if established, may be attractive as an alternative to the ICJ. This should not be

understood as an argument implying that parties to a dispute should not bring such disputes to the ICJ no matter the circumstances. On the contrary, the ICJ can still be used as an alternative if the bilateral and regional conflict management approaches and efforts fail to lead to a settlement of a dispute. In other words the High Council has the potential to serve as a regional dispute settlement mechanism.

The adoption of the Rules of Procedure implies that the member states of ASEAN have established regional mechanisms that can be utilised for managing disputes between the member states if bilateral and/or multilateral efforts by the parties to a dispute are not adequate or sufficient to manage and/or resolve the dispute. Whether or not the High Council will be activated and be allowed to assume such a role will depend on the willingness and readiness of the member states of ASEAN to bring disputed issues to such a regional body. The Rules of Procedure ensure that the Council cannot be used against any of the member states. The later was most probably a necessary condition in order to secure the adoption of the rules and it is likely to be a key factor in enabling a future activation of the Council itself. Only after it has been established will it be possible to assess how effectively and how often the High Council will be used by ASEAN member states.

The fact that the High Council has yet to be activated over a decade after the Rules of Procedures were adopted in 2001 indicates that not all member states of ASEAN are ready to bring disputes with other members to such a High Council. This seems to imply that there is still lingering mistrust among some of the member states of ASEAN and that enhanced efforts are needed to address such lingering mistrust.

It is necessary to clarify that ASEAN is not intended to formally act as a third-party mediator in the disputes involving its member states unless it is ascribed to do so or asked to do so by the member states. Instead the Association is intended to serve as a vehicle to promote better relations among its member states. This is done by creating conducive conditions for increased interaction through the overall co-operation carried out under the ASEAN-umbrella. Another role that ASEAN can play is as a norm creator. ASEAN can do so through the formulation and adoption of mechanisms, which can be utilised by the member states to manage their disputes. ASEAN can also establish principles for how its member states should behave towards each other and this has been done through the ASEAN Concord I and the TAC of 1976 and the ASEAN Concord II of 2003. In this context the strong emphasis put on dispute settlement in the ASCPA of 2004, in the ASEAN Charter of 2007 as well as in the APSC Blueprint of 2009 is of relevance.

This implies that in order to achieve peace and stability in Southeast Asia the member states of ASEAN must act in such a way as to peacefully manage the existing

and potential inter-state disputes among them. Consequently, failure to do so can be attributed to the member states involved in the disputes and not to the Association as such. Furthermore, ASEAN can urge its member states to seek peaceful solutions to such disputes. However, ASEAN cannot force them nor directly intervene to try to halt a dispute unless the parties to the dispute ask ASEAN to intervene in such a manner.

3. The Intra-state Dimension

A key dimension of the study is to discuss if ASEAN can play a role in the context of intra-state disputes and conflicts within its member states. From the overview of ASEAN's framework for conflict management it is apparent that it is geared towards the inter-state level and to disputes and conflicts between or among the member states of ASEAN and not towards the intra-state level and disputes and conflicts within the member states.

If the principle of non-interference is added to the discussion then one can observe that the fundamental importance of non-interference within ASEAN is confirmed through research on the developments of the Association since it was established. Following an internal debate in the late 1990s on proposals that the non-interference principle ought to be relaxed, ASEAN opted not to change its policy and re-affirmed the primacy of the principle of non-interference.[70] In addition the importance of the principle of non-interference as part of the regional collaborative structure was displayed during the expansion of the Association in the 1990s.[71]

Within ASEAN the principle of non-interference in the internal affairs of other states prevents member states from intervening in internal conflicts in other member states. This implies that only if member states request assistance or an intervention by ASEAN, selected member states and/or individual member states, can they intervene. The nature of such intervention can differ depending on the request and on the role that ASEAN or the member states are willing to provide. Examples can be found in the contexts of both the conflict in Mindanao in the Philippines and the conflict in Aceh in Indonesia.[72]

However, in practice the principle of non-interference is not as strictly adhered to by all the member states of ASEAN. This is evident in the foreign policies of individual member states that display more flexible policies towards interventionism outside the region. Each member state pursues its own independent foreign policy and given the differences in history, politics and economics among the ASEAN members the foreign policies and the foreign policy priorities outside the ASEAN context vary considerably. However, none of the ten member states of ASEAN would accept being the target of a

hostile foreign intervention.

The more flexible attitude towards non-interference was displayed in the response to internal developments in Cambodia in 1997 that resulted in Cambodia's membership in ASEAN being put on hold. Of course Cambodia was a special case since there was a tradition of interventionism by ASEAN dating back to the response to Vietnam's military intervention in Cambodia in the late 1970s.[73] The other case is Myanmar, which has been criticised for its internal policies by other member states of ASEAN, and which has even been treated as de-facto lower-level member of the Association due to its internal situation.[74]

Based on the observations, it will be argued that the mechanisms for conflict management within the ASEAN framework could be utilised in the context of intra-state disputes and conflicts within its member states, but only if the government/ruler in a given member state accepts or requests such an intervention by ASEAN and/or its member states.

Conclusion

As displayed in the overview of the key ASEAN documents, non-interference is a cornerstone within the ASEAN framework for regional collaboration. Furthermore, the peaceful settlement of inter-states disputes and the prohibition of the threat or use of force are also fundamental aspects of the ASEAN framework

As observed above, in order to properly understand and assess what ASEAN does and could possibly do in terms of conflict management it is necessary to clarify that ASEAN is not intended to formally act as a third-party mediator in disputes involving its member states unless it is ascribed to do so or asked to do so by the member states. Instead the Association is intended to serve as a vehicle to promote better relations among its member states. This is done by creating conducive conditions for increased interaction through the overall co-operation carried out under the ASEAN-umbrella. Another role that ASEAN can play is through the formulation and adoption of mechanisms that can be utilised by the member states to manage their disputes. ASEAN can also establish principles detailing how its member states should behave towards each other and this has been done through the ASEAN Concord I and the TAC of 1976, through the ASEAN Concord II of 2003, the ASCPA of 2004, and through the ASEAN Charter adopted in 2007. The envisaged APSC will further reinforce the existing principles and mechanisms as well as strive to develop new ones.

It has been observed that in order to achieve peace and stability in Southeast Asia

the member states of ASEAN must act in such a way as to peacefully manage the existing and potential inter-state disputes among them. Consequently, failure to manage inter-state disputes among the member states of ASEAN can be attributed to the states involved in the disputes and not to the Association as such. Furthermore, ASEAN can urge its member states to seek peaceful solutions to such disputes, but it cannot force them nor directly intervene to try and halt a dispute unless the parties to the dispute ask ASEAN to do so. The same applies to dispute situations within member states, i.e. ASEAN can only act if so requested by the member state affected by the dispute. The same applies to the member states of the Association.

The relevance of the regional mechanisms for conflict management as developed and formulated through collaboration within ASEAN would be considerably enhanced if the member states of ASEAN would more actively seek to utilise them when managing and settling disputes. The fact that the High Council has yet to be activated and that no dispute has been brought to it indicates that regional mechanisms for conflict settlement are, after 47 years, not yet the preferred option when the member states fail to reach a bilateral agreement in a dispute situation. To make regional mechanisms the preferred option would be a major boost to ASEAN efforts aiming at strengthening conflict settlement in the region as envisaged in the ASCPA and a key step towards establishing an APSC and also in establishing the ASEAN Community.

As seen from the perspective of the ASEAN conflict settlement framework bilateral dispute settlement that is in line with the regional framework is not a sign of weakness of the ASEAN framework, but rather supportive of it. On the other hand if or when bilateral approaches fail the decision by the parties to such a dispute to bring the case to international arbitration, e.g. to the ICJ, without first fully utilising the regional mechanism and framework, e.g. the High Council, can be seen as weakening the relevance of the ASEAN dispute settlement framework.

In the context of regional security the strong emphasis on non-interference, non-threat or use of force and peaceful settlement of disputes within the framework of ASEAN regional collaboration contribute to enhance regional security and stability. Non-interference reduces the risk of neighbouring countries intervening in disputes within other countries. The adherence to the prohibition of threat or use of force in inter-state relations diminishes the risk of militarised inter-state disputes and conflicts between the countries of the region. The stated preference for peaceful settlement of disputes further diminishes the risk of disputes and differences leading to militarized conflicts between the countries of the region.

I argue that ASEAN and its member states can act in the context of intra-state

disputes and conflicts if such action is requested or at least accepted by the target state. In such actions ASEAN and/or its member states can utilise the relevant mechanisms from the ASEAN framework for conflict management. To have the consent of the target state would ensure that ASEAN and/or its member state do not get involved in regime change style interventions.

NOTES

1 For a more detailed overview of the conflict management framework of ASEAN see Ramses Amer, "The Conflict Management Framework of the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN)," in *Conflict Management and Dispute Settlement in East Asia,* eds. Ramses Amer and Keyuan Zou (Farnham and Burlington, VT: Ashgate, 2011), 39-62 (hereafter Amer, *The Conflict Management*). In the context of this article additional emphasis will be put on non-interference in the context of the framework.

2 In the context of this study the term "conflict management" is generally used when referring to the ASEAN framework.

3 Association of Southeast Asian Nations. "The ASEAN Declaration (Bangkok Declaration) Bangkok, 8 August 1967," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/news/item/the-asean-declaration-bangkok-declaration.

4 *Ibid.*

5 *Ibid.*

6 *Ibid.*

7 Askandar argues that the First Summit Meeting marked the end of the "formative stage" of ASEAN regionalism and that the signing of the Declaration of ASEAN Concord and the TAC marked the beginning of the "second phase of ASEAN regionalism" (Kamarulzaman Askandar, "ASEAN and Conflict Management: The Formative Years of 1967-1976," *Pacifica Review* 6, no. 2 (1994): 68).

8 The ASEAN member-states adopted the "Kuala Lumpur Declaration" on November 27, 1971 that called for the creation of a ZOPFAN in Southeast Asia. The Declaration of ZOPFAN states ASEAN's peaceful intentions and its commitment to build regional resilience free from interference from external powers (Association of Southeast Asian Nations. "Joint Press Statement Special ASEAN Foreign Ministers Meeting To Issue The Declaration Of Zone Peace, Freedom and Neutrality Kuala Lumpur, 25-26 November 1971," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/communities/asean-political-security-community/item/joint-press-statement-special-asean-foreign-ministers-meeting-to-issue-the-declaration-of-zone-of-peace-freedom-and-neutrality-kuala-lumpur-25-26-november-1971).

9 Association of Southeast Asian Nations. "Declaration of ASEAN Concord," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/asean/asean-summit/item/declaration-of-asean-concord-indonesia-24-february-1976.

10 Association of Southeast Asian Nations. "Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Indonesia, 24 February 1976," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/news/item/treaty-of-amity-and-cooperation-in-southeast-asia-indonesia-24-february-1976-3.

11 *Ibid.*

12 *Ibid.*

13 *Ibid.*

14 *Ibid.*
15 *Ibid.*
16 *Ibid.*
17 Association of Southeast Asian Nations. "RULES OF PROCEDURE OF THE HIGH COUNCIL OF THE TREATY OF AMITY AND COOPERATION IN SOUTHEAST ASIA," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/communities/asean-political-security-community/item/rules-of-procedure-of-the-high-council-of-the-treaty-of-amity-and-cooperation-in-southeast-asia-2 (hereafter *Rules of Procedure*). For a detailed analysis of the adoption and its implications see Ramses Amer, "Conflict Management within the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN): Assessing the Adoption of the "Rules of Procedure of the High Council of the Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia," in *Management and Resolution of Inter-State Conflicts in Southeast Asia,* ed. Kamarulzaman Askandar (Penang: Southeast Asian Conflict Studies Network, 2003), 111–131.
18 *Ibid.*
19 *Ibid.*
20 *Ibid.*
21 *Ibid.*
22 *Ibid.*
23 Association of Southeast Asian Nations. "DECLARATION OF ASEAN CONCORD II (BALI CONCORD II)," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/asean/asean-summit/item/declaration-of-asean-concord-ii-bali-concord-ii.
24 *Ibid.*
25 *Ibid.*
26 *Ibid.*
27 *Ibid.*
28 *Ibid.*
29 *Ibid.*
30 *Ibid.*
31 For the full text see Association of Southeast Asian Nations. "ASEAN Security Community Plan of Action," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/news/item/asean-security-community-plan-of-action (hereafter *ASCPA*). See also Association of Southeast Asian Nations. "ANNEX for ASEAN Security Community Plan of Action," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/news/item/annex-for-asean-security-community-plan-of-action (hereafter *ASCPA Annex*). For a more detailed analyses of these two ASEAN documents see Ramses Amer, "The Association of Southeast Asian Nations' (ASEAN) Conflict Management Approach Revisited: Will the Charter Reinforce ASEAN's Role?" *Austrian Journal of South-East Asian Studies* 2, no. 2 (2009): 14-16, 18-25 (hereafter Amer, *The Association*). See also Amer, *The Conflict Management*: 45-48.
32 *ASCPA.*
33 *Ibid.*
34 For an analysis devoted specifically to the impact of the Charter on ASEAN's conflict management approach see Amer, *The Association*: 6–27.
35 Association of Southeast Asian Nations. "THE ASEAN CHARTER," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/archive/publications/ASEAN-Charter.pdf, 2.
36 *Ibid.,* 3.

37 *Ibid.,* 5–6.
38 *Ibid.,* 23.
39 *Ibid.,* 23.
40 *Ibid.,* 23–24.
41 *Ibid.,* 24.
42 *Ibid.,* 2.
43 *Ibid.,* 12.
44 Association of Southeast Asian Nations. "Chairman's Statement of the 13th ASEAN Summit, "One ASEAN at the Heart of Dynamic Asia" Singapore, 20 November 2007," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/news/item/chairman-s-statement-of-the-13th-asean-summit-one-asean-at-the-heart-of-dynamic-asia-singapore-20-november-2007.
45 Association of Southeast Asian Nations. "Chairman's Statement of the 14th ASEAN Summit "ASEAN Charter for ASEAN Peoples," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/asean/asean-summit/item/chairman-s-statement-of-the-14th-asean-summit-asean-charter-for-asean-peoples and Association of Southeast Asian Nations. "Cha-am Hua Hin Declaration on the Roadmap for the ASEAN Community (2009-2015)," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/asean/asean-summit/item/cha-am-hua-hin-declaration-on-the-roadmap-for-the-asean-community-2009-2015.
46 Association of Southeast Asian Nations. "ASEAN POLITICAL-SECURITY COMMUNITY BLUEPRINT," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/archive/5187-18.pdf, 1 (hereafter *APSC Blueprint*).
47 The SEANWFZ was signed in Bangkok on 15 December 2009 by all ten member states of the Association (Association of Southeast Asian Nations. "Treaty on the Southeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/asean/asean-summit/item/treaty-on-the-southeast-asia-nuclear-weapon-free-zone).
48 *APSC Blueprint,* 2.
49 *Ibid.,* 2–3.
50 It can be noted that in the "ANNEX for ASEAN Security Community Plan of Action'" in order to ensure the implementation of the DOC the following measures are outlined, to establish an "ASEAN-China Working Group on the Implementation of the DOC", to establish a review mechanism on the implementation of the DOC; and to work towards "the adoption of the code of Conduct in the South China Sea (COC)" (*ASCPA Annex*).
51 *APSC Blueprint,* 7.
52 *Ibid.,* 8–9.
53 *Ibid.,* 11–12.
54 *Ibid.,* 12.
55 *Ibid.,* 12.
56 *Ibid.,* 11.
57 This section draws on the approach used in Amer, *The Conflict Management,* 52–57.
58 For details on the expansion process of ASEAN and the main factors behind the expansion process see Ramses Amer, "Conflict management and constructive engagement in ASEAN's expansion," *Third World Quarterly,* 20, no. 5 (1999): 1031–1048 (hereafter Amer, *Conflict Management*).
59 For a more detailed discussion along this line of argumentation see Ramses Amer, "Expanding ASEAN's Conflict Management Framework in Southeast Asia: The Border Dispute Dimension,"

Asian Journal of Political Science 6, no. 2 (1998): 41 (hereafter Amer, *Expanding ASEAN*).

60 For a broad overview of bilateral tensions within the Association with a focus on the original five members and Brunei Darussalam see N. Ganesan, *Bilateral Tensions in Post-Cold War ASEAN,* Pacific Strategic Studies 9, Regional Strategic and Political Studies Programme (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1999). For an overview of bilateral relations in the Association as well as nine case studies of bilateral relationships – Cambodia-Vietnam, Indonesia-Malaysia, Indonesia-Philippines, Indonesia-Singapore, Malaysia-Philippines, Malaysia-Singapore, Malaysia-Thailand, Myanmar-Thailand, and Vietnam-Thailand – see *International Relations in Southeast Asia: Between Bilateralism and Multilateralism,* eds. N. Ganesan and Ramses Amer (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2010) (hereafter Ganesan and Amer, *International Relations*).

61 For details see Ramses Amer, "Managing Border Disputes in Southeast Asia," *Kajian Malaysia, Journal of Malaysian Studies* XVIII, nos. 1–2 (2000): 37–40 (hereafter Amer, *Managing Border*). For a recent overview of relations between Myanmar and Thailand see Pavin Chachavalpongpun, "Thailand-Burmese Relations: Old Animosity in a New Bilateral Setting," in Ganesan and Amer, *International Relations,* 117–142.

62 For details on developments in 2008 and 2009 see Ramses Amer and Nguyen Hong Thao, "Regional Conflict Management: Challenges of the Border Disputes of Cambodia, Laos, and Vietnam," *Austrian Journal of South-East Asian Studies* 2, No. 2 (2009): 60 (hereafter Amer and Nguyen, *Regional Conflict*). For further developments see Pavin Chachavalpongpun, "Thai-Cambodian Conflict: The Failure of ASEAN's Dispute Settlement Mechanisms," *Asian Journal of Peacebuilding* 1, no. 1 (2013): 65–86.

63 This is most clearly displayed in relation to the way in which border disputes among the member states are managed. For studies on these issues see Amer, *Expanding* ASEAN: 33–56; Amer, *Managing Border*: 30–60; Ramses Amer, "The Association of South-East Asian Nations and the Management of Territorial Disputes," *Boundary and Security Bulletin* 9, no. 4 (2001–2002): 81–96.

64 For details see *Ibid*.: 94–95; Amer, *Expanding ASEAN*: 43; Amer, *Managing Border*: 43–44. For an analysis comparing the ICJ judgments relating to the two cases see Nguyen Hong Thao and Ramses Amer, "A New Legal Arrangement For the South China Sea?," *Ocean Development and International Law* 40, no. 4 (2009): 341–342. For the full text of the judgements see International Court of Justice. "Case concerning sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia / Malaysia), Judgment of 17 December 2002, General List No. 102," accessed on October 22, 2008, http://www.icj-cij.org/docket/files/102/7714.pdf and International Court of Justice. "Case concerning sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), Judgment of 23 May 2008, General List No. 130," accessed on October 22, 2008, http://www.icj-cij.org/docket/files/130/14492.pdf.

65 For a broader discussion on this issue see N. Ganesan and Ramses Amer, "Conclusion," in Ganesan and Amer, *International Relations,* 333–336.

66 For details on Vietnam's approach to managing and settling its border disputes see Ramses Amer and Nguyen Hong Thao, "The Management of Vietnam's Border Disputes: What Impact on Its Sovereignty and Regional Integration?" *Contemporary Southeast Asia* 27, no. 3 (2005): 429–452; Ramses Amer and Nguyen Hong Thao, "Vietnam's Border Disputes – Assessing the Impact on Its Regional Integration," in *Vietnam's New Order: International Perspectives on the State and Reform in Vietnam,* eds. Stéphanie Balme and Mark Sidel (Houndmills, Basingstoke, Hampshire

and New York, NY: Palgrave Macmillan, 2007), 71–87; Ramses Amer and Nguyen Hong Thao, "Vietnam's Border Disputes: Legal and Conflict Management Dimensions," in *The Asian Yearbook of International Law* 12 (2005–2006), eds. B.S. Chimni, Miyoshi Masahiro and Thio Li-ann (Leiden and Boston, MA: Martinus Nijhoff Publishers, 2007), 111–127; Amer and Nguyen, *Regional Conflict*: 53–80; Nguyen Hong Thao and Ramses Amer, "The Management of Vietnam's Maritime Boundary Disputes," *Ocean Development and International Law* 38, no. 3 (2007); 305–324; Nguyen Hong Thao, "Vietnam and Maritime Delimitation," in *Conflict Management and Dispute Settlement in East Asia,* eds. Ramses Amer and Keyuan Zou (Farnham, Surrey and Burlington, VT: Ashgate, 2011), 171–199.

67 *ASCPA.*

68 *ASCPA Annex.* For an overview and analysis of these two documents see Amer, The *Association:* 14–16 and 18–25.

69 In the context of this study the High Council is not regarded as activated. However, in the author's discussion with officials in Hanoi in October 2001 it was said that the High Council held its first meeting among the Foreign Ministers of the ASEAN member states in Hanoi in July 2001. According to this information the de facto activation of the High Council took place in connection with the 34th AMM in Hanoi in July 2001. Information on the website of ASEAN does not state that the High Council has been activated.

70 Robin Ramcharan, "ASEAN and Non-interference: A Principle Maintained," *Contemporary Southeast Asia* 22, no. 1 (2000): 60–88. More broadly on ASEAN and non-interference as well as the non-use of force see Ramses Amer, "Non-Use of Force, Non-Interference and Security: The Case of Pacific Asia," in *The Security-Development Nexus: Peace, Conflict and Development,* eds. Ramses Amer, Ashok Swain and Joakim Öjendal (London and New York, NY: Anthem Press, 2012), 89–110. The study also encompasses China.

71 Amer, *Conflict Management*: 1031–1045.

72 For the case of Mindanao see Johan Saravanamuttu, "Conflict Management in Southern Philippines and its Implications for Regionalism," in *Conflict Management and Dispute Settlement in East Asia,* eds. Ramses Amer and Keyuan Zou (Farnham, Surrey and Burlington, VT: Ashgate, 2011), 65–82; Malin Åkebo, "The Role of External Actors in Managing Peace Processes in Asia: An Overview of Attempts in Aceh, Mindanao and Sri Lanka," in *ibid.,* 83–106. For the case of Aceh see Åkebo, op. cit., 83–106.

73 On Cambodia see Ramses Amer, "Conflict Management and Constructive Engagement in the Expansion of the Association of South-East Asian Nations," in *The Political Economy of Regions and Regionalisms,* eds. Morten Boås, Marianne H. Marchand, and Timothy M. Shaw (Houndmills, Basingstoke, Hampshire and New York, NY: Palgrave Macmillan, 2005), 90–107; Lee Jones, *ASEAN, Sovereignty and Intervention in Southeast Asia,* Critical Issues of the Asia Pacific Series (Houndmills, Basingstoke, Hampshire and New York, NY: Palgrave Macmillan, 2012), 128–149. For background on ASEAN's policies during the Cambodian Conflict see Johan Saravanamuttu, "The ASEAN Perspective and Role in the Cambodian Peace Process," in *The Cambodian Conflict 1979-1991: From Intervention to Resolution,* Ramses Amer, Peter Wallensteen and Johan Saravanamuttu (Penang: Research and Education for Peace, School of Social Sciences, Universiti Sains Malaysia, and Department of Peace and Conflict Research, Uppsala University, 1996), 37–62.

74 On Myanmar see Jones, *op. cit.,* 180–210.

REFERENCES

Association of Southeast Asian Nations

Association of Southeast Asian Nations. “ANNEX for ASEAN Security Community Plan of Action,” accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/news/item/annex-for-asean-security-community-plan-of-action.

Association of Southeast Asian Nations. “ASEAN POLITICAL-SECURITY COMMUNITY BLUEPRINT,” accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/archive/5187-18.pdf.

Association of Southeast Asian Nations. “ASEAN Security Community Plan of Action,” accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/news/item/asean-security-community-plan-of-action.

Association of Southeast Asian Nations. “Cha-am Hua Hin Declaration on the Roadmap for the ASEAN Community (2009-2015),” accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/asean/asean-summit/item/cha-am-hua-hin-declaration-on-the-roadmap-for-the-asean-community-2009-2015.

Association of Southeast Asian Nations. “Chairman’s Statement of the 13th ASEAN Summit, “One ASEAN at the Heart of Dynamic Asia” Singapore, 20 November 2007,” accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/news/item/chairman-s-statement-of-the-13th-asean-summit-one-asean-at-the-heart-of-dynamic-asia-singapore-20-november-2007.

Association of Southeast Asian Nations. “Chairman’s Statement of the 14th ASEAN Summit “ASEAN Charter for ASEAN Peoples”,” accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/asean/asean-summit/item/chairman-s-statement-of-the-14th-asean-summit-asean-charter-for-asean-peoples.

Association of Southeast Asian Nations. “Declaration of ASEAN Concord,” accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/asean/asean-summit/item/declaration-of-asean-concord-indonesia-24-february-1976.

Association of Southeast Asian Nations. “DECLARATION OF ASEAN CONCORD II (BALI CONCORD II),” accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/asean/asean-summit/item/declaration-of-asean-concord-ii-bali-concord-ii.

Association of Southeast Asian Nations. “Joint Press Statement Special ASEAN Foreign Ministers Meeting To Issue The Declaration Of Zone Peace, Freedom and Neutrality Kuala Lumpur, 25-26 November 1971,” accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/communities/asean-political-security-community/item/joint-press-statement-special-asean-foreign-ministers-meeting-to-issue-the-declaration-of-zone-of-peace-freedom-and-neutrality-kuala-lumpur-25-26-november-1971.

Association of Southeast Asian Nations. “RULES OF PROCEDURE OF THE HIGH COUNCIL OF THE TREATY OF AMITY AND COOPERATION IN SOUTHEAST ASIA,” accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/communities/asean-political-security-community/item/rules-of-procedure-of-the-high-council-of-the-treaty-of-amity-and-cooperation-in-southeast-asia-2.

Association of Southeast Asian Nations. “THE ASEAN CHARTER,” accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/archive/publications/ASEAN-Charter.pdf.

Association of Southeast Asian Nations. “The ASEAN Declaration (Bangkok Declaration) Bangkok, 8 August 1967,” accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/news/item/the-asean-declaration-bangkok-declaration.

Association of Southeast Asian Nations. “Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Indonesia,

24 February 1976," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/news/item/treaty-of-amity-and-cooperation-in-southeast-asia-indonesia-24-february-1976-3.

Association of Southeast Asian Nations. "Treaty on the Southeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone," accessed on September 20, 2014, http://www.asean.org/asean/asean-summit/item/treaty-on-the-southeast-asia-nuclear-weapon-free-zone.

International Court of Justice

International Court of Justice. "Case concerning sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia /Malaysia), Judgment of 17 December 2002, General List No. 102," accessed on October 22, 2008, http://www.icj-cij.org/docket/files/102/7714.pdf.

International Court of Justice. "Case concerning sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), Judgment of 23 May 2008, General List No. 130," accessed on October 22, 2008, http://www.icj-cij.org/docket/files/130/14492.pdf.

Other references

Amer, Ramses. "Non-Use of Force, Non-Interference and Security: The Case of Pacific Asia," in *The Security-Development Nexus: Peace, Conflict and Development,* eds. Ramses Amer, Ashok Swain and Joakim Öjendal (London and New York, NY: Anthem Press, 2012).

Amer, Ramses. "The Conflict Management Framework of the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN)", in *Conflict Management and Dispute Settlement in East Asia,* eds. Ramses Amer and Keyuan Zou (Farnham and Burlington, VT: Ashgate, 2011).

Amer, Ramses. "The Association of Southeast Asian Nations' (ASEAN) Conflict Management Approach Revisited: Will the Charter Reinforce ASEAN's Role?," *Austrian Journal of South-East Asian Studies* 2, no. 2 (2009).

Amer, Ramses. "Conflict Management and Constructive Engagement in the Expansion of the Association of South-East Asian Nations," in *The Political Economy of Regions and Regionalisms,* eds. Morten Boås, Marianne H. Marchand, and Timothy M. Shaw (Houndmills, Basingstoke, Hampshire and New York, NY: Palgrave Macmillan, 2005).

Amer, Ramses. "Conflict Management within the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN): Assessing the Adoption of the "Rules of Procedure of the High Council of the Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia," in *Management and Resolution of Inter-State Conflicts in Southeast Asia,* ed. Kamarulzaman Askandar (Penang: Southeast Asian Conflict Studies Network, 2003).

Amer, Ramses. "The Association of South-East Asian Nations and the Management of Territorial Disputes," *Boundary and Security Bulletin* 9, no. 4 (2001–2002).

Amer, Ramses. "Managing Border Disputes in Southeast Asia," *Kajian Malaysia, Journal of Malaysian Studies* XVIII, nos. 1–2 (2000).

Amer, Ramses. "Conflict management and constructive engagement in ASEAN's expansion," *Third World Quarterly,* 20, no. 5 (1999).

Amer, Ramses. "Expanding ASEAN's Conflict Management Framework in Southeast Asia: The Border Dispute Dimension," *Asian Journal of Political Science* 6, no. 2 (1998).

Amer, Ramses and Nguyen Hong Thao, "Regional Conflict Management: Challenges of the Border Disputes of Cambodia, Laos, and Vietnam," *Austrian Journal of South-East Asian Studies* 2, No. 2 (2009).

Amer, Ramses and Nguyen Hong Thao. "Vietnam's Border Disputes: Legal and Conflict

Management Dimensions," in *The Asian Yearbook of International Law* 12 (2005–2006), eds. B.S. Chimni, Miyoshi Masahiro and Thio Li-ann (Leiden and Boston, MA: Martinus Nijhoff Publishers, 2007).

Amer, Ramses and Nguyen Hong Thao. "Vietnam's Border Disputes – Assessing the Impact on Its Regional Integration," in *Vietnam's New Order: International Perspectives on the State and Reform in Vietnam,* eds. Stéphanie Balme and Mark Sidel (Houndmills, Basingstoke, Hampshire and New York, NY: Palgrave Macmillan, 2007).

Amer, Ramses and Nguyen Hong Thao. "The Management of Vietnam's Border Disputes: What Impact on Its Sovereignty and Regional Integration?" *Contemporary Southeast Asia* 27, no. 3 (2005).

Askandar, Kamarulzaman. "ASEAN and Conflict Management: The Formative Years of 1967-1976," *Pacifica Review* 6, no. 2 (1994).

Chachavalpongpun, Pavin. "Thai-Cambodian Conflict: The Failure of ASEAN's Dispute Settlement Mechanisms," *Asian Journal of Peacebuilding* 1, no. 1 (2013).

Chachavalpongpun, Pavin. "Thailand-Burmese Relations: Old Animosity in a New Bilateral Setting," *International Relations in Southeast Asia: Between Bilateralism and Multilateralism,* eds. N. Ganesan and Ramses Amer (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2010).

Ganesan, N. *Bilateral Tensions in Post-Cold War ASEAN,* Pacific Strategic Studies 9, Regional Strategic and Political Studies Programme (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1999)

Ganesan, N. and Ramses Amer. "Conclusion," in *International Relations in Southeast Asia: Between Bilateralism and Multilateralism,* eds. N. Ganesan and Ramses Amer (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2010).

International Relations in Southeast Asia: Between Bilateralism and Multilateralism, eds. N. Ganesan and Ramses Amer (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2010).

Jones, Lee. *ASEAN, Sovereignty and Intervention in Southeast Asia,* Critical Issues of the Asia Pacific Series (Houndmills, Basingstoke, Hampshire and New York, NY: Palgrave Macmillan, 2012).

Nguyen, Hong Thao. "Vietnam and Maritime Delimitation," *Conflict Management and Dispute Settlement in East Asia,* eds. Ramses Amer and Keyuan Zou (Farnham, Surrey and Burlington, VT: Ashgate, 2011).

Nguyen, Hong Thao and Ramses Amer. "A New Legal Arrangement For the South China Sea?," *Ocean Development and International Law* 40, no. 4 (2009).

Nguyen, Hong Thao and Ramses Amer. "The Management of Vietnam's Maritime Boundary Disputes," *Ocean Development and International Law* 38, no. 3 (2007).

Ramcharan, Robin. "ASEAN and Non-interference: A Principle Maintained," *Contemporary Southeast Asia* 22, no. 1 (2000).

Saravanamuttu, Johan. "Conflict Management in Southern Philippines and its Implications for Regionalism," *Conflict Management and Dispute Settlement in East Asia,* eds. Ramses Amer and Keyuan Zou (Farnham, Surrey and Burlington, VT: Ashgate, 2011).

Saravanamuttu, Johan. "The ASEAN Perspective and Role in the Cambodian Peace Process," *The Cambodian Conflict 1979-1991: From Intervention to Resolution,* Ramses Amer, Peter Wallensteen and Johan Saravanamuttu (Penang: Research and Education for Peace, School of Social Sciences, Universiti Sains Malaysia, and Department of Peace and Conflict Research, Uppsala University, 1996).

Åkebo, Malin. "The Role of External Actors in Managing Peace Processes in Asia: An Overview of Attempts in Aceh, Mindanao and Sri Lanka," *Conflict Management and Dispute Settlement in East Asia,* eds. Ramses Amer and Keyuan Zou (Farnham, Surrey and Burlington, VT: Ashgate, 2011).

独立論文

金正恩体制下の北朝鮮
――核と拉致問題を中心に

孫　賢鎮
広島市立大学広島平和研究所

はじめに

2011年12月17日、北朝鮮の最高権力者であった金正日国防委員長の急逝後、同年12月31日、党政治局会議が開催され、金正日の遺訓によって金正恩が朝鮮人民軍最高司令官に推戴された。また、翌年４月11日、第４次党代表者会議で金正恩政権が正式に発足した。

実際には、金正日から金正恩への世襲後継は、すでに2009年１月に後継者として内定し公認されていた。その後、2010年９月、金正恩は党中央軍事委員会副委員長と党中央委員、人民軍大将など公的地位に選出され、後継者としての活動を続けている。金正日の死去と同時に2011年12月に最高司令官となり、2012年４月には党第１書記、国防委員会第１委員長となった[1]。短い継承過程により北朝鮮の指導者となった金正恩は当時26歳であり、リーダーシップに疑問が持たれていたことも事実である[2]。このような状況下で北朝鮮の体制安定のために強行したのが核実験である。2009年５月25日、北朝鮮は外務省声明を通じて「６者協議への不参加を宣言」して第２次核実験を強行し、続いて2013年２月、第３次核実験を行っている。

核実験とともに2010年３月26日には北朝鮮による韓国の哨戒艦「天安」（チョナン）号の沈没事件、11月23日には延坪島砲撃事件など韓国との緊張が高まっている。北朝鮮は韓国に対して核戦争を引き起こす可能性がある韓米軍事訓練の中断を要求しており、金正恩体制以降は核兵器開発、ミサイル発射など、朝鮮半島での緊張を高めることによって体制安定化（政権強固化）を図っている。このような北朝鮮を巡る朝鮮半島の緊張は周辺諸国へも波及している。

朝鮮半島は韓国（大韓民国）と北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）に分断され、依然として政治、軍事、経済など、あらゆる分野において激しい体制競争が行われている。また北朝鮮による様々な脅威は、同じ朝鮮半島にある国家にもかかわらず国家安保への脅威となっている。その中で、最も脅威となり、また非人道的問題としてあげられているのは北朝鮮の核、ミサイル開発と拉致問題である。特に北朝鮮の核及びミサイル問題は北東アジア地域の安全保障のみならず、世界の

平和にも大きな問題となっている。

北朝鮮の核問題は核事故による安全保障上の問題、核移転、核テロなど様々な問題が懸念されており、北朝鮮の核、ミサイル問題が地域に及ぼす影響は深刻である。この問題は韓国、日本など周辺国の軍事費の拡大や、不安定な地域情勢による国際的信頼度の下落にもつながる。軍事面でも地域軍事協力体制の二分化（韓国・日本・米国 vs 北朝鮮・中国・ロシア）による地域不安定化の要因となる。北朝鮮の核開発、ミサイルを放棄させるためには国際関係の枠組の中で解決策を探る必要がある。そのためには日本、韓国、米国など各国のリーダーの役割が重要である。

他方、日朝関係正常化及び韓国と北朝鮮の関係で最も重要な問題は拉致問題である。北朝鮮による日本人、韓国人などの拉致は長い時間をかけ組織的に強行された。特に、1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が日本とヨーロッパで行方不明となった。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮の工作員の証言により、これらの事件の多くが北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。1991年以降、日朝首脳会談を行い５人の拉致被害者が帰還したが、まだ12人が北朝鮮に残っている。日本国内では拉致被害者以外に「特定失踪者」などを含め、拉致の可能性を排除できないという認識のもとに捜査及び調査が進行している[3]。日本政府は「拉致問題は国家主権及び国民の生命と安全に関わる問題であり、この問題の解決なくして日朝の国交正常化はありません」と主張している。韓国にも韓国戦争（朝鮮戦争）中または戦後、北朝鮮によって多くの韓国人が拉致された。特に1953年７月、休戦協定以後、北朝鮮に拉致された人は3,835名で、その内516名がまだ北朝鮮に抑留されている。韓国は北朝鮮と協議する際、「拉北者」（韓国では拉致被害者を「拉北者」と呼ぶ）、「国軍捕虜」問題を最優先解決課題として取り上げ、身元確認、送還などを要求している。北朝鮮による拉致行為は国際法上、反人道犯罪及び戦争犯罪違反に該当している。国際社会では国連総会、国連人権理事会で北朝鮮人権決議案が９年連続で採択されている。また、2013年３月21日には北朝鮮の人権侵害状況を調べるために、韓国国内で「国連調査委員会」（Commission of Inquiry: COI）の事務所の設置を決定した[4]。北朝鮮の拉致問題を含む人権、人道的問題は当事国の問題を超え国際的問題になっている。

このような北朝鮮の核問題、拉致問題は北朝鮮の３代世襲の統治体制の中で起きた問題である。本稿では、北朝鮮の金正恩体制の課題を検証するとともに、核問題と拉致問題を中心に分析し、今後、この問題を解決するための国際的な解決策についても考察する。

1．北朝鮮の金正恩体制の背景及び特徴

⑴　金正恩体制の背景

北朝鮮の権力世襲問題は北朝鮮政権の安定をはじめとする体制存続と緊密に連携している。最高指導者に権力が集中する「唯一支配体制」においては指導者の交代は権力内部に混乱が発生する可能性が高い。権力継承の過程で体制の不安定を惹起させる、すなわち、体制存続の問題と直結する極めて敏感な問題であると言える。金正恩の後継体制は金正日の時代と比べて短期間に確立し、党、政治、法などあらゆる分野で体制を整備したことが分かる。また、対南（韓国）政策においても依然として脅迫攻勢を続けている。2012年の金正恩の公開演説では核能力を含む軍事力強化、人民生活改善、祖国統一を強調した。また2014年の新年の演説では、核兵器による核災害について言及した[5]。金正恩はこの演説の中で、朝鮮半島で再び戦争が勃発すれば核戦争になると威嚇した。これはすでに北朝鮮が核兵器の実戦配備、小型化、運搬手段の確保をしたものと分析することができる。

⑷　組織整備

2009年～2010年に後継体制構築のため、統治組織の整備段階で軍部、経済分野、行政及び公安の保衛部、社会安全部などの機関の役割増大に備えて機構改変と人事異動を行った。過去、北朝鮮は後継体制の構築及び統治は党の組織指導部、宣伝煽動部が核心的役割を果たしたが、金正恩体制の場合は軍部、保衛部、社会安全部など公安機関を中心に行われた。権力継承の過渡期には、これらの部署の役割が重要であることが見て取れる[6]。

2009年２月、北朝鮮は国防委員会と党中央軍事委員会の共同決定で人民武力部長と朝鮮人民軍総参謀長を交代した。同時に党作戦部を軍傘下の偵察総局に統合した。その背景には対南工作を巡って、党と軍の対立を調整する目的があった。

2009年４月、第12期最高人民会議では国防委員会の拡大改編が行われた。それまで国防委員会の委員は軍の指揮または軍需業務と関連する人物であったが、2009年４月、国防委員会の改革に伴い公安機構の責任者が大幅に国防委員会に含まれていた[7]。同時に党の機能と体制正常化措置のために大幅な人事異動を断行したのである。このように党・政・軍の組織整備によって金正恩の実質的かつ安定的な権力基盤が定着された。

⑸　法整備

北朝鮮は金正恩への順調な権力継承のために人事改編とともに、法制度の整備も積極的に推進し、2009年４月の改訂憲法には国防委員長を最高指導者として明示し、正常な国家体系を確立した[8]。金正恩体制の北朝鮮の指導指針は金日成時代の主体思想に金正日時代の先軍思想を加えたものであった。すなわち、最高指

導者に対する軍の忠誠を強調して国防委員会を「最高軍事指導機関」から全般的に国防を管理する機関として「最高国防指導機関」に格上げした[9]。国防委員会は、もはや単なる国防管理機構ではなく、最高指導者の指示の履行状況を監督しながら、国の重要政策を樹立して施行を監督する最高政策機関として格上げされたのである。したがって、有事の時、後継者が国防委員会を掌握すると、権力の中軸を確保できるようにしたわけである[10]。2012年４月13日、第12期第５次最高人民会議に通じて金正恩中心の国家体制と金正日の位相を再設定するための憲法改定を行った[11]。また、国家機構に「国防委員会第１委員長」を新設して、金正恩を推戴した。「国防委員会第１委員長」は「国家の最高領導者として国内外の事業をはじめとする国の事業全般を指揮することができるよう規定」した。これにより、従来、金正日が国防委員長として行使していた権限を金正恩が「国防第１委員長」として継承することとした。特に、改定憲法では、金正日の業績として北朝鮮を「政治思想強国、核保有国、無敵の軍事強国」であるとし、憲法に「核保有国」であることを明文化した[12]。

⑵ 金正恩体制の特徴

金正恩政権は金正日の遺訓によって発足したものである[13]。権力掌握の形態面から見ると、金正恩は金正日よりも軍事的権威構造に依存した権力掌握の方法を選択したと言える。金正日とは異なり、初期段階から党、政府、軍の権力全般を直接掌握する形式を取った点が特徴である。金正恩は「人民軍最高司令官」→「党第１書記」→「国防委員会第１委員長」と段階的な権力継承の過程が順調であった[14]。また、金正恩体制のもう一つの特徴は、権力継承が迅速に進行したことである。金正日は公式に権力継承を完了するまで４年かかったが（1994年７月、金日成の死去→1998年９月、国防委員長に推戴）、金正恩は金正日が死去してから４ヶ月で権力掌握を終えた。後継者養成の期間においても、金正日は金日成の死去前20年近く後継者教育を受けたのに対し、金正恩はわずか３年という短い時間であった。その理由は、金正恩の権力基盤が金正日に比べて相対的に脆弱だからである。北朝鮮の特徴上、長期間の権力の空白状態は体制に動揺をもたらし、他の人物が浮上する可能性も排除できないことを意味する。

金正恩体制の初期段階は権力を軍の掌握に集中させた。金正恩体制が発足するとともに、軍事力掌握に集中するしかなかったのは、金正日の先軍体制を受け継いだためである。他方で、金正恩は党、政府、軍の責任者の座を同時に譲り受けたという点にも注目しなければならない。金正恩は党を活用して、北朝鮮の内政も管理し、国の責任者として民生と外交問題も主導しなければならない。したがって、金正恩は軍部隊の視察とともに食糧工場、スポーツ観覧、機械総合工場の現地指導など公開活動[15]を常に行っている。このような親人民的な対外活動をする

ことにより、早期に体制安定と権力掌握をするためである。

2．北朝鮮における核開発問題

⑴　北朝鮮の核開発の歴史的背景

⑷　ソ連との関係

北朝鮮の核開発は、北東アジアの外交・軍事秩序に大きな変化を引き起こすだけではなく、世界の軍事、安全保障秩序にも大きな変化をもたらす重要な問題である。そもそも北朝鮮がなぜ核開発に死活をかけたのか歴史的な背景が重要である。

北朝鮮の核開発の直接的動機は、1945年の米国による日本への原子爆弾投下がその原因とされている。広島・長崎に投下された原子爆弾の威力を知った金日成は核兵器の威力に脅威を感じ、朝鮮戦争（1950年６月25日～1953年７月27日）でも米国による核兵器の使用を恐れていた。広島・長崎に原爆を投下した米国は、その後も他国との交渉において、常に核の使用を前提として対応してきた。朝鮮戦争中のマッカーサー連合国軍最高司令官による原爆使用計画もその典型例である。このような状況下で、北朝鮮は1954年、人民武力部傘下に「核兵器防衛部」を設置して、1955年４月には科学院２次総会で「原子及び核物理学研究所」の設置を決定したのである。

北朝鮮の核開発の背景として、ソ連との関係を考えなくてはならない。そもそも北朝鮮の政権の正統性はソ連に依存し様々な支援を受けて成り立っている。金日成が北朝鮮の最高指導者の地位に就くことができたのは、ソ連という後見人がいたためである[16]。

核開発に関して北朝鮮は1956年３月、ソ連の「ドブナ多国籍核研究所」の設立に参加するためにソ連との核協定を締結した。北朝鮮は30人余りの研究員を派遣し核技術を習得させて北朝鮮内に「放射化学研究所」を設立するなど、核開発に対する強い意志を示している。その後、1959年９月、北朝鮮とソ連の間に「原子力協定」が締結されており、この協定に基づいて、両国はいわゆる「シリーズ9559」（Series 9559）という契約に署名した[17]。これを基に、北朝鮮は寧辺（ヨンビョン）の核研究施設を最初に造成し、ここにIRT-2000研究用原子炉を1962年１月に着工し、1965年に完成した[18]。

⑸　主体思想

ソ連のスターリンの死後、対北朝鮮政策の変化によってソ連からの核技術などの受け入れが難しくなった。決定的であったのはソ連の崩壊である。それによりソ連からの核の傘の提供は期待できなくなったのである。ソ連の最高指導者であったスターリンが死去した後、1955年12月、金日成は「思想主体で教条主義と

形式主義を退治して主体を確立することについて」という演説でいわゆる「主体思想」について初めて言及したのである[19]。その後、「主体思想」は北朝鮮の朝鮮労働党の代表的な政治思想となった。「主体思想」は「思想の主体、政治における自主、経済における自立、国防における自衛」という四つの柱によって国家は主体を確立し真の独立国家として成り立つという内容である。「主体思想」は「党と国家活動の指導的指針」である。すなわち、「朝鮮労働党は唯一の偉大な首領金日成同志の主体思想、革命思想によって導かれる」という党規約と「朝鮮民主主義人民共和国は人間中心の世界観であり、人民大衆の自主性を実現するための革命思想である主体思想を自分の活動の指導的指針とする」と規定している[20]。

北朝鮮は1955年、思想における主体を前面に出して、1956年、「経済の自立[21]」を打ち出した。1962年には「国防における自衛[22]」を発表し、1966年は「政治と外交においての自主[23]」を宣言した。これを基に1970年、朝鮮労働党規約に主体思想を党の理念として明示しており、1972年、憲法を改定し、主体思想を公式統治方針と規定したのである。これらの主体思想は、北朝鮮がソ連など他国の支配の影響から抜け出し、自主性を追求して強化したものであると考える。しかし、首領を絶対化・偶像化し、首領独裁を正当化し、さらには親子の権力継承まで合理化した否定的な側面もある。

金日成は、自国の運命を自ら決めるためには、自衛力を高めるしかなく、核兵器の保有が唯一の手段であると信じた。北朝鮮は、1970年代からは原子力技術の自立を追求し兵器級プルトニウムの生産を追求したことが明らかになっている。

2012年４月６日、朝鮮労働党中央委員会の責任幹部への談話で、「われわれは、金正日同志を永遠にわが党の総書記として高くいただいてこそ、これまでと同様に今後も革命と建設を力強く前進させ、チュチェの革命偉業をりっぱに成し遂げることができるのです」。さらに、「金正日同志を永遠の総書記として高くいただくとき、わが党は革命と建設を勝利へと導いていくことのできる確固たる組織的思想的な保証を得て、チュチェの革命偉業、先軍革命偉業をりっぱに成し遂げていくことができるでしょう」という談話発表をした[24]。

(c) 社会主義国家の崩壊と経済難

北朝鮮が核兵器の開発を力強く推進した原因の一つは1980年代後半から始まった社会主義国家の崩壊など国際社会の変化である。1989年６月には中国の天安門事件が勃発し、同年11月、ドイツのベルリンの壁が崩壊、また12月にはルーマニアのチャウシェスク大統領夫妻の公開処刑が行われた。ついに、1991年には社会主義の祖国と呼ばれたソ連が崩壊し、東欧圏諸国の激変を迎えた。この一連の事件は、北朝鮮にとって非常に衝撃的な出来事であった。特に、このような事件を目の当たりにした北朝鮮は、軍隊が体制維持のためにどう機能するのかを確認したのであった。すなわち、天安門事件は人民解放軍が体制を守るために動いた事

例であろうし、一方のルーマニアの場合は、軍が反政府側に立ち大統領夫妻を銃殺し、ルーマニア共産党政権は崩壊してしまった。これらの事実をきっかけに金正日は軍との協力関係を強化することこそ、体制を安定的に維持する方法であり、権力継承を安定的に進める方法であると認識した[25]。

他方、北朝鮮は、金日成の死去とともに深刻な経済難に伴う危機に陥った。また、韓国の経済発展に伴う南北経済格差の拡大、中国と韓国との国交正常化（1992年８月）などすべての状況が北朝鮮を孤立化させた。このような危機的状況を克服するための、いわゆる「苦難の行軍」を開始し、前面にうち出したのが「先軍政治」と「強盛大国」である。北朝鮮にとって核兵器の開発は経済的な側面から見れば、最小のコストで最大の安全保障の効果を得ることができる。韓国の経済力が先を行くにつれて、ますます差が広がると、北朝鮮は韓国との従来型の軍備競争をすることが困難になった。北朝鮮は、貧弱な経済力のために戦闘機や艦艇など通常兵器の競争は到底できなくなると、核兵器とミサイルをはじめとする大量破壊兵器（WMD）を開発し始めた。北朝鮮は2003年６月９日に、「朝鮮中央通信」を通じて「われわれが核抑止力を保持したいのは誰を脅かして恐喝するためではなく、今後、従来の兵器を縮小し、人的資源と資金を経済建設と人民生活に戻そうとするためである」と発表した。また、「米国が朝鮮に対して敵対政策を放棄しない限り、資金が少ないながらも、いかなる武器や核兵器も無力化させることができる強力な物理的抑止力を強化していく」との声明を発表した[26]。

⑵　北朝鮮の核開発の意図

北朝鮮は国連の制裁決議を無視して３回にわたって核実験を行い、ミサイルを発射するなど国際社会を挑発している。北朝鮮は核兵器保有を通じて国際社会との交渉力を強化しようとする政治的目的と核兵器の脅威を強化する軍事的目的の達成を追及している。したがって、核弾頭を弾道ミサイルに搭載し、射程距離まで飛ばすためには、核兵器の小型化・軽量化は必須である。そのため、北朝鮮はこれまで３回にわたって核実験を行い、近いうちに第４回目の実験を必ず行うと予想される。北朝鮮は３回にわたる核実験を介して取得した核兵器の設計技術があり、核兵器製造に必要な核物質も保有している。また、核実験のための地下トンネルもあるので、技術的には、核実験のためのすべての準備が完了していると考えられ、追加の核実験は、北朝鮮指導部の政治的判断によって、その時期が決定されると推定される。

北朝鮮にとっては、核兵器の保有自体が自らの体制を維持すると同時に外交交渉のカードとして活用するという意味を持つ。北朝鮮は韓国戦争以降、朝鮮半島を再び「赤化統一[27]」しようとする強い意図を持った。北朝鮮は1962年、「４大軍事路線」（全軍の幹部化、全軍の近代化、全人民の武装化、全国の要塞化）を

宣言して、1964年２月には、「３大革命力量強化」（北朝鮮革命力量強化、南韓（韓国）力量強化、国際的革命支援力量）方針を採択した[28]。北朝鮮は、４大軍事路線と３大革命力量強化を基に軍事力を増強し、極めて厳しい経済事情にもかかわらず、引き続き軍事建設を重要視した。北朝鮮の核開発の意図については、いろいろ考えられるが、以下で３点を見てみることにする。

(a) 体制維持

北朝鮮は、体制の存続を保障する手段として核兵器を開発し始めたものと判断される。北朝鮮は思想及び経済的に失敗した国家となり体制の安定性が脅かされることとなり、このような状況下においては、核兵器は内部の結束や外部からの脅威を遮断する有用な手段として機能するためである。実際、北朝鮮は核開発を通して内部団結を図っており、国際社会との交渉を通じて体制安定及び保障のために努力している。また、北朝鮮は2012年４月、最高人民会議で改定された憲法序文に「核保有国」であることを明示しており、2013年２月の第３回核実験の直後、成功を祝う大規模な民衆集会も開催している。

６者協議で北朝鮮が要求した最優先事項は彼らの安全保障であり、実際、米国は2005年９月の６者協議で北朝鮮を核兵器や通常兵器で攻撃しないとする、いわゆる消極的安全保障（Negative Security Assurance）を約束した[29]。他方、韓国の発展によって経済的格差が拡大し体制競争に敗北した北朝鮮は、生き残るために核兵器開発に着手したと思われる。思想及び経済的に失敗した国家は体制の不安定な状況下で、核兵器が国内の結束及び外部からの脅威を遮断する唯一の手段であると確信している。ゆえに北朝鮮にとって核兵器やミサイル開発が体制維持と不可分な関係にある。

(b) 強盛大国

金日成の死後、軍事重視政策を継続し、軍を強盛大国の主力とした北朝鮮は、2012年４月15日の金日成生誕100周年の日に「強盛大国の大門を開く」という北朝鮮の国づくりを目標として国家的なセレモニーを行っている。その際、金正恩が初めて肉声で演説を行い「強盛国家建設と人民生活向上を総体的目的として掲げるわが党と共和国政府にとって、平和はこのうえなく貴重と言えます。しかし、われわれには民族の尊厳と国家の自主権がより貴重なのです」と述べており[30]、内部の基盤が脆弱な金正恩が体制安定のために戦略的に選択した突破カードとも考えられる。また、「すべての人民軍将兵は、わが共和国の尊厳と自主権を固守し、真の平和と国家の安全を守るため、つねに自らの革命的本性を忘れず、万全の戦闘動員態勢を整え、わが党の強盛国家建設の偉業を銃でしっかりと保障しなければなりません」と演説したのである[31]。また、北朝鮮は2012年４月憲法を改定し、前文に「核保有国」であることを明記した。これは1992年に発効した南北非核化宣言を20年後に完全に否定したことになる。今後、北朝鮮は米国と非核化ではな

く、相互核兵器縮小や韓国に対する米国の「核の傘」撤廃を交渉する戦略であると分析される。

(c)　先軍政治

1990年代後半、北朝鮮は強盛大国建設を国家目標に掲げ、それを実現する政治手法として「先軍政治」を提唱した。「先軍政治」は軍を重視する政策という意味で1998年10月20日、朝鮮中央放送が論説の中で初めて使用した。朝鮮中央放送は、先軍政治について「軍事先行が原則であり、革命と建設において起こるあらゆる問題を解決し、軍隊を革命の柱として社会主義の偉業を推し進める政治である」と説明している。先軍政治によって、「党、国家、社会生活のあらゆる分野で、軍重視思想を徹底し、具現していかなければならない」とした[32]。また、先軍は「金日成主席が切り開き、金日成主席と金正日総書記が導いてきた朝鮮革命の誇りある伝統であり、勝利と栄光の旗印です」と述べている[33]。また、先軍思想について、「早くに武装した敵に対してはもっぱら武力をもって戦ってこそ勝利をおさめることができるという革命戦闘の真理を明らかにし、銃重視、軍事重視の思想と路線を示した金日成主席は、武力建設を革命の根本問題と見なし、武力隊伍の組織と強化発展に優先的に力をそそぎ、朝鮮人民革命軍を主力として祖国解放の歴史的偉業を成し遂げました」と発表した[34]。金正日は先軍指導の成果を固め、先軍政治を全面的に実現するため、朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議10期第1回会議で先軍革命の思想と原則を具現した社会主義憲法を採択し、国防委員会を中軸とする新しい国家管理体系を確立し、すべての国家活動が軍事先行の原則に基づいて行われるよう導いたと述べている[35]。

このように先軍政治を強調する中、金日成は第1次核危機（1993年３月 NPT 脱退から1994年10月のジュネーブ合意まで）の際、米国との直接交渉の重要性を認識し始めた。すなわち、対米協議の結果、北朝鮮は核を凍結する代わりに軽水炉２基、年50万トンの重油などエネルギー支援を受けることとなった。それに加えて、北朝鮮は常に休戦協定から平和協定への転換、北朝鮮不可侵、体制保障を要求し協議の前提条件として提示した。北朝鮮の立場から見れば体制維持の保障が確保できなければ核兵器の廃棄は困難であろう。韓国の最大の安保ジレンマである北朝鮮の核問題は国際社会にとってもジレンマである。北朝鮮の核問題を処理する過程では、国際関係の糸が複雑に絡み合っており、北朝鮮の核放棄と体制維持の保障の掛け合いは困難である。

(3)　北朝鮮の核及びミサイル開発の状況

北朝鮮はすでに３回にわたって核実験を行っている（１回目は2006年10月９日、２回目は2009年５月25日、３回目は2013年２月12日）。北朝鮮は第３回目の核実験の後、核兵器の小型化・軽量化に成功したと発表した[36]。同年４月には 5MW

原子炉の再稼動を宣言しており、８月には商用衛星写真に、その兆候が捕捉された[37]。2014年２月現在、北朝鮮は３回にわたる核実験を実施し、核兵器の実質的な製造と保有能力を備えることになり、ウラン濃縮だけではなく、プルトニウム生産に関連する施設をすべて稼動して核武器庫の拡張に努力していると判断される。

北朝鮮の核開発業務は最高指導者が軍儒工業担当秘書を通じて直接指導・管理する。科学技術委員会と人民武力部は、それぞれ核研究機関の監督と軍事部分の核開発の支援を担当するものと推定される[38]。他方、北朝鮮の核研究組織は放射能、同位体、核燃料などの核原料物質の生産に関する研究を行う寧辺原子力研究センターと核開発に必要な基礎科学研究を行う平城科学研究センターに区分される。1970年代以降、北朝鮮は国家の最優先課題として核開発のための人材を選抜し、国内外の著名な研究機関で教育の機会を与えるなど体系的に専門人材を養成してきた。現在、こうして養成された専門家は、優秀な人材200人を含む計3,000人余りに達すると推定される[39]。

北朝鮮の核施設の中で最も重要な場所は、プルトニウムの生産施設である寧辺の核団地内の 5MWe 原子炉と再処理施設の放射化学実験室、核燃料加工工場、また追加の核実験が可能な場所である咸鏡北道・豊渓里の一帯などである。しかし、寧辺の核団地内の原子炉は20年以上稼動した状態で、老巧化に伴う頻繁な稼

図１　豊渓里核実験場所

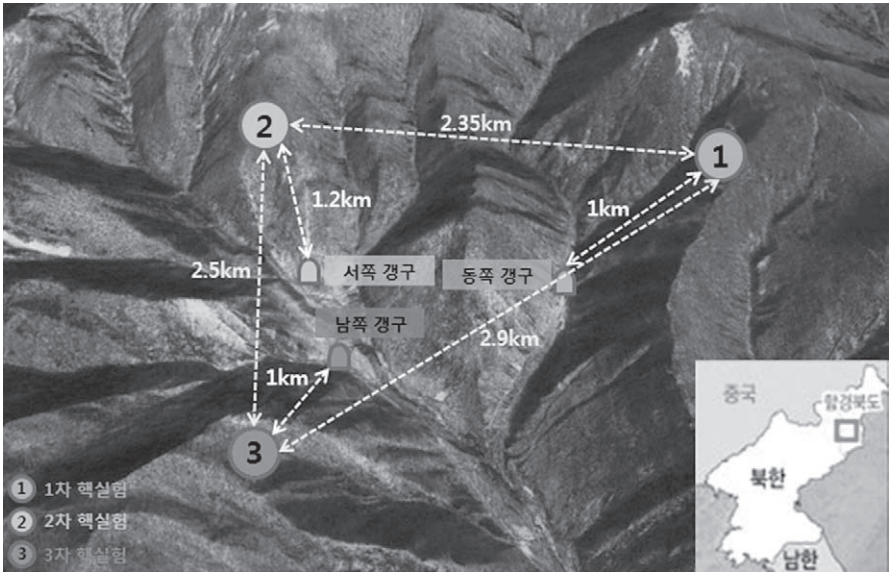

出典：KINU『2013北朝鮮核プログラム及び能力評価』73頁

動中断（Shut-Down）や故障などで原子炉の安定性と信頼性に多くの問題を抱えていると判断される。現在までに、北朝鮮の主張、衛星写真情報、情報当局の分析など様々な情報によると合計３回にわたる使用済み核燃料棒の引き出し（1989、1994、2005年）があったという事実を知ることができる[40]。

2008年６月、北朝鮮は冷却塔を爆破したが、2009年11月、再び寧辺核施設の再稼動を宣言した。最近、同施設の再開の動きが察知され懸念が高まっており、今後の活動を注視する必要がある[41]。

2012年４月、北朝鮮は自国で開発・製造された３段式のロケット（銀河３号）を打ち上げ、同年12月12日、人工衛星（光明星３号２号機）の打ち上げと称したが、実態はミサイル発射実験だった。これに対して、金正恩は演説で「われわれの頼もしい科学者、技術者、労働者は金正日総書記の遺訓を今年中に決死貫徹する篤い忠誠心と高潔な党員としての良心をもって、運搬ロケットの打ち上げと段階分離から人工衛星の軌道投入に至る全過程を、わずかの欠陥もなく完全に成功させる快挙を成し遂げました」と言及した[42]。この実験によって北朝鮮は大陸間弾道ミサイル技術を完成させたものと見られている。韓国の国防部は北朝鮮の核の軽量化・小型化には成功していないと判断したが、同時に北朝鮮のミサイル技術が極めて高い水準にあると推測した。

図２　北朝鮮による開発された弾道ミサイル

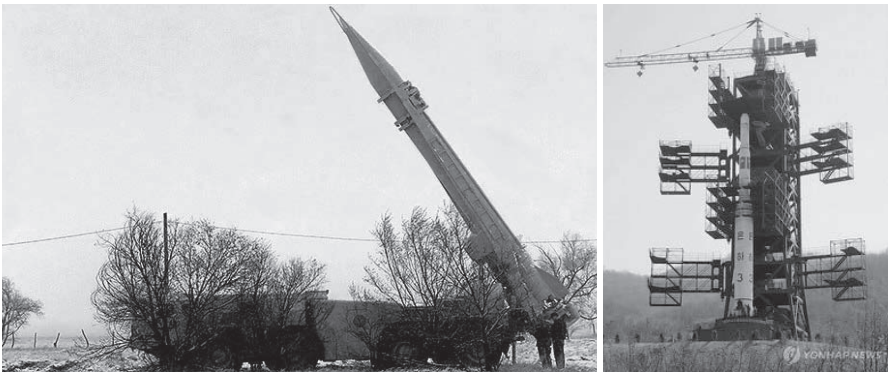

出典：連合ニュース

他方、北朝鮮のミサイル開発は1971年、中国との弾道ミサイル協定を締結し、共同開発に参加するが、技術獲得には失敗した。その後、1977年にエジプトから旧ソ連のSCUD-Bミサイルを導入して模倣生産した後、弾道ミサイル開発に本格的に着手した[43]。1990年代初、SCUD-C（射距離500キロメートル）ミサイルを実戦配置し、1993年５月にはノドンミサイルの実験発射を成功させた。1998年８

月31日、大浦洞（テポドン）１号の実験発射を行ったが失敗に終わっている。その後、2006年７月5日、SCUD 及びノドンミサイルや大浦洞２号を実験発射したが、いずれも失敗した。一方、2009年４月５日、改良型大浦洞２号を実験発射しており、この時から３段階推進体を使用した。特に、これを通じて北朝鮮は大浦洞（テポドン）１号ミサイルの推進燃料と航法装置及び弾頭の分離技術などをさらに発

表１　北朝鮮のミサイル開発の経過

時期	主要内容
1970年代初め	中国のミサイル開発計画の参加、ミサイル技術獲得（推定）
1976～1981年	ソ連製 SCUD-B ミサイル及び発射台をエジプトから輸入し逆設計/開発
1984年４月	SCUD-B ミサイル最初実験発射
1986年５月	SCUD-C ミサイル実験発射
1988年	SCUD-B/C 作戦配置
1990年５月	ノドンミサイル最初の実験発射
1991年６月	SCUD-C ミサイル発射
1993年５月	ノドンミサイル実験発射
1998年	ノドンミサイル作戦配置
1998年８月	大浦洞１号ミサイルの実験発射（北朝鮮：衛星発射を主張）
2006年７月	大浦洞２号実験発射及びノドン・SCUD ミサイル発射
2007年	舞水端ミサイル作戦配置
2009年４月	長距離ミサイル（改良型大浦洞２号）発射（北朝鮮：衛星発射主張）
2009年７月	ノドンミサイル・SCUD ミサイル発射
2012年４月	長距離ミサイル（改良型大浦洞２号）発射（北朝鮮：衛星発射主張）

出典：韓国国防部『国防白書2012』292頁

表２　北朝鮮のミサイルの種類

区分	SCUD B	SCUD C	ノドン	舞水端	大浦洞１号	大浦洞２号	新型ミサイル
射程距離（㎞）	300	500	1300	3000以上	2500	6700以上	未詳
弾頭重量（kg）	1000	770	700	650	500	650～1000（推定）	未詳
備考	作戦配置	作戦配置	作戦配置	作戦配置	実験発射	開発中	開発中

出典：韓国国防部『国防白書2012』292頁

展させた。数回の失敗を繰り返しながら、北朝鮮は2012年12月、銀河３－２号を利用して「光明星３号」と命名された人工衛星の軌道の進入に成功した。北朝鮮は、1998年から現在に至るまで約15年間、ミサイル能力の向上を宇宙開発と並行させており、その発展速度は注目すべきである。

現在、北朝鮮のミサイル保有については、SCUD600以上、ノドン200以上、その他、1,000以上のミサイルを保有していると考えられている（2010国防白書、韓国国防部）。北朝鮮は2010年10月、朝鮮労働党の創建65周年記念軍事パレードで舞水端ミサイルを公開し、2012年４月15日、太陽節には新型ミサイル、射程距離5,000キロメートル以上のミサイルを公開した。また、2013年４月、軍事パレードで公開されたKN-08新型長距離ミサイルは中距離弾道ミサイルか、大陸間弾道ミサイルであると推定されている[44]。

図３　KN-08、長距離ミサイル

出典：連合ニュース

⑷　北朝鮮の核保有の現況

北朝鮮の核兵器保有量に関する評価は、抽出されたプルトニウムと高濃縮ウランの量を基に核兵器１個あたりにかかる核物質の量を基準に推定することが一般的な方法である[45]。かなり高いレベルのプルトニウム弾の製造技術を持つ国が１～５キロトンの威力の核兵器を製造するためには約２キログラムが必要で、また10～20キロトン威力の核兵器を製造するためには約３キログラムが必要である[46]。北朝鮮の重要な核施設である寧邊核施設（5MWe 原子炉）からは、50キログラムの武器級プルトニウムを抽出したと考えられている[47]。また、第１次の核実験で２～４キログラム、第２～３次の核実験で６～８キログラム使用など、９～12キログラム使用したと見られている[48]。現在、北朝鮮は核プルトニウムを30±５キログラム保有し、これは核兵器６～７個（推定）の量であると分析されている[49]。米国科学国際安全保障研究所（Institute for Science and International Security: ISIS）報告書（2012年８月）では、プルトニウムの保有量が34～36キログラムと６～18

個の核兵器を保有していると分析している。また、英国国際戦略問題研究所（The International Institute for Strategic Studies: IISS）は、42～46キログラムのプルトニウムを保有し、７～11個の核兵器製造が可能であると分析している。他方では、北朝鮮は高濃縮ウランも保有していると推測されている[50]。ISIS は、北朝鮮の寧邊の核施設で、年間約80キログラムの高濃縮ウランを生産することができると推定している。一般的には、北朝鮮が戦略的核兵器を作るために、１個ごとに最低20キログラムほど高濃縮ウランがかかるとすると、年間４個の核兵器を製造することができると推定されている[51]。

図４　北朝鮮の主要核施設

出典: KINU『2013年北朝鮮の核プログラム及び能力評価』22頁

現在、北朝鮮は NPT 体制の外で核兵器、ミサイル開発を継続し、体制保障を要求している。具体的には駐韓米軍の縮減、核の傘の撤廃など対北の威嚇除去措置を要求しながら米国との関係正常化及び経済支援のために米国との核軍縮協議を推進している。今後、北朝鮮は４回目の核実験をする可能性がある。すでに、核兵器の軽量化、小型化を成功したと発表し、次は弾道ミサイルに搭載することを目的とするものである。最後の目的は核兵器と核物質を継続生産して完成された武器として実戦配置することであろう。

3．北朝鮮の核問題に対する対応

⑴　北朝鮮の核問題に対する国際的措置

1993年、北朝鮮の核不拡散条約（NPT）脱退により触発された北朝鮮の核危機は、米朝間の合意、６者協議など国際的解決のために努力が払われている。しかし、北朝鮮は国連安保理と国際社会の警告にもかかわらず、３回にわたって核実験を強行した。これに対して国際社会は、北朝鮮の核開発及びミサイル発射に関して国連安保理決議案を採択して北朝鮮の挑発を非難している。安保理は緊急会合を開き、北朝鮮に対する制裁を一段と強化する決議案を採択し、加盟国には制裁の実効が上がるように協力を求めるとともに、北朝鮮には自制を求めている。2006年10月13日、国連安保理は北朝鮮の第1回核実験を世界平和と安全を脅かす行為と見なし、国連憲章第7章を適用して対北朝鮮制裁決議案1718号を15理事国の全会一致で可決した[52]。この決議案では北朝鮮に対し、既存のあらゆる核計画と大量破壊兵器を、完全で検証可能な不可逆的方法で放棄させることを決定し、核不拡散条約と IAEA が定める条件に厳格に従って行動することを決定した[53]。2009年６月12日、北朝鮮の第２回核実験後、国連安保理は全会会議を開き、北朝鮮の２回目の核実験を強く非難し、北朝鮮制裁決議案1874号を採択した。決議案1874号では北朝鮮への武器禁輸、金融制裁、貨物検査措置の拡大など、その履行にも具体的な内容が含まれている[54]。2013年２月12日、北朝鮮の第３回の核実験

表３　国連決議案

決議案	採択日	原因	主要内容
825号	1993年５月11日	NPT 脱退 （1993年３月12日）	北朝鮮の核査察の受け入れと NPT 脱退宣言の再考を促す
1695号	2006年７月15日	ミサイル発射 （2006年７月５日）	ミサイル関連物資、商品、技術など北朝鮮への移転の禁止
1718号	2006年10月13日	第１回核実験	物的規制（通常兵器、WMD、贅沢品など）、金融規制、出入国規制、貨物検査強化などの措置
1874号	2009年６月12日	第２回核実験	1718号＋貨物及び海上での船舶検査の強化、金融・経済制裁の強化、武器禁輸措置拡大
2087号	2012年１月22日	長距離 ミサイル発射 （2012年12月12日）	決議案1718号及び1874号の制裁対象の拡大、金融機関の活動監視強化、対北朝鮮輸出の統制強化など追加措置
2094号	2013年３月７日	第３回核実験	制裁対象と統制品拡大、金融制裁、貨物検査、船舶・航空機の遮断、禁輸措置の実質的強化など

後、国連は決議案2094号を採択した。中国を含む多くの国が北朝鮮の核実験を糾弾し、対北朝鮮制裁に参加した。この決議案では、制裁対象としての核関連品目、ミサイル関連品目、化学兵器関連リスト、贅沢品などの品目を拡大した。また、北朝鮮に対して金融制裁とともに金融措置の実質的強化などを決定した。北朝鮮は当然これに反発し、核兵器の開発やミサイルの発射は自衛のためであると主張した。

⑵　6者協議

北朝鮮の核問題に対する国連の決議案採択によるのではなく、外交努力で対応することを主眼とし、2003年8月以降、6者協議（中国を議長国とし、日本、米国、韓国、ロシア、北朝鮮が参加）による枠組みを設けている。2005年9月19日に採択された6者協議の共同声明においては、北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画を検証可能な形で放棄すること、NPT及びIAEA保障措置に早期に復帰することが約束されている[55]。しかし、北朝鮮は米国による金融措置を理由に6者協議への参加を拒否し、ミサイル発射や核実験を繰り返して6者協議自体を有

表4　6者協議の経過

会談		開催期間	内容
第1回会談		2003年8月27～29日	朝鮮半島の非核化 対話を通じた平和的解決の原則のコンセンサス形成
第2回会談		2004年2月25～28日	議長声明の形式で、最初に書面による合意形成
第3回会談		2004年6月23～26日	朝鮮半島の非核化のために措置の必要性 「言葉対言葉」、「行動対行動」の段階のプロセスの必要性についてのコンセンサス形成
第4回会談	1段階	2005年7月26～8月7日	2005年9・19共同声明採択 ：北朝鮮の核廃棄と他の5カ国の措置
	2段階	2005年9月13～19日	
第5回会談	1段階	2005年11月9～11日	9・19共同声明の全面的な履行意思の再確認
	2段階	2006年12月18～22日	9・19共同声明履行のための調整された措置をとっていくことに合意
	3段階	2007年2月8～13日	9・19共同声明履行のための初期措置合意（2・13合意）
第6回会談	1段階	2007年3月19～22日	2・13合意と9・19共同声明の誠実な履行約束を再確認
	2段階	2007年9月27～30日	2007年末まで北朝鮮は核施設の不能化 米国は重油100万トンを含む政治的・経済的・人道的補償提供合意（10・3合意）

名無実化している。現在、北朝鮮は６者協議の無用論と非核化撤回の宣言をしたため、６者協議の枠組みでの議論は限界を迎えている。このように、６者協議は、その限界を指摘されながらも、北朝鮮の非核化を前提に、これまでの9. 19合議、2. 13合議、10. 3合議など、様々な合議文を採択してきた。

６者協議による解決の利点は、平和的な解決策であるという点である。６カ国が協議を通じて北朝鮮の核兵器を放棄又は廃棄させるものであり、異議を唱え名分に反対するのは難しい。しかし、６者協議は、北朝鮮の不参加（反対）や他の国の意見の相違でも協議の開催が困難となる。現在、北朝鮮を除く６者協議の参加国が北朝鮮の非核化に向けた様々な方策を議論しているが見通しは明るくない。核問題と６者協議に対する北朝鮮指導部の根本的な変化がない限り、６者協議の再開は現実的に困難な状況にある。北朝鮮が短期間で核プログラムを放棄する可能性がほとんどないため、現実的に北朝鮮の非核化を前提とした６者協議は、構造的限界を迎えている[56]。今のところ、６者協議の可能性を残した状態で、各国が意味ある活動を行えている可能性は低い。しかし、北朝鮮の核挑発がさらに増す場合、北朝鮮を除く５カ国が、北朝鮮の核への対応策を議論する舞台として活用されることはあるだろう。

４．北朝鮮による拉致問題

⑴　概要

北朝鮮による拉致は日本で最も重要な問題であり、韓国でも最優先に解決しなければならない問題である。韓国では「拉致被害者」を「拉北者」と言う。韓国での「拉北者」はその発生の時期によって分類されている。すなわち、朝鮮戦争が勃発した1950年６月25日から休戦協定が結ばれた1953年７月27日の間で拉致された人を「戦時拉北者」、休戦協定以降に拉致された人を「戦後拉北者」と呼ぶ。戦後拉北者の数は総数3,835人に及び、その内3,319人が帰還し、2014年７月現在516人の韓国人が北朝鮮に抑留されている[57]。

北朝鮮による拉致事件は1960年代から1970年代に集中的に行われている。この時期は国際的に冷戦が激化し、南北関係が厳しい時期でもあった。北朝鮮は漁労作業中の韓国の漁船を強制拿捕したり韓国の国内に侵入し対象者を物色して拉致したり様々な方法で拉致を行った。北朝鮮に拉致（拉北）された人々は徹底した監視下で対南放送やスパイ教育に利用された。日本人の拉致被害者は日本語の教育のため利用されていたのである[58]。

北朝鮮による拉致問題に対して韓国政府は2007年に「軍事停戦に関する協定締結以後の拉北被害者の補償及び支援に関する法律」（以下、「戦後拉北者法」、2007年４月27日制定）を制定して拉北被害者及びその家族の支援などを決定した[59]。

⑵　法律上の戦後拉北者の定義

「戦後拉北者法」上の戦後拉北者とは「大韓民国の国民として1953年７月27日の韓国軍事停戦に関する協定の締結以降、本人の意思に反して南韓（軍事境界線の以南地域）から北韓（軍事境界線の以北地域）に入って居住するようになった者」とされている[60]。また、帰還拉北者は北朝鮮を抜け出して帰還した拉北者で３年以上拉致された帰還拉北者またその家族又は３年以上拉北されて帰還していないか、北朝鮮に居住中死亡した拉北者の家族が法律の支援の対象になっている[61]。

⑶　類型による拉北

⑷　海上拉北

海上での拉北は北朝鮮の警備船が北方限界線（Northern Limit Line: NLL）付近で魚労作業中またはエンジンの故障で漂流している韓国の漁船を拿捕したケースが多い。しかし、北朝鮮側は韓国の漁船が自ら越北したと主張したり、魚労行為ではなくスパイ行為をしたと主張し、送還拒否または遅延した。

⑸　南派スパイによる民間人の拉致

これは韓国の国内に潜入した北朝鮮のスパイによる拉致で海水浴場や海岸などで拉致して北朝鮮に連れ去るケースである。日本の拉致被害者である横田めぐみ氏の夫とされる金英南氏（1978年8月5日、全南、群山、仙遊島海水浴場）もこのケースである。その他、４人の当時高校生が拉致されたことが判明している。拉致された高校生は北朝鮮で思想教育、対南工作訓練を経てスパイ教育官として利用されたと把握している[62]。

⑹　海外拉致

北朝鮮による海外拉致は西ドイツ、オーストリア、香港、タイなど行われていた。その対象は旅行者、現地企業の労働者、企業の駐在員、宣教師などである。現在、海外で拉致された韓国人は、総計20人の身元が確認され、その内12人がまだ北朝鮮に抑留されていると把握されている。

⑺　飛行機ハイジャック

1969年12月11日、江陵発金浦行き大韓航空機（乗務員４人、乗客46人、計50人）が韓国に侵入した北朝鮮のスパイによってハイジャックされた事件である。その後、北朝鮮は1970年２月14日に乗客39人を送還したが、乗務員４人と乗客７人は未送還のままである。

⑻　海軍、海洋警察

韓国の海軍、海洋警察の巡視船が漁船の保護活動中、北朝鮮の奇襲攻撃によって拿捕されたケースである。1970年６月５日、西海公海上で韓国海軍偵察艦（I-2艇、海軍20人）、1974年６月28日、東海漁労区域で沈没（警察２人）[63]。

表５　戦後拉北者の現況

区分		計	魚師	KAL	軍・警察	その他	
						国内	海外
拉北人の合計		3,835	3,729	50	30	6	20
帰還者	送還者	3,310	3,263	39	−	−	8
	脱北帰還者	9	9				
抑留者		516	457	11	30	6	12

出典：統一部の内部資料、2014年１月24日

北朝鮮の抑留対象になった人は、北朝鮮当局の懐柔と脅迫により自ら韓国への帰還を放棄した人が多い。また、北朝鮮生まれの人、利用価値が高い人（情報獲得）、韓国及び国際社会に認知されていない場合、送還要求が低い場合などである。抑留された拉北者は北朝鮮の体制宣伝活動、対南心理戦、スパイ教育、工作要員などの利用価値が高い分野で積極的に利用されたり、「以南化教育官」として南派スパイ養成機関に配置し教員として利用されていたことが判明している。その後、利用価値がなくなった場合は政治犯収容所、炭鉱、工場などに配置されている。

⑷　拉北者問題に対する国内的対応

1990年後半に入って、北朝鮮との関係が和解、協力的な雰囲気に転換され、2000年の南北首脳会談が行われた。この首脳会談で、拉致問題が水面上に上がってくるきっかけとなった[64]。拉北者問題に対して韓国政府は身元確認及び送還などを北朝鮮に要請している。しかし、北朝鮮側は拉北者は北朝鮮に「滞在を希望する者」であるという理由で拉北者の存在自体を否定している。北朝鮮は拉北者の用語も「失踪者」、「戦争時期行方不明者」として扱って対応している。これに対して韓国は南北赤十字会談（2006、第７次）で「戦争時期及びそれ以降の時期に行方を知ることができなくなった人々」と合議して離散家族再会時に拉北者を再会するようにしたことがある。韓国政府は、2006年１月に、北朝鮮による拉致のため、被害を受けた拉致被害者への補償と支援を内容とする特別法の制定方針を決定し、「軍事停戦に関する協定締結以後の拉北被害者の補償及び支援に関する法律」を制定した。同法律案は、2006年10月10日の閣議で決議された後、10月20日の国会に政府法律案として提出され、2007年４月27日、法律第8393号に公布された[65]。法律の具体的な支援内容は以下である。

表6　拉北被害者法定支援内容

区分	支給対象	支給金額
被害見舞金	３年以上拉北されている者の家族	● 月最低賃金の36倍の範囲内で支給 － 月最低賃金X拉北年数 － 65歳以上の場合10パーセント加算 ● 最高額：3,580万ウォン
定着金	３年以上拉北後、帰還者	● 定着金：月最低賃金額の200倍の範囲内 － 基本金100倍、加算金（年齢、健康、勤労能力など）100倍 ● 住宅支援金：7,000万ウォン（別途支給） ● 最高額：２億５千万ウォン（定着金＋住宅支援金）
補償金	拉北者及び家族、国家公権力による死亡、傷害被害者	● 死亡者：死亡当時の賃金など勘案して補償 ● 傷害者：労働喪失率、将来の雇用可能期間などを勘案して補償
医療支援金	補償金の対象者の内、傷害を受けた家族や帰還拉北者本人	● 治療費、看護費、義肢等の補装具の購入費

出典：拉北被害者支援団、拉致被害者補償及び支援審議委員会『戦後拉北被害者補償及び支援白書』34頁。

⑸　拉北者問題の国際的対応

北朝鮮による戦時民間人拉致行為は「民間人の強制移送と強制抑留を禁止」（ジュネーブ第４条約に反する行為）、戦後民間人拉致行為は「国際法上反人道的犯罪及び戦争犯罪」に対する違反となっている。最も拉致問題は人道主義的なアプローチが要求される事案として国際人権規約による最も重大な人権侵害の問題である。また、北朝鮮の拉致行為は世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約など違反である[66]。

北朝鮮による拉致問題は、国内法的な対応とともに、国際的な人権改善と保護に関する国際法的アプローチも講しなければならない。このため、各国の政府だけではなく、国内外の人権団体、NGO と Amnesty International, Human Rights Watch などの国際人権団体が連帯を結成して活発な活動をしている。

2014年２月17日、国連では「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（Commission of Inquiry: COI）」報告書で北朝鮮の人権問題を発表した[67]。この報告書では、北朝鮮による拉致及び人権侵害問題を「北朝鮮政府、最高指令部による組織的、広汎かつ重大な人権侵害が長期にわたり行われており、現在も進行中だと指摘（人道に対する犯罪）」として発表したのである。このような犯罪行為は国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）の管轄対象犯罪または保護

する責任（Responsibility to Protect: R2P）と関連していると指摘したのである。

おわりに

北朝鮮の核問題及び拉致問題は国際的枠組みの中での協力体制の構築が重要である。現在、北朝鮮の核問題を解決するための６者協議は一進一退を繰り返し、本来の目的を達成することができないまま足踏み状態にある。北朝鮮の参加と協力がなければ今後の６者協議は不透明な状態のままである。６者協議は北朝鮮の核問題という地域の懸案を多国家が協議して調整する最初の枠組みである。北朝鮮の立場から見れば６者協議は北朝鮮の非核化論議の過程で様々な難題を解くための懸案調停機能を提供したことは間違いない。しかし、北朝鮮の核保有が既成事実化された現時点で６者協議は、北朝鮮の非核化という当初の目的を達成するのに失敗したと見ることができる。むしろ、ある意味で、北朝鮮が核保有をするのに必要な時間を与えることで、事態をさらに悪化させたと判断することができる。根本的な原因は、６カ国間の利害関係と不信とともに、６者協議自体の構造的矛盾を指摘することができる。つまり、６者協議で合意を導き出すことに成功しても、その履行を担保する拘束力がない。北朝鮮はこれまで６者協議の約束不履行と会談脱退、核実験などを繰り返し、会談のテーブルを復帰条件として経済的援助を求めるなど、意図的に６者協議の枠組みを悪用したのである。現在、北東アジア地域の情勢は、中国の浮上と、これを牽制しようとする米国、日中・日韓の歴史問題、領土問題など地域の国家間の信頼が最低状況である。

今後６者協議は北朝鮮の核問題の解決とともに地域安定の構図を害する国家に対して処罰よりは対話と説得を通じて地域安全保障の定着の枠組みに発展させる必要がある。さらに、北朝鮮の非核化及び核廃棄などの合議の履行を監督して対北朝鮮支援を分担する一方、地域内の共同安全保障と永久的な平和を議論するための多国間安全保障協力会議として発展させていかなければならない。

拉致問題に対しては人道的問題、人権問題として北朝鮮を説得する必要がある。現在、国連総会および国連人権理事会において北朝鮮人権決議案を採択するなど北朝鮮の人権問題に対して国際的な取り組みが始まっている。北朝鮮の人権弾圧を国際刑事犯罪と規定し、国際刑事裁判所（ICC）に付託するよう勧告した。これは、北朝鮮で長年に反人道的犯罪が組織的に強行されたことを認めることである。今後、金正恩政権が人権改善措置をとらなければ、国連をはじめとする国際社会の圧力はさらに強まるであろう。

北朝鮮の核問題及び拉致問題の解決は北東アジア、世界平和の前提条件である。また、核問題、拉致問題の解決は北朝鮮の人権と民主化問題と直結している。今後、北朝鮮の人権、民主化のためには各国は協力して対応しなければならない。

地域の安保危機は経済危機と共存している。したがって、北朝鮮の核と拉致問題を解決するためには韓国と日本の安保･経済分野の連帯協力が重要である。近年、この地域には日本の集団的自衛権、領土問題、歴史論争など様々な問題が存在しているのは事実である。しかし、地域の安保及び平和のためには新たな地域安保体制の構築を模索しなければならない。このためには、日本と韓国の地域において役割が重要であろう。

［付記］本稿と関連する筆者の論考に、広島平和研究所主催の連続市民講座（2014年度前期）での報告をまとめた孫賢鎮「北朝鮮の核と拉致問題」（『広島平和研究所ブックレット』創刊号、2014年12月）がある。本稿は同論考をさらに深化させ、新たな資料と知見を加え、注を付すなどして大幅に改稿したものである。なお、原文が韓国語の参照（引用）資料の邦訳は筆者による。

注

1　金正恩は2012年4月に行った公開演説で「核能力を含む軍事力の強化、人民生活の改善、祖国統一」について言及した。
2　金甲植「金正恩の政権発足の特徴と今後の展望」（国会立法調査処、懸案報告書、第185号、2013年１月18日、13頁。
3　日本外務省『北朝鮮による日本人拉致問題』2014年、３項。
4　United Nations General Assembly, A/HRC/25/63, February 17, 2013.
5　金正恩は2014年新年の演説で「朝鮮半島で再び戦争が起きたらそれは巨大な核災害につながる」と威嚇した。
6　KINU, “*The Kim Jong-un Regime's Policy Direction: with Special Focus on Power Structure and Leadership*,” (Seoul, 2012), pp.34-35.
7　『労働新聞』2009年４月10日付。
8　当時の憲法改定では、国防委員会ではなく国防委員長を「国家の最高指導者」として国防委員会の事業と国の全般事業を指導するだけではなく、国防委員をはじめとする重要な軍事幹部を任免する権利を保有した。また、戦時状態と動員令を宣言と追加で「緊急事態」宣言の権限まで持つ強力な機関として規定した。
9　国防委員会は、1972年12月27日、社会主義憲法採択時に新設された。金正日の軍事力掌握を制度的に格上げするために、1992年に憲法を改定する際に最高軍事指導機関に昇格させた。以来、1998年憲法では、国防委員会は最高軍事指導機関であり、国防全般を管理する機関として位置づけられた。国防委員会の位相と役割は、2009年４月９日の最高人民会議の第12期第１回会議でさらに強化された。
10　KINU, *op.cit.*, pp.12-13.
11　憲法前文では「朝鮮民主主義人民共和国の社会主義憲法は偉大な首領金日成同志と偉大な領導者金正日同志の主体的な国家建設思想と国家建設の成果を法制化した金日成－金正日憲法である」と明記した。
12　『労働新聞』2012年４月12日付。
13　金正日の「10. 8遺訓」（2011年10月８日）によって金正恩を最高司令官に推戴した。この遺訓によると金正日は１年以内に金正恩を最高役職に就けるとした。
14　KINU, *op.cit.*, p.26.

15　金正恩の公開活動は、労働新聞など北朝鮮の報道メディアが正式に明らかにした金正恩の活動を意味する。ここでは、現場での親人民的な大衆指導方法を意味する現地指導が含まれている。
16　平岩淳司『北朝鮮は何を考えているのか』NHK 出版、2013年、55-58頁。
17　James Clay Moltz and Alexandre Y, Mansourov, eds., "*The North Korean Nuclear Program: Security, Strategy, and New Perspectives from Russia*", New York: Routledge, 2000. p.15.
18　*Ibid.*, p.16.
19　朝鮮戦争後とスターリン死去後、北朝鮮内部では、ソ連派、中国派などの派閥対立と紛争が起こり始めた。金日成は「ソ連式でも中国式でもない、われわれの革命は朝鮮式に革命を達成しよう」と主張したのである。また、ソ連と中国の間でいわゆる「等距離外交」を繰り広げ主体と自主を強調し始めた。
20　『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』第３条（2012年及び2013年修正補足）。
21　北朝鮮の金日成は、スターリン死後、フルシチョフの社会主義分業体制を拒否し、独自の経済体制を確立することによって、真の自立を果たすことができると主張したのである。
22　「国防における自主」とは、自国の運命を自ら決めるためには、自衛力を高めるしかないという意味である。金日成は、自主国防のために予備軍の拡大、正規軍の軍事はすべて幹部化にするなど軍組織の変化を図った。
23　「政治における自主」とは、金日成のよる一連の奪権闘争を踏まえた言葉であり、ソ連派と中国派の影響を排除して、自主的に政治を行うことを意味し、中国、ソ連に対する自主を自己主張する1966年の自主路線宣言につながる（平岩、前掲書、68-69頁）。
24　金正恩『金正恩著作集』白峰社、2014年、23-24頁。
25　平岩、前掲書、79-80頁。
26　韓国外務省の声明、2003年６月18日付。
27　「赤化統一」というのは、朝鮮戦争以降、韓国を米国から解放するという赤化統一戦略で朝鮮半島を統一するという戦略を意味する。すなわち、分断されている朝鮮半島において、北朝鮮が主導し、武力による統一を果たすことを指す。
28　北朝鮮の革命力量は、韓国を共産化させる北朝鮮の内部能力を指すものであり、南韓の革命力量は、北朝鮮の助けで南韓（韓国）でも革命が起きるようにする力をいう。また、国際的な革命力量は共産化統一に有利な国際的環境を生み出す力を指す。
29　韓国安保問題研究所『北韓の核・ミサイル：脅威と対応』2014年、183-184頁。
30　『金正恩著作集』52頁。
31　『金正恩著作集』52-53頁。
32　『労働新聞』1999年６月16日付。
33　『労働新聞』2013年８月25日付。
34　「金正日総書記の先軍革命思想と偉業をとわに輝かそう」『朝鮮人民軍』2013年８月25日付。
35　『金正恩著作集』230-231頁。
36　「朝鮮中央通信」2013年３月21日付。
37　Associated Press, "North Korea Appears to Be Restarting Reactor, U.S. Institute Says: A Recent Satellite Image Shows Rising White Steam That Indicates the Reactor Is in or Nearing Operation," September 11, 2013, http://online.wsj.com.
38　韓国安保問題研究所、前掲書、139頁。
39　『毎日新聞』（韓国）2006年11月１日。
40　Robert S. Norris and Hans M. Christensen, "North Korea's nuclear program 2005," *Bulletin of*

the Atomic Scientists, Vol.61, No.3, May/June 2005, pp.64-67; David Albright and Paul Brannan, "*The North Korean Plutonium Stock*, February 2007,"(ISIS).

41 Siegfried S. Hecker, "North Korea reactor restart sets block denuclearization," *Bulletin of the Atomic Scientists,* Column, October 17, 2013.

42 「人口衛星打ち上げの成功に寄与した科学者、技術者、労働者、幹部のために催された宴会での演説」2012年12月21日、『金正恩著作集』161頁。

43 Joseph S. Bermudez, Jr., *The Armed Forces of North Korea* (London: I. B. Tauris, 2001), pp. 237-247.

44 Nick Hansen, *North Korea's New Long-Range Missile: Fact or Fiction?,*May 4, 2012, http://38north.org/2012/05/nhansen050412,

45 韓国安保問題研究所、前掲書、155頁。

46 Norris and Christensen, "North Korea's nuclear program 2005,", pp. 64-67.

47 KINU『2013北朝鮮の核プログラム及び能力評価』2013年、79頁。

48 同前、79-80頁。

49 同前、93頁。

50 北朝鮮には、良質のウランが多量に埋蔵されている。1980年６月、北朝鮮の発表によると、北朝鮮のウラン資源は総埋蔵量は2,600万トンで、採掘可能量は400万トンに達する。これは、現在、全世界の探査されたウランの埋蔵量と同じ量である。

51 KINU、前掲書、81頁。

52 S/RES/1718 (2006).

53 決議の原文は以下の通り。"Decide that the DPRK shall abandon all nuclear weapons and existing nuclear programmes in a complete, verifiable and irreversible manner, shall act strictly in accordance with the obligations applicable to parties under the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and the terms and conditions of its International Atomic Energy Agency (IAEA) Safeguards Agreement (IAEA INFCIRC/403)…."

54 具体的な北朝鮮に対する制裁措置については、まず武器禁輸措置として、北朝鮮からのすべての武器・関連物資の輸出禁止、北朝鮮によるすべての武器・関連物資（小型武器及びその関連物資を除く）の輸入禁止、貨物検査としては、すべての国が、国内権限・国際法に従い海岸及び空港を含む自国の領域内で、禁止物品（安保理決議1718及び1874により北朝鮮への輸出入が禁止される物品）の疑いのある貨物を検査することが要請された。また、金融面の措置としては、大量破壊兵器・ミサイル関連計画・活動に資するいかなる金融資産等の移動防止、すべての加盟国及び国際金融機関等に対する新規援助（無償資金、資金貸付等）の禁止（人道・開発目的又は非核化促進のためのものを除く）等が要請された。See S/RES/1874 (2009).

55 "The DPRK committed to abandoning all nuclear weapons and existing nuclear programs and returning, at an early date, to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and to IAEA safeguard."(Joint Statement of the Fourth Round of the Six-Party Talks, Beijing, September 19, 2005).

56 KINU『北韓核の国際政治と韓国の対北核戦略』2011年、198頁

57 統一部『2013 統一白書』韓国統一部、2013年、135頁。

58 拉北被害者支援団『戦後拉北被害者補償及び支援白書』2011年、11頁。

59 同前、21-23頁。

60 「戦後拉北者法」第２条（定義）、１号。

61 「戦後拉北者法」第２条（定義）、２号及び３号。

62 『2010北韓人権白書』大韓弁護士協会、2010年、493頁。

63　同前、497頁。
64　2000年６月15日、南北首脳会談が開催され、９月に韓国内の非転向長期因の北朝鮮送還が行われた。このことがきっかけとなって、拉致被害者の家族は、北朝鮮にいる拉致被害者の生死確認と送還を積極的に主張し、国民とマスコミも拉致問題に関心を寄せるようになった。
65　拉致被害者支援団、前掲書、27頁。
66　『世界人権宣言』第13条第２項には、「すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国帰る権利を有する」とある。また、『市民的及び政治的権利に関する国際規約』第12条第２項及び第４項には、すべてのものは、いずれの国（自国を含む）からも自由に離れることができる。何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない旨が記されている。なお、『強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約』（International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance）第２条によれば、「強制失踪」とは、「国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団は、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由のはく奪を行う行為であって、その自由のはく奪を認めず、又はそれによる失踪者の消息若しくは所在を隠蔽することを伴い、かる、当該失踪者を法律の保護の外に置くもの」をいう。
67　A/HRC/25/CRP.1.

独立論文

憲法９条訴訟と平和的生存権

河上　暁弘
広島市立大学広島平和研究所

はじめに

戦後日本の社会運動史、平和・人権運動史において、それがしばしば憲法訴訟という形をとって展開・発展したことは、特筆すべきことと思われる。

戦後、平和・人権・民主主義を基本原則とした日本国憲法が制定された。その中でも、他国の憲法と比較して、とくに特徴的なのは、平和主義原則である。憲法では、前文に、平和的生存権（「恐怖と欠乏から免かれ平和のうちに生存する権利」）[1]の規定を置き、またその権利を保障するために、第９条においては、戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認という徹底的な平和主義条項を規定している[2]。

しかし、他方、戦後日本では、そうした非戦・非武装条項は、文字通りは実行されず、反対に、再軍備、米軍基地の維持・拡大、米国による戦争への協力、日米同盟強化の方向へと進み、また長年政権担当をしてきた与党・自由民主党の政治家などから憲法改正がしばしば提案されてもきた[3]。このため、日本の平和運動は、こうした動きに対抗する必要もあってか、憲法９条を護ることを主張し、憲法改正（明文改憲）の阻止を訴えてきた。この意味で、平和運動はしばしば「護憲運動」という形をとることとなった。このように、日本国憲法は、戦後政治、戦後社会運動において重要な争点となり続けてきたのである。

ただ、よく考えると、改憲を阻止するということだけではそれはただの現状維持にとどまる。また、政府・与党は、世論の反発・支持率低下・選挙への悪影響を受けやすい憲法改正を正面から政治日程に乗せることを避け、正規の手続きに基づく憲法改正ではなく、憲法解釈の変更･拡大･柔軟化等により自衛隊の保持、日米安保条約による米軍の駐留、自衛隊の海外派遣などを実行してきた（「解釈改憲」[4]とも呼ばれる）。そこで、もし日本において平和（正確には憲法９条が規定するような意味での平和）を実現しようとするならば､違憲の政治をただす（質す・正す）ことから始めて、憲法理念を少しずつでも実現しようとする運動[5]も行われる必要があり、また実際に行われてきた。本稿がとり上げる「憲法９条訴訟」、すなわち安保条約や自衛隊に対する違憲訴訟は、その支援運動も含めて考えるならば、そうした違憲の政治をただし、憲法理念を少しずつでも実現しようとする運動という文脈において理解することが可能ではないだろうか。

違憲の政治・政策をただそうと考えるならば、多くの国では、選挙によって政権交代を実現させるだけではなく、裁判所の違憲審査権の行使により、それをただすことも可能である。しかし、日本の場合、たとえばドイツに見られるような、憲法訴訟を、専門的に、そして最終的に審査する「憲法裁判所」が違憲審査を行うような制度をとらず、米国などと同様に、最高裁判所や下級裁判所といった通常の司法裁判所が具体的な紛争・事件の解決の際に必要があれば付随的に当該事件に適用される法令の違憲審査も行うという方式を採用している（付随的違憲審査制）。すなわち、司法権とは、「具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用」[6]であるから、違憲の立法がただ行われたというそれだけでは違憲訴訟は通常は提起できないものと解され、そうした違憲立法等により具体的な争訟事件が発生した場合、すなわち立法等により具体的な権利侵害などが生じ、それが民事・刑事・行政事件等の形で提起されうるときにはじめて、司法機関たる裁判所が権限を行使でき、その際、適用される法令等に違憲の疑いがある場合に事件解決に必要があれば当該適用法令等の違憲審査も行われるという形態を典型例とする制度である[7]。このため、憲法９条訴訟[8]も、民事・刑事・行政事件の形をとって提起されることとなった。その点で、（訴えの利益・原告適格など）テクニカルな法的争点も多く、法律専門家以外には論点がやや理解しにくい面もあるが、しかし、他方、権利救済を基本目的とする司法裁判所において扱われる具体的事件の形をとったものだからこそ、当該訴訟には、多くの場合、事件背景や事件そのものに（そのほとんどはかなり深刻な）人権侵害の存在があるということをまず確認しておきたいと思う。

その人権侵害の典型例は、かつては、軍事基地の問題であった。詳しくは後で触れるが、砂川事件は、米軍基地拡張に対する反対運動に関連して起きた刑事事件であり、恵庭事件は、自衛隊基地による騒音等の深刻な被害に対する住民側の対抗措置が刑事事件となって提起された事件であり、長沼ナイキ訴訟は、ナイキミサイル基地建設に伴い、洪水防止用の保安林の解除処分が行われたのに対して、その処分の違憲・違法性を問い、またその処分の撤回を求めた行政訴訟であり、百里基地訴訟も、自衛隊百里基地のための用地取得に関して、防衛施設庁のアグレッシブな用地買収行為とそれに対抗する基地反対派との間で起こった民事訴訟である。いずれも、基地被害と密接不可分な訴訟であり、そのことを無視して、原告・被告側双方の形式的な法律論のみの応酬を見てもその本質はとらえられないと思う。

また、本稿では、冷戦後、それら軍事基地関連訴訟とは異なる形で出てきた自衛隊海外派遣の違憲性を問う訴訟として自衛隊イラク派遣違憲訴訟もとり上げたいと思う。冷戦後の憲法９条訴訟（湾岸戦争関連の「市民平和訴訟」、PKO 違憲訴訟、テロ特措法違憲訴訟、イラク自衛隊派遣違憲訴訟等）には、それまでの訴

訟とは異なる、注目すべき変化が出てきたように思われる。

その変化とは、第１に、かつての訴訟は、安保条約・自衛隊のその存在自体の違憲性を問うものであったのに対して、冷戦後の訴訟は、自衛隊の海外派遣行為の違憲性を問うものであったことである（これらは、訴訟としては、自衛隊海外派遣行為についての差し止め請求、違憲確認請求、損害賠償請求を要求する訴訟として行われた）。この背景には、1980年代後半以降の日本の海外直接投資・海外権益の急激な増加とそれに伴い、自衛隊の主要な役割が「日本列島防衛」（むしろ日本に駐留する米軍の「反撃力」の防衛[9]）から「日本の海外権益防衛」へと変化してきていることがあると思われる[10]。

第２に、かつての訴訟は、軍事基地に対する訴訟、とくに基地化する農地を守ろうとする訴訟であり、その訴訟当事者・関係者の主体は、農民であったのに対して、冷戦後の訴訟には、そのようなバックグラウンドはほとんど見られない。この背景には、日本の経済構造が、農村型社会から都市型社会へと変化したことと関係があるだろう。冷戦後は、沖縄での反基地運動やそれに関係する訴訟等は別だが、主として、都市型市民による訴訟という側面が強いように思われる[11]。

第３に、政府の軍事的活動に対する被害者的視点による訴訟から、加害者的視点の強調が見られるということである。それは、政府が米国の戦争に協力することに対する加害責任の追及と国民として政府の戦争政策への加担拒否ということを背景に持っているということでもある。こうした憲法９条訴訟の新たな変化も注目すべきであろう。

そして、戦後日本のこれらすべての訴訟において、多くの市民、弁護士、学者が参加し、「世論、弁論、理論の三論一体の平和的結集」（深瀬忠一）[12]が見られる点も重要であろう。主権者たる市民が、裁判を通じて、今の日本の政治・立法のあり方を問い、政治のあり方について憲法理念を実現するべく変えようとする行為そのものは、平和実現、人権保障、民主主義実現にとっては肯定的にとらえてもいいように思われる[13]。また、憲法訴訟は、学術研究にも大きな刺激と理論の進歩を促す契機を与える。本稿でとり上げる平和的生存権もそうだが、生存権や環境権などの理論の発展の背景にはすべて憲法訴訟の存在があったことを付言しておきたい。

これらのことをふまえつつ、以下、戦後日本の憲法９条の裁判について概観したい。

まず、第１章において、司法審査における日米安保条約・駐留米軍の憲法適合性の問題をそれが問題となった砂川事件を通じて考察したいと思う。また、第２－４章においては、司法審査における自衛隊の憲法適合性の問題を、恵庭事件（刑事事件、第２章）、長沼ナイキ訴訟（行政訴訟、第３章）、百里基地事件（民事事件、第４章）を通じて考察する。そして、第６章においては、自衛隊の存在それ

自体ではなく、その海外派遣が問題となった自衛隊イラク派遣違憲訴訟をとり上げて考察をしたい。

これらはすべて、安保条約・自衛隊の存在および根拠法（条約や法律）、又はその運用の憲法適合性が問題となっているだけではなく、軍事目的を理由とした国民の人権制限・人権侵害が許されるかどうかという点が問題となったという意味で、すべて平和的生存権が問題となったと言える。訴訟において、この平和的生存権が具体的にどのように扱われたかという点も可能な範囲でとり上げたい。以下、具体的に検討を進めたいと思う。

1．砂川事件と日米安保条約・駐留米軍の憲法適合性

⑴ 砂川事件の概要

駐留米軍砂川基地（東京都北多摩郡砂川町―現在は立川市）の拡張に反対する「砂川闘争」[14]において、1957年７月、土地測量に反対するデモ隊と警官隊が衝突し、その際柵が一部倒れ基地内に２～５メートルほど立ち入る結果となったことをもって学生や労働組合員が逮捕され、７人が当時の日米安保条約に基づく刑事特別法第２条違反（一般刑事法より重罰を科することができる）[15]に問われ起訴されたのが本事件である。1959年３月30日、第１審の東京地裁（伊達秋雄裁判長）は「日本が米軍の駐留を認めることは戦力の保持に当たり憲法９条に違反する」との判断を示し、そうした違憲の目的のために重罰を科することができる刑事特別法第２条は無効として、７人全員に無罪を言い渡した（伊達判決）。その後、国が一気に最高裁に持ち込む「跳躍上告」[16]を行い、1959年12月16日、最高裁は一審判決を破棄した。差し戻し裁判で1963年12月25日、７人全員の有罪（罰金2000円）が確定した[17]。第１審判決と最高裁判決の最大の違いは、憲法９条２項が戦力の不保持を定めているが、その保持が禁止される戦力に外国軍（駐留米軍）が含まれると解するか否かであると思われる。

⑵ 砂川事件第１審判決（「伊達判決」）

第１審東京地裁判決（「伊達判決」）[18]では、憲法９条は、「自衛権を否定するものではないが、侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さない」、「戦争を国際平和団体に対する犯罪とし、その団体の国際警察軍による軍事的措置等、現実的にはいかに譲歩しても右のような国際平和団体を目ざしている国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的安全措置等を最低線としてこれによつてわが国の安全と生存を維持しようとする決意に基くもの」ということを確認した上で、安保条約によれば、駐留米軍は、日本防衛にのみ使用されるものではなく、米国が「戦略上必要と判断した

際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得る」ので、その場合、「わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞」があり、「合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、『政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意』した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずる」し、また、「合衆国軍隊がわが国内に駐留するのは、勿論アメリカ合衆国の一方的な意思決定に基くものではなく、……わが国政府の要請と、合衆国政府の承諾という意思の合致があつたからであつて、従つて合衆国軍隊の駐留は一面わが国政府の行為によるものということを妨げない。蓋し合衆国軍隊の駐留は、わが国の要請とそれに対する施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があつて始めて可能となるものであるからである。かようなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第９条第２項前段によつて禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ない」と指摘し、またそうした違憲の目的のため、国民に対して一般刑事法（本件では軽犯罪法）の規定よりも特に重い刑罰をもつて臨む刑事特別法第２条の規定は、憲法第31条（罪刑法定主義、適正手続保障）に違反し無効であり、被告人を無罪と判示している。

⑶　砂川事件最高裁判決

第一審判決に対して、最高裁大法廷判決（田中耕太郎裁判長・最高裁長官）[19]では、憲法９条は、戦争放棄、戦力不保持を定めているが、これにより主権国として持つ固有の自衛権は否定されたものではなく、「わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではない」のであって、「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のこと」とした上で、戦力不保持による「わが国の防衛力の不足は、……必ずしも原判決のいうように、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的安全措置等に限定されたものではなく、わが国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができる」し、「憲法９条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではない」とする。その上で、憲法９条２項が、「戦力の不保持を規定したのは、わが国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使することにより、同条１項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすが

ごときことのないようにするためである」と解すべきであり、「同条２項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである」としている。しかし、「本件安全保障条約は、……主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであって、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない。それ故、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従って、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のもの」であるとして、安保条約そのものについては、いわゆる「統治行為」論（高度に政治的な問題に関する国家行為については司法審査の対象外とする法理論）に基づき、司法審査権の範囲外のものとして違憲・合憲の判断を回避した。

⑷　砂川事件判決（地裁判決・最高裁判決）についての考察

この２つの判決につき、以下、若干の考察を加えたい。砂川事件が起き第１審判決が下されるまで、学説は、旧安保条約成立当初は、当該条約や駐留米軍に対して、合憲論が有力であったとされる[20]。

当時有力であった合憲論として、例えば、次のようなものがあった[21]。

①憲法９条２項で保持を禁止した戦力とは、日本国の戦力であり、日本国の指揮管理下にない他国の軍隊については何ら禁止していない（横田喜三郎）[22]。

②憲法９条は、国連による安全保障の方式を認めている。また、そのような国連による集団的安全保障に至る過渡的措置として、外国軍隊の駐留を認めることは、憲法に反すると解する根拠は見出しにくい（宮沢俊義）[23]。

③日米安保条約は、国連憲章52条の定める地域的取極に準ずべきものであり、また駐留米軍は実質的には国連軍の中核をなすものであるから、国連軍に準ずるものとして違憲ではない（『註解日本国憲法』）[24]。

④条約が憲法に優位するので、日米安保条約の違憲性を憲法９条から導き出すことはそもそもできない（条約優位説、『註解日本国憲法』）[25]。

⑤憲法９条が戦力の保持を禁止したのは日本の軍国主義の復活を阻止するためであった。米軍駐留は日本の軍国主義復活を監視する意味を持つものであり、その意味では、９条の趣旨に反しない[26]（後の「ビンの蓋」論とも共通性が見られる）。

しかし、この砂川事件以降、学界の趨勢は違憲説に一気に傾き、地裁・最高裁の２つの判決に対しては、伊達判決を評価し最高裁判決を批判するものが大勢となっていった[27]。代表例として小林直樹の見解[28]を見ることとしよう。

まず、条約優位説[29]に対して、「国の意思で締結される条約が、国家の基本法（とくにその統治の基本体制と基本価値である人権規定）に優位し、これを変更しうると考えるのは、重大な自己矛盾」であり、「また実際に、条約締結権は憲法によって与えられ、その手続きも憲法で規定されている点で、条約を憲法に優先させることは背理というべきである」[30]と指摘した。また、「統治行為」論についても、司法権のあり方等を考えれば、原理上この「統治行為」的問題の存在を認めることはやむをえないが、それは「その範囲を極小化し、極限的な場合にのみ限定」すべきであり、とくに、たとえ高度に政治的な問題であっても、「憲法の基本価値特に人権問題に根本的にかかわる場合には、統治行為の名目で審査を回避することは許されないとすべきであろう」[31]と指摘している。

また、駐留米軍を国連軍に準ずるものなどとして合憲と解する見解に対しては、「現在の駐留軍は、事実上も法律上も、国連（警察）軍ではない。それは逆に、国連を構成する他の巨大国を仮想敵としたアメリカという特定国が…その世界戦略的なナショナル・ポリシイに基づいて派遣した戦力であって、それを国連軍または準国連軍だと規定するのは、あまりにも現実を無視した観念的定義であるといわねばならない」[32]と厳しく批判している。

また、憲法９条２項で保持を禁止した戦力とは、日本国の戦力であり、日本国の指揮管理下にない他国の軍隊については何ら禁止していないという説に対しては、「危険な可能性をはらむ戦力が、日本の所有する軍隊ならば違憲であり、日本国民のコントロールに服しない治外法権的な駐留軍―それはその存在において確実に日本の独立と主権を傷つける―ならば合憲だというのでは、話がアベコベだということにならないか」[33]と批判しているのである。

こうした安保条約・駐留米軍違憲説は、この砂川事件判決が出た頃から学界において多数説となって行く。しかし、他方、砂川事件最高裁判決は、安保条約について違憲説を採ることなく、「一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のもの」といった論理を提示したが、それはその後も、判例として司法部内に大きな影響を与えている。この最高裁の論理について、もう少し検討を加えてみたい。

まず、最高裁の解釈論の姿勢についてであるが、多数意見のみならず、各裁判官の個別の意見を含めて、どれも結論を導き出す根拠としては条約の文言をただそのまま引用するのみで、条文上はこう書いてあるから、平和に反するものではない、憲法の精神に反するものではないと論じていて、どうやら「文面審査」しか行っていないようであり、司法審査にとって必要不可欠なものであるはずの「立

法事実」[34]を検討しようとした形跡すらうかがえない。これは、安保条約や駐留米軍の機能や実態に注意を払って解釈をした１審の伊達判決と著しく異なる点であるが、古今東西どんな軍事同盟の条約も条文上は平和や安全を謳い上げている場合が多いので、文言だけを根拠とするなら、ある条約や法律を「一見明白に違憲無効」とするのは相当に困難であろう[35]。仮に、安保条約が実際にどう運用されているか、駐留米軍がどのような機能を果たしているかということを裁判所が審査することが難しいとしても、どう運用されうるか、最悪の場合はどうなるか、その歯止めが条文上どの程度ありうるかくらいの判断は解釈論上も可能なはずであるが、それすらまったくと言っていいくらい検討していない点は大いに問題であるように思われる。

また、最高裁は、安保条約が「主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するもの」であるとしながら、「その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない」、「右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のもの」「一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のもの」と言う。しかし、このような論理には、法理論としても、「統治行為」論、国会ないし内閣の裁量論、「一見明白」論という複数のものが混合していて論理一貫性を欠くという重大な理論上の欠陥を指摘するもの（古川純）[36]もある。しかし、それにもかかわらず、沖縄における職務執行命令訴訟（1996年８月28日最高裁）[37]などのように、今でもこの判決を当然のように引用するケースが目立つことは問題であろう。この点では、古川純が、「砂川判決が統治行為論の先例としての価値があるかは疑問」であり、憲法９条関連裁判で下級審判決が砂川最高裁判決の判旨に依拠しながら「統治行為」論を肯定することは「批判されなければならない」と指摘しているのは首肯できる[38]。

この砂川事件最高裁判決の論理は、駐留米軍は憲法９条２項が保持を禁止している「戦力」には該当しない、だが安保条約自体は「統治行為」論ないし裁量論的な観点から違憲とも合憲とも判示できない司法審査の範囲外の問題というものである。ただ、司法審査が及ぶか否かはともかくとしても、理論上は、駐留米軍は９条２項が禁止する戦力保持には当たらないが、安保条約自体が違憲であるから駐留米軍も違憲という判断も解釈論としては存在しうるわけで、つまり、駐留米軍の違憲性・合憲性と安保条約の違憲性・合憲性は両方をセットで論じなければ、それが憲法上認められるものか否かということは答えが出ないはずである。最高裁の論理は、たまたま駐留米軍は憲法９条２項が禁止している戦力には当たらないということだけは司法判断ができたけれども、司法審査権の限界との関係

で、そのおおもとたる安保条約が憲法に違反しているか否かは判断できないと言っているわけであるが、この論理に対して、駐留米軍のみ取り出して最高裁が駐留米軍を合憲と判示したと評価するとか、ましてや安保条約を合憲と判示したと評価するのは、やや行き過ぎた評価ではないかと思われる。むしろ、実質的には、安保条約に関わることについては、最高裁は憲法判断を未だしていないと解するべきではないかと私には思われるのである。

ましてや、この砂川事件は、旧安保条約の頃のものである。その後、1960年には現在の新安保条約（「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」）が締結されている（さらには冷戦後、日米安保共同宣言や新ガイドラインを見てもわかる通り、安保条約の実態・運用は日本および「極東」の安全保障にとどまらないグローバルなものとなっている）。その意味で、砂川事件の最高裁判決は、現在の安保条約およびその下で置かれている駐留米軍に対してそのまま先例・判例になるようなものではないのではないか。この点は今後、大いに再検討されるべき問題であるように思われる[39]。

次に、実体論との関係で、ここで触れておきたいのは、駐留米軍と国連軍、そしてそれらと日本国憲法の平和主義との関係である。駐留米軍は、国連軍ではなく、またそれに準ずるものであるという根拠は何ら明確ではなく、むしろ、駐留軍は、アメリカにとっては集団的自衛権の行使のための軍隊であるのに対して、国連軍は、集団安全保障の実施のための実力部隊であり、法的性格は異なる。また、仮にこの点をおき、駐留軍が仮に国連軍あるいは国連軍に準ずるものだとしても、その駐留は違憲と思われる。日本国憲法の平和主義は、そもそも軍事力による紛争の防止・解決は、自国の防衛のためであれ、一切行わないことを規範内容としていると解される。仮に国連軍による日本駐留であれ、それが軍事力による紛争の防止・解決のものである以上は、憲法上認められないものというべきであろう[40]。

さらに、理論の問題ではないが、最高裁判決の前に、伊達判決に衝撃を受けた米国（マッカーサー大使）より同判決の破棄を狙って藤山愛一郎外相に最高裁への「跳躍上告」を促す外交圧力をかけたり、最高裁長官と密談するなど露骨な介入を行っていた点、そして田中裁判長自らも公判の望ましい方向性や日程の見通し等を漏らしていたとされる点などが公文書により今日明らかになっており、重大問題ではないかと思われる（判決を無効とすべきとの意見も出るだろう）[41]。この一点だけとっても、この砂川事件最高裁判決は、今日再検討されるべきではないかと思われる[42]。

２．自衛隊裁判－１　恵庭事件

安保条約については、条約の違憲審査、条約の遵守義務という問題も含み、純粋な日本の軍事力の保持や軍事目的による国民の人権制限のケースとして違憲審査をすればいい問題とは言い難い面もあった。しかし、自衛隊に関する訴訟は、まさに、日本の軍事力の保持や軍事目的による国民の人権制限のケースの問題そのものであったため、裁判においてどのような理論が展開され、また判例がどのような態度をとったかはより重要であるように思われる。ここでは、恵庭事件、長沼ナイキ訴訟、百里基地事件を、自衛隊の憲法適合性と平和的生存権の問題に焦点を当てつつ、ごく簡単に概観してみたい。

⑴「恵庭事件」の概要と判決内容

この「恵庭事件」は、自衛隊それ自体の違憲性が問われたはじめての刑事事件として知られる。事件の概要は次の通りである。

北海道千歳郡恵庭町（現恵庭市）の酪農民が自衛隊法第121条違反（防衛器物損壊罪、刑法第261条の器物損壊罪より重罰を科する）[43]に問われ、当該規定およびこれを含む自衛隊法全般ないし同法によって存在が認められている自衛隊が日本国憲法第９条、前文等の諸条項に照らして違憲であることが争点として注目された刑事事件である。

北海道恵庭町で、自衛隊演習場の近隣で酪農を営んでいたが、米軍機や自衛隊機の超低空飛行訓練や実弾射撃訓練などの騒音などにより牛乳生産量の激減や牛の死亡例が相次いだと主張する２人の兄弟（野崎建美、野崎美晴）が、「境界付近での射撃訓練については事前に連絡する」と自衛隊が確約していたにもかかわらず、1962年12月に、自衛隊にその確約を破られたことに対して中止申し入れを中隊長にしたところ、上官の命令だからやめさせるわけにいかないと相手にされず、「では演習を止めさせてもらうために自衛隊の着弾地点との通信回線を切断しますよ」と通告したところ、（おそらくそれを本気にしなかったであろう）当該中隊長に「ああどうぞ」と回答されたことを受けて、通信線をペンチで切断した。これに対し、検察は、通信回線は自衛隊法第121条の「その他の防衛の用に供する物」に該当するとして（刑法261条が規定する通常の器物損壊罪ではなく、それより重罰を科す）防衛器物の損壊（自衛隊法第121条）を理由に起訴したのが本事件である[44]。

第１審の札幌地方裁判所の1967年３月29日判決[45]では、通信回線は自衛隊法121条の「その他の防衛の用に供する物」に該当しないとして、被告人に無罪を言い渡した。また、自衛隊の憲法判断に関しては、被告人の行為が無罪である以上、憲法判断を行うべきではないとして、憲法判断は回避をした。検察は上訴を

せず、また無罪となった被告人の上訴は訴えの利益がないとして上訴できないため、無罪が確定した。この判決の法理を見てみたい。

判決はまず、「刑罰法規は、その構成要件の定め方において、できるかぎり、抽象的・多義的な表現を避け、その解釈、運用にあたつて、判断者の主観に左右されるおそれ（とくに、濫用のおそれ）のすくない明確な表現で規定されなければならないのが罪刑法定主義にもとづく強い要請である」として、自衛隊法121条の定める「その他の防衛の用に供する物」という表現は、抽象的、多義的であるから、その解釈に際しては、同条の定める「武器、弾薬、航空機」という「例示物件とのあいだで、法的に、ほとんどこれと同列に評価しうる程度の密接かつ高度な類似性のみとめられる物件」を指すというべきであり、このような観点から本件通信線を検討してみると、「本件通信線が自衛隊の対外的武力行動に直接かつ高度の必要性と重要な意義をもつ機能的属性を有するものといいうるか否か、自衛隊の物的組織の一環を構成するうえで不可欠にちかいだけの枢要性をそなえているものと評価できるか否か、あるいは、その規模・構造等の点で損壊行為により深刻な影響のもたらされる危険が大きいと考えられるかどうか、ないしは、同種物件による用法上の代たいをはかることが容易でないと解されるかどうか」、これらすべての点に照らして多くの実質的疑問が存在するので、このような場合には、「罪刑法定主義の原則にもとづき、これを消極に解し、『その他の防衛の用に供する物』に該当しないものというのが相当である」として、被告人の行為は自衛隊法第121条の防衛器物損壊罪の構成要件に該当しないと判断した。そして、裁判所が「違憲審査権を行使しうるのは、具体的な法律上の争訟の裁判においてのみであるとともに、具体的争訟の裁判に必要な限度にかぎられる」とし、このことを、本件のような刑事事件に即して言うならば、「当該事件の裁判の主文の判断に直接かつ絶対必要なばあいにだけ、立法その他の国家行為の憲法適否に関する審査決定をなすべきことを意味する」とする。したがって、被告人の行為について、自衛隊法121条の構成要件に該当しないとの結論に達した以上、もはや、「憲法問題に関し、なんらの判断をおこなう必要がないのみならず、これをおこなうべきでもない」と結論づけ、自衛隊および自衛隊法に対する憲法判断を回避しつつ被告人を無罪と判示した。

⑵　恵庭事件判決の検討―無罪判決の意義

ここでまず検討すべきは、自衛隊（法）の憲法適合性を判断せずに、裁判を終了させえた裁判所の態度（憲法判断回避論）の妥当性である。

これについて、判決当時、評価・学説は分かれた。「裁判所の憲法判断は、それをしなければ、裁判所の結論が出せないという場合にだけなされるべきであり、憲法判断をもち出さずに裁判がじゅうぶんにできる場合には、憲法判断をするに

及ばないだけでなく、そういう場合には、むしろ、憲法判断をすべきでないと解すべき」として本判決のような憲法判断の回避は妥当とする宮沢俊義説[46]、この見解に反対し、「違憲性のうたがいのある法律を適用する場合に、裁判所は憲法判断をしないで結論をだすことができるものであろうか、ある法律が合憲であることがその法律を具体的事件に適用するについての論理的前提でなければならない」と指摘して憲法判断先行説に立つ有倉遼吉説[47]の応酬があり、両説には、裁判官がその必要性なしとして憲法判断を避けたいと考えればいくらでも憲法判断が回避できるかのように読めてしまう宮沢説も問題だが、有倉説のように、裁判所が法律の違憲性が疑われる場合にはいかなる場合にも憲法判断をしなければならないかのように解され、かつ憲法判断をしなくても有効適切に問題解決ができる場合に憲法判断をしなかった場合でさえも、裁判所が訴訟で問題となっている法律を合憲と解したかのようにとらえるというのも硬直的な理解ではないか[48]という難点があった。これらの学説に対して、重大な違憲状態にある場合に種々の具体的関連要因を総合して十分に理由がある場合には憲法判断により事件を解決することもありうるといった折衷説的な見解を述べる芦部信喜説[49]が提起され、現在ではこの芦部説が学界では有力である。

この恵庭事件判決の憲法判断回避の姿勢をどのように評価すべきであろうか。判決の構成要件不該当という法理は、一見もっともらしく見える。しかし、本件で被告人らが切断した通信線は、「武器、弾薬、航空機」と比べて、確かに価格等は安価なものではあるが、その価値は戦争においては勝敗を左右しかねない重要性を持つものである。判決の言うところの、「武器、弾薬、航空機」に準ずるような、「自衛隊の対外的武力行動に直接かつ高度の必要性と重要な意義をもつ機能的属性を有するもの」であったと言えなくもない。もしそうであるとすれば、被告人らの行為は、少なくとも外見上は、自衛隊法121条の構成要件には該当していたと評価すべきであろう。ただし、違法性の認定の段階で、自衛隊法の同規定が違憲であるがゆえに違法性はなく無罪であると判示されるべきであったと思われる。この点では、構成要件不該当の法理は、「少なくとも本件に即して言えば、ことさらに憲法判断を回避するために工夫された論理テクニック」[50]との指摘が当てはまるように思われる。

しかし、とにもかくにも、軍事基地通信線遮断行為に無罪判決が出たことの意義は、実は大きいように思われる。もともと本事件の最大の問題は、この刑事事件で、もし有罪が確定すれば、自衛隊および自衛隊法は合憲であり、自衛隊の国防軍事目的のために一般国民の基本的人権が侵害抑圧されることも合憲・合法であるということの司法的先例となりかねないという憲法体系・人権体系上の重大問題であった[51]。恵庭裁判に特別弁護人としても参加し、『恵庭裁判における平和憲法の弁証』[52]を物したことで知られる、深瀬忠一も、だからこそ、本判決の

意義について、無罪判決によって、被告ひいては一般国民の「平和に生きる権利」が、自衛隊の「防衛」目的を保護する自衛隊法の重罰規定によって侵害抑制を蒙る突破口を作ることを拒否されたことについて高く評価し、判決は、実質的に、国民のこの「平和的生存権」に対する「防衛」＝国防・軍事目的による直接具体的な侵害抑制を否認することによってそれを守ったと言える[53]、としている。

このように考えてみると、恵庭事件判決の憲法判断回避の姿勢は、世に「肩すかし判決」とも呼ばれ、そのことの意義を評価しない意見が多いようにも見えるが、人権、とくに平和的生存権保障にとって極めて重要な意義を有していたのである。

３．自衛隊裁判－２　長沼ナイキ訴訟

⑴　長沼ナイキ訴訟の概要と判決

自衛隊について本格的な憲法裁判としてもっとも有名な長沼ナイキ訴訟[54]の事件の概要は次の通りである。

防衛庁は、第３次防衛力整備計画に基づき、北海道夕張郡長沼町にナイキ・ハーキュリーズ型地対空ミサイルの発射基地を設置するため農林大臣に保安林の指定解除を求め、農林大臣は、森林法26条２項に基づき、保安林指定解除処分を行った。そこで、原告住民は、憲法第９条に違反する自衛隊のミサイル基地建設の目的でなされた保安林解除処分は違憲無効であり、また違憲の自衛隊のミサイル基地建設は、森林法26条２項によって解除の要件としている「公益上の理由」に該当しないから、処分は違法として、同処分の取り消しを求める訴訟を提起した。

第１審札幌地裁（福島重雄裁判長）は、1973年９月７日、自衛隊の違憲性と平和的生存権の法的権利性を認めた上で、原告全面勝訴の判決を下した（「福島判決」）。これに対して、控訴審札幌高裁（小河八十次裁判長）は、1976年８月５日、権利としての平和的生存権を否認するとともに、住民の訴えは、洪水防止のための代替工事によって法的に争う利益がなくなったとして第１審判決を取り消した。さらに、主文に必要のない憲法的「見解」を「付加」し、「統治行為」論に立ち、自衛隊の問題に司法権が介入すべきではないと説いた。続いて、上告審たる最高裁第一小法廷（団藤重光裁判長）は、1982年９月９日、控訴審と同様に、住民の訴えは、洪水防止のための代替工事によって法的に争う利益がなくなったとして住民の上告を棄却した（ただし、団藤裁判長は、洪水の危険性解消の問題につき慎重に審理をやり直すべきとして破棄差し戻しの反対意見を付加）。ただし、最高裁は、自衛隊について、控訴審の「統治行為」論を引き継いだわけではない。本件の司法判断・判決の結論を導くのに必要がなかったので、自衛隊についての憲法判断をいっさい行うことなく、本件保安林解除処分に関する判決を下

したのである。

⑵　長沼ナイキ訴訟判決法理の検討（「福島判決」を中心に）

ここでは、自衛隊違憲判決と平和的生存権の裁判規範性を認めたことで知られる、札幌地裁判決（「福島判決」）の法理を中心に見ていきたいと思う。重要な点は、①違憲審査権のあり方、②平和的生存権の法理、③憲法の平和主義条項解釈と自衛隊の憲法適合性の３点であるように思われる[55]。

第１は、裁判所の違憲審査権の行使の仕方についてである。一審判決は、裁判所および違憲審査制度のそもそもの役割を深く検討し、結果的に違憲審査権を積極的かつ厳正に行使したのに対して、控訴審判決は、「統治行為」論を用いて、自衛隊の憲法適合性についての判断を回避した。これに対して、最高裁は、一審の違憲論も控訴審の「統治行為」論も採用せず、憲法判断それ自体を行わず訴訟を終局させた。

まず注目すべきは、一審判決が提起した法理である。同判決では、裁判所の違憲審査のあり方に対して、次のように指摘する。

三権分立原理や司法権が民主的基礎に欠けることなどからすると、裁判所の違憲審査権の行使については、一定の慎重さが求められるが、しかし、①憲法の基本原理に対する黙過することが許されないような重大な違反の状態が発生している疑いが生じていること、②その結果、当該争訟事件の当事者をも含めた国民の権利が侵害され、または侵害される危険があると考えられること、③裁判所が憲法問題以外の当事者の主張について判断することによってその訴訟を終局させたのでは、当該事件の紛争を根本的に解決できないと認められることが充たされる場合には、違憲審査権を行使すべきであるとする。なぜならば、「もしこのような場合においても、裁判所がなお訴訟の他の法律問題だけによつて事件を処理するならば、かりに当面は当該事件の当事者の権利を救済できるようにみえても、それはただ形式的、表面的な救済にとどまり（同一の紛争がまた形を変えて再燃しうる）、真の紛争の解決ないしは本質的な権利救済にならないばかりか、他面現実に憲法秩序の枠を越えた国家権力の行使があつた場合には、裁判所みずからがそれを黙過、放置したことになり、ひいては、そのような違憲状態が時とともに拡大、深化するに至ることをもこれを是認したのと同様の結果を招くことになる」からであるとする。こうした違憲審査権行使の基本姿勢は妥当であるように思われる。

なお、同判決は、「統治行為」論についても、①そもそも何をもって「高度の政治性」「国家統治の基本」などというかは極めて流動性に富み、このような曖昧な概念には、広汎な解釈を与えることも可能にするおそれがあること、②法令等の憲法適合性が問題とされる場合には、多かれ少なかれ同時に政治性を伴うこ

とは不可避であり、また、その法令等が少なくとも国家統治の基本と無関係なものは存在しないと言わなければならないということ、③このような曖昧な概念をもって、司法審査の対象外とされる国家行為の存在を容認すると、それらの概念が、ときには極めて危険に拡大解釈され、そして裁判所は、国家行為の過誤から国民の基本的人権の救済を図ることなく、かえってみずから門戸を固く閉ざさざるをえなくなるおそれがあることの３点を挙げ、本件において「統治行為」論が採りえないことを明示したこともまた妥当な指摘であったように思われる。

これに対して、自衛隊について「統治行為」論を適用すべきとした控訴審判決には学界においても批判が強い。とくに、主文に必要のない憲法的「見解」を「念のため」として「付加」したことに対しては、浦部法穂は次のように指摘しているのは参考となる。

「判決主文の判断と関係なく、『念のため』に憲法判断をすることは、それじたいとしては別に悪いことではない。しかし、この判決の『憲法判断』は、結局、『統治行為』だから司法判断になじまないということなのだから、わざわざ付加しなければならないようなたいそうなものではない。しかもその『統治行為論』たるや、理論的吟味にまったくたえないめちゃくちゃである。この判決の傍論は、まさに暴論である。そして、それは、一審の違憲判断を、必要もないのにわざわざ否定したという点で、きわめて政治的な意図をもったものである。もっとも、逆の見方をすれば、こういう暴論でしか一審の違憲判断をひっくり返せなかったという意味において、この控訴審判決は、一審判決の理論的正当性を反面から証明したものと言えるだろう。」[56]

この控訴審のような自衛隊についての「統治行為」論の適用については、最高裁も採用はしなかった。このこと意義については、平和的生存権、自衛隊の憲法適合性の問題のところで述べたいと思う。

第２は、平和的生存権の法的権利性・裁判規範性についてである。第一審判決は、森林法を憲法の秩序のなかで位置づけ、保安林制度の目的も、こうした規定は帰するところ、憲法の基本原理である民主主義、基本的人権尊重主義、平和主義の実現のために地域住民の平和的生存権を保護しようとしているものと解するのが正当であるとし、したがって、もし、森林法上の処分によりその地域住民の平和的生存権が侵害され、また侵害される危険がある限り、その地域住民にはその処分の瑕疵を争う法律上の利益があるが、「ナイキ基地は一朝有事の際にはまず相手国の攻撃の第一目標になるものと認められる」から、原告らの平和的生存権は侵害される危険があり、しかも、このような侵害は、いったん事が起きてからではその救済が無意味に帰するから、この点からも原告らには本件保安林指定の解除処分の瑕疵を争い、その取消しを求める法律上の利益があるとし、住民の平和的生存権の法的権利性･裁判規範性を正面から認めたのである。この点では、

当時の学界の通説を一歩抜く先進性を持っていたし、また、この判決を契機に、平和的生存権は学界でもさらに理論の緻密化が進められ、そしてその後の裁判においても、しばしば平和的生存権を根拠として訴えが提起されることとなったことは大きな意義を持つと言えよう。

これに対して、控訴審判決は、「裁判規範として何ら現実的・具体的内容を持つものとして具体化されているものではない」などとして平和的生存権を否認したが、最高裁は、訴えの利益論のみの判断に終始し、平和的生存権をめぐる控訴審判決に対する上告人側の批判については、最高裁の「結論に影響のない点についてその判示の不当を言うものにすぎない」として、どちら側にもつかず、本件判断とは無関係であることを示したのみであった。しかし、最高裁判決においては、本件森林法26条２項にいう「公益」判断の適法性・適憲性が自衛隊の施設の設置目的と作用との関係で「実体上の問題（として）重要な論点となりうる」ことを明示的に留保し、自衛隊の国防・軍事目的と作用のため諸実定法の「公益」判断において国民の権利・自由（「平和的生存権」）を侵害・抑制しうるかを、裁判所が憲法問題を含めて実体的に審理・判断することがありうることを示唆していることに注目すべきである[57]。

第３は、憲法の平和主義の解釈と自衛隊の憲法適合性についてである。一審判決の第９条解釈は、学界の通説（「２項全面放棄説」：１項では侵略戦争を放棄し、自衛戦争等は放棄していないが、２項で戦力不保持、交戦権否認を規定している結果、侵略、自衛、制裁戦争すべてが結果的に放棄される）にほぼ沿うものであって、「模範的」な解釈[58]とでも言うべきものであった（私見は「１項全面放棄説」を採るので一致できない点もあるが結論は大きくは変わらない）。また、自衛隊を「外敵に対する実力的な戦闘行動を目的とする人的、物的手段としての組織体」と認められるので、軍隊であり、憲法９条２項によってその保持を禁じられている「陸海空軍」という「戦力」に該当するとして、自衛隊および自衛隊法を違憲と判示したことは、これまた学界の通説に沿うものであるから常識的な判決であったとはいえ、重要な判断であった[59]。現在まで、自衛隊を違憲と判示したものはこの福島判決のみであり（ただし自衛隊を合憲と明確に判示したものはない）、その意味でも重要な判決であったと言える。なお、さらに、同判決が、自衛隊の違憲性の指摘にとどまらず、「国民の英知と努力によつてよりいつそう数多くの種類と方法が見出されていくべき」として、軍事力によらない自衛行動の諸手段の例示と今後の課題の提示をしたことは注目に値するように思われる。

これに対して、控訴審は、「統治行為」論、最高裁は、違憲、合憲、「統治行為」論のいずれの立場にも立たず憲法判断を回避した。このように、自衛隊は、未だ司法機関においてその存在の憲法適合性を獲得するには至っていないのである。その意味では、政府は自衛隊が今後とも違憲の謗りを受けないためにも、それが

戦力、軍隊ではないということを弁証し続けなければならず、そのこと自体が、諸外国と比べれば、軍拡や海外での軍事行動に枠をはめつづけるであろうし、かつ自衛隊の活動を確保するための人権制限には慎重な姿勢をとらざるを得ないと判断する可能性を持っている点では大きな意味を持っているように思われる。

４．自衛隊裁判－３　百里基地訴訟

⑴　百里基地訴訟の概要と判決

百里基地訴訟は、自衛隊基地建設用地買収をめぐる民事事件であり、その中で自衛隊の違憲性が争われた事件である。国（防衛庁）が茨城県小川町の百里原に基地建設を計画し、土地の入手を進めていた当時、当初は1958年３月に地主Ｘと地元の基地反対同盟員Ｙとの間で土地売買契約が締結されていたが、売買代金残金の一部が不払いであるとして債務不履行を理由に地主側により解約され、土地を国に売り渡した。そこで、Ｘおよび国により反対同盟員Ｙを相手として所有権移転登記と仮登記の抹消、および国の所有権確認の本訴等が提起された。またＹも所有権確認の反訴を提起した。

憲法上の主な争点は、①国による本件売買契約締結は、憲法98条１項「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」で言うところの「国務に関するその他の行為」に当たり、憲法９条に反し無効となるかどうか、②憲法が直接適用されないとしても、平和的生存権を侵害するものであって、民法90条の「公序良俗」違反で無効となるかどうか、といった点である[60]。

第１審判決[61]は、Ｘと国の請求を認めＹの反訴を退けたが、自衛隊については、自衛のための必要最小限度を超える違憲のものであるかどうかの判断は「統治行為」として一見極めて明白に違憲無効と認められない限り司法審査の対象とはならないとした。

これに対して控訴審判決[62]は、判決理由において憲法９条に触れることなく、また「統治行為」論を採ることもなく、国が私人と対等の立場に立って行った私法上の行為には憲法の適用はないという理由で控訴を棄却した。

最高裁判決[63]も、控訴審と同様に、国が私人と対等の立場に立って行った私法上の行為には憲法の適用はないという理由で上告を棄却した。

⑵　百里基地訴訟における平和的生存権

日本の軍事基地は、沖縄を除いて、戦前において旧陸・海軍の軍事基地であった土地が戦後もそのまま米軍や自衛隊の基地として利用されている場合が多い。しかし、百里基地の場合は、元は、戦中、海軍航空隊基地形成のため、強制的に

土地も家も取り上げられ、コンクリートで固められた土地に、戦後、国は、新憲法の下でもう戦争はしないから食糧増産に励んでほしいなどと述べて、開拓農民に開拓要請をして、開拓が行われた入植地であったとされる。その地に、今度は、防衛庁は、航空自衛隊百里基地建設計画を発表し（1956年）、地元では反対運動が繰り広げられる。それを防衛庁は、機動隊に守られながら、基地建設資材の強行搬入を繰り返す一方で、反対派農民を分断、買収、利益誘導、脅迫（逮捕のほのめかし）など、あらゆる手段で切り崩し、土地買収工作を続けた中で起きた事件である[64]。

だから、形式上は、公権力の行使ではなく、国と地主の私法上の契約の合法性・有効性にかかわる問題（その限りにおいて民事訴訟によって争われる問題）であるが、むしろ実態は、国がいかに農民たちを追い込んで土地を売らざるを得ない現実を作り出してきたか、とくに、訴訟当事者である地主が過去に行った抗議デモ・土地への立ち入りをとりあげ逮捕することをほのめかすなどして土地を売るように執拗に説得してくる公安警察や防衛施設庁による圧力、基地工作費による「買収」工作の激烈なあり方、憲法違反の国の公権力行使の実態こそが問題とされなければならない事件であった[65]。

１審判決は、憲法９条２項の戦力不保持規定を、侵略戦争遂行能力を有する人的物的組織体の保持を禁止する規定と極めて限定的にとらえ、本件売買契約締結当時（1958年）の自衛隊については、そうしたものに一見明白に該当すると認められない限り、違憲のものであるかどうかの判断は「統治行為」として司法審査の対象とはならないとした。これは、憲法解釈論としては、自衛隊合憲論にきわめて近い論法（むしろ自衛戦力合憲論に近く、同戦力を違憲と解する政府見解よりも軍事力保持に寛容な解釈理論であるとさえ言える）であるが、しかし、自衛隊そのものの憲法適合性については「統治行為」論により判断を回避するという判決である。

しかし、控訴審判決は、そうした憲法９条の解釈論や「統治行為」論をいっさい引き継ぐことなく、国が私人と対等の立場に立って行った私法上の行為には憲法の適用はないという理由で控訴を棄却した。

控訴審判決では、憲法前文や第９条に次のような極めて高い評価を下している点に注目すべきであると思われる[66]。控訴審判決は、憲法９条の法的性格について、「前文で表明された平和主義を制度的に保障するため、戦争放棄という政策決定を行い、それを内外に宣明した、憲法の憲法と言うべき根本規範である。したがって、その意味内容は、まさに、法規範の解釈として、客観的に確定されるべきものであって、時の政治体制や国際情勢の推移等に伴ってほしいままに変化されるべき性質のものではない……。憲法９条は裁判規範として法令、処分等の合憲性の判断基準になり得る」、としている。また平和的生存権についても、「戦

争と戦争の脅威が存する限り人間の自由はあり得ないということに思いをいたせば、それを独立の権利と呼ぶかどうかは別としても、あらゆる基本的人権の根底に存在する最も基礎的な条件であって、憲法の基本原理である基本的人権尊重主義の徹底化を期するためには、『平和的生存権』が現実の社会生活のうえに実現されねばならない」が、裁判規範というより政治上の理念にとどまるとしているとしている。この判決の平和的生存権を「あらゆる基本的人権の根底に存在する最も基礎的な条件」とする点は重要な指摘であろう。平和的生存権論を法規範・裁判規範として確立しようとする立場からするならば、この判決の「基礎的な条件」という部分を一歩進めて「基礎的な権利」とし、その法的権利性や裁判規範性を詳細かつ具体的に論証することが重要だという課題提起とも受け止めることができる。この点は、後述する自衛隊イラク派遣違憲訴訟に引き継がれる。

なお、最高裁も、控訴審と同様に、国が私人と対等の立場に立って行った私法上の行為には憲法の適用はないという理由で上告を棄却したので、自衛隊について憲法判断を回避しつつ訴訟を終結させたものではあるが、自衛隊について「統治行為」論をとることはなく、それどころか、憲法９条は民法90条の「公の秩序」の内容の一部を形成することを認め、すなわち憲法９条違反ということが民法90条違反を形成することは認めつつも、ただし、当該事件については、本件契約当時の1958年当時、自衛隊のために売買契約を結ぶということが反社会的な行為であるとの認識が一般的な観念として確立していたとまでは言うことはできないから国側等を勝訴させたにすぎないと判示している点は注目すべきと思われる[67]。

なお、百里基地に反対する農民たちは、本件土地については敗訴したが、敗訴後も今日に至るまで、農民たちは、基地内に存在する民有地のために「くの字」に曲がった誘導路を引きずる百里基地での反対運動を継続してきている（これをある司法修習生は「生きた憲法９条」と表現した）[68]。そして、1990年以降、百里基地は、日米共同使用基地となり、沖縄の嘉手納基地の米軍の戦闘機が頻繁に百里基地に来たり、逆に百里基地の戦闘機隊が沖縄の基地に行ったりして、百里と沖縄が直結した状況となっているに至り、今日、また百里基地への反対闘争が再び盛り上がりを見せているという状況下にある[69]。百里基地訴訟は、訴訟だけでも31年にわたる長期の訴訟であった。しかし、今日に至るまでの社会運動の継続等を見るにつけ、一つの訴訟の勝ち負けだけにとらわれない、地域に根差した社会運動の歴史の重みをここから感じとることが可能であろう。

５．イラク自衛隊派遣訴訟（名古屋高裁判決）と平和的生存権

最後に冷戦後の憲法９条訴訟として、イラク自衛派遣違憲訴訟（とくに名古屋高裁判決）を取り上げたいと思う。この事件は、2003年成立のイラク特措法に基

づきイラクおよびその周辺地域に自衛隊が派遣されたことにつき、原告が、①平和的生存権、本件では「戦争や武力行使をしない日本に生存する権利」等に基づく本件派遣の差止め（差止め請求）、②本件派遣が憲法第９条等に反し違憲であることの確認（違憲確認請求）、③本件派遣によって「戦争や武力行使をしない日本に生存する権利」等が侵害されたとして国家賠償法に基づき精神的苦痛に対する慰謝料の一部として金１万円の支払い（損害賠償請求）を求めた事案である。原判決（名古屋地裁）は、差止め請求および違憲確認請求にかかる訴えは不適法であるとして却下し、損害賠償請求については請求を棄却したが、原告側は控訴した[70]。

名古屋高裁（民事第３部：青山邦夫裁判長）は、判決[71]の中で、①の差止め請求、②の違憲確認請求、③の損害賠償請求のうち、差止め請求および違憲確認請求についてはかかる訴えは不適法であるとして却下し、損害賠償請求については請求を棄却したが、その結論に至る理由を述べる中で、国の行為（自衛隊派遣等）が憲法第９条等に反し違憲であることを認定し、また、平和的生存権についても具体的権利性を持つものであることを明記した点が特筆される。

判決では次の点を明らかにした。

①イラクの状況が外国勢力である多国籍軍と「国に準ずる組織と認められる武装勢力」との「国際的な武力紛争」になっていること

②首都バグダッドはイラク特措法にいう「戦闘地域」に該当すること

③航空自衛隊の空輸活動は、多国籍軍の戦闘行為の必要不可欠な軍事上の後方支援を行うもので、少なくとも武装兵員を戦闘地域であるバグダッドへ空輸する行為は、「他国による武力行使と一体化した行動」であること

④それは「自らも武力行使を行ったとの評価を受けざるを得ない行動である」こと

⑤空自の当該活動は、イラク特措法２条２項、３項に違反し、憲法９条１項に違反する活動を含むこと

この事実認定の背景には、自衛隊の海外における活動についての政府（内閣法制局）解釈[72]がある。原告が、イラク支援特措法による自衛隊派遣は、仮に政府（内閣法制局）の解釈に依拠してもなお、違憲・違法のものであると主張したからである。そこで、本件訴訟の前提となっている政府解釈をあらためて振り返っておきたいと思うが、政府解釈では、①武力行使目的による「海外派兵」は許されないが、武力行使目的ではない「海外派遣」は許される（1980年10月28日政府答弁書）、②他国による武力の行使への「参加」に至らない「協力」（輸送、補給、医療等）については、当該他国による武力行使と一体になるようなものは自らも武力行使を行ったとの評価を受けるものであり憲法上許されないが、一体とならないものは許される（1997年２月13日衆議院予算委員会、大森政輔内閣法制局長官

答弁)、③他国による武力行使との一体化は、㋐戦闘活動が行われている、または行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的関係、㋑当該行動等の具体的内容、㋒他国の武力行使の任に当たる者との関係の密接性、㋓協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を勘案して個々的に判断される（上記大森答弁）[73]としてきた。

また、イラク支援特措法についての政府解釈も併せて振り返っておくと、政府は、①イラクにおいて、人道復興支援活動又は安全確保支援活動（以下「対応措置」）を行うこと（第１条)、対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない（同法２条２項)、②対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為の行われることがないと認められる一定の地域（非戦闘地域）において実施すること（同法２条３項)、③ここにいう「国際的な武力紛争」とは、国又は国に準ずる組織の間において生ずる一国の国内問題にとどまらない武力を用いた争いをいうものであり（2003年６月26日衆議院特別委員会石破茂防衛庁長官答弁)、また、戦闘行為の有無は、当該行為の実態に応じ、国際性、計画性、組織性、継続性などの観点から個別具体的に判断すべきものである（2003年７月２日衆議院イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止および我が国の協力支援活動等に関する特別委員会石破茂防衛庁長官答弁)、まったくの犯罪集団に対する米英軍等による実力の行使は国際法的な武力の行使ではないが（2003年６月13日衆議院外務委員会山本庸幸内閣法制局第二部長答弁、同年７月２日衆議院上記特別委員会や同月10日参議院外交防衛委員会における秋山收内閣法制局長官答弁)、個別具体的な事案に即して、当該行為の主体が一定の政治的な主張を有し、国際的な紛争の当事者たり得る実力を有する相応の組織や軍事的実力を有する組織体であって、その主体の意思に基づいて破壊活動がおこなわれていると判断されるような場合には、その行為が国に準ずる組織によるものに当り得る（上記2003年７月10日秋山内閣法制局長官答弁)、国内治安問題にとどまるテロ行為、散発的な発砲や小規模な襲撃などのような、組織性、計画性、継続性が明らかでない偶発的なものは、全体として国又は国に準ずる組織とは認められず、戦闘行為には当たらない、国又は国に準ずる組織についての具体例として、フセイン政権の再興を目指し米英軍に抵抗活動を続けるフセイン政権の残党というものがあれば、これに該当することがあるが、フセイン政権の残党であったとしても、日々の生活の糧を得るために略奪行為を行っているようなものはこれに該当しない（2003年７月２日衆議院特別委員会石破防衛庁長官答弁）としてきた。

以上のような政府解釈を前提としつつ、訴訟において事実認定上の論点となったものとして、①「戦闘地域」と「非戦闘地域」の区別、②派遣された自衛隊の

活動が多国籍軍の「武力行使との一体化」しているかどうかの２点をとり上げてみよう。

まず、「戦闘地域」と「非戦闘地域」の区別については、政府は、「戦闘地域」を、「国や国に準ずる組織による国際性、計画性、組織性、継続性のある攻撃が続いている地域」（2003年６月26日衆議院上記イラク支援特別委員会石破防衛庁長官）と限定的に定義しているが、これは、武装グループが、土着的で、場当たり的で、非組織的で、単発的な攻撃を行っているところは「戦闘地域」ではないという結論を導く伏線にしている。また政府は、バグダッド全体が「戦闘地域」か「非戦闘地域」かの判断をしないままに、自衛隊が活動するバグダッド空港に限って、これを「非戦闘地域」であるとしてきたが、これには相当な無理がある。当時、小泉純一郎首相が、「どこが非戦闘地域で、どこが戦闘地域か、私に聞かれても分かるわけがない」（2003年７月23日の党首討論）、「自衛隊が活動している地域は非戦闘地域なんです」（2004年11月10日党首討論）という発言が批判を浴びたが、これは、「『定義の定義』の矛盾とほころびを告白したもの」（水島朝穂）[74]と言えよう。

これに対して、判決では、「認定事実」で詳細にイラク情勢や自衛隊の活動等を検討した上で、①イラクの状況が外国勢力である多国籍軍と「国に準ずる組織と認められる武装勢力」との「国際的な武力紛争」になっていること、②首都バグダッドはイラク特措法にいう「戦闘地域」に該当すること、③航空自衛隊の空輸活動は、多国籍軍の戦闘行為の必要不可欠な軍事上の後方支援を行うもので、少なくとも武装兵員を戦闘地域であるバグダッドへ空輸する行為は、「他国による武力行使と一体化した行動」であるという判断を導いている。

続いて、「武力行使との一体化」について見てみよう。判決は次のように言う。

「航空自衛隊の空輸活動は、それが主としてイラク特措法上の安全確保支援活動の名目で行われているものであり、それ自体は武力の行使に該当しないものであるとしても、多国籍軍との密接な連携の下で、多国籍軍と武装勢力との間で戦闘行為がなされている地域と地理的に近接した場所において、対武装勢力の戦闘要員を含むと推認される多国籍軍の武装兵員を定期的かつ確実に輸送しているものであるということができ、現代戦において輸送等の補給活動もまた戦闘行為の重要な要素であるといえることを考慮すれば…多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているものということができる。したがって、このような航空自衛隊の空輸活動のうち、少なくとも多国籍軍の武装兵員をバグダッドへ空輸するものについては、前記平成９年［1997年］２月13日の大森内閣法制局長官の答弁に照らし、他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということができる。」「よって、現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府

と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法２条２項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条３項に違反し、かつ、憲法９条１項に違反する活動を含んでいることが認められる。」

こうして、イラク情勢や自衛隊の活動等を詳細かつ具体的に検討した上で、イラクにおける航空自衛隊の空輸活動を憲法９条１項違反と認定したのである[75]。

そして、この判決の白眉は、何と言っても、平和的生存権を裁判救済が可能な具体的権利として認めたところにある。判決では、平和的生存権について、次のように言う。

①平和的生存権は、「すべての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利」であり、単なる憲法の基本的精神や理念の表明にとどまるものではない。
②それは、法規範性をもつ憲法前文と９条、13条を媒介にして第３章の個別的人権を通じて憲法上の法的な権利として認められるべきものである[76]。
③自由権的、社会権的、参政権的態様をもつ「複合的な権利」であり、かつ裁判所に対して保護・救済を求めることのできる具体的権利である。
④例えば憲法９条に違反する戦争遂行などへの加担・協力を強制されるような場合には、裁判所に対して違憲行為の差止めや損害賠償請求ができる具体的権利性がある[77]。

ここで、この判決の平和的生存権論に大きな影響を与えたと思われる、小林武[78]の証人としての証言（2007年10月25日第６回口頭弁論）の立論を判決に直接関連する部分を中心に、あわせて見ることとしよう。

まず、前文の法規範性・裁判規範性について、判決は「法規範性を有するというべき憲法前文」としている点に関してであるが、小林は、証言の中で、この点を次のように立論していたことを紹介しておきたい。

憲法81条（違憲審査権）のいう「憲法」の中に前文は含まれ、当然それは法規範性を有する。裁判規範性については、法規範である前文の中には裁判規範でない部分も含まれるが、具体性を持った規定であるならば、裁判規範としての意味を持ってくる。判例にも、前文を引用しそれを９条解釈の基礎においた砂川事件最高裁（1959年12月16日）のような例もある。なお、前文の抽象性や「平和」という言葉の抽象性を以て、法規範であることを否認する見解もあるが、抽象性は、前文も本文も程度の差しかなく、また抽象的ということであれば、「自由」や「平等」などの概念も抽象性をまぬかれない面があるが、それだけを理由に法規範性や裁判規範性であることを否認する見解はないと（山内敏弘説を参照しつつ[79]）述べている。

第２に、判決が、平和的生存権を、「すべての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利」[80]とした上で、「憲法前文が…『平和のうちに生存する権利』を明言している上に、憲法９条が国の行為の側から客観的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第３章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである」としている点についてである。

これに関して、小林証言では、平和的生存権の性格と憲法上の根拠を次のように立論している。

憲法では、前文では平和的生存権という主観的権利（個々人の人権）が規定され、それに対応する第９条が客観的制度規範として、政府に対して、戦争と軍隊保持を禁止している。前文の「平和（のうちに生きる）」というやや抽象的な言葉の意味を規定するのが第９条であり、一切の戦争をしない、そのための軍備を持たない、そして交戦権を否認する、こういう意味合いが前文で言う「平和」の意味である。もし９条違反の公権力の行為があった時に平和的生存権は直ちに侵害されると解すべきである。そして、平和的生存権は、第３章の具体的な人権条項と結びつくときに、より具体化、個別化される。第13条の幸福追求権を導入論としつつ、第３章の個別的基本権と個々に結びついて、その各人権に平和の意味内容を与え、その人権と一体となって法的効果を発揮する。たとえば、18条の奴隷的拘束および苦役からの自由という条項が平和的生存権に結びつくとき、徴兵制の禁止という法的効果を持つし、第25条の生存権や第22条の職業選択の自由は、平和の意味がそこに充填されることによって、徴用、強制労働、あるいは財産の強制的な供出を禁止するという条項として働くとしている。

第３に、この訴訟において日本政府の自衛隊イラク派遣という行為が控訴人の人格権侵害を起こしていることを強調していることに関連して、人格権と平和的生存権の関係が問題となる。

小林は、平和的生存権が基本的人権の基礎をなす基底的権利であり、かつ総合的な性格も併せもつこと踏まえた上で、そういう平和的生存権の中に、「平和のうちに平穏な生活を営む権利」「平和な環境の中で、内心の静穏を確保する権利ないし利益」といった形で、人格権が含まれて保障されている（人格権が平和的生存権の一部を構成する）ものと解することが妥当とする。また人格権が私法によって支えられるという点やこれまで判例の中で数多く人格権侵害が認められてきたという権利の特質に着目すれば、特に私法上の権利・利益を争う場合に、人格権に相当のアクセントを置けば、裁判を行う側も主張しやすく、また裁判所もそれを認めることについてその窓口が広くなるかもしれないので、差止め請求や損害賠償請求などの訴訟を争うことの可能性がより広がり得るというメリットを

指摘している。

第４に、違憲判断消極主義、慎重性・謙抑の要求に関してである。小林は、間接民主主義の統治システムが有効に機能している限り、違憲性の判断については、慎重かつ謙抑になされるべきという一般論を認めつつも、政治部が健全に機能しているかどうかは「憲法が要求しているように機能しているか」「憲法の定めどおりに動いているか」という点から判断すべきであり、あえて違憲判断すべきときもあるとする。違憲審査権は究極のところ、人権保障のためにあるものであって、政府の違憲行為による人権侵害が、程度において、そして原因においても重大であるのが本件の事例であるとする。そして、違憲であるにもかかわらず違憲と判断しないと「司法消極主義は、結局のところ政治の行為を追認していくだけの作用を果たす」のであるから、違憲審査権行使の消極性についての根本的な見直しが必要と指摘している。そして、特に本件においては、「人権の基底的権利」である平和的生存権が「今日侵害され、しかもその侵害の程度が、簡単なものではなく、政府自身がこれまで政府解釈によって禁じていたそういう行為を、今日の政府が行ったことによって生じている」わけだから、それは、「人権侵害ということにおいて重大」であるし、また、「人権侵害を引き起こしたその原因において、また重大」であるので、これは、「一般的な前提としての司法消極主義というものは超えなければならない」事態であり、「今もし裁判所が違憲審査違憲の行使に踏み切らないとすれば、他にそれに踏み切るどのような機会があるであろうかと思うほど、今日においては違憲審査権の行使は不可欠なものとなっている」とさえ述べている。

第５に、判決が、個々の訴訟当事者（控訴人）に対してどのような具体的な判断を下しているかということについてである。

小林は、証人尋問において、各控訴人の平和的生存権が侵害されているということをそれぞれ具体的な理由を挙げて論証した上で、さらに、あえて控訴人ら全体に共通する点として、各控訴人らが、平和憲法を持つ我が国が何故他国の行う戦争に加担しなければならないのかということへの解きがたい疑問と深い憤りを持っていることを挙げ、また、これを権利、利益の言い方で、「他国の戦争に加担することのない国で生きる権利」、「他国の戦争への加担行為によって生活の平穏あるいは内心の静穏が害されない人格の利益」が侵害されてといるという点を挙げる。

これに対して、判決は、「本件派遣が控訴人らに大きな衝撃を与えたものであることは認められるが、本件派遣によっても、日本において控訴人らの生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされ、また、憲法９条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるまでの事態が生じているとはいえない」とし、控訴人らの権利侵害の認

定についてはその主張を退けた。しかし、他方、「控訴人らは、それぞれ重い人生経験等に裏打ちされた強い平和への信念や信条を有しているものであり、憲法９条違反を含む本件派遣によって強い精神的苦痛を被ったとして、本件損害賠償を提起しているものと認められ、そこに込められた切実な思いには、平和憲法下の日本国民として共感すべき部分が多く含まれているということができ、決して間接民主制下における政治的敗者の個人的な憤慨、不快感または挫折感等にすぎないなどと評価されるべきものではない」と述べている点は注目される。

なお、平和的生存権を裁判規範性を有する具体的権利として認める傾向は、2009年２月24日の自衛隊イラク派遣違憲訴訟岡山地裁判決（近下秀明裁判長）[81]でも引き継がれた。

判決では、「平和的生存権が法規範性を有する」ことについては「既にほぼ異論をみないところ」とした上で、「平和的生存権は、日本国憲法の基本的人権であり、裁判所が法令審査権を行使するに当たり、本文と同様に依るべき裁判規範性を有する」としている。

また、憲法前文は抽象的・理念的性格が強く（法規範性の否定）それを根拠に訴訟を起こせない（裁判規範性の否定）、という被告（国）側の主張、および、1989年６月20日の百里基地訴訟上告審判決で、平和的生存権は「理念ないし目的としての抽象的概念」であり、「具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準になるものとはいえない」と判示したことに対して、判決は、百里上告審判決は、「平和主義ないし平和的生存権にいう平和は、私法上の行為の効力の判断基準にならない旨を判示したにとどま」るのであって、「同判示をもって、同判決が平和的生存権の存在やその法規範性、裁判規範性を否定したということはできないし、これに対して消極的評価をしたということもできない」として、平和的生存権否定の根拠に百里基地訴訟最高裁判決を用いる議論を明確に否認した。

また、被告が、平和的生存権概念そのものが抽象的で不明瞭で具体的権利性を欠くと主張する点についても、「憲法上の基本的人権規定は概ね抽象的かつ不明瞭であって一義性に欠けるもの」であって、「そもそも基本的人権とは、歴史的に生成し、発展するものであり、その生成、承認の当初に当たり、権利内容や法律効果等がすみずみまで明晰かつ判明であることを期待することはできないことを考慮すれば、被告の主張をもって平和的生存権否定の正当な根拠とすることはできない」とする。

そして、「平和的生存権については、法規範性、裁判規範性を有する国民の基本的人権として承認すべきであり」、「平和的生存権は、すべての基本的人権の基底的権利であり、憲法９条はその制度規定、憲法第３章の各条項はその個別人権規定とみることができ、規範的、機能的には、徴兵拒絶権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒絶権等の自由権的基本権として存在し、また、これが具体的に侵害さ

れた場合等においては、不法行為法における被侵害法益として適格性があり、損害賠償請求ができることも認められるべきである」としている。

平和的生存権の法的権利性と裁判規範性を否認する説を批判しつつ、その双方を積極的に承認した点などは評価できる。ただし、このケースにおいても、原告の平和的生存権侵害が認定されたわけではなかった。今後の課題としては、原告と平和的生存権侵害の関係をさらに緻密に理論化することではないかと思われる。

おわりに

以上、簡単ながら、戦後日本における憲法９条に関する訴訟について考察してきた。振り返ると、これらの訴訟はいずれも平和的生存権の侵害に関わる問題であり、その問題の具体性、深刻性、継続性等について考えさせられる一方、それに対抗し、違憲の政治・政策・法律をただす運動が長期間にわたって、しかも法曹・学界・社会運動・報道・市民等の幅広い支持・支援・協力に支えられながら続けられてきたことがよくわかる。そして、このことが日本の軍事化にいかに歯止めをかけてきたかということについてあらためて考えさせられる。

日本国憲法は、平和に生きることそれ自体を人権としてとらえ、その平和の保障を、戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認という非戦・非武装平和主義の立場に立脚して、まずは国内において、そしてその保障を全世界規模において実現しようとする立場に立脚するものである。権利保障も、平和の実現も、憲法理念の実現も、指をくわえて待っていても与えられはしない。それらは、日々、主権者たる市民が＜公的関心＞を持ち、勝ち取っていくべき性質のものである。社会問題を考える場合に最も使ってはいけない言葉は、「仕方がない」と「何となく」という２つの言葉ではないだろうか。その言葉を主権者が吐くとき、政治の劣化・腐敗は押しとどめることができなくなる。「戦争は一人、せいぜい少数の人間がボタン一つ押すことで一瞬にして起せる。平和は無数の人間の辛抱強い努力なしには建設できない。このことにこそ平和の道徳的優越性がある」[82]という丸山眞男の言葉をかみしめつつ、戦後の日本において、憲法９条がこれまで維持され続け、そして、本稿で概観したような訴訟をはじめとして、その理念を実現させようという運動が継続・発展させていることの意義をあらためて考えたいと思う。

なお、本稿は、判決の法理をただ分析するだけではなく、可能な限り、（本文のみならず註において）それぞれの事件・裁判の背景も具体的に取り上げて紹介することを試みた。それは、それらへの記載が簡潔極まる従来の判例研究とは異なる側面も提示してみたいと考えたからに他ならない。それは、私自身、学部学生時代の頃より、法学の学習に際して多くの判例に触れ、その際、一通りの理解をしただけなのにもかかわらずそれらをわかった気になっていたこと、そして、

後にそれぞれの事件の背景などを、事件当事者の証言等を含めて、詳細・具体的に調べ学ぶ機会があったときに、自らの理解がいかに表層のみの理解であったか、いかに法理論の当てはめにより結論を出すやり方をただ覚えこみ、レッテル貼りをしてきたかということを反省する機会があまりに多かったことによる。そういったこともあり、私自身、学部生時代より考えてきたことは、憲法の平和・人権・民主主義等の問題は、単に条文解釈や学説・判例の整理のみで本当にその有効な解決に至ることができるかということについてである。ただ単に当該問題に条文や解釈理論を機械的に当てはめて自動販売機のように答えを出そうとするのではなく、問題そのものを「原点」ないし「本質」から検討する態度が必要ではないかと考えてきた。これまで、学界等で積み上げられてきた法解釈論や判例理論を大いに学び、またさらなる理論的精緻化の重要性を十分に認識しつつも、さらにそうした様々な問題が起きてくる背景を探り、またその解決の道筋を探ることも必要ではないかとも考えてきた。長期的に見て、後から振り返ったときに、本稿で行ったような考察もそうした研究に少しでも寄与するものになれば幸いに思われる。

注

1　日本国憲法前文第２段は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定している。この「平和のうちに生存する権利」は、「平和的生存権」と呼ばれている。この平和的生存権は、星野安三郎が、1962年に、その論文「平和的生存権序論」の中で、憲法前文第２段の規定にもあらわれている「平和のうちに生存する権利」を「平和的生存権」と称し、人権発達史の中で、自由権的基本権、社会権的基本権に続く、新しい人権として提唱したところから始まる。そして、その後、平和的生存権は、自衛隊の違憲性を争点とした長沼ナイキ訴訟や百里基地訴訟などにおいて、裁判規範性を有する具体的な権利として主張されるに至り、とくに、長沼ナイキ訴訟第１審札幌地裁判決（1973年９月７日、判例時報712号24頁）ではそれが積極的に認容され、さらに、イラク自衛隊派遣違憲訴訟においても、名古屋高裁判決（2008年４月17日、判例時報2056号74頁）や岡山地裁判決（2009年２月24日、判例時報2046号124頁）において、この平和的生存権が裁判規範性を有する具体的権利として認められるに至り、学界での議論の活性化、理論の緻密化・体系化に大きくつながっている。

2　私自身の憲法の平和主義条項の解釈論及び平和的生存権論については、河上暁弘『平和と市民自治の憲法理論』敬文堂、2012年、第３～４章、参照。

3　憲法改正が権力担当者から提案された事実自体、憲法９条がただ空洞化されてきた、あるいは、すでに空文化していたということではなく、依然としてその規範力を一定程度有していたからであるということを確認しておくことは重要であると思われる。

4　「解釈改憲」とは、憲法制定手続き（憲法96条）に従って憲法の条文を改正する「明文改憲」とは異なり、それは、「憲法の文言と論理を不可能なまでにゆがめることによって、憲法解釈の名において憲法改正によらなければ不可能なはずの状態をつくり出し、憲法とは本来両立しない違憲の政治を正当化しようとする政治の方法を意味する」（杉原泰雄『憲法Ⅱ』有斐閣、1989年、88頁）とされる。

5　なお、憲法の平和主義理念を実現させるためには、「しない平和主義」にとどまらず「する平和主義」の理論構築・政策形成・実践が求められるという指摘がある（君島東彦「非暴力の人道的介入、非武装のPKO」君島東彦編『平和学を学ぶ人のために』世界思想社、2009年、221-222頁等）。憲法学者による平和に関する憲法政策論を提起したものとして、小林直樹「憲法政策としての平和」『法律時報』臨時増刊1975年10月（小林直樹『平和憲法と共生60年』慈学社、2006年所収）、深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、1987年、和田英夫・小林直樹・深瀬忠一・古川純編『平和憲法の創造的展開』学陽書房、1987年、水島朝穂ほか『きみはサンダーバードを知っているか』日本評論社、1992年、深瀬忠一・杉原泰雄・樋口陽一・浦田賢治編『恒久世界平和のために』勁草書房、1998年、深瀬忠一・上田勝美・稲正樹・水島朝穂編『平和憲法の確保と新生』北海道大学出版部、2008年等、参照。

6　芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法』第５版、岩波書店、2011年、326頁。なお、芦部は、司法権について、より厳密には、「当事者間に、具体的事件に関する紛争がある場合において、当事者からの争訟の提起を前提として、独立の裁判所が統治権に基づき、一定の争訟手続によって、紛争解決の為に、何が法であるかの判断を為し、正しい法の適用を保障する作用」と定義づけている（同書、326-327頁）。

7　警察予備隊違憲訴訟最高裁大法廷1952年10月８日判決（民集[民事判例集]６巻９号783頁）、参照。同判決では、「わが裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要とする。我が裁判所は具体的な争訟事件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関し抽象的な判断を下すごとき権限を行い得るものではない。けだし最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所と下級裁判所との間に異るところはない」と判示している。

ただし、訴訟には、差し止め訴訟や違法性確認訴訟などもあるので、訴訟はすべて権利侵害が行われた後に事後的に行われるわけではない点にも注意が必要である。

8　憲法９条裁判史は、①砂川、恵庭、長沼、百里と続く1950～60年代の第１期、②横田や厚木などの基地公害訴訟や良心的軍事費拒否訴訟など、９条論以外の主張を組み入れた70～80年代の第２期、③湾岸戦争関連の「市民平和訴訟」、PKO違憲訴訟、テロ特措法違憲訴訟、イラク平和訴訟と続く90年代以降の第３期の３つに区分されることがある（清水雅彦「特集にあたって」『法と民主主義』396号、2005年、2-3頁）。なお、時期区分と平和的生存権の特徴と課題について、植松健一「平和的生存権論のトポグラフィー」『法制論集』（名古屋大学）225号、2008年７月号等、参照。

しかし、本稿ではこれらの訴訟を網羅的に扱うことはできない。本稿で扱うことができない訴訟の検討については、機会があれば別稿に委ねたい。

9　長沼訴訟で証言を行った、元海軍大佐（パールハーバー奇襲攻撃時の航空参謀）で、戦後、航空自衛隊幕僚長もつとめた源田実は、「今の航空自衛隊というものが、何を目標として、訓練をし、何をやるべきかというと……防衛の主体というものはアメリカの持っている反撃力を守る。……アメリカの反撃力が飛び立っている基地を守る。……第二次戦争当時の日本の防空部隊みたいな形で、ただ守るだけ、都市の防空だ、守るだけの形においてはそうたいした意味をなさないと私は考える」と鹿島研究所の講演で述べており、原告側の証拠としても提出され、かつ１審判決にも引用されている（水島朝穂・金澤孝編『憲法裁判の現場から考える』成文堂、2011年、40頁、内藤前掲書、155-158頁、参照）。

10　自衛隊のこのような役割変化につき、渡辺治『日本の大国化は何をめざすか』岩波ブッ

クレット、1997年等、参照。

11 この点は、古関彰一獨協大学教授（現在は同大学名誉教授）が学会報告（古関彰一報告「百里開拓農民と平和憲法」日本平和学会2010年秋季研究集会）の中で言及されたものである。この報告がなされた学会・分科会において司会を務めていた私も、その指摘の重要性に鑑み、同学会の『ニューズレター』（19巻３号、2011年４月25日、12頁）に「概要報告」という形でその点を記述させて頂いた（http://www.psaj.org/html/psajnl1903.pdf）。

12 深瀬忠一「はしがき」深瀬忠一他編『恒久世界平和のために』勁草書房、1998年、14頁。

13 後藤田正晴（元内閣官房長官）は、違憲訴訟は、お上の言うことをご無理ごもっともと聞くような独裁政治・専制政治の下では起こりえないものであり、その意味で、人権や民主主義が浸透しているからこそ、こういう訴訟が多く起きてくるのであり、「人権とか、民主主義というものが、それだけ日本に根づきつつあるという意味では、肯定的な評価をしていいのではないか」と述べている（後藤田正晴『二十世紀の総括』生産性出版、1999年、149-150頁）。

14 砂川基地の拡張は、1955年に突如発表された、立川米軍飛行場に核兵器搭載もできるような大型爆撃機離発着を可能にする滑走路の延長計画によるものであり、それは砂川町の唯一の幹線道路の遮断も意味するため、土地を奪われる農民のみならず町長を含めた町を挙げた反対運動へと発展した。労働組合や学生の支援も受けた反対同盟は「土地に杭をうたれても心に杭はうたれない」という有名な合言葉の下、測量の強行に対して、測量対象地の周囲に座り込みで立ち入りを阻止するが、警官隊の実力行使があっても耐えるだけで反撃しないという方針の下、抵抗闘争が行われ、警官隊との大規模な衝突が繰り返されたが、緑のいも畑が血で染まるような警官隊の「むき出しの暴力」行使の状況が報道され、警察、政府への批判が集中し、測量はいったんは中止されるに至った。しかし、その後、1957年７月８日、測量が強行され、これに反対する町民、支援者が示威行動を開始した中で、本件事件が発生したとされる（内藤功『憲法９条裁判闘争史』かもがわ出版、2012年、54頁、新井章『体験的憲法裁判史』岩波書店、同時代ライブラリー、1992年、10頁以下、参照）。

15 当時、一般的には、軽犯罪法第１条32号により、正当な理由なく立入禁止の場所等に入った者に対する処罰規定があり、同法では「拘留又は科料（情状により刑を免除又は併科し得る）」を科し得るにとどまるのに対して、安保条約に基づく刑事特別法第２条では、「一年以下の懲役又は二千円以下の罰金若しくは科料」を科し得るとされ、後者の方が重罰を科することができる（第１審判決の認定事実より）。

16 「跳躍上告」とは、刑事訴訟において、第１審判決に対し、控訴を経ずに最高裁判所に申し立てを行うことである。刑事訴訟法第406条にその根拠があり、刑事訴訟規則第254条及び第255条に定められている。第１審判決において、法律、命令・規則もしくは処分が憲法違反であるとした判決、及び地方公共団体の条例又は規則が法律に違反するとした判決に対して行なうことができるとされる。

17 最高裁決定1963年12月25日判例時報359号12頁。

18 東京地方裁判所判決1959年３月30日下刑集（下級裁判所刑事裁判例集）１巻３号776頁。

19 最高裁判所大法廷判決1959年12月16日刑集（最高裁判所刑事判例集）13巻13号3225頁。

20 山内前掲書、106頁。なお、山内は、当時の駐留米軍合憲論への批判・違憲論の例として、恒藤恭、鈴木安蔵、中村哲、平野義太郎の見解をあげている。

21 この学整理につき、山内前掲書、116頁を参照した。

22 横田喜三郎『自衛権』有斐閣、1951年、210-211頁。

23 宮沢俊義[芦部信義補訂]『全訂日本国憲法』日本評論社、1978年、180頁。

24 法学協会編『註解日本国憲法』上巻、有斐閣、1953年、240頁。

25　同上書、241頁、参照。なお、『註解日本国憲法』は、基本的に条約優位説を採り、また条約が違憲審査の対象とはならない旨を明らかにしている（同書下巻、有斐閣、1953年、1218、1484頁参照）。

26　田畑忍『戦争と平和の政治学』有斐閣、1952年、120頁以下参照。ただし、田畑は、「特定外国軍の駐屯又は駐留は、戦争を惹起し又は戦争にまき込まれる心配を伴っていることを掩えない。……消極的な軍事協定も締結も、けっきょくは、戦争の惨禍を起こさしめざらんとする平和憲法の精神に反し、この点に於て違憲性を帯びる疑いがある」とも述べている。

27　山内前掲書、110頁。山内は、砂川事件以降の安保条約についての憲法学説の状況を分析し、「砂川事件をめぐる二つの判決は、学界に対しても大きなインパクトを与えたのであり、これらの判決を契機として、学界の動向は、従来とは異なったものへと変わっていったのである。すなわち、横田喜三郎や宮沢俊義などの次の世代の学者の多くはむしろ一審判決を支持し、最高裁判決に対しては批判的な見解を採ることとなった」（同書、109頁）と指摘して、そうした学説として、小林直樹、長谷川正安、有倉遼吉、黒田了一、杉村敏正、小林孝輔、星野安三郎、渡辺洋三、一円一億などの見解をあげている（同書、110-111頁）。また、「このような状況は、その後新安保条約の固定期間（1970年）が切れて以降も基本的には変わることなく、というよりも、その後はより多角的な観点からする問題指摘をも生み出しつつ、今日まで存続してきたと言ってよい」（同書、111頁）とも指摘して、和田英夫、深瀬忠一、針生誠吉、清水睦、杉原泰雄、樋口陽一、新井章、影山日出弥、大須賀明、浦田賢治、隅野隆徳、吉田善明、太田一男、横田耕一、野中俊彦、森英樹、浦部法穂などの見解をあげている（同書、114頁）。

28　小林直樹「砂川判決と日本国憲法」『世界』162号、1959年、小林直樹「自衛権・戦力・駐留軍」『憲法判例百選』＜第一版＞1963年、いずれも、小林直樹『憲法判断の原理』下巻、日本評論社、1978年所収。

29　なお、憲法と条約の関係については、浦田賢治「戦後理論史における憲法と条約」全国憲法研究会編『憲法問題２』三省堂、1991年等参照。

30　小林前掲『憲法判断の原理』下巻、188頁。

31　同上書、192-193頁。

32　同上書、186頁。

33　同上書、187頁。

34　「立法事実（legislative facts）」とは、「違憲か合憲かが争われる法律の立法目的および立法目的を達成する手段（規制手段）の合理性を裏づけ支える社会的・経済的・文化的な一般事実」とされる（芦部前掲書、372頁）。これについて、芦部信喜は、次のように指摘する。

　立法事実については、「立法当時の過去の事実そのものではなく、裁判時において立法を支える事実に合理性があるか否かが問題になる。その場合、立法を支える事実は、立法目的の合理性（正当性）ないしそれと密接に関連する立法の必要性を裏づける事実だけではなく、立法目的達成手段（規制目的）が合理的（精神的自由が争点となる場合には必要最小限の意を強く含む）であることを基礎づける事実を含む。」「法律は一般に一定の事実状態を前提としてはじめて合憲性が認められるので、立法目的および立法目的達成手段の合憲性を判断するためには、できる限り社会科学の成果を利用して、立法事実（例えば、立法以前に存在した状態、それを改善する新しい立法の実効性、それから生ずる損失、より少ない犠牲で同じ利益を達成できる可能性などの事実）を明らかにすることが、必要不可欠である。」（芦部信喜『憲法学Ⅱ　人権総論』有斐閣、1994年、202-203頁）

35　森英樹「自衛権・戦力・駐留軍－砂川事件」『憲法判例百選Ⅱ』第５版、有斐閣、2007年参照。
36　山内敏弘・古川純『新版　憲法の現況と展望』（古川執筆部分、第９章「憲法訴訟の実際」）、北樹出版、1996年、396頁。
37　最高裁判所大法廷判決1996年８月28日民集（最高裁判所民事判例集）50巻７号1952頁。
38　古川前掲「憲法訴訟の実際」396頁。
39　森英樹「自衛権・戦力・駐留軍－砂川事件」『憲法判例百選Ⅱ』第５版、有斐閣、2007年、373頁、参照。
40　山内前掲書、117-118頁、杉原前掲書、131頁、参照。
41　新聞報道として、“「米軍違憲」破棄へ圧力 砂川事件、公文書で判明”共同通信社2008年４月29日、「公判日程米側に漏らす」『毎日新聞』2013年４月８日等、論評や研究として、吉田敏浩・新原昭治・末浪靖司『検証・法治国家崩壊－砂川裁判と日米密約交渉』創元社、2014年、布川玲子・新原昭治編『砂川事件と田中最高裁長官』日本評論社、2013年、新原昭治『日米「密約」外交と人民のたたかい』新日本出版社、2011年、末浪靖司『対米従属の正体』高文研、2013年、水島朝穂「砂川事件最高裁判決の『超高度の政治性』」（水島朝穂ホームページ「平和憲法のメッセージ」2013年４月15日 http://www.asaho.com/jpn/bkno/2013/0415.html）、同「砂川事件最高裁判決の『仕掛け人』」（同 HP2008年５月26日 http://www.asaho.com/jpn/bkno/2008/0526.html）等、参照。
42　なお、高村正彦自民党副総裁は、2014年３月31日の党安全保障法制整備推進本部の初会合において、砂川事件最高裁判決に言及し、「個別とか集団とか区別せず、国の存立をまっとうするために必要な自衛の措置をとることは当然であると（判決は）いっている」と指摘し、集団的自衛権にはさまざまなケースがあるとした上で、その一部は最高裁が認めた自衛権の範囲内であり、憲法の解釈変更で対応可能と語ったことが一時大きな反響を呼び起こした（『朝日新聞』2014年４月１日）。

　しかし、この判決から、自衛隊の合憲性（安倍晋三首相2013年10月22日衆議院予算委員会）を読み込んだり、ましてや集団的自衛権行使の合憲性を読み込むことはできないであろう。同判決は、駐留米軍の憲法適合性の判断に当たって「固有の自衛権」について言及したにすぎず、それ以上に「自衛の措置」の中身については言っていない（1968年３月16日衆議院予算委員会、高辻正巳内閣法制局長官）からであり、また、旧安保条約とそれに基づく駐留米軍の憲法適合性について判示した砂川事件最高裁判決の「固有の自衛権」は、「武力によらざる自衛権」（1950年１月28日衆議院本会議吉田茂首相答弁）を意味し、判決はそのような武力によらざる「自衛権発動の結果として安保条約を結ぶ」（1951年10月16日衆議院本会議吉田茂首相）ことが９条２項の戦力不保持規定に違反しないことを判示したにすぎず、同判決の「固有の自衛権」の中に個別的自衛権を含むということすら判決の射程を超えているという理解もある（水島朝穂「安保法制懇の『政局的平和主義』」『世界』2014年５月号、90頁）。まして、この中に集団的自衛権の合憲性を含んで読み込むことは法解釈論としては不可能ではないだろうか。なお、この問題の詳しい検討として、高見勝利「砂川最高裁判決、田中補足意見、『必要最小限度』の行使」奥平康弘・山口二郎『集団的自衛権の何が問題か』岩波書店、2014年等、参照。
43　自衛隊法第121条「自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。」

　これに対して、当時の刑法第261条（器物損壊等）は、「前三条ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壊又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス」（ただし、罰金等臨時措置法により「五百円以下」は二万五千円以下となる）と規定していた。

なお、現行法（2014年10月31日時点）では、同条の罰則は、「三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する」と規定している。

44　内藤前掲書、99–101頁、参照。

なお、内藤は、野崎氏が通信線を切断した「帰り道に兵隊が追いかけてきて、おれたちは国を守るためにやってるんだ、お前ら百姓のくせに生意気だというようなことを言いながら、押し倒し、ヘルメットで殴るという暴行を加えた」ということがあったにもかかわらず、彼ら自衛官たちの方は処罰されていないと指摘している（同書、101頁）。深瀬忠一『恵庭裁判における平和憲法の弁証』（日本評論社、1967年、21頁）も、「直後、隊員数名が追いかけてきて、『百姓のくせに生意気だ。やっつけろ』と、暴力沙汰になるもみ合いがあった」と同様の事実を記している。

45　下刑集９巻３号359頁、判時（判例時報）476号25頁、判タ（判例タイムス）204号219頁。

46　宮沢俊義「恵庭判決について」『ジュリスト』370号・1967年、深瀬忠一編『文献選集日本国憲法３　戦争の放棄』三省堂、1977年所収、引用は後者の175頁より。

47　有倉遼吉「法と政治－恵庭判決」『法学セミナー』135号、1967年、深瀬前掲『文献選集日本国憲法３　戦争の放棄』182頁。「判決は自衛隊法の合憲を前提としたもの」とする（後者の183頁）。

48　例えば、違憲の刑事立法によって、（その法律が定める）「犯罪」とは全く無関係な者が逮捕・起訴され、そのことが法廷において明らかになったような場合は、当該法律の憲法判断をするまでもなく被告人に対しては無罪の判決を下すのが裁判の常道ではないだろうか。

49　芦部信喜「法律解釈による憲法判断の回避－恵庭事件」『憲法判例百選Ⅱ』（別冊ジュリスト187号、2007年）。芦部は、「裁判所が憲法問題以外の主張について判断することによって訴訟を終局させることが可能な事件でも、事件の重大性、違憲状態の程度、その及ぼす影響の範囲、事件で問題とされている権利の性質、憲法判断で解決するのと法律解釈ないしその他の理由で解決するのと、その及ぼす影響がいかに違うかという判決の効果など、総合的に検討した結果十分の理由があると判断した場合には、憲法判断に踏み切ることができる」（375頁）と指摘する。

50　山内敏弘「平和主義」樋口陽一・山内敏弘・辻村みよ子・蟻川恒正『新版　憲法判例を読み直す』日本評論社、2011年、20頁。

51　深瀬忠一「平和憲法はたたかって守られ発展する」杉原泰雄・樋口陽一編『日本国憲法50年と私』岩波書店、1997年、174頁、参照。

深瀬は、この事件の背景として、1963年３月７日『北海道新聞』の３面にごく小さく載った同事件を自衛隊法121条（防衛器物損壊罪という重罰規定）によって起訴する旨を報道した記事の重要性を見落とさなかった北海道大学法学部の一学生（後に国際基督教大学教授となる笹川紀勝）が法学部の当時助教授であった若い教員（深瀬忠一）に対して同事件の重要性を伝えたこと、それを重く受け止めた深瀬が彦坂敏尚弁護士と相談し憲法裁判として闘う態勢で臨むことに合意したこと、約10人からはじまった弁護団が全国から手弁当で集まった弁護士たちにより最終的には約400人の未曾有の弁護団となったこと（弁論において質量ともに圧倒的な優勢裡に進んだこと）、憲法学者ら百数十名が学会である「全国憲法研究会」を中心に共同研究とその成果の出版等を通じて裁判を理論面から支えたこと、自発的な無数の市民・主婦・学生たちによって広く支えられたことなどを挙げている（同書、173–175頁）。

52　深瀬忠一『恵庭裁判における平和憲法の弁証』日本評論社、1967年。

53　深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、1987年、405頁。

54　長沼ナイキ訴訟を詳細かつ具体的に分析したものとして、とくに、深瀬忠一『長沼裁

判における憲法の軍縮平和主義』日本評論社、1975年、福島重雄･大出良知･水島朝穂『長沼事件　平賀所管事件』日本評論社、2009年、参照。

55　深瀬前掲『戦争放棄と平和的生存権』407-410頁､山内前掲「平和主義」23-24頁､参照。

56　浦部法穂『憲法学教室Ⅱ』日本評論社、1991年、174-175頁。

57　深瀬前掲『戦争放棄と平和的生存権』415頁。

58　小林直樹「防衛問題の新状況」『ジュリスト』586号、1975年５月１日号、16頁。

59　なお、内藤功弁護士は、自衛隊の違憲性の立証について、自衛隊の兵器・装備・兵員等の規模・内実のみを見てそれが憲法９条２項に違反する「戦力」か否かという点にだけを裁判で論証しようとするだけでは不十分であり、自衛隊が組織・機構・装備・作戦・運用等において米軍と一体化しむしろ従属的軍隊としての性格を有することが自衛隊の違憲性を論証することにとって不可欠であったことを強調し、次のように言う。

「弁護団の冒頭陳述書を作ったときに第１章として、自衛隊の違憲性、その立証計画を立てるわけです。……どう立論するかを考えぬいて資料を読みこんだ結論は、本質中の本質は自衛隊は米軍に従属する軍隊である、それを冒頭に１として置いたんです。２として、故に自衛隊は攻撃的な軍隊なのであるとした。３は、故に自衛隊は反人民的な軍隊なのである。４で、故に自衛隊は憲法９条につきいかなる解釈手法を採ろうとも憲法違反の軍隊であるということです。いかなる解釈手法ということを書いたのは、自衛の戦力ならば許されるという立場に立っても、自衛隊は自衛を逸脱した軍隊だから自衛の戦力ではないという論法を考えた結果です。」（内藤前掲書、84頁。なおこの論法は長沼訴訟の前の恵庭事件のときより考察されていたとされる。）

この点について、福島判決は、源田実・元自衛隊航空幕僚長証言などを根拠に、次のように述べていることは注目すべきであろう。

「元航空幕僚長源田実は航空自衛隊の任務につきつぎのように述べている。『１航空自衛隊の任務はアメリカの反撃力のとびたつていく基地を守る、日本がもし反撃をやるならば日本の反撃力を守ることである。２レーダーもその相当部分は反撃兵力を目標に誘導する。また帰りをうまく誘導してやる。第二次戦争当時の日本の防空部隊みたいな形でただ守るだけでは大した意味をなさない。３その次に考えられるのは国土防衛であるが、これははるかにそれに付随したものとして出るわけである。４日本は非常に前進した位置にある。全面戦争がはじまつたときにさいごは陸上戦闘で追撃しなければならぬ。城下の誓いをさせるということがどうしても起つてくる。そういうばあいに前進基地としての役割を果す。５要するに主攻撃力としての米反撃力そのものを最も有効に働らかせるように日本が協力する。これが今の航空自衛隊の装備、兵力、思想をもつてやりうる最大限のことである。』まさにここに日本を基地とする米軍の攻撃作戦行動を誘導し、援護する従属部隊としての自衛隊の本質がある。とくに国土防衛は二のつぎであり、都市の防衛はたいして意味がないというのであるから自衛隊はわが国を防衛するものではなくアメリカ軍の攻撃力を防衛するものだということがはつきりしている。」

60　この「公序良俗」論と平和的生存権との関係については、浦田賢治「憲法裁判における平和的生存権」有倉遼吉先生還暦記念『現代憲法の基本問題』所収､早稲田大学出版部、1974年、参照。

浦田賢治早稲田大学名誉教授によると、同論文は、百里基地訴訟における鑑定意見書を論文化したものであり、浦田名誉教授は、当時、助教授就任直後であったが、急遽訴訟に関わることとなり、当該鑑定意見を作成したとされる。自衛隊違憲判決と史上初めて平和的生存権の主張を認めたことで世に知られる長沼訴訟第１審判決（1973年９月７日）と同時期に（作成上はそれより早い時期から）、百里基地訴訟でも平和的生存権論がまさに浦田名誉教授により展開されていたのだが、その特徴は、①平和的生存権は、９

条によって現実的に保障されるにしても、直接的には前文第２段が根拠となること、②権利の主体には日本国民個人だけでなく世界の諸民族が含まれること、③公権力の軍事目的追求によって平和的経済関係が圧迫されない権利や公権力による違憲的方策への抵抗についての違法性阻却（抵抗権）などが権利内容の具体例として列挙できることなどであったとされた（浦田名誉教授の学会報告[浦田賢治「いま百里基地訴訟を振り返る－平和的生存権論を中心に」日本平和学会2010年秋季研究集会]の中で言及されたものである。河上前掲「日本平和学会『憲法と平和』分科会報告」日本平和学会2011年秋季研究大会・浦田報告より）。

61　水戸地裁判決1977年２月17日判時842号22頁。

62　東京高裁判決1981年７月７日判時1004号３頁。

63　最高裁判決1989年６月20日民集43巻６号385頁。

64　古関彰一『基地百里』汐交社、1977年、池田眞規「百里基地事件」自由法曹団編『憲法判例をつくる』日本評論社、1999年、28頁、内藤前掲書、229-243頁。

65　河上前掲「日本平和学会『憲法と平和』分科会報告」（日本平和学会2011年秋季研究大会、古関報告より）参照。

66　深瀬前掲『戦争放棄と平和的生存権』417-418頁、参照。

67　内藤前掲書、242頁、参照。

68　内藤前掲書、254頁。内藤は、百里訴訟において、「戦争中は強制的に土地も家も取り上げられた。戦争[が]終わると開拓して米を作れと命令された、国の言うとおりにやってきた。それなのに、今度は自衛隊の土地だと言ってきても、絶対売らないという、非常に明確な、しかし土地と生活に根差した農民の根性と戦争体験が基本」にあり、例えば、「自衛隊の基地、戦争のための土地であれば金をいくら積まれたって売りません、平和のために使う土地であればただであげます」と証人尋問で述べるような「金では動かない」「地元の農民の役割」の重要性を指摘している（内藤前掲書、243頁、なお、引用に当たって[ ]内の一文字を付加している）。

69　内藤前掲書、261-263頁、参照。

70　「棄却（ききゃく）」とは、訴えの内容を判断した上で、請求を認めないことであり、判断した上で、というところが却下と異なる。これに対して、「却下（きゃっか）」とは、訴える資格がない、または訴える利益がないなどの理由で、訴えを認めないことであり、訴えの中身（被害の内容、請求）について判断しないことが棄却と異なる。

71　名古屋高等裁判所判決2008年４月17日判時2056号74頁。

72　私自身の内閣法制局の憲法９条解釈に対する見解については、河上暁弘「内閣法制局の憲法９条解釈」『広島平和研究』創刊号、2013年11月、参照。

73　この大森内閣法制局長官答弁の武力行使と一体をなす行為か否かの判断のための考慮事項は、①地理的関係：戦闘活動が行われている、または行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的関係、②行為の内容：当該行動等の具体的内容、③関係の密接性：他国の武力の行使の任に当たる者との関係の密接性、④相手の活動の現況：協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情といった４点である。なお、大森内閣法制局長官は、同様の答弁を、次の通り、1996年５月21日参議院内閣委員会においてもしている。

「各国軍隊による武力の行使と一体となるような行動に該当するか否かは、一つ、戦闘行動が行われている、または行われようとしている地点と当該行動の場所との地理的関係、二つ、当該行動の具体的内容、三つ、各国軍隊の武力行使の任にあるものとの関係の密接性、四つ、協力しようとする相手方の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して個々具体的に判断さるべきである、このように述べてきているわけでございまして、

ただ遠いところはいい、近いところはやばいというような、非常に粗な、粗い見解を述べたわけではございません」。

74　水島朝穂「空自イラク派遣に違憲判断―『そんなの関係ねぇ』？」2008年４月21日 http://www.asaho.com/jpn/bkno/2008/0421.html

75　なお、仮に政府見解のように、自衛隊を端的に憲法第９条違反ととらえず、またイラク支援特措法も違憲とはとらえない立場に立っても、自衛隊法やイラク特措法を通して、自衛隊のイラクでの活動が（法律違反というだけにとどまらず）違憲でもあると言えるといった理論は、もともと証人として証言をした小林武の理論であるが、それは自衛隊法やイラク支援特措法等に対して限定合憲解釈を施して、憲法第９条や平和的生存権が認められる範囲でそうした法律が成り立っているという見方をして、そこからはみ出すものは、法律に違反していると同時に憲法にも違反していると解するものである（小林武証人2007年10月25日第６回口頭弁論より http://www.haheisashidome.jp/shiryou/kousosin/ShoninJinmon/Kobayashi31-41.pdf, p.41.）。

76　判決では、「法規範性を有するというべき憲法前文が…『平和のうちに生存する権利』を明言している上に、憲法９条が国の行為の側から客観的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第３章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである」、としている。

77　判決では、「例えば、憲法９条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらさられるような場合、また、憲法９条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制される場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができ、その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある」、と判示している。

78　同氏の著作として、小林武『平和的生存権の弁証』日本評論社、2006年。また、近年の同氏の平和的生存権の理論化の試みとして、小林武「平和的生存権論の展開状況」『愛知大学法学部　法經論集』197号、2013年12月等、参照。

79　山内前掲書、288頁。小林もこの説を前掲書、49–50頁において、「簡潔かつ有益」として好意的に紹介している。

80　1996年５月10日湾岸戦争戦費支出市民訴訟東京地裁判決では、平和的生存権を「基本的人権の保障の基礎的な条件」としているが（この点は、百里基地訴訟東京高裁判決とほぼ同様）、名古屋高裁判決はより踏み込んだ表現を使っている。なお、その前審である名古屋地裁「田近判決」も「基底的な権利」という表現を使っている。

81　『判例時報』2046号124頁。この判決を評したものとして、水島朝穂「長沼から岡山へ―平和的生存権の発展」水島朝穂ホームページ『平和憲法のメッセージ』2009年３月２日（http://www.asaho.com/jpn/bkno/2009/0302.html）、小林武「イラク派兵訴訟岡山地裁判決と平和的生存権」『愛知大学法経論集法律編』181号、2009年８月、清水雅彦「憲法前文の平和主義にも注目しよう―平和的生存権の学説と判例」笹本潤・前田朗編著前掲『平和への権利を世界へ』55–56頁等。

82　丸山眞男『自己内対話』みすず書房、1998年、90頁。

活動報告

平和博物館から見る自治体の「平和」とヒバク情報

竹本　真希子
広島市立大学広島平和研究所

はじめに

本稿は広島市立大学平和関連特定研究費（2012年度～2013年度）を得て行った研究プロジェクト「平和博物館から見る自治体の『平和』とヒバク情報」の活動報告である。研究メンバーは、広島平和研究所の研究員である竹本真希子（研究代表）、河上暁弘、桐谷多恵子、高橋博子の４名である。以下では、研究プロジェクトの目的やこれまでの活動内容などについて報告する。

１．研究プロジェクトのねらい

「平和」の定義が歴史的に変化し、国や時代ごとにも異なるなかで、現在の日本における「平和」は何を意味するのか。そして平和博物館は観覧者に対してどのような「平和」を提示してきたのか。それは博物館が置かれた都市の歴史や政策と関係を持っているのか。本プロジェクトは、こうした問題に対する関心がもとになっている。

平和博物館における戦争展示と平和論については、これまでいくつもの研究がなされてきた。とくに日本の戦争の加害・被害と博物館展示をめぐる議論は活発で、最近では2014年８月号の『歴史評論』の特集「アジアの中の戦争遺跡」にいたるまで、博物館と戦争は多くの歴史研究者や博物館研究者の関心の的となっている。

そうしたなかで日本の博物館がこれまでどれだけヒバク（被爆・被曝）の情報を伝えてきたかを問うものは、多くなかった。このような状況を変えたのは2011年３月の福島における原子力発電事故であり、日本の原子力受容史に対する関心から、広島で開催されたアメリカによる原子力平和利用博覧会が大きく取り上げられ、博物館とその展示、それを受け入れる世論のあり方が改めて問われるようになってきた。福島の原発事故が我々に伝えたのは、1945年以後の社会で原子力についての情報、とくに広島・長崎の被害がいかに日本の社会で共有されてこなかったかということであり、現在、改めて全国各地で戦後、ヒバク情報がどのように伝えられてきたかを分析することは緊急の課題となっている。そのため本研

究プロジェクトは平和博物館の展示でもとくにヒバクに関する情報を扱い、とくに公立の博物館を主要な研究対象としている。それは自治体の歴史や戦争の記憶、平和行政がより館の展示や方針に反映されやすいからであり、これにより日本の公的な議論のなかにどれだけ核被害の情報がとりこまれてきたかの一端が見えてくるからである。したがって本研究課題は、各地域の平和博物館建設・運営・展示に関する議論についての文献・資料調査と博物館の実地調査および関係者へのインタビューから、日本各地の平和博物館がどのような「平和」を伝えようとしているのか明らかにし、各地の「平和」と自治体の行政や都市のアイデンティティー、さらに住民の意識や平和運動との関連を明らかにするものとなっている。その上で広島・長崎の被爆および核実験・原発事故などによるヒバク情報が各都市の伝える平和論にどのように組み込まれているかを検討し、戦後の日本の平和におけるヒバクの意味について考察している。本プロジェクトの代表者および分担者は博物館研究の専門家ではないが、法学、地方自治研究、広島・長崎の復興史、平和運動・平和思想史、アメリカ史、ドイツ史といったさまざまな視点を持ち込むことで博物館展示に対する違った見方を提供できると考えている。

本プロジェクトはまた、上記の問題に取り組む以外に、平和博物館研究および平和研究のネットワーク作りに貢献するという意図も持つ。平和博物館研究はこれまで立命館大学国際平和ミュージアムを中心に行われてきたが、平和学と関連した平和博物館研究そのものは比較的新しい分野であるといえる。実際に関わっている研究者も若手が多い。本プロジェクトはこうした若手のネットワークと連携し、京都からだけでなく広島からも平和博物館研究を活性化させ、平和に関する議論を深めることも目的としている。

2．フィールドワーク

本研究プロジェクトは博物館展示におけるヒバク情報を対象とするものであるため、日本国内の博物館のフィールドワークが研究遂行のための重要な位置を占めた。一部の館を除き、基本的には4名がそれぞれ独自に調査し、意見交換をするという形で進めた。これまでに訪問した博物館は、以下のとおりである。（五十音順、平和博物館には含まれないが参考とした館も含む。）

アウシュヴィッツ平和博物館、アクティブ・ミュージアム女たちの戦争と平和資料館、あーすぷらざ（神奈川県立地球市民かながわプラザ）、岡まさはる記念長崎平和資料館、沖縄県平和祈念資料館、沖縄県立博物館、川崎市平和館、国立歴史民俗博物館、昭和館、大刀洗平和記念館、東京都立第五福竜丸展示館、ナガサキピースミュージアム、中野区平和資料展示室、西宮市平和資料館、ピー

スおおさか、姫路市平和資料館、ひめゆり平和祈念資料館、広島平和記念資料館、ホロコースト記念館、遊就館、立命館大学国際平和ミュージアム、リバティおおさか（大阪人権博物館）

ピースあいちや埼玉県平和資料館など他にも取り上げるべき博物館はいくつもあるが、時間的制約や展示替えによる閉館などの理由でこれまでに訪問できなかった。これらについては、今後ひきつづき調査を行うこととする。

このうち長崎原爆資料館とひめゆり平和祈念資料館では、館の運営の担当者と意見交換を行う機会を得た。博物館をめぐる広島と長崎、沖縄の議論の違いや、展示の特徴、資料の保存、戦争および被爆の記憶の継承の問題点などについて議論を行った。

これまでに調査した館についてだけでも、広島平和記念資料館、長崎原爆資料館、東京都立第五福竜丸展示館のように原爆投下とビキニ被災という文字通りの「ヒバクの歴史」を正面から伝える館や、あーすぷらざ、立命館大学国際平和ミュージアムや川崎市平和館のように広義の平和概念から核兵器や核燃料サイクルを取り上げる博物館があり、ヒバク情報の伝え方に違いがみられる。また姫路市平和資料館のように都市の空襲と復興の歴史のなかで原爆を扱うもの、西宮市平和資料館のように非核都市としてのアイデンティティーと広島との協力関係を明示するものもある。こうした各館の特徴の違いを踏まえながら、日本の平和博物館におけるヒバク情報の詳細を今後明らかにする予定である。これらの博物館の多くが資料室または図書室を備えており、市民に戦争や原爆に関する情報を提供している。また多くの平和博物館では常設展示以外に原爆展示などの特別展示を行うことがあり、これらの場所・機会に核に関する情報がどのように伝えられているのかについても、考察が必要である。

３．研究会・市民講座

本プロジェクトでは、上記のフィールドワークのほかに研究会を開催し、博物館研究者と活発な意見交換を行った。各研究会の内容については、文末に詳細を掲載する。

すでに述べたように本研究プロジェクトのメンバーは博物館学の専門家ではないため、歴史学、国際関係学および法学研究者が平和博物館について考察するときの視点をどのように設定するのか、早い段階で議論しておく必要があった。そのため、第１回・第２回の研究会では、この点を中心に取り上げた。平和博物館研究における重要な議論のひとつが、そもそも「平和博物館とはなにか」という問題であり、2013年の日本平和学会秋季大会における執行部企画「平和学と平和

博物館――連携・協力の可能性と展望」でも取り上げられたように、「平和博物館」と「平和のための博物館」の定義については現在も議論の余地がある。第２回研究会の福島在行氏の「平和博物館を検討するために」と題する報告では、「平和博物館」の定義についてや、平和博物館の性格と展示の特徴、博物館の役割、博物館に見られる戦争の記憶と慰霊といった問題が論じられた。これを踏まえ、第３回以降の研究会では、本プロジェクトのメンバーがこれまでの研究成果を報告したほか、外部の平和博物館研究者を招き、個別研究の報告を開き、議論した。

さらに本研究プロジェクトの側からも博物館に関わる情報を発信すべく、市民向けに広島の被爆の歴史に関する情報を提供することを試みた。2012年11月に「シュモーハウス」が広島平和記念資料館の附属展示施設としてオープンしたのに伴い、同年11月1日に本研究プロジェクトと、広島市、（公財）広島平和文化センター、「グローバル・ヒストリーとしての平和研究にむけて―アウシュヴィッツとヒロシマの記憶」（科学研究費補助金基盤研究（Ｂ）研究課題、代表：竹本真希子）が主催となって、「フロイド・シュモーとシュモーハウス」に関する市民講座を広島平和記念資料館で開催した。竹本が「フロイド・シュモーとシュモーハウス」について報告したほか、同館学芸員の落葉裕信氏による報告（「シュモーハウスの展示について」）や、フロイド・シュモーと彼とともにアメリカから広島にやってきた仲間の遺族であるウィルフレッド・Ｐ・シュモー氏、ブルックス・アンドリュース氏による講演が行われた。さらに2013年３月には広島の被爆を考える機会を提供することを目的に、映画『ひろしま』（関川秀雄監督、1953年）の上映会を開催している。

このほかプロジェクトメンバー個々のこれまでの研究を生かし、河上が自治体と平和博物館設立の背景について、川崎市平和館建設調査委員会の会長を務めた小林直樹・東京大学名誉教授にインタビューを行っている。竹本はドイツを中心としたヨーロッパの博物館の例と日本の平和博物館の違いについて、高橋はアメリカの博物館における核兵器の展示について、桐谷は復興期の広島における原爆資料収集と資料館設立をめぐる議論について調査・報告する形で研究をすすめている。

おわりに

以上が、本研究プロジェクトの活動概要である。本稿は活動報告であるため、フィールドワークや研究会、インタビューなどを通じた具体的な研究成果は別稿に譲ることとしたい。最後に、この間、開催した研究会の記録を掲載して本稿の結びとしたい。なお、報告者の所属および職位は研究会開催時点のものであり、報告タイトルのみを掲載し、討論については省略した。

第１回（2012年７月24日）於：広島平和研究所
研究方針に関する打ち合わせ

第２回（2012年11月10日）於：広島平和研究所
福島在行（平和博物館研究者）「平和博物館を検討するために」

第３回（2013年７月29日）於：広島市まちづくり市民交流プラザ
竹本真希子「日本とドイツにおける戦争の記憶と博物館」

第４回（2013年９月13日）於：広島市まちづくり市民交流プラザ
河上暁弘「自治体による平和政策と平和憲法」

第５回（第１回京都･広島平和博物館合同研究会として）（2013年12月22日～23日）
第１日目　於：広島市まちづくり市民交流プラザ
第１部：博物館教育プログラム研修参加報告と意見交流
土肥幸美（平和博物館研究者）「ドイツの博物館視察報告」
第２部：個別研究報告
岩間優希（中部大学非常勤講師）「ヴェトナム戦争と報道写真」
桐谷多恵子（広島市立大学広島平和研究所講師）「占領体制下における広島・長崎の『復興』問題」
第３部：平和博物館関連報告
阿知良洋平（北海道大学大学院教育学院博士後期課程）「平和学習における生活像形成の意義―人権意識と自然との関連に着目して」
栗山究（早稲田大学非常勤講師）「地域志向型博物館論の生成過程」
福島在行（平和博物館研究者）「平和博物館研究の動向から見た課題（再）」
第２日目　広島市中区において、被爆遺構・記念碑をめぐるフィールドワーク

第６回（第２回京都･広島平和博物館合同研究会、第26回平和博物館研究会）（2014年３月16日）於：立命館大学アカデメイア21
第１部：個別報告
趙真慧（東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程）「韓国における植民地記憶の生成―韓国独立記念館の建立過程から」
第２部：広島市立大学平和博物館プロジェクト
竹本真希子（広島市立大学広島平和研究所講師）「広島平和研究所平和博物館プロジェクトの進捗状況」
河上暁弘（広島市立大学広島平和研究所講師）「自治体の非核・平和政策と平

和博物館」

桐谷多恵子（広島市立大学広島平和研究所講師）「広島・長崎における初期の被爆資料の収集・展示と被爆者の心象風景―『復興』の在り方を補助線に考える」

高橋博子（広島市立大学広島平和研究所講師）「アメリカ博物館の核兵器観」

『広島平和研究』投稿規程

広島市立大学広島平和研究所の紀要『広島平和研究』の執筆に際しては、本投稿規程によるものとする。投稿された論文は匿名の査読者（レフリー）による査読に付される。

1．使用言語

⑴ 日本語または英語で、オリジナルの、書き下ろしのものであること。
⑵ 邦文原稿の場合には、英文表記による表題と執筆者名を付すこと。

2．原稿と文字数

⑴ 原稿は、原則としてマイクロソフト・ワードで作成すること。
⑵ 特集論文、独立論文は、邦文16,000～25,000文字、英文8,000～10,000ワードとする。
⑶ 研究ノートは、邦文14,000～20,000文字、英文3,000～5,000ワードとする。
⑷ 書評は、邦文4,000～5,000文字、英文600～1,000ワードとする。
⑸ 注、および図表等は制限字数内に含めること。

3．原稿の書式

⑴ 邦文原稿の書式はA4横書き、36字×36行とすること。英文原稿の場合は、英語の投稿規程を参照すること。
⑵ 審査の都合上、論文には投稿者の氏名を掲載しないこと。論文とは別に、氏名、論文タイトル、所属と職名、Eメールアドレス、住所を記した文書を別ファイルとしてメールに添付して提出すること。

4．文章、および章、節、項

⑴ 邦文原稿の文章は、新字体、新仮名づかいによるものとする。また、本文と注における句読点は点（、）と丸（。）とし、原則としてコンマ（,）は用いない。
⑵ 章、節、項の見出しの数字は、以下のように統一する。なお、序章（はじめに・序論など）と終章（おわりに・結論など）には数字を振らない。
章　1．2．3．／節　⑴ ⑵ ⑶　／項　(a) (b) (c)

5．注と図表

⑴ 注は原則として論文末に一括すること。
⑵ 注番号は本文の該当箇所の右上付きに1、2、3のように通し番号で入れること。末尾の注の一覧にも1、2、3の番号を付すこと。
⑶ 注における参照文献の示し方は、原則として、著者、書名、発行所、発行年（もしくは著者、論文タイトル、掲載誌、巻・号、発行年月）、頁数とすること。
⑷ 図表、写真等には、通し番号を付し、本文中に挿入位置を明示し、別紙に印刷するなどして提出すること。

6．提出先

投稿原稿は電子メールで　office-peace@peace.hiroshima-cu.ac.jp　に送付すること。

Hiroshima Peace Research Journal Submission Guidelines

This guideline details the format and the style for manuscript submissions to ensure consistency and clarity in editing and publication. Manuscript citations should follow the Chicago Manual of Style. All papers are subject to anonymous peer review.

1. Language

All papers must be written in English or Japanese and must be original scholarship.

2. Manuscript and the Length

(1) Manuscripts should be prepared using Microsoft Word.
(2) Article length should be between 8,000 and 10,000 words, including notes, statistics, photographs, etc.
(3) Research notes and review essays should be between 3,000 and 5,000 words, including notes, statistics, photographs, etc.
(4) Book reviews should be between 600 and 1,000 words.

3. Manuscript Format

(1) The manuscript should be submitted digitally and should use a double-spaced 12 point font and A4 page formatting.
(2) To facilitate the blind review process, your name should not appear on any page of the submitted article. Please submit a separate cover sheet that includes your name, article title, position, institution, e-mail address and a mailing address.

4. Numbering of Sections

Headings and sub-headings should be numbered according to the following system: Major headings: 1.2.3; First sub-headings: (1) (2) (3); Second sub-headings: (a) (b) (c).

5. Notes, Tables, Figures, etc.

(1) Notes should be numbered sequentially throughout the text and inserted at the end of the text, rather than at the bottom of each page.
(2) Notes should be indicated in the text by superscript figures and collected at the end of the article in numerical number.
(3) Notes should follow this basic format:

Book: Author's given name or initial(s), author's family name, *title of book* [*italic*] (city of publication: publisher, year of publication), page numbers.

Journal article: Author's given name or initial(s), author's family name, "title of article," *name of journal [italic],* volume number (year of publication): page numbers.

Article in book: Author's given name or initial(s), author's family name, "title of article," in *title of book* [*italic*] editor(s) of book (city of publication: publisher, year of publication), page numbers.

(4) Tables, figures, images, etc. should be numbered and have brief titles. Indicate locations in the text to insert tables and figures. Submit tables, figures and images on separate sheets.
(5) A list of references in alphabetical order should be provided at the end of the article with family names appearing first.

6. Submission

Submission should be made via e-mail to: office-peace@peace.hiroshima-cu.ac.jp

編　集　後　記

『広島平和研究』第２号をお届けします。

本号は、新連載「平和研究の窓」と特集、独立論文、そして活動報告の計９本の原稿を掲載しています。若手から中堅、ベテランまで、幅広い層の皆様から力作を寄せていただきました。執筆者の方々に心から感謝いたします。

「平和研究の窓」は、平和に関心を寄せる広島内外の研究者などに執筆を依頼し、個人的な体験や思いを交えながら、平和への道筋や条件、課題などを論じていただく新企画です。読者の方々にとって、平和について考えるヒントとなり、また平和研究への導入部となることを願っています。初回は、原子核物理学がご専門の葉佐井博巳先生（広島大学名誉教授）にお願いしました。14歳の時に広島で原爆に遭遇し、敗戦と占領という激動の時代を生き抜いてきた体験が紡ぎ出す言葉に、被爆70年の今、改めて耳を傾けたいと思います。

特集では、2014年３月に60年を迎えたビキニ水爆被災事件に焦点を当てました。米軍による水爆実験の実態や世界的影響、現代的な意味を探究する論考４本を収録しています。独立論文では、北朝鮮問題や憲法問題、ASEAN の動向など、現代日本をとりまく重要な問題群を論じた３本を、活動報告では、日本国内の平和博物館における「平和」と「ヒバク」（被爆と被曝）の扱われ方を検討したレポートを掲載しました。

巻末には投稿規程を掲げました。広島平和研究所のウェブサイトにも、投稿規程や次号の特集テーマなどの関連情報を掲載します。皆様からの投稿をお待ちしています。　　（永井　均）

広島平和研究　第２号
Hiroshima Peace Research Journal, Vol. 2

2015年３月16日発行

発　行：広島市立大学広島平和研究所
所長　吉川　元
〒731-3194
広島市安佐南区大塚東3－4－1
電話　　082-830-1811
ファクス　082-830-1812

編　集：広島平和研究所　編集委員会
（河上暁弘、ナラヤナン・ガネサン、
永井　均）